荒川区地域防災計画

（令和６年修正）

資料編

荒川区防災会議

荒川区地域防災計画

資料編

目　次

資料第１　法令・条例・要綱関係

資料第１－１　災害対策基本法（抄）..... 2
資料第１－２　荒川区防災会議条例..... 15
資料第１－３　荒川区防災会議委員構成..... 17
資料第１－４　東京都震災対策条例..... 19
資料第１－５　荒川区災害対策基本条例..... 30
資料第１－６　荒川区災害対策本部条例..... 37
資料第１－７　荒川区災害対策本部条例施行規則..... 38
資料第１－８　荒川区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する
　　法律施行細則..... 86
資料第１－９　荒川区災害対策本部組織図..... 91
資料第１－10　荒川区災害対策本部会議構成図..... 92
資料第１－11　東京都帰宅困難者対策条例..... 93
資料第１－12　災害救助法(抄)..... 97
資料第１－13　災害救助法施行令（抄)..... 99
資料第１－14　区市町村別災害救助法適用基準表..... 100
資料第１－15　災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・区市町村）..... 101
資料第１－16　激甚法に定める事業及び都関係局..... 105
資料第１－17　激甚災害指定基準..... 107
資料第１－18　局地激甚災害指定基準..... 110
資料第１－19　災害弔慰金の支給等に関する条例..... 112
資料第１－20　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則..... 118
資料第１－21　被災者生活再建支援法..... 124
資料第１－22　被災者生活再建支援法施行令..... 133
資料第１－23　荒川区震災等による被災市街地復興条例..... 138
資料第１－24　荒川区震災等による被災市街地復興条例施行規則..... 142
資料第１－25　荒川区復興本部組織図..... 144
資料第１－26　荒川区災害対策基金条例..... 145

資料第２　協定・覚書関係

民間事業者等との災害時協定一覧..... 148
自治体間の災害時相互応援協定一覧..... 151
資料第２－１　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書..... 152
資料第２－２　災害時におけるボランティア活動に関する協定..... 156
資料第２－３　災害時における施設利用に関する協定書..... 159
資料第２－４　災害時における応急対策業務に関する協定書..... 162
資料第２－５　災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書..... 164
資料第２－６　災害時等における無人航空機等を活用した支援業務に関する協定書... 167
資料第２－７　災害時における応急対策活動支援に関する協定書..... 170
資料第２－８　災害時における運搬車両類の提供に関する協定書..... 172
資料第２－９　災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定..... 174
資料第２－10　災害時における応急対策業務に関する協定書..... 176
資料第２－11　災害時等における応急活動に関する協定書..... 178
資料第２－12　災害時等における応急活動に関する細目協定..... 181
資料第２－13　災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する協定書..... 183
資料第２－14　災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する実施細目..... 186
資料第２－15　災害時における仮設電力供給等に関する協定書..... 188
資料第２－16　荒川区街なかメガソーラーへの登録に係る協定書..... 190
資料第２－17　災害時における給電車両貸与に関する協定書..... 192
資料第２－18　災害時における電動車両等の支援に関する協定書..... 196
資料第２－19　電気自動車を活用した災害連携協定..... 200
資料第２－20　荒川区と吉川町の非常災害時等における相互応援に関する協定..... 204
資料第２－21　荒川区と大多喜町の非常災害時等における相互応援に関する協定..... 206
資料第２－22　荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定..... 208
資料第２－23　荒川区と鴨川市の非常災害時等における相互応援に関する協定..... 210
資料第２－24　荒川区と石川町の非常災害時等における相互応援に関する協定..... 212
資料第２－25　災害時等における相互応援に関する協定..... 214
資料第２－26　災害時における相互応援に関する協定書..... 217
資料第２－27　災害時における相互応援に関する協定書..... 219
資料第２－28　災害時における相互応援に関する協定書..... 221
資料第２－29　災害時における相互応援に関する協定書..... 223
資料第２－30　災害時における相互応援に関する協定書..... 225
資料第２－31　災害時における相互応援に関する協定書..... 227
資料第２－32　災害時における相互応援に関する協定書..... 229

資料第２－33　災害時における相互応援に関する協定書..... 231
資料第２－34　災害時における相互応援に関する協定書..... 233
資料第２－35　災害時における相互応援に関する協定書..... 235
資料第２－36　災害時における相互応援に関する協定書..... 238
資料第２－37　災害時における相互応援に関する協定書..... 241
資料第２－38　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定..... 244
資料第２－39　特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目..... 248
資料第２－40　職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援
に関する実施細目..... 250
資料第２－41　救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援
に関する実施細目 251
資料第２－42　避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置
その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目..... 252
資料第２－43　被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目..... 253
資料第２－44　被災住民の受入れに関する実施細目..... 254
資料第２－45　動物の保護に関する実施細目..... 255
資料第２－46　医療救護活動に関する実施細目..... 256
資料第２－47　ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目..... 257
資料第２－48　災害時要援護者の救援支援に関する実施細目..... 258
資料第２－49　遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目..... 259
資料第２－50　道路の早期復旧に関する実施細目..... 260
資料第２－51　応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査
及びり災証明発行に関する実施細目..... 261
資料第２－52　仮設住宅の提供に関する実施細目..... 262
資料第２－53　帰宅困難者対策に関する実施細目..... 263
資料第２－54　児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目..... 264
資料第２－55　被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供
に関する実施細目..... 265
資料第２－56　九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する
申し合わせ事項..... 266
資料第２－57　災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書..... 267
資料第２－58　災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定..... 270
資料第２－59　災害時等における緊急物資等の荷役及び配送等に関する協定書..... 274
資料第２－60　災害時の情報交換に関する協定..... 277
資料第２－61　災害に係る情報発信等に関する協定..... 279
資料第２－62　災害時における放送要請に関する協定書..... 281

資料第２－63　災害時における放送要請実施細目..... 283
資料第２－64　非常通信の運用に関する協定書..... 284
資料第２－65　災害時における行政手続の支援活動に関する協定書..... 286
資料第２－66　災害時における重等症者等の受入れに関する協定書..... 289
資料第２－67　災害時における重等症者等の受入れに関する協定書..... 291
資料第２－68　災害時における重等症者等の受入れに関する協定書..... 292
資料第２－69　災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書..... 294
資料第２－70　災害時の医療救護活動についての協定書..... 298
資料第２－71　災害時の医療救護活動実施細目..... 301
資料第２－72　医療救護に係る費用弁償に関する覚書..... 303
資料第２－73　災害時における歯科医師会の協力に関する協定書..... 305
資料第２－74　災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目..... 307
資料第２－75　災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書..... 308
資料第２－76　災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目..... 310
資料第２－77　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書..... 311
資料第２－78　災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書..... 313
資料第２－79　災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目..... 315
資料第２－80　災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書..... 316
資料第２－81　災害時における緊急輸送業務に関する協定書..... 319
資料第２－82　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書..... 322
資料第２－83　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目... 325
資料第２－84　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書..... 327
資料第２－85　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目... 330
資料第２－86　災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書..... 332
資料第２－87　災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書..... 335
資料第２－88　災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目..... 338
資料第２－89　災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書..... 339
資料第２－90　災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書..... 342
資料第２－91　災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書..... 345
資料第２－92　災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書..... 348
資料第２－93　大規模地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の
一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書 351
資料第２－94　大規模地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の
一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書 353
資料第２－95　災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書..... 355
資料第２－96　災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書..... 358

資料第２－97　災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書..... 362
資料第２－98　災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書..... 365
資料第２－99　災害時等における応急活動に関する細目協定..... 368
資料第２－100　災害時等における応急活動に関する細目協定..... 371
資料第２－101　災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書..... 374
資料第２－102　災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力
に関する協定書..... 377
資料第２－103　災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力
に関する協定書..... 380
資料第２－104　災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力
に関する協定書..... 383
資料第２－105　災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書..... 386
資料第２－106　災害時における施設利用に関する協定書..... 389
資料第２－107　災害時における施設利用に関する協定書..... 391
資料第２－108　荒川区立【　施　設　名　】における災害時等の対応
及び災害応急復旧対策活動での施設利用への協力に関する協定..... 393
資料第２－109　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書..... 397
資料第２－110　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書..... 401
資料第２－111　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書..... 405
資料第２－112　災害時における施設等の利用に関する協定..... 409
資料第２－113　災害時における施設等の利用に関する協定..... 413
資料第２－114　災害時における施設等の利用に関する協定..... 417
資料第２－115　災害時における語学ボランティア協力に関する協定書..... 421
資料第２－116　災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定..... 423
資料第２－117　災害時における動物救護活動に関する協定書..... 425
資料第２－118　災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書..... 427
資料第２－119　災害時等における電力復旧等に関する相互支援協定..... 429
資料第２－120　災害時における停電復旧作業及び啓開作業の相互協力に関する覚書.. 432
資料第２－121　災害時における段ボール製品等の調達業務に関する協定書..... 435
資料第２－122　避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド
の供給に関する協定書..... 437
資料第２－123　災害時における段ボール製品等の優先供給に関する協定書..... 439
資料第２－124　災害時における米穀供給に関する協定書..... 441
資料第２－125　災害時における米穀供給に関する協定細目..... 443
資料第２－126　災害時における応急物資供給に関する協定書..... 444
資料第２－127　災害時における応急物資の優先供給に関する協定書..... 446

資料第２－128　災害時における応急物資の優先供給に関する協定書..... 448
資料第２－129　災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書..... 450
資料第２－130　災害時における応急資機材及び物資の優先供給等に関する協定書.... 452
資料第２－131　災害時における資機材等の優先供給に関する協定書..... 455
資料第２－132　給水施設の維持管理及び運用に関する協定書..... 457
資料第２－133　給水施設の維持管理及び運用に関する協定書の実施細目..... 458
資料第２－134　災害時の給水活動等に関する協定書..... 460
資料第２－135　災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書.... 462
資料第２－136　災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目.. 464
資料第２－137　災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定..... 465
資料第２－138　災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目.. 467
資料第２－139　災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定..... 468
資料第２－140　災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目.... 470
資料第２－141　震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書..... 471
資料第２－142　震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目..... 473
資料第２－143　災害時における給食業務の協力に関する協定書..... 474
資料第２－144　災害時における給食業務の協力に関する協定細目..... 476
資料第２－145　災害時協力井戸に関する協定書..... 477
資料第２－146　災害時協力井戸に関する協定書..... 479
資料第２－147　大地震時飲料水使用協定..... 481
資料第２－148　災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定..... 483
資料第２－149　災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定..... 486
資料第２－150　災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定..... 489
資料第２－151　災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定..... 492
資料第２－152　災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定..... 495
資料第２－153　災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定..... 498
資料第２－154　災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定..... 501
資料第２－155　災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定..... 504
資料第２－156　災害廃棄物の共同処理等に関する協定..... 507
資料第２－157　大規模な水害時における緊急避難に関する覚書..... 510
資料第２－158　大規模な水害時における緊急避難に関する覚書..... 511
資料第２－159　大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定書..... 512
資料第２－160　土砂災害時における近隣住民の緊急避難施設の提供
　　に関する協定書..... 514
資料第２－161　大規模水害時における庁有車の緊急避難駐車場所の提供
　　に関する覚書..... 516

資料第２－162　災害時における応急協力に関する覚書 519
資料第２－163　避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書 521
資料第２－164　避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目 523

資料第３　その他一覧等

資料第３－１　平成７年以降に発生した災害 526
資料第３－２　防災区民組織結成状況 531
資料第３－３　区民消火隊一覧 532
資料第３－４　避難援助体制一覧 533
資料第３－５　区民レスキュー隊一覧 534
資料第３－６　Ｄ級ポンプ配備一覧 536
資料第３－７　東京防災隣組認定団体一覧 540
資料第３－８　荒川区まちづくりマップ 541
資料第３－９　荒川区緊急輸送道路路線図 542
資料第３－10　防災広場一覧 543
資料第３－11　防災スポット一覧 544
資料第３－12　防火水槽一覧 545
資料第３－13　小型防火水槽一覧 546
資料第３－14　危険物施設現況表 549
資料第３－15　水防倉庫一覧 550
資料第３－16　緊急道路障害物除去路線網 551
資料第３－17　消防団資機(器)材格納庫所在一覧 552
資料第３－18　荒川区災害受援・応援ガイドライン（概要版） 553
資料第３－19　警察署管轄区域 555
資料第３－20　消防署管轄区域 556
資料第３－21　荒川区防災行政無線屋外子局設置場所一覧 557
資料第３－22　荒川区防災行政無線戸別受信機設置場所一覧 559
資料第３－23　荒川区防災対策用ＭＣＡ無線設置場所一覧 566
資料第３－24　高所カメラ設置場所一覧表 571
資料第３－25　23 区東北部災害拠点病院 572
資料第３－26　透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図 573
資料第３－27　一時滞在施設一覧 574
資料第３－28　災害時サポートステーション 575

資料第３－29　一時集合場所一覧（警察署管内別）..... 576
資料第３－30　避難路図（都市計画道路整備状況図）..... 578
資料第３－31　広域避難場所・地区内残留地区一覧..... 579
資料第３－32　指定避難所（一次避難所）一覧..... 581
資料第３－33　指定避難所（二次避難所）一覧..... 583
資料第３－34　指定避難所（福祉避難所）一覧..... 584
資料第３－35　その他公共施設一覧表..... 585
資料第３－36　荒川区避難所運営基準..... 586
資料第３－37　備蓄物資一覧表..... 598
資料第３－38　応急給水栓設置施設一覧..... 599
資料第３－39　備蓄倉庫一覧..... 600
資料第３－40　ミニ備蓄倉庫等一覧..... 601
資料第３－41　区有車現況..... 604
資料第３－42　荒川区における浸水被害一覧..... 605
資料第３－43　浸水実績図（荒川区）..... 606
資料第３－44　荒川区防災地図（水害版）..... 608
資料第３－45　荒川区石神井川洪水ハザードマップ..... 609
資料第３－46　荒川区高潮浸水ハザードマップ..... 610
資料第３－47　隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図..... 611
資料第３－48　荒川区土砂災害ハザードマップ..... 612
資料第３－49　大規模水害時における指定緊急避難場所一覧..... 613
資料第３－50　災害時地域貢献建築物一覧..... 619
資料第３－51　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧..... 620
資料第３－52　荒川下流タイムライン（拡大試行版）..... 641
資料第３－53　石神井川洪水対応タイムライン..... 642
資料第３－54　雨水流出抑制施設一覧..... 643
資料第３－55　土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧..... 645
資料第３－56　土砂災害対応タイムライン..... 646

資料第１　法令・条例・要綱関係

災害対策基本法（抄）

昭和 36 年 11 月 25 日法律第 223 号
最 終 改 正 令和 5 年 6 月 16 日

（定 義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ　内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ　内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

四　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その

他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ　都道府県相互間地域防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ　市町村相互間地域防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

２　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

３　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二　地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

２　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

３　前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（関係行政機関等に対する協力要求等）

第十三条　中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

２　中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすることができる。

（市町村防災会議）

第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第十七条　都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

２　前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（政令への委任）

第二十条　第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に関する協力要求）

第二十一条　都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）

第二十二条　地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

２　都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

２　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
３　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
４　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
一　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
５　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
６　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
７　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
８　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
（非常災害対策本部の組織）
（非常災害対策本部の組織）
第二十五条　非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。
２　非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
３　非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。
４　非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
５　非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
６　非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
二　副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理

大臣が任命する者

７　非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

８　非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。

９　第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。

10　非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。

11　非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。

12　非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

（職員の派遣の要請）

第二十九条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

２　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

３　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第三十条　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは

特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

２　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

３　前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

２　前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県防災計画）

第四十一条　都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第一項及び第六項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画

二　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する離島振興計画

三　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画

四　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画

五　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十四条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第十九条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画

六　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画

七　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第三条第一項に規定する半島振興計画

八　前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（市町村地域防災計画）

第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

５　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条　都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必

要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

２　都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

３　第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条　市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２　市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

３　第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（防災訓練義務）

第四十八条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

２　都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

３　災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

４　災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条　市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条　市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条　前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

２　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

３　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照ら

し緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

４　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

５　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

６　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

７　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

８　第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条　前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

２　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

３　警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

４　前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安

官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

３　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（他の市町村長に対する応援の要求）

第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

２　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

３　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県知事の従事命令等）

第七十一条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第

五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

２　前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条　政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

（特別区についてのこの法律の適用）

第百十条　この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

（罰　則）

第百十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第七十一条第一項の規定による都道府県知事（同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。）の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかつたとき。

二　第七十八条第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長（第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。）の保管命令に従わなかつたとき。

第百十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第七十一条第一項（同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）、第七十八条第二項（第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。）又は第七十八条第三項（第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　第七十一条第一項又は第七十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

荒川区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 1 日
条例第 8 号

(目的)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、荒川区防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。
(所掌事務)
第 2 条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
⑴　荒川区(以下「区」という。)地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
⑵　区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
⑶　前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
⑷　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、区長をもって充てる。
3　会長は、防災会議を代表し、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
⑴　指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
⑵　東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
⑶　警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
⑷　陸上自衛隊第一師団の隊員のうちから区長が任命する者
⑸　区長がその部内の職員のうちから指名する者
⑹　区の教育委員会の教育長
⑺　東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
⑻　消防団長で区長が任命する者
⑼　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者
⑽　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
⑾　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
6　前項の委員の総数は、60 人以内とする。
7　第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験者のうちから、区長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（部会）
第5条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
（議事等）
第6条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成9年3月21日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成12年3月22日条例第15号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則（平成18年7月7日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年10月12日条例第30号）
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　第1条の規定による改正後の荒川区防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後平成26年7月21日までに同条第5項第10条の規定に基づき任命する委員の任期は、平成26年7月21日までとする。

荒川区防災会議委員構成

役職	機関	会長及び委員
会長	荒川区	荒川区長
委員	国土交通省	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
	東京都	東京都建設局 第六建設事務所長 東京都水道局 東部第二支所長 東京都下水道局 北部下水道事務所長 東京都交通局 荒川電車営業所長 東京都交通局 日暮里・舎人営業所長
	警視庁	警視庁 第六方面本部長 警視庁 荒川警察署長 警視庁 南千住警察署長 警視庁 尾久警察署長
	東京消防庁	東京消防庁 第六消防方面本部長 東京消防庁 荒川消防署長 東京消防庁 尾久消防署長
	消防団	荒川消防団長 尾久消防団長
	陸上自衛隊	陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊 第五中隊長
	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 日暮里駅長 日本貨物鉄道株式会社 関東支社 隅田川駅長 日本郵便株式会社 荒川郵便局長 東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長 東京ガス株式会社 地域共創カンパニー 東京東支店長 日本通運株式会社 東京コンテナ支店 コンテナ事業所長 ヤマト運輸株式会社 隅田川コンテナ支店長 東日本電信電話株式会社 東京事業部 東京東支店長
	指定地方公共機関	京成電鉄株式会社 日暮里駅・新三河島駅長 東京地下鉄株式会社 北千住駅務管区 南千住地域区長 東京地下鉄株式会社 北千住駅務管区 新御茶ノ水地域区長 首都圏新都市鉄道株式会社 運輸部 秋葉原駅務管理所長
	医療機関	一般社団法人荒川区医師会 会長 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会 会長 一般社団法人荒川区薬剤師会 会長 荒川区獣医師会 会長

		公益社団法人東京都柔道整復師会 荒川支部長 東京女子医科大学附属足立医療センター 救急医療科 部長
委員	公的機関 学識経験者 防災区民組織 等	京成バス株式会社　金町営業所長 荒川区顧問（元気象庁長官） 荒川区顧問（一般財団法人都市防災研究所 理事長） 東京都立大学 健康福祉学部 教授 荒川区町会連合会 会長 NPO 法人荒川区高年者クラブ連合会 理事長 荒川区心身障害児者福祉連合会 会長 主任児童委員 荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員
	荒川区 荒川区教育委員会	荒川区 副区長 荒川区 副区長 荒川区 教育委員会 教育長 荒川区 区民生活部長 荒川区 危機管理専門監

東京都震災対策条例

平成一二年一二月二二日
条例第二〇二号

東京都震災対策条例を公布する。
東京都震災予防条例(昭和四十六年東京都条例第百二十一号)の全部を改正する。

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章　総則

第一節　目的

第一条　この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」と

いう。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節　知事の責務

(基本的責務)

第二条　知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3　震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条　知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第五条　知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第六条　知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2　知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第七条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第三節　都民の責務

第八条　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければな

らない。

一　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二　家具の転倒防止

三　出火の防止

四　初期消火に必要な用具の準備

五　飲料水及び食糧の確保

六　避難の経路、場所及び方法についての確認

3　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第四節　事業者の責務

（基本的責務）

第九条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（事業所防災計画の作成）

第十条　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

（事業所防災計画の届出）

第十一条　都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第二章　予防対策

第一節　震災に関する研究、公表等

第十二条　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2　都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3　知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4　知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節　防災都市づくりの推進

第十三条　知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　防災都市づくりに関する施策の指針

二　地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三　重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節　都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条　知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条　知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条　知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告する

ことができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第十七条　知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二　震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

（公共施設等の安全の確保）

第十八条　知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2　前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第十九条　都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2　知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第二十条　知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第二十一条　知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第二十二条　知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）

第二十三条　知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第四節　火災の防止等

（火災の防止）

第二十四条　知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

（初期消火）

第二十五条　都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

（火気使用器具の規制）

第二十六条　知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

（消防水利の確保及び消防力の強化）

第二十七条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2　知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

（建築物の不燃化）

第二十八条　知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2　消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

（延焼遮断帯の整備）

第二十九条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

（危険物取扱施設の安全の確保）

第三十条　知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（有害物取扱施設の安全の確保）

第三十一条　知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節　防災広報及び防災教育

（防災広報）

第三十二条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

（防災教育）

第三十三条　都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節　防災組織

（防災市民組織）

第三十四条　知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

（施設の防災組織）

第三十五条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

（業種別の防災組織）

第三十六条　危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

（防災リーダーの育成）

第三十七条　知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節　地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条　知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節　ボランティアへの支援

第三十九条　知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節　要援護者に対する施策

第四十条　知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時

に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節　防災訓練

（防災訓練の実施）

第四十一条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

（防災組織の訓練）

第四十二条　第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3　知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節　都民等の意見

第四十三条　都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2　都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3　知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章　応急対策

第一節　応急体制等の整備

（災害応急体制の整備）

第四十四条　知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2　知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

（情報連絡体制の整備等）

第四十五条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

（他団体への協力要請の方法）

第四十六条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなけれ

ばならない。

第二節　避難

（避難場所の指定）

第四十七条　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2　知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

（避難道路の指定）

第四十八条　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

（避難場所及び避難道路周辺の不燃化）

第四十九条　知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

（避難誘導方法の確立）

第五十条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

（車両による避難の禁止）

第五十一条　都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2　震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条　知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2　知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4　知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十六条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を

説明し、協力を求めるものとする。

第四節　帰宅困難者対策

（帰宅困難者の事前準備）

第五十三条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第五十四条　知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章　復興対策

第一節　震災復興の推進

（震災復興体制の確立）

第五十五条　知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成十年東京都条例第七十七号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第五十六条　知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2　知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3　知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4　知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第二節　地域協働復興

（地域協働復興に対する理解の促進等）

第五十七条　知事は、地域協働復興（震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

（復興市民組織）

第五十八条　知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2　知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第五章　委任

第五十九条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

荒川区災害対策基本条例

平成 14 年 3 月 15 日
条 例 第 2 号

荒川区民は、区民の生命と生活を脅かす震災や水害などの危機に際し、自ら災害に立ち向かうとともに、互いに助け合い支え合い、困難を乗り越え、かけがえのないこのまちを守ってきた。

荒川のまちに息づく「自らの生命は自らが守る」という自助・自立の精神と、「自らのまちは自らが守る」という互助・連帯の精神は、すべての災害対策の基本となるべきものである。

私たちは、この精神を受け継ぎ、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の大災害の教訓に学び、安全で安心して暮らせる「防災安心社会」の実現に向け、強い危機管理意識の下に力を合わせて災害に立ち向かう決意を表明し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、大規模な震災、火災その他の災害（以下「災害」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「災害対策」という。）に関し、区長、区民、町会・自治会単位で区民が自主的に組織した防災組織　（以下「防災区民組織」という。）、区内で事業を営む者（以下「事業者」という。）等の責務を明らかにするとともに、災害対策全般についての基本的事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（区長等の責務）

第 2 条　区長は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払うものとする。

2　区長は、荒川区地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき荒川区防災会議が作成するものをいう。）の定めるところにより、総合的かつ計画的に災害対策を推進するものとする。

3　区長は、前項に規定する荒川区地域防災計画その他の防災計画の策定に当たっては、地域の実態把握に努めるとともに、区民、防災区民組織及び事業者（以下「区民等」という。）並びに消防署、警察署等の災害対策を実施する機関（以下「防災関係機関」という。）から意見を聴取するものとする。

4　区長は、災害対策に関する事業（以下「災害対策事業」という。）の実施に当たっては、

区民等及び防災関係機関の協力を求めるとともに、区民等が自主的に行う災害対策に関する活動に対し、必要な指導、助言及び支援を行うものとする。

5　区長は、災害対策事業の円滑な実施を図るため、国及び東京都(以下「都」という。)、他区その他の地方公共団体と連絡調整を行うとともに、国及び都、他区その他の地方公共団体が実施する災害対策事業に協力するものとする。

6　区職員は、災害時における迅速な応急活動等が実施できるよう、日頃から防災知識の習得に努めるとともに、非常時を想定した訓練等を通じて、危機管理意識及び災害対策に係る実践能力の維持・向上に努めるものとする。

(区民の責務)

第3条　区民は、日頃から防災知識の習得に努め、自らの住居からの出火を防止するとともに、災害に備え、次に掲げる手段を講ずるよう努めるものとする。

⑴　住居等の耐震性及び耐火性の確保

⑵　家具の転倒防止

⑶　初期消火に必要な消火器等の準備

⑷　消火及び生活用の貯水

⑸　飲料水及び食糧の確保

⑹　避難の経路、場所及び方法についての確認

⑺　前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要なこと。

2　区民は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練に積極的に参加するなどして、防災行動力を身につけるよう努めるものとする。

3　区民は、災害時においては、自らの安全を確保するとともに、情報の収集に努め、相互に協力して、初期消火並びに消防署及び警察署への通報等を行い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保並びに地域社会の混乱の防止に努めるものとする。

(防災区民組織の責務)

第4条　防災区民組織は、災害に備え、消火、救助及び救護の活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的に訓練を行うことにより、消火、救助及び救護に関する技術の習得及び向上に努めるものとする。

2　防災区民組織は、災害時においては、区、消防署、消防団、警察署、事業者等と協力して、消火、救助、救護、避難誘導、避難所運営等の活動に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条　事業者は、その社会的責任を自覚し、災害に備え、次に掲げる手段を講ずるよう努めるものとする。

⑴　施設及び設備の耐震性及び耐火性の確保

⑵　自衛消防隊等自主防災組織の設置

⑶　消火、救助及び救護に必要な資機材の整備

⑷　飲料水及び食糧の備蓄

⑸　前各号に掲げるもののほか、事業所の防災対策に関し必要なこと。

2　事業者は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練等を実施し、災害対策の充実に努めるものとする。

3　事業者は、災害時においては、初期消火並びに消防署及び警察署への通報等を行うとともに、情報の収集に努め、事業所内の従業員及び顧客、事業所の周辺住民等の安全の確保に努めるものとする。

（帰宅困難者の責務）

第 6 条　区内の事業所、学校等に通勤し、又は通学する者等で徒歩により帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

第 2 章　予防対策

（災害に強いまちづくりの推進）

第 7 条　区長は、安全で安心して暮らせる災害に強いまちをつくるため、次に掲げる施策を推進するものとする。

⑴　道路、公園等都市基盤の整備

⑵　市街地再開発事業等まちづくり事業の実施

⑶　都市施設の耐震性及び耐火性の確保

⑷　防災機能を備えた広場の設置

⑸　細街路の拡幅及び隅切りの整備

⑹　ブロック塀等の生け垣化

⑺　耐火性の高い建築物への建替え

⑻　前各号に掲げるもののほか、都市の安全性を高めるために必要な施策

（火災の延焼防止措置）

第 8 条　区長は、災害時における初期消火及び火災の延焼防止のため、都と連携を図り、地域における消火器、消防水利、防災機能を備えた広場の設置等必要な施策を積極的に推進するとともに、区民等に対する消火訓練等を実施するものとする。

（防災意識の高揚等）

第 9 条　区長は、区及び防災関係機関が災害時に優先して行う応急活動の内容、区の防災体制の現状等について区民等に周知するとともに、防災に関する普及啓発活動を積極的に行い、区民等の防災意識の高揚及び防災知識の向上を図るものとする。

2　区長は、学校教育等を通じて、防災教育の充実を図るとともに、防災関係機関の協力の下、防災区民組織、事業者、地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて、区民等の防災行動力の向上を図るものとする。

3　区長は、国、都その他防災研究機関が行う地域危険度等の調査・研究結果を、区民等に積極的に公表するものとする。

（消防団への支援）

第 10 条　区長は、消防団が行う消防活動、救助活動、救護活動、訓練等の消防団活動が円滑に行われるよう支援するとともに、消防団員の確保について協力を行うものとする。

（防災区民組織の育成）

第 11 条　区長は、防災区民組織の活動に対し、支援及び協力を行い、その充実を図るものとする。

2　区長は、消防署、消防団、警察署等の協力の下、防災区民組織に対し、消火、救助及び救護の訓練に必要な指導を行うものとする。

（災害ボランティアへの支援）

第 12 条　区長は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を確保するため、災害ボランティアの育成を図るとともに、必要な支援を行うものとする。

（情報収集・伝達体制の整備）

第 13 条　区長は、災害時における情報の迅速な収集及び伝達を図るため、防災行政無線、映像伝送システム等の情報システムを整備するとともに、災害時に正常に稼動するよう、防災関係機関、防災区民組織等と定期的に通信訓練を行うものとする。

（一時集合場所、避難所等の確保及び周知）

第 14 条　区長は、災害時に区民等が町会・自治会ごとに集合して周囲の状況を判断する一時集合場所、被災者を収容する避難所等をあらかじめ確保するとともに、区民等に避難方法を周知するものとする。

（備蓄体制の整備）

第 15 条　区長は、災害時における必要な物資の供給を円滑に行うため、備蓄倉庫等を整備するとともに、運搬及び配給の体制を確立するものとする。

（応急医療体制の整備）

第 16 条　区長は、災害時における多数の負傷者の治療等に迅速に対応できるよう、荒川区医師会等の医療関係機関、消防署等と協議し、災害時における救護所の開設、傷病者の搬送、医薬品の運搬等の応急医療体制を整備するものとする。

（要援護者の支援体制の整備）

第 17 条　区長は、高齢者、障害者、外国人等災害時に援護を要する者について、災害時における避難誘導等の支援体制を整備するものとする。

（ライフライン事業者との連携）

第 18 条　区長は、上下水道、電気、ガス、通信、交通等区民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備(以下「ライフライン」という。)を管理する事業者と、災害時における円滑な連携を取ることができるよう、十分協議を行い、連絡体制の整備を図るものとする。

（協定団体との協力体制の確立）
第 19 条　区長は、災害時における飲料水、食糧、医薬品その他生活必需品の供給、緊急輸送の確保等について、災害時における相互応援又は協力に関する協定を締結している都、他区、姉妹・友好都市、民間団体等(以下「協定団体」という。)との間において、定期的に協議を行い、協力体制を確立するとともに、その拡充を図るものとする。
（防災訓練の実施）
第 20 条　区長は、都、自衛隊その他の防災関係機関、防災区民組織、事業者等と連携を図り、市街地発災型訓練、避難所開設訓練等の実践的な防災訓練を実施するものとする。

第 3 章　応急対策

（災害の発生のおそれがある場合の初動態勢の確立）
第 21 条　区長は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 9 条第 1 項の規定に基づく警戒宣言の発令があった場合等、区内で災害の発生のおそれがあるときは、直ちに防災行政無線等により区民等に周知するとともに、荒川区災害対策本部の設置等応急活動の態勢を速やかに確立するものとする。
2　前項に規定する場合においては、区民等は、防災活動の態勢を速やかに確立し、火気の使用の自主制限、安全点検、貯水等の予防的措置を講ずるものとする。
（災害発生時の初動態勢の確立及び応急活動の実施）
第 22 条　区長は、区内で災害が発生したときは、荒川区災害対策本部の設置等応急活動の態勢を速やかに整え、防災行政無線、区職員の実地調査等により迅速に被災状況等の情報を収集するとともに、防災関係機関、防災区民組織等と協力して救助、救護、避難誘導等の応急活動に当たるものとする。
2　区長は、前項の規定により収集した情報その他の応急対策に関する情報を防災行政無線等により、区民等に適切に提供するものとする。
3　区長は、区民の生命又は身体の安全の確保のため必要があると認めるときは、災害対策基本法の定めるところにより、避難の勧告、警戒区域の設定、立入りの制限等の措置を講ずるとともに、被害が甚大であるときは、自衛隊の災害派遣の要請を行うものとする。
（協定団体等への応援・協力要請等）
第 23 条　区長は、災害時において、応急活動に必要があると認めるときは、協定団体その他の地方公共団体、民間団体等に対し、応援又は協力を要請するものとする。
2　区長は、災害により防災関係機関の施設が倒壊し、又は使用が著しく困難になった場合において、応急活動に必要があると認めるときは、利用可能な区の施設を代替施設として提供するものとする。
（救援・救護）
第 24 条　区長は、災害時において、被災者の生活維持のため必要があると認めるときは、

速やかに飲料水、食糧、医薬品その他生活必需品の運搬及び配給の態勢を整え、被災者に供給するものとする。

2　区長は、災害により多数の負傷者が発生したときは、速やかに救護所を設置し、医療関係機関及び防災関係機関と協力して傷病者への医療措置等を行うものとする。

（避難所運営等）

第 25 条　区長は、災害時において、被災者の収容のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、防災区民組織等と連携してその運営に当たるものとする。

2　区長は、災害時において、被災者の居住場所の確保のため必要があると認めるときは、都と連携して応急仮設住宅の建設等を行うものとする。

（ボランティアの受入れ）

第 26 条　区長は、災害時において、区内外のボランティアによる救援活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受入態勢を速やかに整え、ボランティアと連携して応急活動に当たるものとする。

（帰宅困難者への情報提供）

第 27 条　区長は、災害時において、帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、他区その他の地方公共団体と連携を図り、帰宅困難者に対して適切に情報の提供等を行うものとする。

（ライフラインの復旧）

第 28 条　区長は、災害によりライフラインが被災したときは、各ライフラインの事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

（保健衛生及び環境衛生の保持）

第 29 条　区長は、災害時において、被災者に対する健康相談等の保健衛生活動を行うとともに、地域の環境衛生保持のため、ごみ、し尿、がれき等の迅速な処理を行うものとする。

（死亡者及び行方不明者の取扱い）

第 30 条　区長は、災害により死亡者又は行方不明者が発生したときは、警察署等と連携を図り、遺体の収容、行方不明者の捜索等を行い、人心の安定を図るものとする。

第 4 章　復興対策

第 31 条　区長は、災害により地域が甚大な被害を受けたときは、国、都、防災関係機関等と連携し、全力を挙げて、被災した区民の生活復興及び被災地の市街地復興を図るものとする。

2　区長は、被災地の市街地復興に当たっては、荒川区震災等による被災市街地復興条例（平成 13 年荒川区条例第 40 号）に基づき、区民及び事業者と協働して、総合的かつ計画的に推進するものとする。

第5章　委任

第32条　この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　大地震による延焼火災の防止等に関する条例(昭和55年荒川区条例第25号)は、廃止する。

荒川区災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 1 日
条例第 9 号

(目的)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、荒川区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるほか、本部による災害復興の実施について定めることを目的とする。
(本部の組織)
第 2 条　本部に本部長室及び部をおく。
2　本部長室に災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、部に部長を置く。
3　本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。
(職務)
第 3 条　本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
3　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
4　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
5　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。
(災害復興事業の実施)
第 4 条　区長は、区が災害により甚大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部の組織をもって、区民生活の再建及び市街地の復興に関する事業(以下「災害復興事業」という。)を計画し、実施する。
2　前項の規定により災害復興事業を実施する場合においては、本部を荒川区復興本部と称するものとする。
(委任)
第 5 条　前 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則
この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。
附　則(平成 8 年 3 月 22 日条例第 11 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 24 年 10 月 12 日条例第 30 号抄）
１　この条例は、公布の日から施行する。

荒川区災害対策本部条例施行規則

昭和38年８月１日
規則第９号
改正　昭和39年９月25日規則第40号
昭和40年10月６日規則第48号
昭和42年10月18日規則第28号
昭和48年10月５日規則第34号
昭和49年４月１日規則第16号
昭和49年12月１日規則第41号
昭和50年１月18日規則第４号
昭和51年12月１日規則第53号
昭和55年３月11日規則第12号
昭和55年12月26日規則第56号
昭和56年４月15日規則第20号
昭和56年７月２日規則第31号
昭和58年10月７日規則第43号
昭和59年６月30日規則第28号
昭和61年７月19日規則第43号
昭和63年４月１日規則第25号
昭和63年10月31日規則第51号
平成元年３月31日規則第13号
平成２年３月31日規則第８号
平成４年３月31日規則第８号
平成５年３月31日規則第17号
平成７年３月31日規則第22号
平成10年４月１日規則第33号
平成11年４月１日規則第５号
平成12年４月１日規則第48号
平成13年12月28日規則第58号
平成14年３月29日規則第22号
平成15年12月８日規則第54号

平成16年４月１日規則第29号
平成17年３月30日規則第21号
平成18年４月１日規則第43号
平成19年３月30日規則第18号
平成19年４月１日規則第29号
平成20年４月１日規則第30号
平成21年４月１日規則第34号
平成22年３月31日規則第21号
平成23年３月31日規則第10号
平成24年３月30日規則第18号
平成25年４月１日規則第34号
平成26年４月１日規則第31号
平成28年４月１日規則第45号
平成29年３月31日規則第23号
平成31年３月29日規則第26号
令和２年３月31日規則第27号
令和３年３月31日規則第27号
令和４年３月31日規則第17号
令和４年３月31日規則第18号
令和６年10月１日規則第50号

（本部長室の所掌事務）

第１条　本部長室は、次の事項について荒川区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

(1)　本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。

(2)　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(3)　避難の指示に関すること。

(4)　災害救助法（昭和22年法律第118号）の要請及び実施に関すること。

(5)　各区相互の応援に関すること。

(6)　都の委任事務の執行に関すること。

(7)　災害派遣及び応援の要請に関すること。

(8)　応急公用負担等に関すること。

(9)　災害対策に係る経費の処理方法に関すること。

(10)　部長会議の召集に関すること。

(11)　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

２　荒川区災害対策本部条例（昭和38年荒川区条例第９号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定により災害復興事業を実施するとき（以下「災害復興事業実施時」という。）は、本部長室は、前項に掲げる事項のほか、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

(1)　災害復興事業の総合的な計画に関すること。

(2)　災害復興事業に係る重要な情報の収集及び伝達に関すること。

(3)　災害復興事業に係る経費の処理方法に関すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、災害復興事業に係る重要な事項に関すること。

（本部長室の構成）

第２条　本部長室は、次の者をもって構成する。

(1)　災害対策本部長（以下「本部長」という。）

(2)　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

(3)　災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第３条　副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

２　条例第３条第２項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、荒川区長の職務代理順序に関する規則（平成19年荒川区規則第19号）に規定する順序により副区長である副本部長が本部長の職務を代理する。

（本部員）

第４条　本部員は、次の職にある者を充てる。

(1)　総務企画部長、区政広報部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、保健所長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長及び会計管理部長

(2)　教育委員会事務局教育部長

(3)　防災課長

(4)　区を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員

２　前項に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めたときは、荒川区勤務職員のうちから本部員を指名することができる。

（一部改正〔平成24年規則18号・25年34号・26年31号・28年45号・29年23号・令和２年27号〕）

（部及び課）

第５条　部に課を置くものとし、部に属すべき本部の職員は、荒川区組織規則（昭和40年荒川区規則第24号）、荒川区教育委員会事務局処務規則（昭和40年荒川区教育委員会規則第６号）及び荒川区会計管理者の補助組織の設置及び区長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年荒川区規則第８号）に規定する組織並びに議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、荒川区子ども家庭総合センター、荒川区立教育センター、区立小学校、区立中学校、区立幼稚園及び区立こども園（以下「通常の行政組織」という。）によるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、災対区民生活部に、本部長の承認を経て、区民生活部長があらかじめ指名した職員及び職員寮入居職員で構成する運用班を置く。

３　部、課及び運用班は、相互に連絡、報告及び活動の記録を行うものとする。

４　災害対策を行う部及び課の名称並びに部、課及び運用班の分掌事務は、別表第１のとおりとする。

５　災害復興事業実施時においては、当該事業を行う部及び課を置くものとし、その名称、分掌事務は、別表第２のとおりとする。

６　前各項に定めるもののほか、部に関し必要な事項は部長が、課又は運用班に関し必要な事項は課長又は班長が定める。

（一部改正〔平成25年規則34号・28年45号・31年26号・令和２年27号〕）

（応援協力）

第６条　部、課及び運用班は、本部の活動を行うについては、相互に応援協力しなければならない。

２　部相互の応援協力は本部長が、部内の応援協力は部長が、課又は運用班内の応援協力は課長又は班長が指示する。

（一部改正〔平成25年規則34号〕）

（部長会議）

第７条　本部長は、災害対策（災害復興事業実施時においては、災害対策及び災害復興事業）の推進を図るため、必要があると認めたときは、部長会議を開催することができる。

（職務権限）

第８条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指定された場合を除き、通常の行政組織

における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（雑則）

第９条　この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付　則

１　この規則は、昭和38年８月１日から施行する。

２　東京都災害救助隊荒川支隊規則（昭和23年規則第８号）は、廃止する。

付　則（昭和39年９月25日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和40年10月６日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和42年10月18日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和48年10月５日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和49年４月１日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和49年12月１日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和51年12月１日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和55年３月11日規則第12号）

この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

付　則（昭和55年12月26日規則第56号）

この規則は、昭和56年１月１日から施行する。

付　則（昭和56年４月15日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和56年７月２日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和58年10月７日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年６月30日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年７月19日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年４月１日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年10月31日規則第51号）

この規則は、昭和63年11月１日から施行する。

附　則（平成元年３月31日規則第13号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月31日規則第８号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月31日規則第８号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月31日規則第17号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月31日規則第22号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成10年４月１日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年４月１日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年12月28日規則第58号）

この規則は、平成14年１月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規則第22号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成15年12月８日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成16年４月１日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月30日規則第21号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年４月１日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第18号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年４月１日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第18号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年４月１日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年４月１日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第23号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日規則第26号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日規則第27号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第27号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日規則第17号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日規則第18号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、令和６年10月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

（全部改正〔平成26年規則31号〕、一部改正〔平成28年規則45号・29年23号・31年26号・令和２年27号・３年27号・４年17号・６年50号〕）

部	課又は班	分掌事務
災対総務企画部	災対総務企画課	１　災害対策に係る基本方針の策定に関すること。 ２　本部長室会議の運営に関すること。 ３　災害対策会議の運営に関すること。 ４　本部長の特命に関すること。 ５　本部長室の指示伝達に関すること。 ６　区保有施設の被災状況の集約に関すること。 ７　災害対策に係る男女共同参画に関する事項の調整に関すること。 ８　庁有車の使用状況の把握に関すること。 ９　議会と本部との連絡調整に関すること。 10　他部及び他班に属しないこと。 11　所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 12　所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 13　所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 14　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 15　所管する施設の被災状況の確認、管理及び

		保全に関すること。 16　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 17　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 18　所管する施設の復旧再開に関すること。 19　来庁者の避難及び保護に関すること。 20　部の職員の参集状況の確認に関すること。 21　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 22　他部への職員の派遣に関すること。 23　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 24　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 25　部の受援及び応援に関すること。 26　部の活動体制に関すること。 27　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 28　部の活動記録に関すること。 29　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 30　部の庶務に関すること。
	災対秘書課 （秘書係）	1　本部長及び副本部長の庶務に関すること。
	災対財政課	1　災害応急対策の予算措置に関すること。 2　災害応急対策の予算執行に関すること。 3　災害応急対策の予算配当に関すること。 4　災害対策基金の管理に関すること。 5　災害応急対策の財政調査に関すること。 6　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務

		のとりまとめに関すること。
災対管理部	災対経理課	1　本庁舎における来庁者の避難状況の集約に関すること。 2　契約事務に関すること。 3　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 4　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7　所管する施設の復旧再開に関すること。 8　来庁者の避難及び保護に関すること。 9　部の職員の参集状況の確認に関すること。 10　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 11　他部への職員の派遣に関すること。 12　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 13　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 14　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 15　部の受援及び応援に関すること。 16　部の活動体制に関すること。 17　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 18　部の活動記録に関すること。 19　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。

		20　部の庶務に関すること。
	災対秘書課 （総合相談係）	1　区民からの広聴に関すること。 2　区民からの相談及び問合せに関すること。
	災対職員課	1　災対各部職員の参集状況の集約、服務及び給与に関すること。 2　災対各部職員及びその家族の被災状況の集約に関すること。 3　災対各部職員の不足人員の集約、応援必要人員の算出並びに災対各部への派遣及び管理に関すること。 4　運用班受援調整担当との連携による応援要請の必要性の検討に関すること。 5　災対各部職員の健康管理及び健康相談に関すること。 6　災対各部職員の給食及び宿泊に関すること。 7　公務災害補償に関すること。 8　臨時に事務に従事する職員等の募集に関すること。
	災対営繕課	1　区有施設の被害状況調査及び応急修理に関すること。
	災対デジタル推進課	1　情報システムの使用環境の整備に関すること。 2　情報システムの復旧及び運用に関すること。
	災対会計管理課	1　出納経理に関すること。
災対区民生活部	災対区民課	1　避難所の開設計画及び調整に関すること。 2　地域の被災状況の調査及び報告に関すること。 3　日本赤十字東京都支部との連絡調整に関すること。

		４　指定管理施設以外の帰宅困難者一時滞在施設との連絡調整に関すること。 ５　被災相談所の開設及び運営の総括に関すること。 ６　一次避難所の開設及び管理運営に関すること。 ７　一次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 ８　義援金品の受領及び保管並びに支給及び配分計画に関すること。 ９　一次避難所活動の記録に関すること。 10　所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 11　所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 12　所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 13　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 14　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 15　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 16　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 17　所管する施設の復旧再開に関すること。 18　来庁者の避難及び保護に関すること。 19　部の職員の参集状況の確認に関すること。 20　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 21　他部への職員の派遣に関すること。

		22　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 23　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 24　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 25　部の受援及び応援に関すること。 26　部の活動体制に関すること。 27　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 28　部の活動記録に関すること。 29　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 30　部の庶務に関すること。
	災対戸籍住民課	１　区民の安否情報に関すること。 ２　安否不明者及び行方不明者の相談及び捜索に関すること。 ３　罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 ４　罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 ５　遺体収容所の設置及び運営に関すること。 ６　遺体の埋火葬に関すること。
	災対区民施設課	１　所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 ２　所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 ３　所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 ４　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		5　所管する施設の被害状況の確認、管理及び保全に関すること。 6　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対税務課	1　備蓄物資及び資機材の搬送及び配分に関すること。 2　備蓄物資及び資機材の輸送手段の確保に関すること。
	災対防災課	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対生活安全課	1　地域、避難所等における防犯及び治安に係る対策に関すること。 2　警察署との連絡調整に関すること。
	運用班	1　災害対策本部設置の上申に関すること。 2　非常配備態勢の管理に関すること。 3　災害情報の収集、分析及び伝達（伝令を含む。）に関すること。 4　被災状況の集約に関すること。 5　被災状況に応じた対処方針の立案及び上申に関すること。 6　災対各部が実施した応急復旧対策の状況

		把握に関すること。 ７　災対各部相互の調整に関すること。 ８　本部長及び本部長室の指示に関すること。 ９　災害対策会議の運営に関すること。 10　通信情報設備の管理及び運用に関すること。 11　区民への広報に関すること。 12　報道機関への情報提供に関すること。 13　災害状況の記録に関すること。 14　発信文書及び受領文書の保管に関すること。 15　災害活動記録の整理に関すること。 16　報道発表内容の確認に関すること。 17　都、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 18　自衛隊災害派遣に関すること。 19　受援の総合調整に関すること。 20　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び災害救助法に関すること。
災対地域文化スポーツ部	災対文化交流推進課	１　救助物資、義援品等の総合調整に関すること。 ２　所管する施設における救助物資、義援品等の輸送拠点の調整に関すること。 ３　救助物資の需要の把握に関すること。 ４　避難所等における外国人避難者に対する支援の調整に関すること。 ５　帰宅困難者一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 ６　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 ７　所管する施設の被災状況の確認、管理及び

		保全に関すること。 ８　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 ９　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 10　所管する施設の復旧再開に関すること。 11　来庁者の避難及び保護に関すること。 12　部の職員の参集状況の確認に関すること。 13　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 14　他部への職員の派遣に関すること。 15　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 16　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 17　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 18　部の受援及び応援に関すること。 19　部の活動体制に関すること。 20　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 21　部の活動記録に関すること。 22　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 23　部の庶務に関すること。
	災対生涯学習課	１　救助物資、義援品等の輸送手段の確保に関すること。 ２　帰宅困難者一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 ３　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		4　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対スポーツ振興課	1　物流拠点の確保に関すること。 2　所管する施設における救助物資、義援品等の輸送拠点の調整に関すること。 3　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 4　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対ゆいの森課	1　救助物資、義援品等の受領、集積及び保管に関すること。 2　所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 3　所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 4　所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 5　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 6　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。

		7　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 8　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 9　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対地域図書館課	1　救助物資、義援品等の搬送及び配分に関すること。 2　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 3　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 4　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 5　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6　所管する施設の復旧再開に関すること。
災対産業経済部	災対産業振興課	1　給水体制及び給水活動の総合調整に関すること。 2　来庁者の避難及び保護に関すること。 3　部の職員の参集状況の確認に関すること。 4　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 5　他部への職員の派遣に関すること。 6　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 7　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 8　部の受援及び応援に関すること。 9　部の活動体制に関すること。 10　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。

		11　部の活動記録に関すること。 12　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 13　部の庶務に関すること。
	災対経営支援課	1　帰宅困難者一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 2　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 3　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 4　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 5　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対就労支援課	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対観光振興課	1　災害時給水ステーション（災害時における給水の拠点となる施設をいう。以下同じ。）での資器材の設置及び給水の実施に関すること。 2　災害時給水ステーションから給水中継拠点等への輸送手段の確保に関すること。 3　災害時給水ステーションから給水中継拠

		点等への搬送に関すること。 ４　水道局との連絡調整に関すること。
	災対選挙管理委員会事務局 災対監査事務局	１　給水車の運用に関すること。
災対環境清掃部	災対環境課	１　環境対策に関すること。 ２　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 ３　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 ４　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 ５　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 ６　所管する施設の復旧再開に関すること。 ７　来庁者の避難及び保護に関すること。 ８　部の職員の参集状況の確認に関すること。 ９　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 10　他部への職員の派遣に関すること。 11　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 12　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 13　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 14　部の受援及び応援に関すること。 15　部の活動体制に関すること。 16　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 17　部の活動記録に関すること。 18　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務

		に関すること。 19　部の庶務に関すること。
	災対清掃リサイクル推進課	1　家庭ごみ及びし尿の収集及び運搬に関すること。 2　臨時の家庭ごみ集積所の設置に関すること。 3　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 4　災害廃棄物の一次仮置場の確保に関すること。 5　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 6　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 7　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 8　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 9　所管する施設の復旧再開に関すること。
災対福祉部	災対福祉推進課	1　社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2　福祉避難所の開設計画及び調整に関すること。 3　福祉避難所の状況の集約に関すること。 4　高齢者用の福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 5　高齢者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 6　高齢者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。 7　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		８　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 ９　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11　所管する施設の復旧再開に関すること。 12　来庁者の避難及び保護に関すること。 13　部の職員の参集状況の確認に関すること。 14　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 15　他部への職員の派遣に関すること。 16　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 17　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 18　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 19　部の受援及び応援に関すること。
	災対生活福祉課	１　避難者の援助及び相談に関すること。 ２　高齢者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 ３　高齢者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。
	災対高齢者福祉課	１　社会福祉団体との連絡調整に関すること。 ２　避難所等に避難した高齢者の援助及び相談に関すること。 ３　在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 ４　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		5　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対介護保険課	1　介護事業者等との連絡調整に関すること。 2　在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 3　福祉避難所の運営の支援に関すること。 4　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対障害者福祉課	1　社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2　在宅の障害者の援助及び相談に関すること。 3　障害者用の福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 4　障害者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 5　障害者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。 6　避難所等に避難した障害者の援助及び相談に関すること。

		7　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 8　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対国保年金課	1　ボランティアセンターの開設に関すること。 2　ボランティアの受入及び配置に係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 3　福祉避難所の運営の支援に関すること。
災対健康部	災対生活衛生課	1　緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び管理運営の調整に関すること。 2　荒川区医療活動調整センターの開設及び管理運営の調整に関すること。 3　被災地等の生活衛生の確保に関すること。 4　避難所等の生活衛生の確保に関すること。 5　医療機関との連絡調整に関すること。 6　医薬品及び医療資器材の調達及び搬送に関すること。 7　動物の保護に関すること。 8　動物救護センターの開設に関すること。 9　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 10　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 11　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。

		12　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 13　所管する施設の復旧再開に関すること。 14　来庁者の避難及び保護に関すること。 15　部の職員の参集状況の確認に関すること。 16　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 17　他部への職員の派遣に関すること。 18　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 19　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 20　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 21　部の受援及び応援に関すること。 22　部の活動体制に関すること。 23　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 24　部の活動記録に関すること。 25　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 26　部の庶務に関すること。
	災対健康推進課	１　緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び管理運営に関すること。 ２　荒川区医療活動調整センターの開設及び管理運営に関すること。 ３　医療施設への搬送に関すること。
	災対保健予防課	１　被災地等の感染症予防に関すること。 ２　避難所等の感染症予防に関すること。 ３　感染症関係機関との連絡調整に関すること。

		４　感染症予防活動の指導に関すること。
災対子ども家庭部	災対子育て支援課	１　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 ２　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 ３　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 ４　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 ５　所管する施設の復旧再開に関すること。 ６　私立幼稚園等の被災状況の把握及び被災した幼児の保護状況に関すること。 ７　私立幼稚園等の幼児の保護者への引渡しに関すること。 ８　保護者への引渡しが困難な幼児の保護に関すること。 ９　私立幼稚園等との連絡調整に関すること。 10　私立幼稚園等の復旧再開に関すること。 11　来庁者の避難及び保護に関すること。 12　部の職員の参集状況の確認に関すること。 13　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 14　他部への職員の派遣に関すること。 15　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 16　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 17　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 18　部の受援及び応援に関すること。 19　部の活動体制に関すること。

		20　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 21　部の活動記録に関すること。 22　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 23　部の庶務に関すること。
	災対児童青少年課	1　所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 2　所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 3　所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 4　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8　ひろば館、学童クラブ及びにこにこすくーるを利用する児童の被災状況の把握並びに被災した児童の保護状況に関すること。 9　ひろば館、学童クラブ及びにこにこすくーるを利用する児童の保護者への引渡しに関すること。 10　保護者への引渡しが困難な児童の保護に関すること。 11　ひろば館、学童クラブ及びにこにこすくーるの復旧再開に関すること。
	災対保育課	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及

		び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　保育園の被災状況の把握及び被災した保育園児の保護の状況に関すること。 6　保育園児の保護者への引渡しに関すること。 7　保護者への引渡しが困難な保育園児の保護に関すること。 8　保育園との連絡調整に関すること。 9　保育園の復旧再開に関すること。
	災対荒川遊園課	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対子ども家庭総合センター	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用され

		る場合の応援及び協力に関すること。 ５　所管する施設の復旧再開に関すること。 ６　災対子ども家庭総合センターの被災状況の把握並びに被災した幼児、児童及び生徒の保護状況に関すること。 ７　子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。
災対防災都市づくり部	災対都市計画課	１　建築物等の被害状況の集約に関すること。 ２　建築物等の応急措置等に係る相談の総合調整に関すること。 ３　被災宅地の危険度判定に関すること。 ４　来庁者の避難及び保護に関すること。 ５　部の職員の参集状況の確認に関すること。 ６　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 ７　他部への職員の派遣に関すること。 ８　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 ９　部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 10　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 11　部の受援及び応援に関すること。 12　部の活動体制に関すること。 13　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 14　部の活動記録に関すること。 15　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 16　部の庶務に関すること。
	災対住まい街づく	１　住家被害認定調査の体制整備に関するこ

	り課	と。 2　罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 3　罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 4　被災住宅の応急融資相談に関すること。 5　応急仮設住宅用地の確保に関すること。 6　応急仮設住宅入居者の選定に関すること。 7　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 8　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対土木管理課	1　道路、橋りょう、公園等の被災状況の確認及び報告に関すること。 2　道路、橋りょう、公園等の復旧状況の把握に関すること。 3　道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること。 4　電気、ガス、上下水道等の復旧状況の把握に関すること。 5　公園等及び防災船着場が災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6　水防業務に関すること。 7　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		8　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対基盤整備課	1　道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること。
	災対建築指導課	1　被災住宅の被災建築物応急危険度判定に関すること。
災対教育部	災対教育総務課	1　都教育庁との連絡調整に関すること。 2　来庁者の避難及び保護に関すること。 3　部の職員の参集状況の確認に関すること。 4　部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 5　他部への職員の派遣に関すること。 6　避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 7　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 8　部の受援及び応援に関すること。 9　部の活動体制に関すること。 10　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 11　部の活動記録に関すること。 12　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 13　部の庶務に関すること。
	災対教育施設課	1　教育施設の被災状況の調査及び応急復旧に関すること。

		2　教育施設の危険な場所の立入りの制限に関すること。 3　損壊した教育施設の建物等の修繕及び改修に係る計画の立案並びにその実施に関すること。 4　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8　所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対学務課	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　小学校、中学校、幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した児童、生徒及び園児の保護状況に関すること。 6　小学校、中学校、幼稚園及びこども園との連絡調整に関すること。 7　小学校、中学校、幼稚園及びこども園の復旧再開に関すること。 8　応急教育材の供給に関すること。
	災対指導室	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及

		び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　小学校、中学校、幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した児童、生徒及び園児の保護状況に関すること。 6　小学校、中学校、幼稚園及びこども園との連絡調整に関すること。 7　小学校、中学校、幼稚園及びこども園の復旧再開に関すること。 8　小学校、中学校、幼稚園及びこども園の指導並びに援助に関すること。
	災対教育センター	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　所管する施設の復旧再開に関すること。 6　教育の復旧再開に関すること。 7　応急教育材の供給に関すること。
	災対小・中学校	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。

		3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　所管する施設の復旧再開に関すること。 6　小学校及び中学校の被災状況の把握並びに被災した児童又は生徒の保護状況に関すること。 7　児童及び生徒の保護者への引渡しに関すること。 8　保護者への引渡しが困難な児童又は生徒の保護に関すること。 9　教育の復旧再開に関すること。
	災対幼稚園 災対こども園	1　所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2　所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3　所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4　所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5　所管する施設の復旧再開に関すること。 6　幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した幼児の保護状況に関すること。 7　幼稚園及びこども園の乳幼児の保護者への引渡しに関すること。 8　保護者への引渡しが困難な園児の保護に関すること。 9　教育の復旧再開に関すること。

別表第２（第５条関係）

（全部改正〔平成26年規則31号〕、一部改正〔平成28年規則45号・29年23号・31年26号・令和２年27号・３年27号・４年17号・18号・６年50号〕）

部	課	分掌事務
復興総務企画部	復興総務企画課 復興選挙管理委員会事務局	1　震災復興に係る基本方針の策定に関すること。 2　復興対策の総合調整に関すること。 3　復興本部の運営に関すること。 4　本部長室会議の運営に関すること。 5　本部長の特命に関すること。 6　本部長室の指示伝達に関すること。 7　庁有車の使用状況の把握に関すること。 8　被災状況の集約に関すること。 9　男女共同参画施策の調整及び推進に関すること。 10　部の職員の参集状況の確認に関すること。 11　他部への職員の派遣に関すること。 12　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 13　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 14　部の受援及び応援に関すること。 15　部の活動体制に関すること。 16　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 17　部の活動記録に関すること。 18　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 19　部の庶務に関すること。 20　所管する施設の復興計画に関すること。 21　前各号に掲げるもののほか、他部及び他課

		に属しないこと。
	復興財政課	1　災害復興関係予算に関すること。 2　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務のとりまとめに関すること。
	復興議会事務局	1　議会と本部との連絡調整に関すること。 2　他自治体から来る視察対応に関すること。
復興区政広報部	復興秘書課	1　広聴に関すること。 2　本部長室の庶務に関すること。 3　部の職員の参集状況の確認に関すること。 4　他部への職員の派遣に関すること。 5　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7　部の受援及び応援に関すること。 8　部の活動体制に関すること。 9　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10　部の活動記録に関すること。 11　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12　部の庶務に関すること。
	復興広報課	1　広報に関すること。 2　報道機関への情報提供に関すること。 3　復興状況の記録に関すること。
復興管理部	復興経理課	1　用地需要の調整に関すること。 2　部の職員の参集状況の確認に関すること。 3　他部への職員の派遣に関すること。 4　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 5　協定を締結している団体との連絡調整に

		関すること。 6　部の受援及び応援に関すること。 7　部の活動体制に関すること。 8　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 9　部の活動記録に関すること。 10　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 11　部の庶務に関すること。 12　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興会計管理課	1　災害復興に係る出納経理に関すること。
	復興職員課	1　人事計画並びに服務及び給与に関すること。 2　職員の参集状況の把握に関すること。 3　公務災害補償に関すること。 4　派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関すること。 5　臨時に事務に従事する職員等の募集に関すること。 6　職員の健康管理及び健康相談に関すること。
	復興デジタル推進課	1　情報システムの復旧及び運用に関すること。 2　庁内ＬＡＮ及び公共施設間ネットワークの復旧及び運用に関すること。
	復興営繕課	1　区有施設の被害状況の集約に関すること。 2　区有施設の復旧計画及び復旧工事に関すること。
復興区民生活部	復興区民課	1　震災復興相談所の開設及び運営の総括に関すること。 2　義援金品の受領及び保管並びに支給及び

		配分計画に関すること。 ３　地域情報の提供に係る総合調整に関すること。 ４　地域住民の総合的な相談に関すること。 ５　町会自治会等の連絡体制に関すること。 ６　見舞金等の支給及び申請の受付に関すること。 ７　日本赤十字東京支部との連絡調整に関すること。 ８　罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 ９　罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 10　避難所の閉所に関すること。 11　部の職員の参集状況の確認に関すること。 12　他部への職員の派遣に関すること。 13　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 14　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 15　部の受援及び応援に関すること。 16　部の活動体制に関すること。 17　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 18　部の活動記録に関すること。 19　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 20　部の庶務に関すること。 21　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興戸籍住民課	１　安否不明者及び行方不明者の相談及び捜索に関すること。

		2　罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 3　罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。
	復興区民施設課	1　地域情報の提供に係る調整に関すること。 2　家屋の被災状況に係る調査の応援協力に関すること。 3　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興税務課	1　義援品等の救援物資の受領、搬送及び配分に関すること。 2　輸送用車両の配車に関すること。 3　必要資器材の搬送に関すること。 4　租税等の減免及び徴収猶予に関すること。
	復興防災課 復興生活安全課	1　本部長室の補佐及び活動の記録に関すること。 2　都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3　本部の活動記録に関すること。 4　復興本部の運営補佐に関すること。 5　所管する施設の復興計画に関すること。
復興地域文化スポーツ部	復興文化交流推進課	1　文化事業の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2　在住外国人その他関係団体との連絡調整に関すること。 3　部の職員の参集状況の確認に関すること。 4　他部への職員の派遣に関すること。 5　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7　部の受援及び応援に関すること。

		８　部の活動体制に関すること。 ９　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10　部の活動記録に関すること。 11　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12　部の庶務に関すること。 13　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興生涯学習課 復興スポーツ振興課 復興ゆいの森課 復興地域図書館課	１　文化財等の散逸又は消失の防止、再建及び復旧、文化的なイベント及びスポーツイベントの実施その他の文化、生涯学習及びスポーツの分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 ２　生涯学習施策の調整及び推進並びに社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。 ３　文化財の復旧に関すること。 ４　所管する施設の復興計画に関すること。
復興産業経済部	復興産業振興課 復興経営支援課 復興就労支援課 復興観光振興課	１　産業復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 ２　悪質な商取引及び災害に便乗した値上げの防止、消費生活の早期安定の実現その他の消費生活の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 ３　中小企業施策の計画調整及び推進に関すること。 ４　地域の産業復興に関する計画調整及び推進に関すること。 ５　中小企業への融資に係る制度の活用の促進に関すること。 ６　産業団体等との連絡調整に関すること。 ７　勤労者福祉サービス関係事務、見舞金等に

		関すること。 ８　部の職員の参集状況の確認に関すること。 ９　他部への職員の派遣に関すること。 10　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 11　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 12　部の受援及び応援に関すること。 13　部の活動体制に関すること。 14　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 15　部の活動記録に関すること。 16　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 17　部の庶務に関すること。 18　所管する施設の復興計画に関すること。
復興環境清掃部	復興環境課	１　災害による環境汚染の調査等に関すること。 ２　環境保全対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 ３　部の職員の参集状況の確認に関すること。 ４　他部への職員の派遣に関すること。 ５　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 ６　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 ７　部の受援及び応援に関すること。 ８　部の活動体制に関すること。 ９　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10　部の活動記録に関すること。

		11　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12　部の庶務に関すること。 13　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興清掃リサイクル推進課	1　家庭ごみ及びし尿の収集及び運搬に関すること。 2　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 3　東京２３区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。 4　東京２３区清掃協議会との連絡調整に関すること。 5　臨時で設置する家庭ごみ及びし尿の集積所の撤収に関すること。 6　災害廃棄物の一次仮置場の撤収に関すること。 7　所管する施設の復興計画に関すること。
復興福祉部	復興福祉推進課	1　地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築その他の福祉の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2　社会福祉団体、ボランティア、特定非営利活動法人等との連絡調整に関すること。 3　災害弔慰金の支給に関すること。 4　災害救護資金の貸付けに関すること。 5　区営住宅の使用料（駐車場分を含む。）及び敷金の減免及び徴収猶予に関すること。 6　部の職員の参集状況の確認に関すること。 7　他部への職員の派遣に関すること。 8　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。

		９　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 10　部の受援及び応援に関すること。 11　部の活動体制に関すること。 12　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 13　部の活動記録に関すること。 14　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 15　部の庶務に関すること。 16　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興高齢者福祉課	１　高齢避難者の援助及び相談に関すること。 ２　在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 ３　福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関すること。 ４　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。 ５　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興生活福祉課	１　生活保護を受給している被災者の援助及び相談に関すること。 ２　生活保護を受給している被災者の保護に関すること。
	復興障害者福祉課	１　福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関すること。 ２　障害者福祉施設の使用料等の減免に関すること。 ３　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。

		４　知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。 ５　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興介護保険課	１　介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 ２　介護サービス利用料の減免に関すること。 ３　高額介護サービス費支払費用貸付金の償還未済額の減免に関すること。 ４　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興国保年金課	１　国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 ２　国民年金保険料の減免に関すること。 ３　後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 ４　療養給付に要する費用の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。 ５　ボランティアの受入れ及び配置に係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ６　ボランティアセンターの閉所に関すること。
復興健康部	復興生活衛生課	１　被災者の健康の維持及び管理並びにメンタルヘルスケア、医療体制の再建に関する支援その他の保健及び医療の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 ２　証明書発行の手数料及び使用料の減免に関すること。 ３　保護した動物に関すること。 ４　動物救護センターの閉所に関すること。 ５　部の職員の参集状況の確認に関すること。

		6　他部への職員の派遣に関すること。 7　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 8　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 9　部の受援及び応援に関すること。 10　部の活動体制に関すること。 11　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 12　部の活動記録に関すること。 13　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 14　部の庶務に関すること。 15　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興健康推進課	1　被災者の健康管理及びメンタルケアに関すること。 2　関係医療機関との連絡調整に関すること。
	復興保健予防課	1　区民の感染症予防活動の指導に関すること。 2　感染症予防関係機関との連絡調整に関すること。
復興子ども家庭部	復興子育て支援課 復興児童青少年課 復興保育課 復興荒川遊園課 復興子ども家庭総合センター	1　被災児童のメンタルケアに関すること。 2　保育園、学童クラブ等の保育料等の減免に関すること。 3　母子生活支援施設の費用徴収金の減免に関すること。 4　ひとり親家庭の医療費助成の一部負担金の減免に関すること。 5　青少年育成地区委員会連絡協議会との連絡調整に関すること。 6　部の職員の参集状況の確認に関すること。

		７　他部への職員の派遣に関すること。 ８　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 ９　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 10　部の受援及び応援に関すること。 11　部の活動体制に関すること。 12　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 13　部の活動記録に関すること。 14　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 15　部の庶務に関すること。 16　所管する施設の復興計画に関すること。
復興防災都市づくり部	復興都市計画課 復興住まい街づくり課 復興土木管理課 復興基盤整備課 復興建築指導課	１　都市復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 ２　住宅復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 ３　都市復興事業の推進に関すること。 ４　建築制限、建築行為の届出及び建替相談に関すること。 ５　道路、橋りょう、公園等に係る土地利用等の調整に関すること。 ６　道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること。 ７　道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること。 ８　電気、ガス、上下水道等の復旧状況の把握に関すること。 ９　復興本部の運営補佐に関すること。 10　応急仮設住宅に関すること。

		11　被災住宅の応急修理に関すること。 12　都及び復興関係機関との連絡調整に関すること。 13　部の職員の参集状況の確認に関すること。 14　他部への職員の派遣に関すること。 15　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 16　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 17　部の受援及び応援に関すること。 18　部の活動体制に関すること。 19　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 20　部の活動記録に関すること。 21　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 22　部の庶務に関すること。 23　所管する施設の復興計画に関すること。
復興教育部	復興教育総務課 復興教育施設課	１　都教育庁との連絡調整に関すること。 ２　部の職員の参集状況の確認に関すること。 ３　他部への職員の派遣に関すること。 ４　避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 ５　協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 ６　部の受援及び応援に関すること。 ７　部の活動体制に関すること。 ８　部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 ９　部の活動記録に関すること。 10　災害救助法の適用に伴う請求に係る事務

		に関すること。 11　部の庶務に関すること。 12　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興学務課 復興指導室 復興教育センター	1　学校備品、教材教具等の応急整備に関すること。 2　被災した児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児への学用品等の支給に関すること。 3　学校指定、学級編制等の臨時的な措置に関すること。 4　学校施設の衛生管理に関すること。 5　児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児の安全衛生並びに健康管理に関すること。 6　児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児のメンタルヘルスケアに関すること。 7　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興小中学校	1　児童及び生徒の安全衛生及び健康管理に関すること。 2　児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3　所管する施設の復興計画に関すること。
	復興幼稚園 復興こども園	1　幼稚園及びこども園の園児の安全衛生並びに健康管理に関すること。 2　幼稚園及びこども園の園児のメンタルヘルスケアに関すること。 3　所管する施設の復興計画に関すること。

荒川区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則

平成11年10月25日
規則第45号

（趣旨）

第１条　この細則は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下「法」という。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成９年政令第324号。以下「令」という。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成９年建設省令第15号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（法人による申請等）

第２条　法、令、規則及びこの細則の規定により申請、届出又は報告（以下申請等と総称する。）をする者が法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

（建替計画の認定申請に係る添付書類）

第３条　規則第１条第１項の同意証書は、建替計画の同意証書（別記第１号様式）によるものとする。

２　法第４条第２項の規定により建替計画について同意を得なければならない場合において、同条第３項の規定に該当するときは、関係権利者を確知することができない理由書（別記第２号様式）を規則第１条第１項の申請書（次条第２項において「建替申請書」という。）に添付しなければならない。

（建替計画を認定し、又は認定しない旨の通知）

第４条　規則第３条第１項の規定による通知は、建替計画認定通知書（別記第３号様式）により行うものとする。

２　区長は、法第４条第１項の規定による申請について認定をしないときは、建替計画を認定しない旨の通知書（別記第４号様式）に、建替申請書の副本及び図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（認定建替計画の変更の認定申請等）

第５条　法第７条第１項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、同項に規定する認定建替計画（以下「認定建替計画」という。）の変更の認定を受けようとするときは、認定建替計画変更認定申請書（別記第５号様式）の正本及び副本に、当該認定建替計画の変更に係る書類及び図書並びに前条第１項の建替計画認定通知書を添えて、区長に申請しなければならない。

２　前項の建替計画認定通知書は、次項又は第４項の規定により当該認定建替計画の変更を認定し、又は認定しない旨の通知をする際に、認定事業者に返還するものとする。

３　区長は、第１項の規定による申請について認定をしたときは、認定建替計画変更認定通知書（別記第６号様式）に、同項の認定建替計画変更認定申請書の副本を添えて、認定事業者に通知するものとする。

４　区長は、第１項の規定による申請について認定をしないときは、認定建替計画の変更

を認定しない旨の通知書（別記第７号様式）に、同項の認定建替計画変更認定申請書の副本を添えて、認定事業者に通知するものとする。

（建替計画の認定申請の取下げ）

第６条　建替計画の認定又は認定建替計画の変更の認定を申請した者は、区長が当該建替計画の認定又は当該認定建替計画の変更の認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、（認定）建替計画（変更）認定申請取下げ届（別記第８号様式）の正本及び副本を区長に届け出なければならない。

２　前項の（認定）建替計画（変更）認定申請取下げ届の副本は、申請者に返還するものとする。

（認定建替計画の取りやめ）

第７条　認定事業者は、認定建替計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づく事業を取りやめようとするときは、認定建替計画取りやめ届（別記第９号様式）の正本及び副本に、第４条第１項の建替計画認定通知書（変更の認定があったときは、第５条第３項の認定建替計画変更認定通知書。次項において同じ。）を添えて、区長に届け出なければならない。

２　前項の認定建替計画取りやめ届の副本及び建替計画認定通知書は、認定事業者に返還するものとする。

（認定建替計画に係る建築物の建替状況の報告）

第８条　法第８条の報告は、認定建替計画に係る建築物の建替状況報告書（別記第10号様式）に、建替状況に係る書類で区長が指示するものを添えて、区長に行うものとする。

（建替計画の認定に基づく地位の承継の承認申請等）

第９条　法第９条の規定により認定事業者が有していた建替計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、建替計画の認定に基づく地位の承継承認申請書（別記第11号様式）の正本及び副本に、同条の一般承継人にあっては当該地位を承継したことを証明する書類を、一般承継人以外の者にあっては認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得したことを証明する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

２　区長は、前項の申請について承認をしたときは、建替計画の認定に基づく地位の承継承認通知書（別記第12号様式）に、同項の建替計画の認定に基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

３　区長は、第１項の申請について承認をしないときは、建替計画の認定に基づく地位の承継を承認しない旨の通知書（別記第13号様式）に、同項の建替計画の認定に基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第10条　法第10条の規定による命令は、認定建替計画の実施に係る改善命令書（別記第14号様式）により行うものとする。

（建替計画の認定取消しの通知）

第11条　区長は、法第11条第１項の規定により建替計画の認定を取り消したときは、建替計画認定取消通知書（別記第15号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（延焼等危険建築物に対する除却の勧告）

第12条　法第13条第１項の規定による勧告は、延焼等危険建築物の除却勧告書（別記第16号様式）により行うものとする。

２　法第13条第３項の規定による通知は、延焼等危険建築物の除却勧告をした旨の通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

（一部改正〔平成31年規則３号〕）

（建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関する報告）

第13条　法第13条第４項の規定による報告は、建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関する報告書（別記第18号様式）に、建築物の火事又は地震に対する安全性に係る書類で区長が指示するものを添えて、区長に行うものとする。

（一部改正〔平成31年規則３号〕）

（居住安定計画の認定申請に係る添付書類）

第14条　規則第15条第８号の同意を得たことを証する書面は、居住安定計画の同意証書（別記第19号様式）によるものとする。

２　法第15条第３項の規定により居住安定計画について同意を得なければならない場合において、同条第４項の規定に該当するときは、関係権利者を確知することができない理由書（別記第20号様式）を規則第15条の申請書（次条第２項において「居住申請書」という。）に添付しなければならない。

（居住安定計画を認定し、又は認定しない旨の通知）

第15条　区長は、法第15条第１項の規定による申請について認定をしたときは、居住安定計画認定通知書（別記第21号様式）に、居住申請書の副本及び図書を添えて、申請者に通知するものとする。

２　法第17条第１項の規定による通知は、居住安定計画を認定した旨の通知書（別記第22号様式）により行うものとする。

３　区長は、法第15条第１項の規定による申請について認定をしないときは、居住安定計画を認定しない旨の通知書（別記第23号様式）に、居住申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

４　区長は、法第15条第１項の規定による申請について認定をしないときは、居住安定計画を認定しない旨の通知書（別記第24号様式）に、居住申請書の副本を添えて、居住者に通知するものとする。

（認定居住安定計画の変更の認定申請等）

第16条　法第18条第１項の認定所有者（以下「認定所有者」という。）は、同項に規定する認定居住安定計画」（以下「認定居住安定計画」という。）の変更の認定を受けようとするときは、認定居住安定計画変更認定申請書（別記第25号様式）の正本及び副本に、当該認定居住安定計画の変更に係る書類及び図書並びに前条第１項の居住安定計画認定通知書を添えて、区長に申請しなければならない。

２　前項の居住安定計画認定通知書は、次項又は第５項の規定により当該居住安定計画の変更を認定し、又は認定しない旨の通知をする際に、認定所有者に返還するものとする。

３　区長は、第１項の規定による申請について認定をしたときは、認定居住安定計画変更認定通知書（別記第26号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添

えて、認定所有者に通知するものとする。

４　区長は、第１項の規定による申請について認定をしたときは、認定居住安定計画の変更を認定した旨の通知書（別記第27号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添えて、居住者に通知するものとする。

５　区長は、第１項の規定による申請について認定をしないときは、認定居住安定計画の変更を認定しない旨の通知書（別記第28号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添えて、認定所有者に通知するものとする。

６　区長は、第１項の規定による申請について認定をしないときは、認定居住安定計画の変更を認定しない旨の通知書（別記第29号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添えて、居住者に通知するものとする。

（居住安定計画の認定申請等の取下げ）

第17条　居住安定計画の認定又は認定居住安定計画の変更の認定を申請した者は、区長が当該居住安定計画の認定又は認定居住安定計画の変更の認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、（認定）居住安定計画（変更）認定申請取下げ届（別記第30号様式）の正本及び副本を区長に届け出なければならない。

２　前項の（認定）居住安定計画（変更）認定申請取下げ届の副本は、申請者に返還するものとする。

（認定居住安定計画の取りやめ）

第18条　認定所有者は、認定居住安定計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づく事業を取りやめようとするときは、認定居住安定計画取りやめ届（別記第31号様式）の正本及び副本に、第15条第１項の居住安定計画認定通知書（変更の認定があったときは、第16条第３項の認定居住安定計画変更認定通知書。次項において同じ。）を添えて、区長に届け出なければならない。

２　前項の認定居住安定計画取りやめ届の副本及び居住安定計画認定通知書は、認定所有者に返還するものとする。

（居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却状況の報告）

第19条　法第25条の報告は、認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却状況報告書（別記第32号様式）に、認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却の状況に係る書類で区長が指示するものを添えて、区長に行うものとする。

（居住安定計画の認定に基づく地位の承継の承認申請等）

第20条　法第26条の規定により認定所有者が有していた居住安定計画の認定を基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、居住安定計画の認定に基づく地位の承継承認申請者（別記第33号様式）の正本及び副本に、同条の一般承継人にあっては当該地位を承継したことを証明する書類を、一般承継人以外の者にあっては認定居住安定計画の実施に必要な権原を取得したことを証明する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

２　区長は、前項の申請について承認をしたときは、居住安定計画の認定に基づく地位の承継承認通知書（別記第34号様式）に、同項の居住安定計画の認定に基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

３　区長は、第１項の申請について承認をしないときは、居住安定計画の認定に基づく地位の承継を承認しない旨の通知書（別記第35号様式）に、同項の居住安定計画の認定に

基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第21条　法第27条の規定による命令は、認定居住安定計画の実施に係る改善命令書（別記第36号様式）により行うものとする。

（居住安定計画の認定取消しの通知）

第22条　区長は、法第28条第１項の規定により認定居住安定計画を取り消したときは、居住安定計画認定取消通知書（別記第37号様式）により認定所有者に通知するものとする。

２　区長は、法第28条第１項の規定により認定居住安定計画を取り消したときは、居住安定計画の認定を取り消した旨の通知書（別記第38号様式）により延焼等危険建築物の認定居住者に通知するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月31日規則第27号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月30日規則第24号）

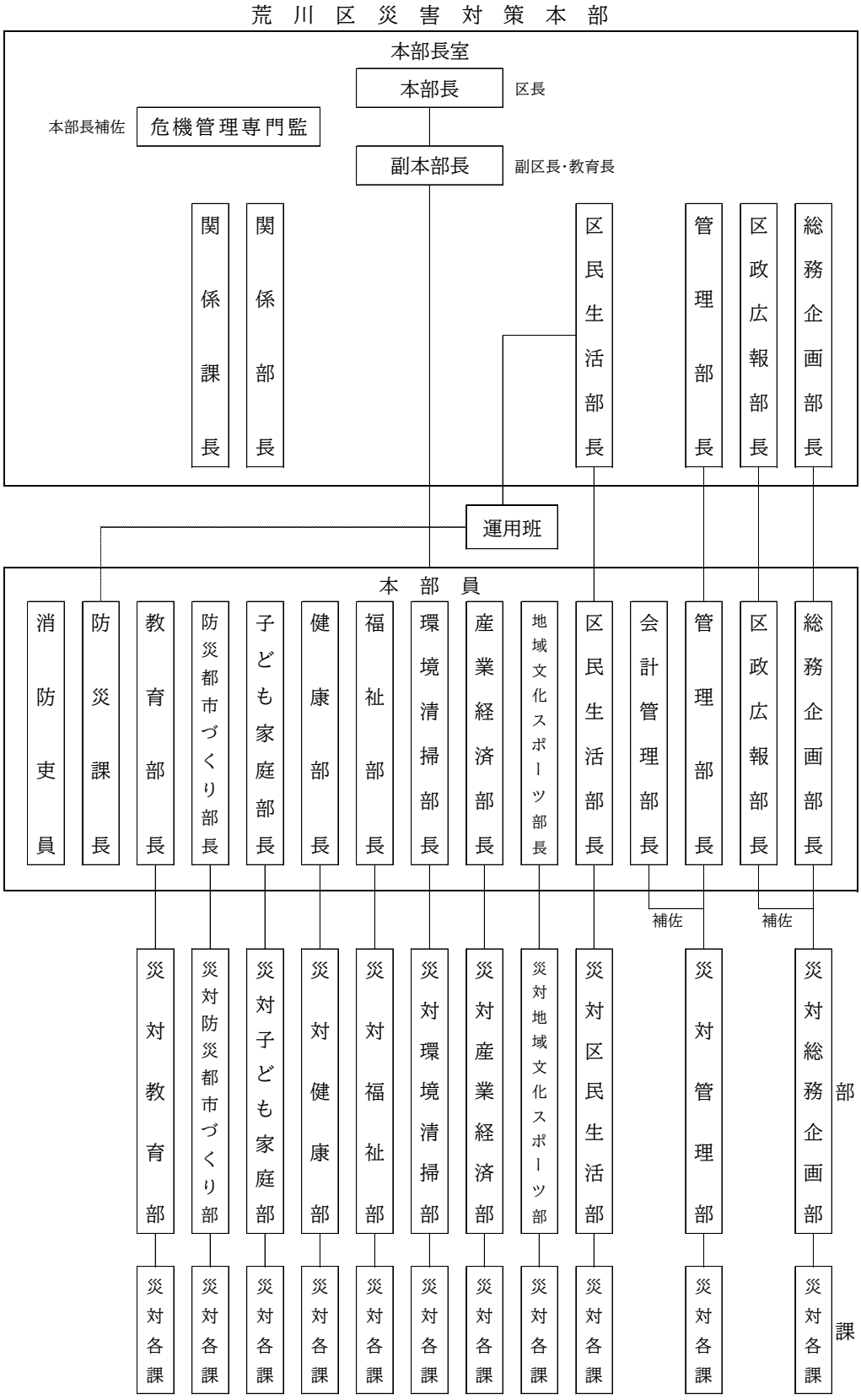
１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

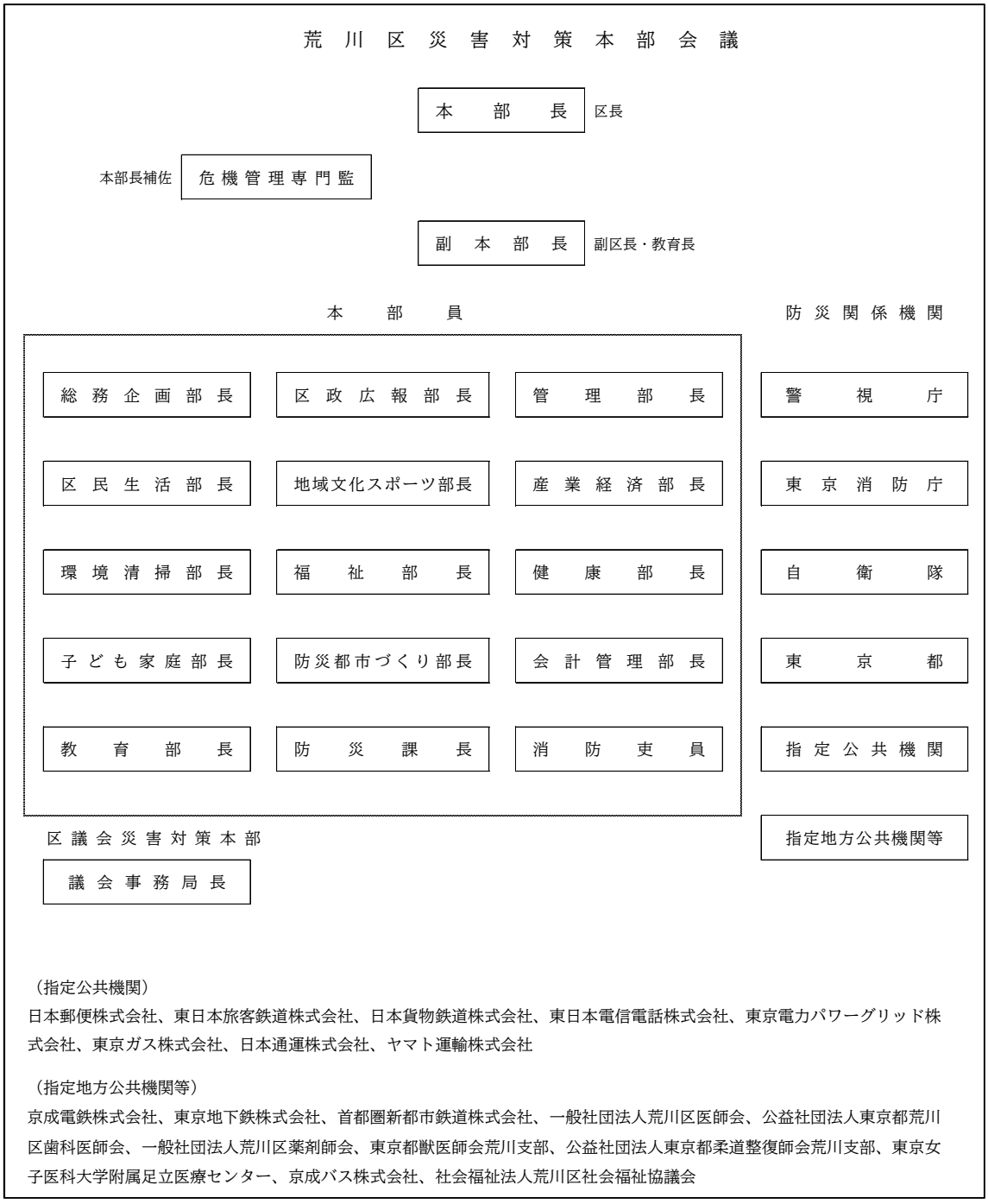
附　則（平成31年３月６日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

荒川区災害対策本部組織図



荒川区災害対策本部会議構成図



（指定公共機関）

日本郵便株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、日本通運株式会社、ヤマト運輸株式会社

（指定地方公共機関等）

京成電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、一般社団法人荒川区医師会、公益社団法人東京都荒川区歯科医師会、一般社団法人荒川区薬剤師会、東京都獣医師会荒川支部、公益社団法人東京都柔道整復師会荒川支部、東京女子医科大学附属足立医療センター、京成バス株式会社、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会

東京都帰宅困難者対策条例

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２ 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

３ 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

２ 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他

の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

２ 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

３ 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

４ 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

２ 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２ 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理

する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

３ 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２ 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２ 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３ 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

（委任）

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

災害救助法(抄)

（救助の対象）

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

２　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

（救助の種類等）

第四条　第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

一　避難所及び応急仮設住宅の供与
二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　被災者の救出
六　被災した住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与
九　埋葬

十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

２　第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

３　救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

４　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第十三条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

２　前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（費用の支弁区分）

第十八条　第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

（繰替支弁）

第三十条　都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

災害救助法施行令（抄）

（災害の程度）

第一条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

２　前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条　法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一　死体の捜索及び処理

二　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区市町村別災害救助法適用基準表

区市町村		人　口	基準	
			１号	２号
区部	千代田区	67,934	80	40
	中央区	174,272	100	50
	港区	264,563	100	50
	新宿区	351,119	150	75
	文京区	243,493	100	50
	台東区	217,147	100	50
	墨田区	278,519	100	50
	江東区	532,984	150	75
	品川区	421,321	150	75
	目黒区	285,257	100	50
	大田区	743,683	150	75
	世田谷区	939,112	150	75
	渋谷区	243,100	100	50
	中野区	345,013	150	75
	杉並区	588,867	150	75
	豊島区	303,866	150	75
	北区	356,817	150	75
	荒川区	218,278	100	50
	板橋区	583,608	150	75
	練馬区	751,474	150	75
	足立区	694,588	150	75
	葛飾区	454,070	150	75
	江戸川区	689,407	150	75
	計	9,748,492		
多摩地域	八王子市	578,517	150	75
	立川市	184,694	100	50
	武蔵野市	150,668	100	50
	三鷹市	195,502	100	50
	青梅市	131,162	100	50
	府中市	262,038	100	50
	昭島市	114,639	100	50
	調布市	243,930	100	50
	町田市	432,897	150	75
	小金井市	127,360	100	50
	小平市	200,162	100	50
	日野市	190,623	100	50
	東村山市	151,935	100	50
	国分寺市	131,501	100	50
	国立市	76,809	80	40
	福生市	55,502	80	40
	狛江市	84,135	80	40
	東大和市	83,516	80	40
	清瀬市	75,975	80	40
	東久留米市	115,070	100	50
	武蔵村山市	70,077	80	40
	多摩市	146,452	100	50
	稲城市	94,586	80	40
	羽村市	53,929	80	40
	あきる野市	78,648	80	40
	西東京市	207,424	100	50
	計	4,237,751		
島部	瑞穂町	31,299	60	30
	日の出町	16,754	50	25
	檜原村	11,898	30	15
	奥多摩町	4,431	30	15
	計	54,382		
	大島町	6,642	40	20
	利島村	316	30	15
	新島村	2,205	30	15
	神津島村	1,736	30	15
	三宅村	2,100	30	15
	御蔵島村	286	30	15
	八丈町	6,649	40	20
	青ヶ島村	152	30	15
	小笠原村	2,853	30	15
	計	22,939		
都　計		14,063,564		

（注１） 表中の「１号」「２号」は、それぞれ災害救助法施行令第１条第１号及び第２号を指す。

（注２） 人口は、令和５年４月１日現在「東京都の人口（推計）」による。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・区市町村）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象者</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>対象経費</th></tr>
<tr><td rowspan="2">避難所の設置</td><td>○避難所
災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td><td>１人・１日当たり 350 円以内</td><td rowspan="2">災害発生の日から７日以内</td><td rowspan="2">・避難所の設置
・維持及び管理のための賃金職員雇上費
・消耗器材費
・建物等の使用謝金
・器物の使用謝金
・借上費又は購入費
・光熱水費
・仮設便所等の設置費
・避難所が不足する場合や避難の長期化が見込まれる場合については、ホテル･旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。</td></tr>
<tr><td>○福祉避難所
高齢者、障害者等であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするもの</td><td>当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの</td><td>○建設型応急住宅
・限度額
１戸当たり平均：6,883,000 円以内
・規模
応急救助の趣旨を踏まえ、実施。主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
・解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</td><td>・着工時期
災害発生の日から 20 日以内
・救助機関
完成の日から最長２年</td><td>・設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等
・50 戸未満でも小規模な集会施設の設置可
・福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置可</td></tr>
<tr><td>○賃貸型応急住宅
・限度額
地域の実情に応じた額の実費
・規模
世帯の人数に応じて建設型応急 住宅で定める規模に準じる規模</td><td>・着工時期
災害発生の日から速やかに提供
・救助機関
最長２年（建設型応急住宅と同様）</td><td>・家賃
・共益費
・敷金
・礼金
・仲介手数料又は火災保険等
・民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１人１日当たり：1,330 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>・主食費
・副食費
・燃料費
・炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費
・消耗器材費
・雑費</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>災害のために現に飲料水を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>・水の購入費
・給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費
・薬品又は資材費</td></tr>
<tr><td rowspan="4">被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与</td><td rowspan="4">住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td colspan="2">・被服、寝具及び身の回り品
・日用品
・炊事用具及び食器
・光熱材料</td></tr>
<tr><td>区分</td><td></td><td>１人世帯</td><td>２人世帯</td><td>３人世帯</td><td>４人世帯</td><td>５人世帯</td><td>６人以上１人ます毎に加算</td></tr>
<tr><td>全壊
全焼
流出</td><td>夏</td><td>19,800 円</td><td>25,400 円</td><td>37,700 円</td><td>45,000 円</td><td>57,000 円</td><td>8,300 円</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>32,800 円</td><td>42,400 円</td><td>59,000 円</td><td>69,000 円</td><td>87,200 円</td><td>12,000 円</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>夏</td><td>6,500 円</td><td>8,700 円</td><td>13,000 円</td><td>15,900 円</td><td>20,000 円</td><td>2,800 円</td></tr>
</table>

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間	対象経費
		半焼 床上浸水	冬 10,400円	13,600円 19,400円	23,000円 29,000円 3,800円
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護
助産	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から７日以内	・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	・舟艇その他救出のための機械 ・器具等の借上費又は購入費 ・修繕費及び燃料費
住宅の応急修理	○準半壊以上（相当） 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	１世帯当たり：50,500円以内	災害発生の日から10日以内に完了	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のうなどを用いて行うもの
	○大規模半壊・中規模半壊・半壊 ・災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	１世帯当たり：717,000円以内	災害発生の日から３ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）	・居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行うもの
	○準半壊 ・災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・住家の延床面積の10%以上20％未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す	１世帯当たり：348,000円以内		
生業に必要な資金	・住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 ・生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還	・生業費１件当たり：30,000円 ・就職支度費１件当たり：15,000円	・貸与期間２年以内 ・資金の貸与は、災害発生の日から１月以内に完了	・利子：無利子

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間	対象経費
	能力のある者			
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	・教科書、正規の教材：実費 ・文房具、通学用品：小学校児童：4,200円以内 中学校生徒：5,500円以内 高等学校等生徒：6,000円以内	災害発生の日から ・教科書、教材：1か月以内 ・文房具、通学用品：15日以内	次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う ・教科書 ・文房具 ・通学用品
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの	・1体当たり 大人（12歳以上）：226,100円以内 小人（12歳未満）：180,800円以内	災害発生の日から10日以内	・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ・骨壺及び骨箱
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により、既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	・舟艇その他捜索のための機械 ・器具等の借上費又は購入費 ・修繕費及び燃料費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,600円以内 ・死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合：1体当たり5,700円以内 （ドライアイス購入費は実費加算可） ・検案：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	○死体の一時保存 ・既存施設利用の場合は、借上費
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	障害物の除去を行った1世帯当たりの平均：140,000円以内	災害発生の日から10日以内	・ロープ ・スコップ ・除去のため必要な機械 ・器具等の借上費又は購入費 ・輸送費 ・賃金職員等雇上費　等
輸送費及び賃金職員雇上費		当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の捜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		・日当 ・時間外勤務手当 ・旅費

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間	対象経費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第５号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 3/100 の額を加算した額以内		
救助事務費	災害救助法第 18 条第１項の救助の事務を行うのに必要な費用	・3,000 万円以下:10/100 ・3,000 万円超 6,000 万円以下： 9/100 ・6,000 万円超１億円以下：8/100 ・１億円超 2 億円以下：7/100 ・2 億円超 3 億円以下：6/100 ・3 億円超 5 億円以下：5/100 ・5 億円超：4/100		○救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 ・時間外勤務手当 ・賃金職員等雇上費 ・旅費 ・需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料） ・使用料及び賃借料 ・通信運搬費 ・委託費

激甚法に定める事業及び都関係局

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第３条	１ 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	２ 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	３ 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	４ 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	５ 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	６ 児童福祉施設災害復旧事業		
	７ 老人福祉施設災害復旧事業		
	８ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	９ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第３条 及び 第 19 条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第３条 及び 第９条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第３条 及び 第 10 条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第５条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第５条	16 農林水産業共同利用施設災害		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
及び 第６条	復旧事業		
第７条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第８条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第 13 条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第 14 条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第 16 条	23 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第 17 条	24 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	
第 20 条	25 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第 21 条	26 水防資材費の補助の特例	建設局	
第 22 条	27 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第 24 条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国都道府県及び市町村の標準税収入総額×100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国都道府県及び市町村の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの ⑴ 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準収入総額×100 分の 25 ⑵ 一の塔道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 5	法第２章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)
次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの ⑴ 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の 4 ⑵ 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円	法第５条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)
次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 ⑴ 激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ⑵ 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 1.5 であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害	法第６条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)
次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準）	法第８条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定

農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （Ｂ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3	措置の特例）
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 （Ｂ基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× 100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの ⑴ 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 ⑵ 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1	法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第 12 条、13 条、15 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)

激甚法第２章の措置が適用される激甚災害、ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条(市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 １　滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ⑴　一市町村の区域内で 200 戸以上 ⑵　一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上 ２　滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ⑴　一市町村の区域内で 400 戸以上 ⑵　一市町村の区域内の住戸戸数の 20%以上	法第 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）
１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害	法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）
その他、災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮	上記以外の措置

局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1　公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第３条第１項第１号及び第３号～第 14 号の事業）の査定事業費の額〉当該市町村の当該年度の標準税収額×1/2 に該当する市町村（当該査定事業費 1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね１億円未満を除く。	1　激甚法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第１項、第３項及び第４項の措置
2　農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第５条第１項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100 分の 10 に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね 5,000 万円未満を除く。	1　左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第５条、第６条の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第 24 条第２項から第４ 項までの措置
3　林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍。 ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 0.05 の場合を除く。かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300ha の市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第 11 条の２の措置

る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100 分の 25 の市町村が 1 以上ある災害	
４　中小企業施設災害関係 　当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×　100 分の 10 に該当する市町村（当該被害額 1,000 万円未満は除外）が 1 以上ある災害 　ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000 万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 14 日
条 例 第 ２４ 号

第 1 章　総則
（目的）
第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給し、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付け、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。
（定義）
第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
⑵　区民　災害により被害を受けた当時、荒川区の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章　災害弔慰金の支給
（災害弔慰金の支給）
第 3 条　災害弔慰金は、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡した区民（以下「死亡者」という。）の遺族に対して支給する。
（災害弔慰金を支給する遺族）
第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、死亡者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項及び第 4 項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
⑴　配偶者
⑵　子
⑶　父母
⑷　孫
⑸　祖父母
2　前項の場合において、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない

場合であって、当該死亡者の兄弟姉妹（当該死亡者が死亡当時において同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

3　第1項後段の場合において、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし、父母の実父母を後にする。

4　先順位の遺族が遠隔地にいる場合その他の事情により、第1項又は前項の規定により難いときは、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる遺族のうち、区長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

5　前各号の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条　死亡者1人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条　災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

⑴　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

⑵　令第2条の規定に該当する場合

（支給の手続）

第8条　区長は、災害弔慰金を支給すべき事由があると認めるときは、荒川区規則（第16条において「規則」という。）で定めるところにより災害弔慰金を支給する。

2　区長は、遺族に対し、災害弔慰金の支給に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条　災害障害見舞金は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある区民（次条において「障害者」という。）に対して支給する。

（災害障害見舞金の額）
第 10 条　障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。
（準用）
第 11 条　第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章　災害援護資金の貸付け
（災害援護資金の貸付け）
第 12 条　災害援護資金は、令第 3 条に規定する災害（以下この章において「災害」という。）により法第 10 条第 1 項に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付ける。
2　前項の規定する世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。
（貸付限度額）
第 13 条　災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下この条において「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下この条において「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150 万円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円
ウ　住居が半壊した場合　270 万円
エ　住居が全壊した場合　350 万円
⑵　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円
イ　住居が半壊した場合　170 万円
ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250 万円
エ　住居の全体が滅失又は流失した場合　350 万円
2　前項第 1 号ウ又は第 2 号イ若しくはウに規定する場合において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さなければならないことその他の特別の事情があるときは、同項第 1 号ウ中「270 万円」とあるのは「350 万円」と、同項第 2 号イ中「170 万円」とあるのは「250 万円」と、同号ウ中「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えて適用する。
（利率）

第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。
（一部改正〔平成 31 年条例 13 号〕）
（償還等）
第 15 条　災害援護資金の償還は、貸付けの日の翌日から起算して 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合にあっては、5 年)の据置期間を置き、この期間を含めて 10 年以内に行うものとし、元利均等の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。
2　前項の規定にかかわらず、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。
（一部改正〔平成 31 年条例 13 号・令和元年 32 号〕）

第 5 章　雑則
（一部改正〔令和元年条例 32 号〕）
（荒川区災害弔慰金等支給審査会）
第 16 条　区長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第 18 条の規定に基づき、荒川区災害弔慰金等支給審査会(以下この条において「審査会」という。)を置くよう努めるものとする。
2　審査会の委員は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
3　前項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。
（追加〔令和元年条例 32 号〕）
（委任）
第 17 条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
（一部改正〔令和元年条例 32 号〕）
付　則
1　この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 7 月 16 日以後に生じた災害に関して適用する。
2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第２条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 14 条及び第 15 条第 1 項の規定の適用については、第 14 条中「年３パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成

に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）第 14 条第３項の規定により保証人を立てる場合にあっては年零パーセント）」と、第 15 条第１項中「３年」とあるのは「６年」と、「５年」とあるのは「８年」と、「10 年」とあるのは「13 年」とする。

3　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第３項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第１項の規定により読み替えられた法第 13 条第１項及び平成 23 年特別令第 14 条第７項の規定によるものとする。

付　則(昭和 50 年７月 10 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年１月 23 日以後に生じた災害に関して適用する。

付　則(昭和 52 年３月 18 日条例第１号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和 51 年９月７日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和 53 年７月１日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和 53 年１月 14 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和 56 年 10 月９日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和 57 年 12 月 14 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第３章の規定は、昭和 57 年７月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(昭和 62 年３月 20 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条の規定は、昭和 61 年７月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成３年 12 月 11 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年7月8日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年３月11日から適用する。

附　則（平成23年12月16日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(平成25年7月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成31年3月20日条例第13号)

（施行期日）

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(令和元年12月16日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 11 月 14 日
規　則　第　３４　号

第 1 章　総則
(趣旨)
第 1 条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章　災害弔慰金の支給
(支給の手続)
第 2 条　区長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ支給する。
(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の住所、氏名、性別及び生年月日
(2)　死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の生年月日、場所その他の死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(必要書類の提出)
第 3 条　区長は、区民が荒川区(以下「区」という。)の区域外で死亡した場合は、その者の遺族に対して当該死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
2　区長は、遺族が区の区域内に住所を有しない場合は、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章　災害障害見舞金の支給
(支給の手続)
第 4 条　区長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ支給する。
(1)　障害者の住所、氏名、性別及び生年月日
(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3)　障害の種類及び程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第 5 条　区長は、区民が区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった場合は、その者に対して当該負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　区長は、障害者に対して災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 1 号様式)を提出させるものとする。

第 4 章　災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(以下「借入申込書」という。別記第 2 号様式)を区長に提出しなければならない。

2　借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、療養見込期間を記載した医師の診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、区の区域内に住所を有しなかった借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得につき所得の額を明らかにすることができる区市町村長の証明書

(3)　保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(4)　その他町長が必要と認める書類

3　借入申込者は、被害を受けた日の属する月の翌月から起算して 3 月以内に、借入申込書を提出しなければならない。

(一部改正〔平成 31 年規則 18 号〕)

(保証人及び利率)

第 6 条の 2　借入申込者は、保証人を立てることができる。

2　条例第 14 条に規定する規則で定める率は、年 1.5 パーセント(前項の規定により保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント)とする。

3　第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(追加〔平成 31 年規則 18 号〕)

(調査)

第 7 条　区長は、借入申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条　区長は、貸付けを決定したときは災害援護資金貸付決定通知書(以下「貸付決定通

知書」という。別記第3号様式)により、貸付けをしないものと決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第4号様式)により借入申込者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第9条　貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに災害援護資金借用証書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用証書)(以下「借用証書」という。別記第5号様式)に借入申込者の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑証明書)を添えて、区長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成31年規則18号〕)

(貸付金の交付)

第10条　区長は、前条の借用証書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条　区長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、借用証書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく当該借受人に返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　借受人は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書(別記第6号様式)を区長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

2　区長は、支払の猶予を認めるものと決定したときは支払猶予承認通知書(別記第8号様式)により、支払の猶予を認めないものと決定したときは支払猶予不承認通知書(別記第9号様式)により借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2　区長は、支払免除を認めるものと決定したときは違約金支払免除承認通知書(別記第11号様式)により、支払免除を認めないものと決定したときは違約金支払免除不承認通知書(別記第12号様式)により借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(別記第13号様式)を区長に提出しなければならない。

2　前項の申請者には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなく

なったことを証する書類
(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
3　区長は、償還の免除を認めるものと決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第 14 号様式)により、償還の免除を認めないものと決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第 15 号様式)により償還免除申請者に通知するものとする。
(一部改正〔令和元年規則 22 号〕)
(督促)
第 16 条　区長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
(届出事項)
第 17 条　借受人又は保証人が氏名又は住所を変更したときは、借受人は、氏名等変更届書(別記第 16 号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。
2　借受人が死亡したときは、借受人の同居の親族又は保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

第 5 章　雑則
(一部改正〔令和元年規則 22 号〕)
(組織)
第 18 条　条例第 16 条第 1 項に規定する荒川区災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)の委員の構成は、次のとおりとする。
(1)　学識経験者　4 人以内
(2)　区職員　1 人以内
(追加〔令和元年規則 22 号〕)
(委員の任期)
第 19 条　委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、条例第 16 条第 1 項の規定による調査審議が終了したときまでとする。
(追加〔令和元年規則 22 号〕)
(会長)
第 20 条　審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(追加〔令和元年規則 22 号〕)
(会議)
第 21 条　審査会は、会長が招集する。
2　審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　会長は、会議の議長となる。
4　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（追加〔令和元年規則 22 号〕）
（審査会の会議の公開）
第 22 条　審査会の会議は、非公開とする。
（追加〔令和元年規則 22 号〕）
（意見等の聴取）
第 23 条　審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。
（追加〔令和元年規則 22 号〕）
（庶務）
第 24 条　審査会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。
（追加〔令和元年規則 22 号〕）
（委任）
第 25 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。
（一部改正〔令和元年規則 22 号〕）

付　則
1　この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 7 月 16 日以後に生じた災害に関して適用する。
2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「被害を受けた日の属する月の翌月から起算して 3 月以内」とあるのは「令和 4 年 3 月 31 日まで」とする。
（一部改正〔平成 31 年規則 18 号・令和元年 22 号・2 年 20 号・3 年 24 号〕）
3　前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第 9 条の規定の適用については、同条中「保証人の連署した災害援護資金借用証書」とあるのは「災害援護資金借用証書」と、「借入申込者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「借入申込者の印鑑証明書」とする。
4　平成 23 年特別令第 14 条第 1 項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 2 項第 2 号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年(当該被

害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)」とあるのは「平成 21 年(平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合にあっては、平成 23 年とする。以下この号において同じ。)」と、「前年の所得」とあるのは「平成 21 年の所得」とする。

(追加〔平成 25 年規則 39 号〕)

付　則(昭和 58 年 1 月 31 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 章及び第 1 号様式の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(平成 23 年 7 月 8 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附　則(平成 25 年 7 月 26 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 25 年 1 月 17 日から適用する。

附　則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 18 号)

1　この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附　則(令和元年 12 月 16 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

被災者生活再建支援法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　自然災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二　被災世帯　政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

イ　当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ　当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ハ　当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

ホ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章　被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条　都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

２　被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　二百万円

二　その居住する住宅を補修する世帯　百万円

三　その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯　五十万円

３　前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

４　前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

５　被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　百万円

二　その居住する住宅を補修する世帯　五十万円

三　その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯　二十五万円

６　前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

７　単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条　都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

２　都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条　支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条　内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

３　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

４　支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

５　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第七条　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二　第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（費用の支弁）

第八条　支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

（基金）

第九条　支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

２　都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

３　都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条　支援法人は、運営委員会を置くものとする。

２　次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一　次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

二　第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

３　運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。

４　運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

（業務規程の認可）

第十一条　支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

３　業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（事業計画等）

第十二条　支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第十三条　支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（秘密保持義務）

第十四条　支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（報告）

第十五条　内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

（監督命令）

第十六条　内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第十七条　内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

２　第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

３　内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章　国の補助等

（国の補助）

第十八条　国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定

により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

（地方債の特例）

第十九条　第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

（国の配慮）

第二十条　国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章　雑則

（譲渡等の禁止）

第二十条の二　支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

２　支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十一条　租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（政令への委任）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十三条　第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条　支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附　則　抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一六年三月三一日法律第一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条　改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条　前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支

援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一九年一一月一六日法律第一一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条　前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置）

３　第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

（検討）

４　地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

５　国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（令和二年一二月四日法律第六九号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

被災者生活再建支援法施行令

内閣は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号、第三条、第五条及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条　被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一　自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害

二　自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害

三　自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害

四　自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

五　第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

六　第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条　法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）

第三条　法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。次条第三項において「特定長期避難世帯」という。）とする。

一　当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下この号及び次条第三項において「避難指示」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難指示が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難指示が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

二　当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下この号及び次条第三項において「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

２　法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。

３　前二項の規定は、法第二条第二号ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十二万五千円」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第四条　法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号（これらの規定を同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

２　法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起

算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号又は第五項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

３　法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

４　前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（内閣府令への委任）

第五条　この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。

（合併市町村に係る特例）

２　令和十二年三月三十一日までに行われた市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下この項において同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下この項において「合併市町村」という。）の区域のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この項において同じ。）の区域であった区域に係る法第二条第二号の政令で定める自然災害は、第一条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一　第一条第四号に規定する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口（市町村の合併が行われた日前の直近において官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。次号及び第三号において同じ。）が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

二　第一条第三号又は第四号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、

同条第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

三　第一条第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により五（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものにあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（以下この号において「特定区域」という。）及び特定区域（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものに限る。以下この号において「被隣接区域」という。）に隣接する区域（被隣接区域の全部又は一部（その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区域に限る。）を含む市町村の区域内の区域に限る。）のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日前五年目に当たる日から、被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に市町村の合併が行われた合併関係市町村の区域であった区域であって、その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（当該区域に係る合併関係市町村（以下この号において「隣接合併関係市町村」という。）の合併前人口（その区域の一部が合併市町村の区域の一部となった合併関係市町村にあっては、当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併前の人口（当該合併関係市町村の合併前人口を市町村の合併が行われた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出したものをいう。）。以下この号において同じ。）及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は、それらの全ての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計）が五万未満である場合に限る。）に係る当該自然災害（特定区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

附　則　（平成一二年六月七日政令第三〇三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則　（平成一六年三月三一日政令第九九号）

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附　則　（平成一七年六月二二日政令第二一六号）

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第四条

の規定は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第四条の規定を適用する。

附　則　（平成一九年一二月一二日政令第三六一号）　抄

（施行期日）

１　この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

附　則　（平成二二年九月三日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の被災者生活再建支援法施行令第一条第六号及び附則第二項の規定は、平成二十二年六月十一日以後に生じた自然災害について適用する。

附　則　（平成二五年六月二一日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附　則　（令和二年一二月四日政令第三四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（令和三年五月一〇日政令第一五三号）　抄

（施行期日）

１　この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

荒川区震災等による被災市街地復興条例

平成 13 年 10 月 23 日
条例第 40 号

（目的）
第 1 条　この条例は、大規模な震災、火災その他の災害（以下「震災等」という。）により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資することを目的とする。
（定義）
第 2 条　この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の例による。
2　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　市街地復興事業　震災等により被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
⑵　建築物等　建築物及び建築物以外の工作物で荒川区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。
⑶　建築物等の更新　災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。
（復興の理念）
第 3 条　区、区民及び区内で事業活動を営む者（以下「事業者」という。）は、市街地の復興に当たっては、災害に強いまちづくりを協働して進めるよう努めなければならない。
（区の責務）
第 4 条　区は、被災後速やかに、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、都市の復興に関する基本的な方針（以下「荒川区都市復興基本方針」という。）を策定し、これを公表するとともに、荒川区都市復興基本方針に基づき市街地復興事業を推進し、その他必要な施策を実施する責務を有する。
（区民及び事業者の責務）
第 5 条　区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の市街地の復興に努めるとともに、市街地復興事業に協力する責務を有する。
2　事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、市街地復興事業に協力する責務を有する。
（復興対象地区の指定）
第 6 条　区長は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる要件に該当する地区を復

興対象地区として指定することができる。

⑴　重点復興地区　震災等により、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、復興のための都市基盤施設の整備及び建築物等の更新（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

⑵　復興促進地区　震災等により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失をし、かつ、その地区内の一部の区域が建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該区域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

⑶　復興誘導地区　震災等により、建築物等が倒壊又は焼失をし、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2　前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3　区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

（復興対象地区の変更等）

第7条　区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、又は廃止することができる。

2　前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（都市復興基本計画の策定）

第8条　区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、荒川区都市復興基本方針に基づき、市街地復興事業を推進するための計画（以下「荒川区都市復興基本計画」という。）を速やかに策定し、これを公表するものとする。

2　区長は、前項の規定により荒川区都市復興基本計画を策定するときは、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市街地復興事業の推進）

第9条　区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、荒川区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。）等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　区長は、復興誘導地区において、荒川区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　区長は、必要に応じ、市街地復興事業を行う者に対し、荒川区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

（被災市街地復興推進地域の指定）

第10条　区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域（以下「推進地域」という。）を定めることができる。

2　前項の規定にかかわらず、区は、市街地の復興のために特に必要と認めるときは、重点復興地区又は復興促進地区以外においても推進地域を定めることができる。

（建築行為の届出）

第11条　第6条第1項に掲げる復興対象地区（前条の規定により推進地域を定めた場合は、当該推進地域を除く。）において、建築物等の建築（移転を除く。以下この条において同じ。）をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

⑴　非常災害により必要な応急措置として建築をする建築物等

⑵　国、地方公共団体その他規則で定める者が市街地復興事業として建築をする建築物等

⑶　都市計画事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。）の施行として建築をする建築物等

⑷　国若しくは地方公共団体又は都市施設（都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して建築をする建築物等

⑸　既存の建築物の敷地内において建築をする車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造、鉄骨造その他これらに類する構造のものに限る。）

⑹　前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2　前項の規定は、震災等の発生した日から起算して2年を経過する日（復興対象地区の一部に前条の規定による推進地域の定めがある場合は、特別措置法第5条第2項の規定に基づき定められた期間の満了の日）までに建築物等の建築をしようとする建築主に適用する。

（情報の提供及び協議）

第12条　区長は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2　区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりを促進するために必要な協議を行うことができる。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成 13 年規則第 62 号で平成 14 年 1 月 1 日から施行）

（荒川区災害対策本部条例の一部改正）

2　荒川区災害対策本部条例（昭和 38 年荒川区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

（以下、省略）

荒川区震災等による被災市街地復興条例施行規則

平成 13 年 12 月 28 日
規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条　この規則は、荒川区震災等による被災市街地復興条例(平成 13 年荒川区条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第 2 条　条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条第 1 項に規定するものをいう。

(復興対象地区指定基準)

第 3 条　条例第 6 条第 2 項の復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、東京都防災都市づくり推進計画の整備計画における重点整備地域内に復興促進地区(整備済み地区であって中被害地区であるものを除く。)が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区とする。

3　区長は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる地域、地区又は区域内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区とすることができる。

⑴　東京都防災都市づくり推進計画の整備計画における整備対象地域(重点整備地域を除く。)

⑵　都市計画マスタープラン(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定により区が定めた基本方針をいう。)に則した計画がある地区

⑶　都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条の 3 第 1 項の規定による都市再開発の方針に定める再開発促進地区又は再開発誘導地区

⑷　都市計画法第 4 条第 6 項で定める都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的都市計画施設であって当該都市計画施設が未完成である区域

⑸　東京都住宅マスタープランにおける重点供給地域

⑹　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地域、地区又は区域

(建築行為の届出)

第 4 条　条例第 11 条第 1 項の規定による建築行為の届出は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する建築確認の申請をしようとする日(同日前に、法令等の規定に基づき当該建築行為の許認可等に係る申請をしようとする場合は、当該申請のうち最初に行う申請の日。以下「建築確認等の申請日」という。)の 30 日前までに、建築行為届出書(別記様式)により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建

築物等(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの建築(移転を除く。)に係る同項の届出は、建築確認等の申請日の 15 日前までに、建築行為届出書により行わなければならない。

⑴　階数が 2 以下であり、かつ、地階を有しないこと。

⑵　主要構造物が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

⑶　容易に移転し、又は除却することができること。

(建築行為の届出を要しない建築主)

第 5 条　条例第 11 条第 1 項第 2 号の規則で定める者は、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社とする。

附　則

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(平成 16 年 6 月 29 日規則第 52 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

別表　復興対象地区指定基準(第 3 条関係)

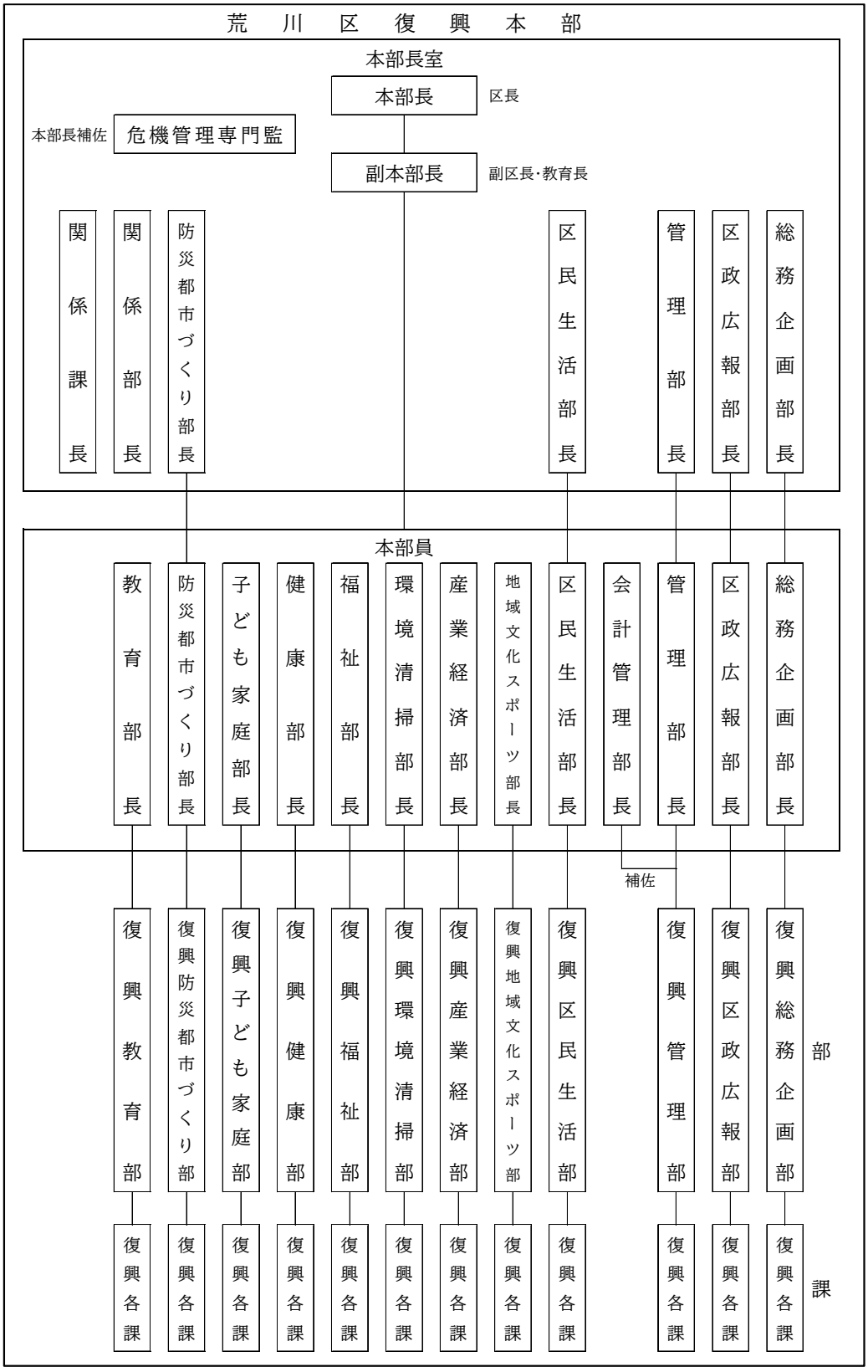
重点復興地区	未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	未整備地区であって中被害地区であるもの並びに整備済み地区であって大被害地区又は中被害地区であるもの
復興誘導地区	小被害地区であるもの

備考

1　「整備済み地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業、荒川地区環境改善事業若しくは開発許可による住宅地開発事業により整備された 1 ヘクタール以上の地区又は区長が整備済みと認めた地区をいい、「未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において整備済み地区に該当しない地区をいう。

2　「大被害地区」とは、被害度(一の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋と半壊家屋とを合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。)がおおむね 80 パーセント以上の街区が連担し、かつ、当該面積が 1 ヘクタール以上である地区をいい、「中被害地区」とは、大被害地区に該当しない地区であって、分布図(被害度を住宅案内図等に表示したものをいう。以下同じ。)において被害度がおおむね 50 パーセント以上の街区が連担し、かつ、当該面積が 1 ヘクタール以上である地区をいい、「小被害地区」とは、大被害地区及び中被害地区に該当しない地区であって、分布図において部分的な被害が見られる街区が連担し、かつ、当該面積が 1 ヘクタール以上である地区をいう。

荒川区復興本部組織図


荒川区復興本部
本部長室
本部長
区長
本部長補佐
危機管理専門監
副本部長
副区長･教育長
関係課長
関係部長
防災都市づくり部長
区民生活部長
管理部長
区政広報部長
総務企画部長
本部員
教育部長
防災都市づくり部長
子ども家庭部長
健康部長
福祉部長
環境清掃部長
産業経済部長
地域文化スポーツ部長
区民生活部長
会計管理部長
管理部長
区政広報部長
総務企画部長
補佐
復興教育部
復興防災都市づくり部
復興子ども家庭部
復興健康部
復興福祉部
復興環境清掃部
復興産業経済部
復興地域文化スポーツ部
復興区民生活部
復興管理部
復興区政広報部
復興総務企画部
部
復興各課
課

荒川区災害対策基金条例

昭和 39 年 3 月 31 日
条例第 4 号

（設置）
第 1 条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、災害の予防、応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため、災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。
（積立て）
第 2 条　基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。
（管理）
第 3 条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（運用益金の処理）
第 4 条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。
（繰替運用）
第 5 条　区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる
（委任）
第 6 条　この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付　則
1　この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
2　この条例施行の際、罹災救助積立金に属していた債権は、この基金に属する基金とする。
附　則(平成 8 年 3 月 22 日条例第 3 号)
この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

資料第２　協定・覚書関係

民間事業者等との災害時協定一覧

協定内容		協定名（締結事業者・団体等）	資料番号
ライフライン	特設公衆電話の設置及び管理等	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話（株））	1
	通信設備の借用	非常通信の運用に関する協定書（東京消防庁荒川消防署）	64
	避難所の給排水設備の復旧	災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書（荒川区機械設備防災協力会）	118
	電力復旧	災害時等における電力復旧等に関する相互支援協定（東京電力パワーグリッド（株）上野支社）	119
		災害時における停電復旧作業及び啓開作業の相互協力に関する覚書（東京電力パワーグリッド（株）上野支社）	120
ボランティア活動	災害ボランティアセンターの開設等	災害時におけるボランティア活動に関する協定（（福）荒川区社会福祉協議会）	2
	語学ボランティア活動	災害時における語学ボランティア協力に関する協定書（荒川・南千住・尾久警察署、（学）新井学園赤門会日本語学校）	115
施設利用	地震時の避難所	災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書（首都大学東京（現：都立大学））	69
		災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（町屋文化センターの指定管理者）	90
		災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書（（学）北豊島学園）	98
		災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立荒川授産場の指定管理者）	101
		災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（荒川区民会館の指定管理者）	102
		災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（日暮里サニーホールの指定管理者）	103
		災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（ムーブ町屋の指定管理者）	104
		災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の指定管理者）	105
		災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立竹台高等学校）	106
		災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立荒川工業高等学校（現：荒川工科高等学校））	107
		災害時等の対応及び災害応急復旧対策活動での施設利用への協力に関する協定（ふれあい館等の指定管理者）	108
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（高齢者施設）	109
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理）	110
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理以外）	111
		災害時における施設等の利用に関する協定（日暮里ホテルマネジメント合同会社）	112
		災害時における施設等の利用に関する協定（（株）ティーケーピー）	113
		災害時における施設等の利用に関する協定（（株）マイステイズ・ホテル・マネジメント）	114
		災害時における応急協力に関する覚書（日本郵便（株）荒川郵便局）	162
	水害時の避難場所	災害時における施設利用に関する協定書（都立産業技術高等専門学校）	3
		災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書（首都大学東京（現：都立大学））	69
		災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書（（学）北豊島学園）	98
		災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の指定管理者）	105
		災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立竹台高等学校）	106
		災害時における避難所施設利用に関する協定書（都立荒川工業高等学校（現：荒川工科高等学校））	107
		災害時における施設等の利用に関する協定（日暮里ホテルマネジメント合同会社）	112
		災害時における施設等の利用に関する協定（（株）ティーケーピー）	113
		災害時における施設等の利用に関する協定（（株）マイステイズ・ホテル・マネジメント）	114
		大規模な水害時における緊急避難に関する覚書（東京都住宅供給公社）	157
		大規模な水害時における緊急避難に関する覚書（東京都都市整備局）	158
		大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定書（独立行政法人都市再生機構）	159
		土砂災害時における近隣住民の緊急避難施設の提供に関する協定書（（学）開成学園）	160
	帰宅困難者一時滞在施設	災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（（株）大起エンゼルヘルプ）	89
		災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（町屋文化センターの指定管理者）	90
		災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書（（学）東京朝鮮学園）	91
		災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書（立正佼成会）	92
		大規模地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の一時滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書（創価学会東京事務局）	93
		大規模地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の一時滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書（創価学会東京事務局）	94
		災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（（株）千代田セレモニー）	95
		災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（トキアス管理組合）	96
		災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書（町屋光明寺・東京御廟）	97
		災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書（（学）北豊島学園）	98
		災害時等における応急活動に関する細目協定（北部緑地（株））	99
		災害時等における応急活動に関する細目協定（上園緑地建設（株））	100
		災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（区立荒川授産場の指定管理者）	101
		災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（荒川区民会館の指定管理者）	102
		災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（日暮里サニーホールの指定管理者）	103
		災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書（ムーブ町屋の指定管理者）	104
	災害ボランティアセンター	災害時における施設利用に関する協定書（都立産業技術高等専門学校）	3
		災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（荒川総合スポーツセンターの指定管理者）	57
	重機・資機材置き場	災害時等における応急活動に関する細目協定（岩田造園土木（株））	12
	地域内輸送拠点	災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書（荒川総合スポーツセンターの指定管理者）	57
	緊急医療救護所	災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書（首都大学東京（現：都立大学））	69
	車両の退避場所	大規模水害時における庁有車の緊急避難駐車場所の提供に関する覚書（（株）スーパーバリュー）	161

協定内容		協定名（締結事業者・団体等）	資料番号
応急対策	避難所、区施設等の応急措置	災害時における応急対策業務に関する協定書（東京都塗装工業協同組合荒川支部）	4
情報収集・調査	被害状況の収集及び調査	災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書（（株）スペースワン）	5
		災害時等における無人航空機等を活用した支援業務に関する協定書（アイセイ（株））	6
	被害状況に関する情報交換	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）	60
	被災区民の情報共有	災害時における応急協力に関する覚書（日本郵便（株）荒川郵便局）	162
車両の貸与	フォークリフト車等の貸与	災害時における応急対策活動支援に関する協定書（東京都製本工業組合城北支部荒川地区）	7
	パッカー車等の貸与	災害時における運搬車両類の提供に関する協定書（荒川区リサイクル事業協同組合）	8
	輸送車両の貸与	災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定（（一社）東京都トラック協会荒川支部）	58
		災害時における緊急輸送業務に関する協定書（東京都個人タクシー協同組合荒川支部、警視庁荒川警察署）	81
	自転車の提供	災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定（荒川区自転車商協同組合連合会）	139
		災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目（荒川区自転車商協同組合連合会）	140
障害物除去	障害物除去・資機材の貸与	災害時における応急対策活動支援に関する協定書（東京都製本工業組合城北支部荒川地区）	7
		災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定（荒川区建設業協会）	9
		災害時における応急対策業務に関する協定書（荒川美化研究会）	10
		災害時における応急活動に関する協定書（荒川区造園防災協力会）	11
災害廃棄物・し尿	仮置場の運営	災害時等における災害廃棄物一次仮置場に関する協定書（区内事業者）	13
		災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する実施細目（区内事業者）	14
	災害廃棄物・し尿の収集及び運搬	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）	148
		災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）	149
		災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）	150
		災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）	151
	災害廃棄物・し尿の処理、処分等	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都産業資源循環協会）	152
		災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都中小建設業協会）	153
		災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（（株）京葉興業）	154
		災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（（株）太陽油化）	155
給電	小型発電機の貸与	災害時における仮設電力供給等に関する協定書（（一財）関東電気保安協会東京北事業本部）	15
	余剰電力の供給	「街なかメガソーラー」登録にかかる協定（区内居住者・事業者）	16
	給電車両の貸与	災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京（株））	17
		災害時における電動車両等の支援に関する協定書（東日本三菱自動車販売（株）、三菱自動車工業（株））	18
		電気自動車を活用した災害連携協定（日産東京販売（株）、日産自動車（株））	19
情報発信	ヘリサインの表示	九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項（九都県市）	56
	キャッシュサイトの掲載等	災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社（現：LINEヤフー（株））	61
	災害情報等の放送	災害時における放送要請に関する協定書（東京ケーブルネットワーク（株））	62
		災害時における放送要請実施細目（東京ケーブルネットワーク（株））	63
搬送業務	物資の搬送	災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定（（一社）東京都トラック協会荒川支部）	58
		災害時等における緊急物資等の荷役及び配送等に関する協定書（佐川急便（株））	59
	人の搬送	災害時における緊急輸送業務に関する協定書（東京都個人タクシー協同組合荒川支部、警視庁荒川警察署）	81
	遺体の搬送	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（（社）全国霊柩自動車協会）	87
		災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目（（社）全国霊柩自動車協会）	88
医療救護	傷病者等の受入れ	災害時における重症者等の受入れに関する協定書（東京都立駒込病院）	66
		災害時における重症者等の受入れに関する協定書（東京女子医科大学附属足立医療センター）	67
		災害時における重症者等の受入れに関する協定書（日本医科大学付属病院）	68
	医療救護班の派遣等	災害時の医療救護活動についての協定書（（社）荒川区医師会）	70
		災害時の医療救護活動実施細目（（社）荒川区医師会）	71
		医療救護に係る費用弁償に関する覚書（（社）荒川区医師会）	72
		災害時における歯科医師会の協力に関する協定書（東京都荒川区歯科医師会）	73
		災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目（東京都荒川区歯科医師会）	74
	応急手当	災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書（（公社）東京都柔道整復師会荒川支部）	75
		災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目（（公社）東京都柔道整復師会荒川支部）	76
	医薬品の供給	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（医薬品卸売販売業者）	77
		災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書（（社）荒川区薬剤師会）	78
		災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目（（社）荒川区薬剤師会）	79
	傷病者・資器材搬送	災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書（福祉移送ネットワークアイラス・(株)ライフリンクス）	80
	トレーラーハウスの貸与	災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定（トレーラーハウスデベロップメント（株））	116
物資供給	葬祭用品の供給	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（（社）全日本冠婚葬祭互助協会）	82
		災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目（（社）全日本冠婚葬祭互助協会）	83
		災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（全東京葬祭業連合会（現：全東京葬祭業協同組合連合会））	84
		災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目（全東京葬祭業連合会（現：全東京葬祭業協同組合連合会）・東京都葬祭業協同組合）	85

協定内容		協定名（締結事業者・団体等）	資料番号
物資供給	避難所資器材の供給	災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（（一社）災害用弾性ストッキング協会）	86
		災害時における段ボール製品等の調達業務に関する協定書（興亜紙業（株））	121
		避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッドの供給に関する協定書 （（特非）ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク）	122
		災害時における段ボール製品等の優先供給に関する協定書（王子コンテナー（株）東京工場）	123
	食糧の供給	災害時における米穀供給に関する協定（東京都米穀小売商業組合荒川支部）	124
		災害時における米穀供給に関する協定細目（東京都米穀小売商業組合荒川支部）	125
	食料、飲料水、生活用品等の供給	災害時における応急物資供給に関する協定書（荒川区商店街連合会）	126
		災害時における応急物資の優先供給に関する協定書（（株）イトーヨーカ堂（現：（株）セブン＆アイ・ホールディングス））	127
		災害時における応急物資の優先供給に関する協定書（（株）ライフコーポレーション）	128
		災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書（（株）ココスナカムラ）	129
		災害時における応急資機材及び物資の優先供給に関する協定書（ロイヤルホームセンター（株））	130
動物関係	トレーラーハウスの貸与	災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定（トレーラーハウスデベロップメント（株））	116
	救護活動の実施	災害時における動物救護活動に関する協定書（荒川区獣医師会）	117
資機材供給	資機材、車両及び人員の提供	災害時における応急対策業務に関する協定書（東京都塗装工業協同組合荒川支部）	4
	資機材の提供	災害時における資機材等の優先供給に関する協定書（（株）アクティオ）	131
給水	給水施設の維持管理及び運用	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書（東京都）	132
		給水施設の維持管理及び運用に関する協定書の実施細目（東京都）	133
	給水車両の貸与	災害時の給水活動等に関する協定書（（有）K'プランニング（現：（有）ケイ・プランニング））	134
	生活用水の供給	災害時協力井戸に関する協定書（おかもとポンプ（株））	145
		災害時協力井戸に関する協定書（アトラスプランズタワー三河島団地管理組合）	146
	飲料水の供給	大地震時飲料水使用協定（区内銭湯事業者）	147
燃料の供給	ガソリン・軽油等	災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書 （東京都石油商業組合荒川支部（現：東京都石油商業組合荒川北地区））	135
		災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目（東京都石油商業組合荒川支部 （現：東京都石油商業組合荒川北地区））	136
	プロパンガス・灯油等	災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定（東京都燃料小売商業組合荒川支部（現：東京都燃料商業組合）、 東京都ＬＰガス協会城北第一支部）	137
		災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目（東京都燃料小売商業組合荒川支部（現：東京都燃料商業組合）、 東京都ＬＰガス協会城北第一支部）	138
被災者支援	行政手続きの支援	災害時における行政手続の支援活動に関する協定書（東京都行政書士会荒川支部）	65
	給食業務	震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書（東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部（現：東京都麺類協同組合））	141
		震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目（東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部（現：東京都麺類協同組合））	142
		災害時における給食業務の協力に関する協定書（学校給食調理業務委託業者）	143
		災害時における給食業務の協力に関する協定細目（学校給食調理業務委託業者）	144
	理容サービス業務	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合荒川支部）	163
		避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目（東京都理容生活衛生同業組合荒川支部）	164

自治体間の災害時相互応援協定一覧

協定名	締結自治体等	資料番号
荒川区と吉川町（現：上越市）の非常災害時等における相互応援に関する協定	新潟県上越市	20
荒川区と大多喜町の非常災害時等における相互応援に関する協定	千葉県大多喜町	21
荒川区と秩父市（旧：荒川村）の非常災害時等における相互応援に関する協定	埼玉県秩父市	22
荒川区と鴨川市の非常災害時等における相互応援に関する協定	千葉県鴨川市	23
荒川区と石川町の非常災害時等における相互応援に関する協定	福島県石川町	24
災害時等における相互応援に関する協定	岩手県釜石市	25
災害時における相互応援に関する協定書	福島県福島市	26
災害時における相互応援に関する協定書	福島県桑折町	27
災害時における相互応援に関する協定書	岐阜県大垣市	28
災害時における相互応援に関する協定書	山形県鮭川村	29
災害時における相互応援に関する協定書	茨城県つくば市	30
災害時における相互応援に関する協定書	新潟県津南町	31
災害時における相互応援に関する協定書	富山県射水市	32
災害時における相互応援に関する協定書	静岡県下田市	33
災害時における相互応援に関する協定書	山梨県北杜市	34
災害時における相互応援に関する協定書	山梨県南アルプス市	35
災害時における相互応援に関する協定書	茨城県潮来市	36
災害時における相互応援に関する協定書	新潟県村上市	37
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	38
特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目		39
職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目		40
救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目		41
避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目		42
被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目		43
被災住民の受入れに関する実施細目		44
動物の保護に関する実施細目		45
医療救護活動に関する実施細目		46
ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目		47
災害時要援護者の救援支援に関する実施細目		48
遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目		49
道路の早期復旧に関する実施細目		50
応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目		51
仮設住宅の提供に関する実施細目		52
帰宅困難者対策に関する実施細目		53
児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目		54
被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目		55
災害廃棄物の共同処理等に関する協定	特別区 東京二十三区清掃一部事務組合	156

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

荒川区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、甲の区域内で災害が発生した場合において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書において「災害」とは、災害救助法(昭和２２年法律第１１８号)　第２条に規定する政令で定める程度の災害又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等に対し通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

２　特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

３　第１項の設置場所、前項の設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を指名し、別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の配備と管理）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機等を甲の費用負担で設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話が利用可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第５条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生及び新規設置を予定する場所が発生した場合には、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

２　前項の新規設置に係る費用については、第４条及び前条に基づき行い、移転、廃止等に係る費用については甲の費用負担により、これを行うものとする。

（利用の開始）

第７条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話の設置場所が甲の指定する避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を、別紙２に記載する連絡先に通知するものとする。

（利用者の誘導）

第８条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第９条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、乙は甲に対し、利用の終了を通知する。

２　甲は、前項の通知を受けた場合、特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去するとともに、乙に対し撤去した場所等の情報を別紙２に記載する連絡先へ通知することとする。

（設置場所の公開）

第１０条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第１１条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第１２条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。この場合における、電気通信回線回復に係る費用については、相互にその原因等を確認し、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する利用の開始及び第１１条に規定する定期試験を除き、第１条の目的の範囲以外の目的での特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　乙は、前項の目的外利用の実績報告にかかわらず、甲が目的外利用を継続する場合には、甲に対し、該当する特設公衆電話の利用中止を通知する。この場合において、特設公衆電話の撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第１４条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第１５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本覚書を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上、各自がその１通を保有する。

平成２５年６月２０日

甲　　東京都荒川区荒川２－２－３
荒川区
代表者　　荒川区長　西川　太一郎

乙　　東京都江戸川区北葛西４－１－４３　葛西ビル１Ｆ
東日本電信電話株式会社　業務代行
ＮＴＴ東日本-東京　サービス運営部
東フィールドサービスセンタ所長
押田　博之

災害時におけるボランティア活動に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第２条　甲は、次のいずれかに該当するときは、乙と協議し、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

⑴　荒川区内で震度６弱以上の地震が起きたとき

⑵　前号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認めるとき

（設置場所）

第３条　センターの設置場所は、荒川総合スポーツセンターとする。ただし、甲は当該施設が罹災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

２　甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置の必要性を認めたときは、乙と協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。

（連携及び協力）

第４条　甲と乙は、相互に連携及び協力し、センターの設置及び運営に関し、必要な業務を実施するものとする。

（センターの活動）

第５条　センターが実施する活動は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　災害ボランティアの受け入れ、派遣に関すること

⑵　災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援及び協力に関すること

⑶　災害時要援護者又は自宅避難者に対する支援及び協力に関すること

⑷　その他、災害応急及び復興に関する支援に関すること

（平常時の協力）
第６条　乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。
２　乙は甲とともに、平常時より相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（資器材等の確保）
第７条　甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）
第８条　センターの運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。
２　乙は費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（損害補償）
第９条　災害応急及び復興活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

（報告）
第１０条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に１年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

この協定に締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成２２年７月２日

荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

荒川区南千住一丁目１３番２０号
乙　社会福祉法人荒川区社会福祉協議会
代表者　会　　長　　三　嶋　重　信

災害時における施設利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都立産業技術高等専門学校（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、荒川区地域防災計画に基づき、甲が東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス内の施設の一部（以下「乙の管理する施設」という。）を利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する事項は、次のとおりである。

（１）災害時の応援職員や救助部隊等の宿舎、災害ボランティアセンターの開設場所として、乙の管理する施設を提供すること。

（２）風水害時に近隣住民等を受け入れるために開放する緊急的かつ一時的な避難場所として、乙の管理する施設を提供すること。

（３）その他甲乙協議の上、定める事項

（避難場所として利用できる施設の周知）

第３条　甲は、乙の管理する施設のうち、第２条第１項第２号に定める避難場所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（利用場所）

第４条　甲は、第２条第１項第１号に掲げられる災害ボランティアセンターの開設場所として、乙の管理する施設における次に掲げる場所を利用することができる。

（１）体育館１階部分　小体育館・トレーニングルーム

（２）体育館２階部分　第７講義室

（３）体育館３階部分　アリーナ

（４）その他甲乙協議の上、定める場所

２　甲は、第２条第１項第２号に掲げられる風水害時に近隣住民等を受け入れるための避難場所として、前項第３号に掲げられる場所を利用できるものとする。

（応急危険度判定の実施）

第５条　甲は、乙の管理する施設を第２条第１項第１号に定める場所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安

全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（施設利用の要請）

第６条　甲は、前条に定める協力事項の実施を要請するときは、文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、後日、速やかに文書により通知するものとする。

２　前項に定める要請が甲からあった場合、文書による通知、緊急時の口頭による要請に対し、乙が回答するにあたり、乙の管理する施設について防火・防災管理者から注意事項等を甲に対して連絡する。

（管理運営）

第７条　施設の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第８条　施設の利用期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（施設利用の終了への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、施設利用の早期終了に努めるものとする。

（施設利用の終了）

第１０条　甲は、施設の利用を終了する際は、乙に利用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（費用の負担）

第１１条　この協定に基づき発生した費用については、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第１２条　甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第１３条　甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置等の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和２年１０月１５日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都荒川区南千住八丁目１７番１号
東京都立産業技術高等専門学校
代表者　校長　渡辺　和人

災害時における応急対策業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合荒川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、荒川区地域防災計画に基づく災害時における応急対策業務に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第２条　乙は、甲の要請を受けて、乙が保有する資機材等を使用し、次に掲げる応急対策業務（以下「協力業務」という。）へ積極的に従事する。

（１）避難施設及び区施設の応急措置に関すること。

（２）車両、資機材及び人員の提供に関すること。

（３）その他乙が甲に協力できること。

（報告）

第３条　乙は、甲に対して、災害時に出動可能な人員及び資機材の状況を報告する。

２　乙は、甲の要請へ迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

３　乙は、前２項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

（要請）

第４条　甲は、災害が発生し、第２条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定して行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、災害の状況により緊急を要すると判断した場合、第２条の協力業務を実施する。

４　乙は、前項の協力業務を実施した場合は、速やかに甲に報告する。

（費用負担）

第５条　乙が実施した協力業務に要した人員及び資機材等にかかる費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰する事由により、協力業務で使用する乙の資機材に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。この場合、乙は事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年５月２３日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

乙　　東京都荒川区西日暮里一丁目１９番１４号
東京都塗装工業協同組合荒川支部
代表者　支部長　　都　築　　洋

災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社スペースワン（以下「乙」という。）は、災害時等における航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機を活用した支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲が実施する災害時の情報収集・調査業務において、乙が無人航空機を活用して、甲に対して支援及び協力する場合の必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第２条　甲は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、無人航空機を活用した情報収集・調査業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して支援を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、支援の業務内容及び期間等を明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

３　乙は、甲からの要請を受けた場合は、人員体制、無人航空機等の必要資器材等を確認の上、支援の実施の可否を甲に回答するものとする。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定による甲からの要請に対して支援を実施するときは、直ちに、支援の実施に必要な人員及び資器材等を動員し、甲の指示に従い、次に掲げる業務を実施するものとする。

（１）災害時等における無人航空機を活用した荒川区内やその周辺の被害状況の情報収集及び調査

（２）無人航空機により撮影した映像、画像及びその他情報（以下「映像等」という。）の甲への提供

（３）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（支援業務の報告）

第４条　乙は、前条に定める支援業務を実施したときは、甲の指示に従い、情報収集や調査により得られた映像等を甲へ随時提供するとともに、業務の完了後は速やかにその実施した業務内容等を甲へ報告するものとする。

（映像等の権利帰属）
第５条　第３条に定める支援業務の実施により得られた映像等については、甲乙双方に帰属するものとし、その使用については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（平常時からの協力）
第６条　乙は、この協定による業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や普及啓発の活動等への参加に努めるものとする。

（費用の負担）
第７条　本協定に基づき乙が実施した支援業務に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第２条の規定による甲の要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（支払及び請求）
第８条　甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（無人航空機の飛行手続等）
第９条　無人航空機の飛行に係る許可及び承認等その他第３条及び第６条に定める支援及び協力に際して必要な手続は、乙が行うものとする。
２　甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

（関係法令の遵守）
第１０条　乙は、第３条及び第６条に定める支援及び協力に際して、航空法等の関係法令を遵守するものとする。

（事故等に係る責任）
第１１条　乙は、第３条及び第６条に定める支援及び協力に際して、事故及びその他損害（以下「事故等」という。）が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。
２　前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。
（１）乙が動員した者の故意又は過失によるもの
（２）乙が使用した資器材等の不具合によるもの
（３）乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの

３　第１項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

（災害補償）

第１２条　甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（秘密の保持）

第１３条　乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和４年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の３か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１５条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年５月１０日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都台東区上野三丁目１４番５号　４階
株式会社スペースワン
代表者　　代表取締役　小林　康宏

災害時等における無人航空機等を活用した支援業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とアイセイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機等を活用した支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲が実施する災害時の情報収集・調査業務において、乙が無人航空機等を活用して、甲に対して支援及び協力する場合の必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第２条　甲は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、無人航空機等を活用した情報収集・調査業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して支援を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、支援の業務内容及び期間等を明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

３　乙は、甲からの要請を受けた場合は、人員体制、無人航空機等の必要資器材等を確認の上、支援の実施の可否を甲に回答するものとする。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定による甲からの要請に対して支援を実施するときは、直ちに、支援の実施に必要な人員及び資器材等を動員し、甲の指示に従い、次に掲げる業務を実施するものとする。

（１）災害時等における無人航空機、３６０度カメラ及び地上走行型ロボットを活用した荒川区内やその周辺の被害状況の情報収集及び調査

（２）無人航空機、３６０度カメラ及び地上走行型ロボットにより撮影した映像、画像及びその他情報（以下「映像等」という。）の甲への提供

（３）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（支援業務の報告）

第４条　乙は、前条に定める支援業務を実施したときは、甲の指示に従い、情報収集や調査により得られた映像等を甲へ随時提供するとともに、業務の完了後は速やかにその実施した業務内容等を甲へ報告するものとする。

（映像等の権利帰属）
第５条　第３条に定める支援業務の実施により得られた映像等については、甲乙双方に帰属するものとし、その使用については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（平常時からの協力）
第６条　乙は、この協定による業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や普及啓発の活動等への参加に努めるものとする。

（費用の負担）
第７条　本協定に基づき乙が実施した支援業務に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第２条の規定による甲の要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（支払及び請求）
第８条　甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（無人航空機の飛行手続等）
第９条　無人航空機の飛行に係る許可及び承認等その他第３条及び第６条に定める支援及び協力に際して必要な手続は、乙が行うものとする。
２　甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

（関係法令の遵守）
第１０条　乙は、第３条及び第６条に定める支援及び協力に際して、航空法等の関係法令を遵守するものとする。

（事故等に係る責任）
第１１条　乙は、第３条及び第６条に定める支援及び協力に際して、事故及びその他損害（以下「事故等」という。）が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。
２　前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。
（１）乙が動員した者の故意又は過失によるもの
（２）乙が使用した資器材等の不具合によるもの
（３）乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの

３　第１項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

（災害補償）

第１２条　甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（秘密の保持）

第１３条　乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の３か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１５条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年３月２２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都荒川区西日暮里二丁目４０番３号
横山ビル６階
アイセイ株式会社
代表者　　代表取締役　岩佐　宏一

災害時における応急対策活動支援に関する協定書

災害時における応急対策活動支援に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合城北支部（荒川地区）（以下「乙」という。）との間において、次の協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が荒川区地域防災計画に基づく緊急応急車両の確保の一環として、乙から人的・物的協力を受けることにより、災害時における応急対策活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて乙に対し、次に掲げる応急対策活動の要請を行うものとする。

⑴　フォークリフト、トラックその他の作業用資機材の提供（以下、「作業用資機材の提供」という。）に関すること。

⑵　建築物その他の工作物の崩壊、倒壊又は損壊に伴う緊急人命救助活動及び道路啓開のための障害物の除去作業、救援調達物資の運搬作業等（以下、「除去作業等」という。）に関すること。

２　前項の規定による要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所を指定した上、文書、ファックス、電話等の方法により行うものとする。

（作業用資機材の提供等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により要請があったときは、特別な理由がない限り、作業用資機材の提供又は除去作業等（以下、これらを「業務等」という。）を行うものとする。

２　乙は、前項の規定により除去作業等を行なうときは、甲、消防署、警察署等の防災関係機関の指示に従わなければならない。

（費用）

第４条　乙が業務等に要した費用は、甲の負担とする。

２　前項の費用は、通常要する実費であって、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

３　甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第５条　甲は、業務等に従事した者が、当該業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京都荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例８号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、業務等に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務等の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

この場合、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第７条　乙は、業務等を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

２　乙は、毎年４月に災害時に提供可能な作業用資機材等の台数を甲に報告するものとする。

（期限）

第８条　この協定の期間は、この協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間の満了日の３箇月前までに、甲、乙、いずれからもこの協定の解除、又は変更の申出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１１年3月9日

（甲）　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
代表者　荒川区長　藤　枝　和　博

（乙）　東京都荒川区町屋八丁目１０番９号
東京都製本工業組合城北支部荒川地区
代表者　小　澤　敦

災害時における運搬車両類の提供に関する協定書

災害時における運搬車両類(パッカー車、フォークリフト車、貨物運搬車等をいう。以下同じ。)の提供に関し、荒川区(以下「甲」という。)と荒川区リサイクル事業協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な運搬車両類を乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

(協力要請)

第２条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、緊急輸送用車両類が必要であると認めたときは、乙に対し、運搬車両類の提供を要請するものとする。

(協力)

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、当該車両の点検を行い、異常がないことを確認された場合及びその他特別の理由がない限り、運搬車両類の提供に協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　運搬車両類を破損及び故障等させた場合は、原則として甲の負担とする。破損、消耗等細部については、協議のうえ決定するものとする。

(請求)

第５条　乙は、災害時に使用したガソリン等の燃料代金を甲に請求するものとする。

(価格)

第６条　使用した燃料の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(支払)

第７条　甲は、乙から第５条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

(損害補償)

第８条　甲の要請に基づく乙の運搬業務等に係る従業者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事したもの等にかかる損害補償に関する条例」(昭和３６年荒川区条例第８号)によるものとする。

(協議)

第９条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は、細目の解釈について疑義が生じたときは、速やかに甲乙協議のうえ決定解決を図る。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に１年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

この協定に締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成２２年７月２日

荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
荒川区長　　西　川　太一郎

荒川区東日暮里一丁目３９番１２号
乙　荒川区リサイクル事業協同組合
理事長　　大久保　信　隆

災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と荒川区建設業協会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、区民の生命財産を守ることを基本とし、荒川区地域防災計画に基づく道路障害物除去等の応急対策業務について、乙の積極的な協力を得て甲乙相互間において円滑な運営を確保することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、この協定に基づく道路障害物除去等の応急対策業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して協力を要請する。

２　乙に対する甲の要請は、災対土木部長が行うものとする。ただし、災対土木部長が不在のときは、その職務を代理するものが行う。

３　前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定し行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは区民の生活維持に努めることを基本とし、積極的に協力するものとする。

（活動業務）

第４条　乙は、甲の要請を受けたとき、直ちに、乙の荒川区建設業協会災害協力隊（以下「協力隊」という。）を出動させ、区職員の指揮に従い、乙の保有する資機材等を使用し、積極的に応急作業活動に従事する。

２　乙は、災害現場に区職員が派遣されていない場合は、甲の要請内容に従い、応急作業活動に従事する。この場合、乙は、活動状況概要を甲に報告する。

３　乙は、災害の状況により、緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急作業活動を実施した場合は、初動後、速やかに応急作業活動の概要を甲に報告する。

（費用負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が応急作業活動を実施するため、隊員の出動及び資機材等に要した経費は甲が負担する。

２　甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査し速やかにその経費を支払うこととする。

（賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰する事由により、業務に従事する資機材等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（損害賠償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、　　又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和三十六年七月十日条例第八号）の規定により、甲が補償するものとする。

（報告）

第８条　乙は、甲に対して、災害時に出動可能な人員及び資機材の状況を報告する。

２　乙は、甲の要請に迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

３　乙は、第１、２項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

（協議）

第９条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期限）

第 10 条　この協定の期間は、協定締結の日から、昭和６５年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までの３ヵ月前までに、甲乙いずれからか協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに５年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

昭和６０年４月１日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
代表者　東京都荒川区長　　町　田　　健　彦

東京都荒川区西日暮里２丁目２１番７号
乙　東京都荒川区建設業協会
代表者　　会長　　兼　村　　喜　市

災害時における応急対策業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川美化研究会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、荒川区地域防災計画に基づく災害時における応急対策業務に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第２条　乙は、甲の要請を受けて、乙が保有する資機材等を使用し、積極的に次に掲げる応急対策業務（以下「協力業務」という。）に従事する。

（１）倒木撤去及び道路等の障害物除去に関すること。

（２）がれきその他廃棄物等の運搬に関すること。

（３）道路清掃、散水及び側溝浚渫等による生活道路の通行確保に関すること。

（４）車両、資機材及び人員の提供に関すること。

（５）その他乙が甲に協力できること。

（報告）

第３条　乙は、甲に対して、災害時に出動可能な人員及び資機材の状況を報告する。

２　乙は、甲の要請へ迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

３　乙は、前２項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

（要請）

第４条　甲は、災害が発生し、第２条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定して行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、災害の状況により緊急を要すると判断した場合、第２条の協力業務の実施を判断するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が実施した協力業務に要した会員の出動及び資機材等にかかる費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰する事由により、協力業務で使用する乙の資機材に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。この場合、乙は事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年５月１７日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西　川　太一郎

乙　東京都荒川区南千住一丁目４３番１号
荒川美化研究会
代表者　会長　川　口　宏

災害時等における応急活動に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会（以下「乙」という。）は、荒川区内（以下「区内」という。）に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急活動の実施に関する協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時等において、荒川区地域防災計画に基づく応急活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本協定における「災害時等」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力要請内容）

第３条　甲が乙に対し要請する協力内容は、次のとおりとする。

⑴ 応急活動に要する人員・資機材の提供及び建設機械の出動（以下「建設資機材等」という。）に関すること。

⑵ 荒川区地域防災計画に基づく道路障害物の除去作業等に関すること。

⑶ 区内の公園、児童遊園、広場、運動場及びその他施設における倒木等の除去作業に関すること。

⑷ 被害状況の調査及び調査結果の共有に関すること。

⑸ 乙が管理する施設の利用に関すること。

⑹ その他、甲が必要と認めた工事及び業務に関すること。

（要請の手続き）

第４条　甲は、乙に対し前条に規定する協力要請をするときは、災害時等協力要請書（第１号様式）により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請することができるものとし、後日、速やかに書面により通知する。

２　乙は、前項に規定する協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り、直ちに必要な措置を実施する。

３　第１項に規定する協力要請は、乙の代表者に対して行うものとする。ただし、代表者が事故又は不在のときには、あらかじめ代表者が指名した者に対して要請するものとする。

（実施報告）

第 5 条　乙は、甲の要請により第 3 条各号に規定する協力を実施したときは、災害時等協力要請実施報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合は、口頭で報告することができるものとし、後日、速やかに書面により報告するものとする。

（協力体制の整備）

第 6 条　乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、あらかじめ乙の会員の応援体制及び情報収集伝達体制を定め、これを甲に提出するものとする。

（建設資機材等の報告）

第 7 条　乙は、災害時等における円滑な協力業務が図れるよう、建設資機材等の現況について把握し、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しく変化があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 8 条　甲の要請に基づき、乙が協力業務を実施した場合において、それに要した経費は、甲が負担するものとする。

2　経費の算出方法については、荒川区工事施行規程第 7 条第 1 項及び第 29 条第 2 項に基づき算出し、甲と乙が協議の上決定する。

（賠償）

第 9 条　協力業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または甲若しくは乙の保有する建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償）

第 10 条　甲の要請に基づき協力業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区 253 条例第８号）に基づき、甲がこれを負担するものとする。

（連絡責任者）

第 11 条　甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、次に掲げる職にある者を連絡責任

者として定める。
⑴ 甲 荒川区防災都市づくり部土木管理課長の職にある者
⑵ 乙 荒川区造園防災協力会代表幹事の職にある者

（守秘義務）
第 12 条　乙は、本協定に基づき、応急活動を行う場合において知り得た災害に関わる情報及び個人情報について、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第 13 条　本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）
第 14 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に 5 年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月２３日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都荒川区東日暮里六丁目 26 番 12 号
荒川区造園防災協力会
代表者　代表幹事 岩田　あい子

災害時等における応急活動に関する細目協定

本協定は、荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会とが締結した「災害時等における応急活動に関する協定書」（令和５年３月２３日締結）第３条第５号に基づき、甲と岩田造園土木株式会社（以下「乙」という。）とが、災害時における、乙が所有する施設の駐車場の一時使用について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害の復旧作業を円滑に行うことを目的に、乙が所有する施設の駐車場を、甲が管理する重機等の待機場所（以下「臨時駐車場」という。）として提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（臨時駐車場）

第２条　甲は、次に掲げる施設を臨時駐車場として使用する。

施設名称	岩田造園土木株式会社本社
所 在 地	東京都荒川区東日暮里六丁目２６番１２号
駐車箇所	屋外駐車場

施設名称	岩田造園土木株式会社本社
所 在 地	東京都荒川区荒川三丁目３１番
駐車箇所	屋外駐車場

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等において、前条の掲げる臨時駐車場を一時使用する必要があるときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項に掲げる一時使用する臨時駐車場の台数は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第４条　乙が協定に基づく協力により要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第５条　甲は、乙の責に帰さない事由により、乙の管理施設に損害が発生したときは、そ

の損害を賠償するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和６年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和５年１１月２０日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　荒川区東日暮里六丁目２６番１２号
岩田造園土木株式会社
代表者　代表取締役　　岩田　あい子

災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と○○会社（以下「乙」という。）は、災害時等における、甲が公園等の公共施設に設置する災害廃棄物等の一次仮置場（以下「仮置場」という。）の運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、荒川区地域防災計画に規定する仮置場に関して必要な事項を定め、もって安全で円滑な仮置場の管理、運営を行い、災害時等により生じた被害の早期復旧につなげることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定における「災害時等」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の内容）

第３条　災害時等において、仮置場を確保する必要が生じた場合、甲は乙に対して以下に掲げる事項について協力を要請できるものとする。

⑴仮置場の整備に関すること。

⑵仮置場の管理・運営に関すること。

⑶仮置場の撤去に関すること。

なお、実施するために必要な細目は、別に定める。

２　乙は、甲から要請があった時点における人員及び重機等の資機材の状況などを踏まえ、第１項に掲げた事項のうち実施可能な規模等について検討し、可能な範囲で応じることとする。

３　乙は、第１項及び第２項に基づき作業を行う前に、甲が実施する道路啓開作業における補助作業等が行える場合、可能な範囲で協力することとする。

（要請の手続き）

第４条　甲は、乙に対して前条に規定する協力要請をする場合、その内容等を整理し、災害時等協力要請書（第１号様式）により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請ができるものとし、後日、速やかに書面により通知するものとする。

２　乙は、前項に規定する協力要請を受けた場合は、直ちに要請内容に応じて必要な人員と資機材等を確認の上、特別な理由がない限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（実施報告）

第５条　乙は、甲の要請により第３条各号に規定する協力を実施したときは、災害時等協力要請実施報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合は、口頭で報告することができるものとし、後日、速やかに書面により報告するものとする。

（実施期間）

第６条　協力業務の実施期間は、原則として災害発生の日から道路啓開に伴う発生材等（以下、「発生材等」という。）の搬出が完了するまでの期間とし、業務終了の時期については、甲と乙協議の上決定する。

（協力体制の整備）

第７条　乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、あらかじめ乙の応援体制及び情報収集伝達体制を定め、これを甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が協力業務を実施した場合において、それに要した経費は、甲が負担するものとする。

2　経費の算出方法については、甲と乙が協議の上決定する。

3　乙は協力業務が終了した後、速やかに前項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（損害の報告）

第９条　協力業務の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたとき、または甲の保有する施設等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償）

第１０条　協力業務に従事した者が、これに従事したことが原因で負傷し、又は死亡した場合の損害補償費は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき、甲がこれを負担するものとする。

（連絡責任者）

第１１条　甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、次に掲げる職にある者を連絡責任者として定める。

⑴　甲　　環境清掃部清掃リサイクル推進課清掃事務担当課長の職にある者
⑵　乙　　○○会社代表取締役又は本協定に対して責任を有する職にある者
２　第１項で定めた連絡責任者に事故があった場合又は不在の場合に備え、甲乙はそれぞれ代理者を定めておくこととする。

（守秘義務）
第１２条　乙は、本協定に基づき、応急活動を行う場合において知り得た災害に関わる情報及び個人情報について、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第１３条　本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）
第１４条 本協定の有効期間は、協定締結の日から　　年　月　日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に１年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長

乙　東京都荒川区○○丁目○○番○号
○○会社
代表者　代表取締役　○○　○○

災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する実施細目

この実施細目は、荒川区（以下「甲」という。）と○○会社（以下「乙」という。）が、令和○年○月○日に締結した「災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する協定書」第３条の規定に基づく活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（仮置場の設置）

第１条　乙は、甲が指定した公園等の公共施設を仮置場として使用するために、甲乙協議のうえ、次の事項について可能な範囲で実施するものとする。

(1)甲が指定する場所に仮置場を設置し、その際に発生材等が搬入、分別、保管、搬出の作業の支障となる場合には区の指示に従い処理する。

(2)車両や重機が進入する土地の状況等に応じて、敷鉄板等の仮設材を使用する。

(3)発生材等の円滑な搬入及び搬出のため、仮置場内に表示看板や案内看板を設置する。

(4)区が指定する基準に沿って分別が行えるよう場内を品目別に整備する。

(5)火災防止対策として、消火器等を設置する。

(6)飛散流出防止対策として、区と協議のうえ必要に応じて飛散防止ネット等の設置や、散水機を整備する。

(7)仮置場設置前の現場写真を撮影し、甲に提出する。

（仮置場の管理・運営）

第２条　乙は、前項により設置した仮置場について、甲乙協議のうえ、安全の確保と円滑な運営を行うために次の事項について可能な範囲で実施するものとする。

(1) 搬入される発生材等の内容、重量等の確認及び記録、写真の撮影を行う。

(2)区が指定する基準に則り、仮置場に搬入された発生材等を粗選別する。

(3)有害物、危険物等については、搬入を認めないものとする。

(4)土のう袋等により内容物が確認できない場合は、破袋のうえ受入可否を確認する。

(5)車両の入出場にあたり、安全に誘導する。

(6)可能な限り、搬入された発生材等の荷下ろしの補助を行う。

(7)搬出される発生材等の内容、重量等の確認及び記録、写真の撮影行う。

(8)飛散防止ネットや散水等により発生材等の飛散を抑える措置を講じる。

(9)飛散流出のおそれのある発生材等は、フレキシブルコンテナバッグ等で保管する。

(10)火災防止のため、発生材等内部の温度や一酸化炭素濃度のモニタリングを実施する。

(11)場内において、品目別に保管するため、重機等を使用し、整理する。なお、木くず、可燃性混合物の保管に当たっては高さ５ｍ以上、畳については２ｍ以上に積み上げないようにする。

(12)不法投棄防止対策として、区と協議のうえ必要に応じて警備員を配置する。

(13)発生材等に起因する害虫、悪臭への対策措置を講じる。

（仮置場の撤去）

第３条　乙は、本業務終了後は速やかに、仮置場の原状復帰を行うものとする。

（業務従事者、重機等の配置）

第４条　乙が業務に使用する業務従事者、重機に関しては、甲と協議し、その承認を受け、配置するものとする。また、発生材等の搬入量の大幅な変動等により、業務に使用する業務従事者、重機、車両等の数量の変更が必要となったとき、又は見込まれるときは、速やかに甲と協議し、その承認後に数量を変更するものとし、後日、速やかに災害時等協力要請実施内容変更書（第１号様式）により通知するものとする。

（業務従事者の安全管理）

第５条　乙は、安全対策のため、業務従事者はヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、安全靴、長袖の作業服等を着用するものとする。

（業務報告）

第６条　乙は、業務実施にあたり、甲に対して次の事項について実施するものとする。

(1)本業務に係る業務従事者、重機等の稼働状況を記載した日次業務報告書（第２号様式）を作成し、月ごとに集計して報告すること。なお、日次業務報告書は業務休止日を除き毎日作成し、保存する。

(2)業務日ごとに業務従事者、重機等の稼働状況を確認することができる写真を撮影のうえ管理し、月ごとに月次業務報告書（第３号様式）を作成し報告する。

(3)日次業務報告書及び月次業務報告書の様式を変更する場合、甲と協議のうえ決定する。

(4)事故など緊急事態が発生した際には、直ちに甲へ連絡する。

甲と乙とは、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和６年　　月　　日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長

乙　　東京都荒川区〇〇丁目〇〇番〇号
〇〇会社
代表者　代表取締役　〇〇　〇〇

災害時における仮設電力供給等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と一般財団法人関東電気保安協会東京北事業本部（以下「乙」という。）は災害時における仮設電力供給等に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に対する仮設電力供給及び甲が開設した避難所及びこれに準ずるもの（以下「避難所等」という。）の電気設備の安全確保を行い、区民の安全安心を図ることを目的とする。

（連絡責任者）

第２条　この協定内容の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

⑴　甲にあっては区民生活部防災課長の職にある者をもって充てる。

⑵　乙にあっては荒川事業所電気保安課統括課長の職にある者をもって充てる。

⑶　前２号に掲げる者が不在の場合は、その職務を代理の者が行うものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、乙に対して、仮設電力供給等を要請する。

２　前項の要請を行う場合は、災害の状況、応急復旧作業を実施する場所及び電気工作物の種別、その他必要な事項を明らかにし、書面をもって要請を行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請することができる。

（支援の内容）

第４条　甲乙間における支援の内容は、次のとおりとする。

⑴　乙は、甲の要請に基づく仮設電力供給としての小型発電機等（コードドラム及び照明器具等を含む。）の貸出しを行うものとする。

⑵　乙は、甲との間で既に保安管理業務契約がある避難所等において停電が発生した場合の応急復旧作業の業務に従事するものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項への協力

（損害賠償）

第５条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、第４条第１号に掲げる機材を毀損し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

（従事者の損害補償）

第６条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年７月１０日荒川区条例第８号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（費用負担）
第７条　乙が支援を実施するに当たり、要請に応じて負担した費用については、法令等に特段の定めがある場合を除き、甲が負担する。
２　前項の規定により負担すべき額は、甲乙協議の上その都度定める。
（協定期間および更新）
第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定を解除、又は変更する申し出がないときは、この協定の有効期間はさらに１年間延長するものとし、以降もまた同様とする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成２３年１１月２８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

乙　東京都荒川区南千住七丁目３０番８号
一般財団法人　関東電気保安協会　東京北事業本部
代表者　東京北事業本部長　小　林　眞　一

荒川区街なかメガソーラーへの登録に係る協定書

荒川区（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、荒川区街なかメガソーラーへの登録に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地球温暖化防止対策の推進とともに、東日本大震災の影響による電力供給不足への対応又は災害等により大規模停電が発生した際に利用することができる自立電源の確保及び地域での有効活用のため、甲が乙所有の太陽光発電システムを、荒川区街なかメガソーラー登録制度に基づき、街なかメガソーラーとして、登録することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　街なかメガソーラー　災害等による大規模停電時に、発電した電力の一部を、自ら利用するほか、近隣住民に対して共助の一環として供給するものとして、この要綱に定めるところにより登録された太陽光発電システムをいう。

（２）　自立運転　太陽光発電システムにおいて、災害等による大規模停電時に電力会社から電力が供給されなくなった場合に、停電用コンセントから電力を使用できる運転のことをいう。

（登録要件）

第３条　甲は、乙の承諾を得て、次の要件に適合する乙所有の太陽光発電システムを街なかメガソーラーとして登録するものとする。

（１）　荒川区内にある住宅又は事業所等に設置された太陽光発電システム

（２）　自立運転する機能を有する太陽光発電システム

（太陽光発電システムの用途）

第４条　大地震等の災害等による大規模停電が発生したときは、乙は、乙が所有する太陽光発電システムを自立運転に切り替え、その発電電力を自ら利用するとともに、その余剰電力について、甲または近隣住民の要請により、近隣住民に対して、携帯電話等の情報通信機器充電等の用に供する比較的小規模な電力を無償で提供するものとする。

（近隣住民への電力供給方法）

第５条　乙は、災害等による大規模停電時に、次の方法によって、近隣住民に対して太陽光発電システムによる発電電力を提供するものとする。

（１）　乙は、原則、午前 10 時から午後 3 時までの間で、自立発電による発電量に応じて近隣住民への電力提供を行う。

（登録を示す表示板の掲示）

第６条　乙は、乙の門柱、堀等外部から見やすい場所に、街なかメガソーラー登録の太陽光発電システムを所有している旨の、登録を示す表示板を掲示する。

（登録名簿の作成）

第７条　甲は、登録された太陽光発電システムに関する情報について、所在地及び発電規模等に関する名簿を作成し、関係機関で情報共有を行う。また、近隣住民からの問合せを受けた場合及び災害時等に緊急を要する場合に、区民に対して当該名簿に基づき情報提供を行うことがある。

（維持管理）

第８条　登録した太陽光発電システムの日常的な維持管理は、乙が行う。

（自立運転機能の確認等事前準備）

第９条　乙は、大規模停電時に、速やかに、太陽光発電システムを自立運転させることができるよう、日頃から自立運転への切替手順について確認を行う。

２　乙は、近隣住民に対して電力の供給が可能な延長コード等の機器を予め準備し、それにより電力を提供する。

（協定の解除について）

第１０条　次の特別な理由がある場合は、甲又は乙は、本協定を解除することができる。

（１）乙が「荒川区街なかメガソーラー登録制度実施要綱」第７条に基づき、登録（内容変更・辞退届）（別記第３号様式）を提出し、登録を辞退したとき。

（２）甲が「荒川区街なかメガソーラー登録制度実施要綱」第８条に基づき、乙の街なかメガソーラー登録を抹消したとき。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

年　月　日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長

乙

災害時における給電車両貸与に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

２　甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請する等し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第４条　第２条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、ＡＣ１００Ｖ（１５００Ｗ）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

２　甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

３　乙が貸与する給電車両の台数は５台までとする。ただし、甲がそれ以上に給電車両が必要であると申し出た場合は甲乙協議の上、台数を決定するものとする。

（使用用途）

第５条　甲は、第１条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第６条　乙は、第２条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

２　乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第９条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第７条　給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第８条　貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

２　甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第９条　給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

２　乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

３　甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

４　甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第１０条　貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第１１条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）

第１２条　甲及び乙は、第２条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第１３条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

２　前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

３　甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

（締結期間及び更新等）

第１４条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１２月１５日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西 川　太 一 郎

乙　東京都港区芝浦四丁目８番３号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表者　代表取締役社長　片 山　守

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生した場合に、電動車両等の貸与について必要な事項を定めることにより、甲、乙及び丙が相互に連携して災害応急対策を円滑に実施すること、また平時から、災害時における電動車両の有用性を区民へ啓発するとともに、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めることを目的とする。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

（１）電気自動車

（２）プラグインハイブリッド車

（３）前二号に掲げるもののほか、電動車両からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し、口頭又は電話等その他通信可能な手段により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第１号）により正式に要請するものとする。

３　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を可能な限り甲に優先的に貸与するよう応ずるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　乙又は丙は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又

は電話等その他通信可能な手段により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、原則１週間とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　電動車両等の貸与に係る費用については、乙又は丙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の電動車両等の使用に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

１　甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

２　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第１０条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第１１条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

（１）乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

（２）原則として、荒川区内で使用する。

（３）故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第１４条第３項の規定により、乙に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）
第１２条　甲は、第４条に定める引渡しから第６条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１３条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第３号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。
（電動車両等の情報提供）
第１４条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。
２　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
３　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。
（平時の取組）
第１５条　甲、乙及び丙は、平時から、災害時における電動車両の有用性を区民へ啓発するとともに、理解を醸成していくことに努めるものとする。
２　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。
（不可抗力免責）
第１６条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能若しくは不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。
（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申し出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年３月２２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都目黒区鷹番一丁目４番７号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長　　長田　昭夫

丙　東京都港区芝浦三丁目１番２１号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者
加藤　隆雄

電気自動車を活用した災害連携協定

荒川区(以下「甲」という。)と日産東京販売株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第１条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、電気自動車の普及を通じ、荒川区内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、荒川区内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、甲が乙及び丙の協力を得て、地震又は風水害等の大規模災害が発生した若しくはその可能性があること（以下「災害時等」という。）により、荒川区内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

（電気自動車の貸与要請）

第２条　甲は、災害時等において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）が必要なときは、乙に対し、第１号様式「協力要請書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

２　乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

３　貸与車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から１週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第４条　乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第５条　乙は、貸与車両の貸与に当たっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

２　貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

第６条　貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。

（管理等）

第７条　甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

２　甲は、充電スタンドを乙から提示される使用条件に従って使用するものとする。

３　前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

（事故等の対応）

第８条　甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

２　甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

（返却）

第９条　甲は、乙からの貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

（外部給電器の使用上の注意）

第１０条　甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第１１条　乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時等に電力供給が可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

（連絡調整）

第１２条　この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第２号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（定期協議）

第１３条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年１回以上、意見交換、協議等を行うよう努めるものとする。

（広報活動）

第１４条　甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

２　甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

（協定期間）

第１５条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、協定期間の満了する日の３か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（譲渡制限）

第１６条　甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

（協議）

第１７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（全１７条）

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は

署名のうえ、各自その１通を保有する。

令和４年３月２２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川 太一郎

乙　東京都品川区西五反田四丁目３２番１号
日産東京販売株式会社
代表取締役社長　竹林 彰

丙　神奈川県横浜市西区高島一丁目１番１号
日産自動車株式会社
首都圏リージョナルセールスオフィス部長　星野 敦彦

荒川区と吉川町の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と吉川町は、友好交流都市として災害時において、相互に防災協力を行うことを、平成７年４月２９日「防災協力宣言」により確認した。

この宣言の趣旨を踏まえ、円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

（趣旨）

第１条　荒川区及び吉川町は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況
⑵　次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
⑶　次条第３号に掲げるものの職種別人員
⑷　応援の場所及び応援場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
⑵　医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
⑶　職員の派遣
⑷　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
⑸　その他、特に要請のあった事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　前２号の定めにより難いときは、両自治体が協議して定めるものとする。

（資料・情報の交換）

第６条　両自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成７年８月５日

東京都荒川区　　荒川区長　　藤　枝　　和　博

新潟県中頚城郡吉川町　　吉川町長　　角　張　　保

荒川区と大多喜町の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と大多喜町は、友好交流都市として災害時において、相互に防災協力を行うことを、平成７年４月２９日「防災協力宣言」により確認した。

この宣言の趣旨を踏まえ、円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

（趣旨）

第１条 荒川区及び大多喜町は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況
⑵　次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
⑶　次条第３号に掲げるものの職種別人員
⑷　応援の場所及び応援場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
⑵　医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
⑶　職員の派遣
⑷　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
⑸　その他、特に要請のあった事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　前２号の定めにより難いときは、両自治体が協議して定めるものとする。

（資料・情報の交換）
第６条　両自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成７年１０月　１日

東京都荒川区	荒川区長	藤　枝　　和　博
千葉県夷隅郡大多喜町	大多喜町長	田　嶋　　隆　威

荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と秩父市は、相互協力の友愛的精神に基づき、災害時において円滑な相互応援を図るため、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、荒川区と秩父市のいずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害を受けていない自治体が行う被災自治体の円滑な応急対策及び復旧対策の遂行のための協力・応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　荒川区と秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第３条　被災した自治体は、応援を必要とする場合は、災害を受けていない自治体に応援を要請するものとする。

（応援の手続）

第４条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第２条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況
⑵　次条第１号及び第２号に掲げるものの品名及び数量等
⑶　次条第３号に掲げるものの職種別人員
⑷　応援の場所及び応援場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　その他必要な事項

（応援の種類）

第５条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需品等の救助救援用物資の提供
⑵　医療・防疫資器材、発電機及び車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
⑶　職員の派遣
⑷　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
⑸　その他、特に要請のあった事項

（経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　前２項の定めにより難いときは、荒川区と秩父市が協議して定めるものとする。

（資料・情報の交換）

第７条　荒川区と秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画を始め災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成２１年8月１０日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

埼玉県秩父市熊木町８－１５　　秩父市長　　久　喜　邦　康

荒川区と鴨川市の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と鴨川市は、友好交流都市として災害時において、相互に防災協力を行うことを、平成７年４月２９日「防災協力宣言」により確認した。

この宣言の趣旨を踏まえ、円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

（趣旨）

第１条　荒川区及び鴨川市は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況
⑵　次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
⑶　次条第３号に掲げるものの職種別人員
⑷　応援の場所及び応援場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供
⑵　医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
⑶　職員の派遣
⑷　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
⑸　その他、特に要請のあった事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　前２号の定めにより難いときは、両自治体が協議して定めるものとする。

（資料・情報の交換）

第６条　両自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成７年１１月　９日

東京都荒川区　　荒川区長　　藤　枝　　和　博

千葉県鴨川市　　鴨川市長　　本　多　　利　夫

荒川区と石川町の非常災害時等における相互応援に関する協定

荒川区と石川町は、友愛の精神に基づき非常災害時等における円滑な相互応援を図るため、この協定を締結する。

（趣旨）

第１条 荒川区並びに石川町は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、応急復旧対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　荒川区並びに石川町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

⑶　次条第３号に掲げるものの職種別人員

⑷　応援の場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、生活必需品等の救助救援用物資の提供

⑵　医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与

⑶　職員の派遣

⑷　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

⑸　その他、特に要請のあった事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　前２号の定めにより難いときは、荒川区と石川町が協議して定めるものとする。

（資料・情報の交換）

第６条　荒川区並びに石川町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成８年１月１７日

東京都荒川区　　荒川区長　　藤　枝　　和　博

福島県石川郡石川町　　石川町長　　鈴　木　　信　夫

災害時等における相互応援に関する協定

荒川区（以下「区」という。）と釜石市（以下「市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、区又は市のいずれかにおいて、地震、津波等による災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条の２及び第６７条第１項の規定に基づき、区及び市との間で、迅速かつ円滑な相互応援を図るため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　応援措置等を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供

⑵　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

⑶　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん

⑷　災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣

⑸　前号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請等）

第３条　被災した区又は市（以下「被災団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行なう区又は市（以下「応援団体」という。）に応援の要請を行なうものとする。

⑴　被害の種類及び状況

⑵　前条第２号及び第３号に掲げるものの品名、数量等

⑶　応援職員等の職種別人員

⑷　応援の場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　応援要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、別紙様式による文書を提出するものとする。

３　応援団体は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、応援内容等の調整を図り、応援を行なう事項について被災団体に連絡するものとする。

（自主応援）

第４条　区又は市は、いずれかに甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災団体との連絡が取れないとき、又は応援の要請を待ついとまがないときは、前条第１項の要請を待たず、必要な応援を行なうことができるものとする。この場合においては、同項の

規定に基づく被災団体からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、被災団体が負担するものとする。

ただし、応援職員等の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

⑴　応援職員等に対して支給する旅費及び諸手当については、応援団体の負担とする。

⑵　応援職員等が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の必要な補償については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、応援団体が行なう。

⑶　応援職員等が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては応援団体が、それぞれ賠償する。

⑷　前各号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災団体及び応援団体が協議して定める。

２　被災団体は、経費の支弁するいとまがない場合は、応援団体に当該経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（経費の支払方法）

第６条　応援団体が、前条第２項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災団体に請求するものとする。

⑴　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

⑵　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑶　資機材については、借上費、燃料費、購入費及び輸送費

⑷　第３条第１項第６号の規定するものについては、その実施に要した額

２　前項に規定する請求は、応援団体の長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災団体の長に請求するものとする。

３　前２項により難いときは、被災団体及び応援団体が協議して定めるものとする。

（経費負担の協議）

第７条　第５条第２項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特別の事情があるときは、応援に要した経費の負担について、被災団体と応援団体との間で協議することができるものとする。

（連絡担当課）

第８条　区及び市の相互応援に関する連絡担当課は、区においては防災課、市においては消防防災課とし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（情報の交換等）

第９条　区及び市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じて、情報や資料を相互に交換するものとする。

（訓練等）
第 10 条 協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。
（協定等の見直し）
第 11 条 この協定は、必要に応じて見直すことができるものとする。
（疑義）
第 12 条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度両者が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、両者が署名押印の上、各１通を保有する。

平成１１年３月２５日

荒川区長　　藤　枝　　和　博

釜石市長　　野　田　　武　義

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と福島市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、’次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援活動に必要な車両その他の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑸　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする資機材の品名並びに数量

⑶　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

２　応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は当該費用を一時立替支弁するものとする。

３　前 2 項の規定により難い場合には、別途協議する。

（情報の交換）
第６条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。
（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名のうえ、各１通を保有する。

平成１８年４月１７日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西　川　太一郎

福島県福島市五老内町３番１号
福　島　市
福島市長　　瀬　戸　孝　則

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と桑折町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 38 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援活動に必要な車両その他の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑸　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続き）

第４条　応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする資機材の品名並びに数量

⑶　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

２　応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合には、別途協議する。

（情報の交換）
第６条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。
（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名のうえ、各１通を保有する。

平成２３年７月１１日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西　川　太一郎

福島県伊達郡桑折町字東大隅１８番地
桑　折　町
桑折町長　　髙　橋　宣　博

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と大垣市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援活動に必要な車両その他の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑸　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする資機材の品名並びに数量

⑶　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は自主的に応援を行うことができる。また、この場合、第一項の規定に基づく応援要請があったものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

２　応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合には、別途協議する。

（情報の交換）
第６条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。
（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名のうえ、各１通を保有する。

平成２３年８月２４日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西　川　太一郎

岐阜県大垣市丸の内２丁目２９番地
大　垣　市
大垣市長　　小　川　　敏

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と鮭川村は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援活動に必要な車両その他の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑸　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする資機材の品名並びに数量

⑶　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

２　前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は自主的に応援を行うことができる。また、この場合、第一項の規定に基づく応援要請があったものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

２　応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合には、別途協議する。

（情報の交換）

第６条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名のうえ、各１通を保有する。

平成２４年５月３０日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西　川　太一郎

山形県最上郡鮭川村大字佐渡２００３番７
鮭　川　村
鮭川村長　　元　木　洋　介

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区とつくば市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区（以下「区」という。）とつくば市（以下「市」という。）いずれかの地方公共団体（以下「自治体」という。）の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援活動に必要な車両及びその他車両の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑸　被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ

⑹　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災した自治体（以下「被災自治体」という。）が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（「以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする資機材の品名及び数量

⑶　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡をとることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとする。

（指揮）
第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。
（経費の負担）
第６条　応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。
２　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。
３　前２項の規定により難い場合には、別途協議する。
（情報の交換）
第７条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。
（交流）
第８条　両自治体は、この協定を実効性のあるものとするため、平時から地域間交流に努めるものとする。
（他の協定との関係）
第９条　この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。
（協議）
第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体の首長が署名の上、各１通を保有する。

平成２４年８月２４日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西　川　太一郎

茨城県つくば市苅間２５３０番地２（研究学園Ｄ３２街区２画地）
つ　く　ば　市
つくば市長　市　原　健　一

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と津南町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援活動に必要な車両及びその他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災した自治体（以下「被災自治体」という。）が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡をとることができないときには、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

（指揮）
第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。
（経費の負担）
第６条　応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。
２　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項の規定により難い場合には、別途協議する。
（情報交換・交流）
第７条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。
（他の協定等との関係）
第８条　この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。
（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名の上、各１通を保有する。

平成２５年１２月２０日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西　川　太　一　郎

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊５８５番地
津　南　町
津南町長　　上　村　憲　司

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と射水市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ

（６）　インターネット等を利用した災害情報に関する広報業務の代理

（７）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）
第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。
（経費の負担）
第６条　応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。
２　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項の規定により難い場合（第４条第２項の規定により応援する場合を含む。）には、別途協議する。
（情報交換・交流）
第７条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。
（他の協定等との関係）
第８条　この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。
（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名の上、各１通を保有する。

平成２６年７月１５日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西　川　太　一　郎

富山県射水市戸破１５１１番地
射　水　市
射水市長　　夏　野　元　志

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区（以下「区」という。）と下田市（以下「市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

２　前項に規定するほか、荒川区立下田臨海学園（以下「臨海学園」という。）については、次の各号に掲げる自治体は当該各号に定める応援を行うものとする。

（１）　区　臨海学園への市の被災者の受入れ

（２）　市　臨海学園を利用している児童生徒の救援等

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

２　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合（第４条第２項の規定により応援する場合を含む。）には、別途協議する。

（情報交換及び交流）

第７条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第８条　この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名の上、各１通を保有する。

平成２６年１０月１７日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西川　太一郎

静岡県下田市東本郷１丁目５番１８号
下　田　市
下田市長　　楠山　俊介

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区（以下「区」という。）と北杜市（以下「市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

２　前項に規定するほか、区が市に設置する荒川区立清里高原少年自然の家及び荒川区立清里高原ロッジ（以下「少年自然の家及びロッジ」という。）における応援については、次の各号に掲げる自治体は当該各号に定める応援を行うものとする。

（１）　区　少年自然の家及びロッジへの市の被災者の受入れ

（２）　市　少年自然の家及びロッジを利用している区民等の救援

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

２　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合（第４条第２項の規定により応援する場合を含む。）には、別途協議する。

（情報交換及び交流）

第７条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第８条　この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名の上、各１通を保有する。

平成２７年６月５日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
荒川区長　　西川　太一郎

山梨県北杜市須玉町大豆生田９６１番地１
北　杜　市
北杜市長　　白倉　政司

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と南アルプス市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援活動その他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　応援を受ける期間

（７）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この

場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。

（２）　救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。

（３）　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

（災害保障等）

第７条　応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

２　応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換及び交流）

第８条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第９条　この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年１０月７日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西川　太一郎

山梨県南アルプス市小笠原３７６番地
南アルプス市長　　金丸　一元

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と潮来市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び運搬

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供及び運搬

（３）　救援活動その他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　応援を受ける期間

（７）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。

（２）　救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。

（３）　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

（災害補償等）

第７条　応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

２　応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換及び交流）

第８条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第９条　この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１１月１９日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西　川　太　一　郎

茨城県潮来市辻６２６
潮来市長　　原　　浩　道

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と村上市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び運搬

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供及び運搬

（３）　救援活動その他の活動に必要な車両の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　必要とする資機材の品名及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（６）　応援を受ける期間

（７）　前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

２　応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。

（２）　救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。

（３）　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

（災害補償等）

第７条　応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

２　応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換及び交流）

第８条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第９条　この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名の上、各１通を保有する。

令和２年９月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西　川　太　一　郎

新潟県村上市三之町１番１号
村上市長　　高　橋　邦　芳

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第２条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第３条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

２　本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

３　支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第４条　この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第４条の２　隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

（相互協力及び相互支援の内容）

第５条　この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）　職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区への応援職員の派遣

ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（２）　救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区への救援物資の提供

ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（３）　避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

（４）　被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区へのボランティアの斡旋
ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
（５）　被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
（６）　動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（７）　被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
（８）　ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
（９）　災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
イ　被災区への専門職員等の派遣
ロ　支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
ハ　その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
（10）　遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（11）　道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
（12）　応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
（13）　仮設住宅の提供に関する次の事項
イ　被災区への職員、物資等の派遣、提供
ロ　支援区での仮設住宅建設用地の確保
ハ　その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
（14）　帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（15）　児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
（16）　被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
（17）　前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項
（支援経費の負担）
第６条　支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
２　支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。
（連絡担当部署）
第７条　各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。
（平常時の措置）
第８条　各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるもの

とする。
（実施細目の作成）
第９条　この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。
（協定内容等の見直し）
第 10 条　各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。
（その他）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則
１　この協定は、平成２６年４月１日から適用する。

２　平成８年２月１６日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。

３　この協定の締結を証するため、本協定書を２３通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年3月１４日

千代田区長	石 川 雅 己	新宿区長	中 山 弘 子
中央区長	矢 田 美 英	文京区長	成 澤 廣 修
港区長	武 井 雅 昭	台東区長	吉　住　弘
墨田区長	山　﨑　昇	豊島区長	高 野 之 夫
江東区長	山 﨑 孝 明	北区長	花川 與惣太
品川区長	濱　野　健	荒川区長	西川 太一郎
目黒区長	青 木 英 二	板橋区長	坂　本　健
大田区長	松 原 忠 義	練馬区長 職務代理者	琴 尾 隆 明

世田谷区長　　保 坂 展 人　　足立区長　　近 藤 弥 生

渋谷区長　　桑 原 敏 武　　葛飾区長　　青 木 克 徳

中野区長　　田 中 大 輔　　江戸川区長　　多 田 正 見

杉並区長　　田　中　　良

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目
（協定第２条・３条・４条関係）

１　本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

２　本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

（１）本部設置区は次の順位に従って決定する。

①　第１順位　区長会会長区

②　第２順位　区長会副会長区のうち、２３区行政順位が先の区

③　第３順位　区長会副会長区のうち、２３区行政順位が後の区

（２）支援区の中に第１順位から第３順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

①　支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

②　①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

３　本部設置区の変更

（１）本部設置区となった区が２次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

（２）本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

（３）本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

①　本部設置区において２次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

②　①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

４　被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

５　本部の組織及び運営

（１）本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。
（２）本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
（３）本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
（４）（３）の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

６　被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する

７　本部の役割と支援区の協力体制

（１）本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第５条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
（２）本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
（３）各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

８　支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。
（１）国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
（２）支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
（３）本部を解散する場合
（４）その他協議が必要な場合

９　本部の解散

本部は、８の（３）の決定により解散する。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目
（協定第５条第１号関係）

１　被災区への応援職員の派遣

①　被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。

②　本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。

③　本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。

④　各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

２　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

①　各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないよう努める。

②　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。

③　宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

３　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

（附　則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目
（協定第５条第２号関係）

1　被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

　なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

3　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附　則）

　この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目
（協定第５条第３号関係）

１　避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。

２　関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。

（１）避難勧告を発令した場合

（２）その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合

３　現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。

なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める

４　現地共同本部の業務は、次のとおりとする。

（１）避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。

①避難者数

②傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況

③その他緊急に対応する必要がある事項

（２）災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。

なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。

①避難場所周辺の被災の状況

②避難所に関する情報

③交通機関の状況

④その他被災者に必要な情報

（３）避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。

（４）その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。

５　避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目
（協定第５条第４号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。

３　支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目
（協定第５条第５号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。

　なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

３　本項は、ペットの同行避難にも配意するものであり、支援区は、支援を行う。

（附　則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

動物の保護に関する実施細目
（協定第５条第６号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
２　支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
３　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附　則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目
（協定第５条第７号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

　なお、支援区は２３区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目
（協定第５条第８号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
３　支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
４　被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
５　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
６　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

（附　則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目
（協定第５条第９号関係）

１　被災区への専門職員等の派遣

（１）被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

　要請の要領は、次のとおりとする。

①　応援を要請する職員の職種と人員数

②　応援を必要とする期間

③　その他必要な事項

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

２　支援区での二次避難所の提供

（１）被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

　要請の要領は次のとおりとする。

①　災害時要援護者の態様と人員

②　開設を希望する施設の種類

③　開設を希望する期間

④　避難者の移送方法

⑤　その他必要な事項

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

３　被災区への資機材の提供

（１）被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

（附　則）

　この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目
（協定第５条第１０号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

　この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

２　被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

　この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

３　応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

４　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

５　資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目
（協定第５条第１１号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。

　なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

２　本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

３　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

４　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目

（協定第５条第１２号関係）

1　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

2　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

3　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目
（協定第５条第１３号関係）

１　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
２　被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
３　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
４　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附　則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目
（協定第５条第１４号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
３　その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

（附 則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目
（協定第５条第１５号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。

　要請の要領は、次のとおりとする。

（１）受入れを要請する児童・生徒の人数

（２） 受入れを必要とする期間

（３）その他必要な事項

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目
（協定第５条第１６号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。

3　被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第 5 条第 1 号関係）」に準ずるものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

１　目　的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

２　表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

３　表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは防げない。

⑴　ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。

⑵　表示場所は、対象建築物の屋上等とする。

⑶　文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。

⑷　一文字の大きさは、縦 4 メートル、横 4 メートル程度とし、文字の間隔は 1 メートル程度とする。

⑸　文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成 14 年 4 月 25 目
七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追捕
平成 19 年 4 月 24 目
八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成 22 年 4 月 1 日
九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川総合スポーツセンターの指定管理者ＴＭ共同事業体（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、かつ荒川区内で避難所等の災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川総合スポーツセンターを活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　荒川総合スポーツセンター

所在地　東京都荒川区南千住六丁目４５番５号

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、災害ボランティアセンター、資機材保管場所、物資の集積場所（地域内輸送拠点）等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　指定施設の具体的な用途は、前項の指定等の際に通知する。

３　避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

４　乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、予め甲に確認し、甲から指示を受け、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、直ちに前２項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、第２条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、

甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等やむを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

３　乙は、第４条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否も含め、甲にその状況を報告する。

４　乙が担当する避難所等における具体的な業務内容は、甲乙協議の上決定する。

（実施体制）

第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）

第７条　災害時等の使用により、指定施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

（備蓄及び訓練等）

第８条　甲乙は連携して、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。

２　甲乙は連携して、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

３　甲乙は連携して、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）

第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、令和３年３月２６日から令和７年３月３１日までとする。又、本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年３月２６日

甲
所在地　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
名称　　荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙
所在地　東京都中野区中野二丁目１４番１６号
名称　　ＴＭ共同事業体
代表者　株式会社　東京アスレティッククラブ
　　代表取締役　正村　宏人

災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関する協定

災害時における緊急輸送及び応急対策業務に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会荒川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に荒川区地域防災計画に基づくトラックやフォークリフト等の緊急輸送及び応急対策車両の確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における応急対策業務を円滑にすることを目的とする。

（要請）

第2条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、この協定に基づく輸送用車両、応急対策車両、運転手、荷役（以下「車両・人員等」という。）の必要が生じたときは、乙に対して車両・人員等の優先供給及び物流業務に関する実務の見識や経験を有する専門家である災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を要請する。

2　乙に対する甲の要請は、災対総務企画部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うものとする。

3　前項の要請は、車両・人員等の数、コーディネーターの人数、日時及び場所等を指定し行うものとする。

（車両・人員等の供給及びコーディネーターの派遣）

第3条　乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両・人員等の供給及びコーディネーターの派遣を行い、物資等の緊急輸送及び応急対策業務を行うものとする。

（コーディネーターの業務等）

第4条　乙は、乙の会員からコーディネーターを指名し、平常時において、あらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

2　コーディネーターは、第2条の規定による要請があったときは、速やかに荒川区災害対策本部に参集するものとする。

3　コーディネーターは、前項の規定に関わらず参集できないとき又はコーディネーターを途中で交代するときは、速やかに甲及び乙に連絡し、その後の対応については甲及び乙が協議のうえ、決定する。

4　コーディネーターは、荒川区災害対策本部において、次に掲げる業務を行う。

（1）　第3条により供給された車両・人員等及び甲が用意した車両を活用した物資集積所と避難所との間における物資等の輸送ルートの策定、輸送手段の確保等に係る助言及び調整

（２） 物資集積所における物資等の搬入、荷役、仕分け、搬出等に係る助言及び調整
（３） 物資集積所の管理運営、新たな物資等の保管場所の確保等に関する助言及び調整
（４） 物資等の配分計画の立案、在庫管理等に関する助言及び調整
（５） その他緊急輸送業務全般に関する助言及び調整

（実施期間）

第5条　物資等の緊急輸送及び応急対策業務の実施期間は、第2条の規定による要請の日から7日以内とする。ただし、甲及び乙が協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（報告）

第6条　乙は、第3条及び第4条の規定による協力により緊急輸送及び応急対策業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。
（1） 緊急輸送及び応急対策業務に従事した乙の会員名、供給車両数、車種及び人員
（２） 緊急輸送及び応急対策業務の期間、輸送区間及び走行距離
（３） 輸送した物資等の品目、内容及び数量
（４） コーディネーターが業務に従事した期間及び人員
（５） その他甲が必要と認める事項

（費用負担）

第7条　この協定により乙が実施する業務に要した次に掲げる費用は、甲が負担する。
（1） 乙が提供した車両・人員等及びコーディネーターに係る経費
（２） 業務の実施に係る高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
（３） その他、甲が負担すべき費用

（運賃及び料金）

第8条　前条第1号に掲げる乙が提供した車両・人員等に係る経費のうちの運賃は、「東京都陸運局認可貨物自動車運送業運賃料金表」の時間制運賃率を準用する。

2　前項に記載の時間制運賃によることが適切でない場合は、甲乙協議のうえ決定する。

3　その他、第1項及び第2項に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第9条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を書面により請求する。

2　甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ、当該請求の日から起算して30日以内に支払うこととする。

（事故等）

第 10 条　乙は緊急輸送及び応急対策業務の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2　乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両

を確保する等の必要な措置を講じて、緊急輸送及び応急対策業務を継続するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、緊急輸送及び応急対策業務の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲及び乙が協議のうえ決定する。

（損害賠償）

第 11 条　甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、または滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2　乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第 12 条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和36年7月10日条例第8号）の規定により甲が補償するものとする。ただし、当該活動に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（燃料の確保）

第 13 条　甲は、平時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

（連絡体制等）

第 14 条　甲及び乙は、それぞれの連絡の体制及びその手段を毎年4月に相互に通知するものとする。

2　甲は、災害時における乙との連絡体制を確保するため、乙に無線機等の通信機器を貸与するものとする。

3　乙は、毎年4月に災害時に提供可能な車両等の台数について、甲に報告するものとする。

（協議）

第 15 条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期限）

第 16 条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了日までの3ヵ月前までに、甲乙いずれからか協定の解除または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年8月29日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号
甲　東京都荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

東京都荒川区東日暮里6丁目26番10号
乙　一般社団法人東京都トラック協会荒川支部
代表者　支部長　熊井　昌一郎

災害時等における緊急物資等の荷役及び配送等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社 （以下「乙」という。）は、災害時等における緊急物資及び備蓄品等（以下「物資」という。）の荷役、配送及び一時集積に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に協力を求める物資の荷役、配送等の業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時等において、物資の荷役、配送等の業務を実施する必要が生じたときは、甲は乙に対して次の各号に掲げる内容の協力を要請するものとする。

（１）区内備蓄倉庫、区内物資輸送拠点、及び甲が指定する場所における荷役作業の実施及び荷役作業に必要な人員、車両及び資機材（以下「資機材等」という）の提供

（２）区内、又は甲の近隣区域に存する乙の施設における物資の一時集積

（３）甲が指定する避難所等への物資の配送

（４）その他、甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

（協力の要請等）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める内容の協力を要請する場合は、その内容及び期間等を明らかにし、原則として別紙様式第１号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

２　乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、要請内容に応じて必要な資機材等を確認の上、協力の可否について甲に回答するものとする。

３　乙は、甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（完了報告）

第４条　乙は、前条に定める要請により協力したときは、完了後、速やかに別紙様式第２号により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　本協定に基づき乙が実施した協力に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第３条の規定による甲の要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（支払及び請求）

第６条　甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（災害時等における車両通行等の手続）
第７条　第２条に定める協力に際して必要な災害時等における車両通行等の手続きは、乙が行うものとする。
２　甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

（事故等に係る責任）
第８条　乙は、第２条に定める協力に際して、事故及びその他損害（以下「事故等」という。）が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。
２　前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。
（１）乙が動員した者の故意又は過失によるもの
（２）乙が使用した資機材等の不具合のうち乙の責に帰すべき事由によるもの
（３）乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの
３　第１項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

（災害補償）
第９条　甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（秘密の保持）
第１０条　乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

（有効期間）
第１１条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の３か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（平時の情報共有）
第１２条　甲及び乙は、災害時等における円滑な協力体制を構築するために、平時から次の情報を共有するものとする。
（１）平時及び緊急時連絡担当窓口（別紙様式第３号）
（２）区内における避難所等の名称及び住所

（協議）
第１３条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年８月１日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　　西川　太一郎

乙　　東京都江東区東雲二丁目１３番３２号
佐川急便株式会社　関東支店
支店長　　広瀬　禎幸

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長　下保修(以下「甲」という。)と、荒川区長　西川太一郎(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第１条　この協定は、荒川区の地域について災害が発生又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換」という。)について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　荒川区内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合

二　荒川区災害対策本部が設置された場合

三　その他甲又は乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること

三　その他甲又は乙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第６条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙、押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年６月２７日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　下保　修

乙）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

災害に係る情報発信等に関する協定

荒川区とヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、荒川区が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ区の行政機能の低下を軽減させるため、荒川区とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（協力内容）

第２条　この協定に基づき、ヤフーは荒川区と協議の上、以下の取組を実施する。

（１）ヤフーが、荒川区の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、荒川区の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）荒川区が、荒川区内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）荒川区が、荒川区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）荒川区が、災害発生時の荒川区内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）荒川区が、荒川区内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）荒川区が、荒川区内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　荒川区およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、荒川区およびヤフーは両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく荒川区およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）
第４条　ヤフーは、荒川区から提供を受ける情報について、荒川区が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。
（協定の公表）
第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、荒川区およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。
（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、荒川区およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和２年１月２９日

荒川区：東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　　荒川区長　西川　太一郎

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表者　　代表取締役　川邊　健太郎

災害時における放送要請に関する協定書

荒川区を甲とし、東京ケーブルネットワーク株式会社を乙とし、甲と乙は、災害時等の緊急の放送に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、荒川区民(以下「区民」という。)の安全を脅かす災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するため、災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。
（放送の要請）
第２条　甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙に対して、災害情報等の放送を要請することができるものとする。
（要請の手続き）
第３条　甲は、前条の規定による放送を要請するときは、甲乙間で別に定める細目により行うものとする。
（放送の実施）
第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻を甲と協議の上決定し、放送する。
２　乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。
（放送料）
第５条　前条の放送に係る放送料は、甲乙が協議し、定めるものとする。
（平常時の準備）
第６条　乙は、災害時に災害情報を円滑に放送するため、想定される放送内容等にって、可能な範囲において平常時から準備しておくものとする。
（連絡責任者）
第７条　第3条の規定による放送要請に関する事項の伝達を確実に、また、円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を決め、相互に届け出ておくものとする。
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとする。ただし甲または、乙より２ヵ月前までにこの協定を取り消す意思表示がない場合は、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。
（協議）
第９条　この協定の定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めなき事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１６年４月１日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
代表者　荒川区長　　藤　澤　　志　光

乙　　東京都文京区後楽一丁目２番８号
東京ケーブルネットワーク株式会社
代表者　代表取締役社長　　淀　　敬

災害時における放送要請実施細目

荒川区を甲とし、東京ケーブルネットワーク株式会社を乙とし、甲乙間において、平成１６年４月１日締結した、「災害時における放送要請に関する協定書」（以下「協定」という。）第４条の放送の実施、及び第３条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（放送の実施）

第１条　協定第４条の「放送の実施」については次の通りとする。

⑴　放送の形式　　通常放送（５ch:荒川区民チャンネル）の映像（以下「映像」という。）に文字情報を合成する。

⑵　内容　　緊急情報合成送出システムにより映像を圧縮し、余白の部分（L字）に災害等の情報等を合成し放送する。

⑶　時刻　　甲乙双方とも可及的すみやかに対応し実施する。

（放送内容）

第２条　協定第2条に定める、甲が乙に対して放送要請を行う災害等の情報は次のとおりとする。

⑴　火災情報　　延焼火災

⑵　救助・救急情報　多数死傷者が発生している事故

⑶　災害情報　　台風や地震等による建物浸水や倒壊等人命の危険に関すること

⑷　その他　　人命に関わる特別な事件や事故

（要請の手続き）

第３条　協定第３条に定める、甲が乙に対して放送要請を行う場合は、別表に定めるメールアドレスから前条の情報を発信することにより行うものとする。

（要請の受理）

第４条　乙は、別表に定めるメールアドレスにより、甲からの要請を受理する。

（メールアドレスの届け出）

第５条　第３条および第４条に定めるメールアドレスは、別表のとおりとし、変更があった場合は速やかに届け出るものとする。

（連絡責任者の届け出）

第６条　協定第７条に定める、連絡責任者は別表のとおりとし、変更があった場合は速やかに届け出るものとする。

非常通信の運用に関する協定書

荒川区(以下「甲」という。)及び東京消防庁荒川消防署(以下「乙」という。)は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用(電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信)に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信(以下、「非常通信」という。)の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

(日的)

第 1 条　この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

(非常通信の扱い)

第 2 条　甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2　前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

(伝達の手段)

第 3 条　非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

(伝達の方法)

第 4 条　非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2　前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3　乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

(非常通信の受付)

第 5 条　甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

(身分の確認)

第 6 条　甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

第 7 条　甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

(訓練)

第 8 条　甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

(疑義の決定方法)

第 9 条　この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 10 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を 2 通作成し、それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保管する。

平成 20 年 3 月 28 日

東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
甲　荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

東京都荒川区荒川二丁目 1 番 13 号
乙　東京消防庁荒川消防署
代表者　荒川消防署長　長瀬　聡

災害時における行政手続の支援活動に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会荒川支部（以下「乙」という。）は、災害時における行政手続の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内で災害が発生した場合において、甲の要請に基づき乙が実施する被災者の行政手続を支援するための活動（以下「支援活動」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において乙が実施する支援活動が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。乙は甲より要請を受けたときは、可能な範囲の中で支援活動を行うものとする。

２　前項に規定する要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

（支援活動の範囲）

第３条　甲の要請に基づき乙が実施する支援活動は、行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３に規定される業務並びに被災者の行政手続を支援するために必要な次の各号に掲げるものとする。

（１）甲への乙の会員の派遣

（２）乙による被災者のための相談窓口（電話等その他通信可能な手段によるものを含む。）の開設

（３）その他被災者の行政手続の支援のために必要な業務として、双方の協議により定めた業務

（実施報告）

第４条　乙は、前条に規定する支援活動を実施した場合は、甲に対し、文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第５条　乙は、乙が第３条に規定する支援活動を遂行するために必要となる乙の人件費等の一切の経費を全て負担するものとし、第３条に規定する支援活動により支援を受けた被災者から一切の対価を受け取らないものとする。

（情報の適正管理）
第６条　乙は、この協定の履行により知り得た被災者の個人情報を紛失、漏洩、又は甲以外の第三者に提供してはならず、また、この協定の目的以外に利用してはならない。なお、この協定が終了した後も同様とする。
２　乙は、第３条に規定する支援活動を終了する際は、この協定の履行により知り得た被災者の個人情報について、適切に廃棄しなければならない。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（災害補償）
第８条　甲は、乙が実施した支援活動に従事した乙の会員が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和４年５月３１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都荒川区荒川四丁目２番１３号
東京都行政書士会荒川支部
代表者　支部長　　宮川　　修

災害時における重等症者等の受入れに関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）及び地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立駒込病院（以下「乙」という。）は、災害時における相互の連携、協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害拠点病院が不在となる期間に地震等災害が発生した場合に、甲から受入要請のあった重症者等に対する治療を乙が行うことにより、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、荒川区内に地震等災害が発生した場合は、必要に応じて乙に対し、重症者等の受入れ要請を行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、院内が満床である場合及びその他特別の理由がない限り、重症者等の受入れに協力するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から荒川区内に災害拠点病院が設置されるまでとする。

（その他）

第５条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和４年７月２８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都文京区本駒込三丁目１８番２２号
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立駒込病院
院長　神澤 輝実

災害時における重等症者等の受入れに関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）及び東京女子医科大学附属足立医療センター（以下「乙」という。）は、災害時における相互の連携、協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、荒川区内に災害拠点病院が不在となる期間に地震等災害が発生した場合に、甲から受入要請のあった重症者等に対する治療を乙が行うことにより、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、荒川区内に地震等災害が発生した場合は、必要に応じて乙に対し、重症者等の受入れ要請を行うものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、院内が満床である場合及びその他特別の理由がない限り、重症者等の受入れに協力するものとする。
（有効期間）
第４条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から荒川区内に災害拠点病院が設置されるまでとする。
（その他）
第５条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和４年１月１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都足立区江北四丁目３３番１号
東京女子医科大学附属足立医療センター
代表者　理 事 長　内潟　安子

災害時における重等症者等の受入れに関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）及び日本医科大学付属病院（以下「乙」という。）は、災害時における相互の連携、協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害拠点病院が不在となる期間に地震等災害が発生した場合に、甲から受入要請のあった重症者等に対する治療を乙が行うことにより、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、荒川区内に地震等災害が発生した場合は、必要に応じて乙に対し、重症者等の受入れ要請を行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、院内が満床である場合及びその他特別の理由がない限り、重症者等の受入れに協力するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から荒川区内に災害拠点病院が設置されるまでとする。

（その他）

第５条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和４年１月１１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都文京区千駄木一丁目１番５号
日本医科大学付属病院
院長　汲田　伸一郎

災害時における施設使用及び人的協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と公立大学法人首都大学東京（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の管理する荒川キャンパスの施設（東京都荒川区東尾久七丁目２番１０号。以下「施設」という。）を、甲の緊急医療救護所及び医療活動調整センター（以下「医療活動拠点」という。）又は避難所として使用すること並びに甲が実施する応急対策業務に対し、乙が人的な協力を行うことに関して、協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、荒川区地域防災計画に基づき、甲が、乙の管理する施設を医療活動拠点又は避難所として使用するため、並びに甲が実施する応急対策業務に対し乙が人的な協力を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、荒川区地域防災計画に基づき、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　緊急医療救護所　甲が、災害発生直後から概ね７２時間までの間において、災害拠点病院等の医療機関の近接地に設置し、主に負傷者のトリアージ、軽症者に対する応急処置、重症者の医療機関への搬送等を行う場所をいう。

（２）　医療活動調整センター　甲が、荒川区内に派遣された医療救護班及びＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の配置管理及び活動の支援、東京都災害拠点病院（東京女子医科大学東医療センター）及び東京都の災害医療コーディネーターとの連絡調整等を行う場所をいう。

（３）　避難所　甲が、災害によって住居が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊、給食等の救援救護を行う場所をいう。

（医療活動拠点の優先使用）

第３条　甲が施設を使用するに当たっては、医療活動拠点としての施設使用を優先させるものとする。

（医療活動拠点の開設場所）

第４条　甲は、乙の管理する施設における次の場所に医療活動拠点を開設することができる。

（１）　緊急医療救護所　体育館

（２）　医療活動調整センター　体育館付属棟２階トレーニングルーム

２　甲は、前項第１号の場所で、負傷者を受け入れトリアージを行った上で、軽症者については応急処置を行った後、避難所等へ誘導するとともに、軽症者以外については医療機関等へ搬送する。

３　甚大な被害により多数の負傷者が発生するなどして、第１項の開設場所のみでは医療

活動拠点が不足する場合は、乙の教育研究活動に支障のない範囲で、追加の開設場所を甲乙協議の上、定めるものとする。

４　甲は、乙の管理する施設における医療活動拠点の開設場所について、関係機関に周知するため必要な措置を講じるものとする。

（医療活動拠点の開設通知）

第５条　甲は、前条の規定に基づき医療活動拠点を開設する場合、乙に対し事前にその旨を文書又は口頭により通知するものとする。

２　医療活動拠点の開設に緊急を要し、事前に通知する時間的余裕がないときは、前項の規定にかかわらず、前条に定める場所に開設することができる。この場合、甲は、乙に対し、開設後速やかにその旨を通知するものとする。

３　甲は、施設の使用に当たって、乙に別途使用許可を申請し許可を受けなければならない。

（医療活動拠点の管理運営）

第６条　医療活動拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、医療活動拠点の管理運営について、甲に協力するものとする。

（医療救護活動拠点の開設期間）

第７条　医療活動拠点の開設期間は、次のとおりとする。ただし、被害等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長の期間を定めるものとする。

（１）　緊急医療救護所　災害発生の日から７日以内

（２）　医療活動調整センター　災害発生の日から３０日以内

（医療活動拠点の終了）

第８条　甲は、医療活動拠点としての施設の使用を終了する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に施設を引き渡すものとする。

（避難所の開設場所）

第９条　甲は、乙が管理する施設のうち、体育館及び体育館付属棟トレーニングルームに避難所を開設することができる。

２　甚大な被害により多数の避難者が発生するなどして、前項の開設場所のみでは避難所が不足する場合は、乙の教育研究活動に支障のない範囲で、追加の開設場所を甲乙協議の上、定めるものとする。

３　甲は、乙が管理する施設における避難所の開設場所について、関係機関に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所の開設通知）

第１０条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する場合、乙に対し事前にその旨を文書又は口頭により通知するものとする。

２　避難所の開設に緊急を要し、事前に通知する時間的余裕がないときは、前項の規定にかかわらず、前条に定める場所に開設することができる。この場合、甲は、乙に対し、開設

後速やかにその旨を通知するものとする。
３　甲は、施設の使用に当たって、乙に別途使用許可を申請し許可を受けなければならない。
（避難所の管理運営）
第１１条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。
（避難所の開設期間）
第１２条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、被害等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長の期間を定めるものとする。
（避難所の終了）
第１３条　甲は、避難所としての施設の使用を終了する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に施設を引き渡すものとする。
（費用負担）
第１４条　医療活動拠点及び避難所の管理運営に要する費用については、甲が負担するものとする。
２　甲は、施設の使用に当たって、乙に対し、別途定める使用料を支払うものとする。
（人的協力の要請）
第１５条　甲は、この協定に基づく応急対策業務を実施するに当たり、乙に対し、人的な協力を要請することができる。
２　乙は、前項の規定に基づき甲から協力要請があった場合、教育研究活動等に支障のない内容及び期間において、荒川キャンパスに所属する教職員及び学生による人的な協力を行うものとする。
（災害補償）
第１６条　甲は、応急対策業務に協力した教職員及び学生が、当該協力中に負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置等の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。
（損害賠償）
第１７条　甲は、甲の応急対策業務に協力した教職員及び学生が、甲の責に帰する理由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、甲の応急対策業務への協力に伴い、乙の責に帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。
（教育研究活動への配慮）
第１８条　甲は、施設使用の早期解消及び応急対策業務に従事する応援要員の早期受入に努めるなど、乙の教育研究活動に支障が生じないよう配慮するものとする。
（連絡責任者）
第１９条　この協定の連絡責任者は、甲においては、医療活動拠点にあっては健康部生活衛

生課長、避難所にあっては区民生活部区民課長とし、乙においては、荒川キャンパス管理部管理課長とする。

（協議）

第２０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成２５年　８月　６日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
公立大学法人首都大学東京
代表者　理事長　　川淵　三郎

災害時の医療救護活動についての協定書

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、荒川区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護活動計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

⑴　医師
⑵　看護婦　　若干名
⑶　その他補助事務

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難場所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

⑴　傷病者に対する応急処置
⑵　後方医療施設への転送の要否及び、転送順位の決定
⑶　転送困難な患者及び避難場所等における軽易な患者に対する医療
⑷　死亡の確認

（指揮命令）

第６条　医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄、輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使

用するものとする。
２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
（後方医療施設における医療救護）
第９条　救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。
（医療費）
第 10 条　救護所における医療費は無料とする。
２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。
（合同訓練）
第 11 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。
（費用弁償等）
第 12 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。
⑴　医療救護班の編成・派遣に要する費用
　ア　医療救護班の編成・派遣に要する費用
　イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
　ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助　　費
⑵　合同訓練における医療救護活動の前⑴にかかる経費
（災害医療運営連絡会の設置）
第 13 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する荒川区災害医療運営連絡会を設置するものとする。
（細目）
第 14 条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。
（協議）
第 15 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和５２年２月２２日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　　國　井　　郡　彌

東京都荒川区荒川５丁目５番４号
乙　社団法人　荒川区医師会
会長　　古　寺　　清

災害時の医療救護活動実施細目

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし、甲乙間において、昭和５２年２月２２日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第 14 条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告のあったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第２条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第３条　前条により、救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第４条　協定書第 12 条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に請求・報告するものとする。

⑴　医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告・医療救護班員名簿（様式１－１）及び医療救護班診療記録（様式１－２）を添えて請求するものとする。

⑵　医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した費用弁償は、前１による様式１に薬品・衛生材料使用報告書（様式１－３）を添えて請求するものとする。

⑶　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式２）に事故傷病者概要（様式２－１）を添えて報告するものとする。

⑷　甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償については、前⑴から⑶の定めを準用する。

⑸　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（１）による様式１に物件損傷等報告書（様式１－４）を添えて請求するものとする。

⑹　その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和３８年東京都規則第１３６号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条　甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めたときは、協定書第 12 条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本細目二通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和５２年２月２２日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　　國　井　　郡　彌

東京都荒川区荒川５丁目５番４号
乙　社団法人　荒川区医師会
会長　　古　寺　　清

医療救護に係る費用弁償に関する覚書

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし、甲乙間において、昭和５２年２月２２日締結した「災害時の医療救護活動についての協定」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第１　医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、一回の出動につき、次のとおりとする。

⑴　医　師　　※　　円

⑵　看護婦　　※　　円

⑶　事　務　　※　　円

２　医療救護活動の時間が三時間を超える場合は次表の１時間単位の超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　種	１時間単位	備　　考
医　　師	※　　円	但し、従事時間が午後５時から同１０時まで及び午前５時から同９時までの場合は左記単位の１２５／１００を、又午後１０時から午前５時までの場合は１５０／１００により算出した額とする。
看　護　婦	※　　円	
事　　務	※　　円	

（医薬品等の実費弁償）

第２　医療救護班が、携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

２　後方医療施設及び、救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第３　医療救護に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に基づき算出した額とする。

（合同訓練参加経費）

第４　合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

⑴　医　師　　※　　円

⑵　看護婦　　※　　円

⑶　事　務　　※　　円

２　医薬品等の実費弁償及び扶助費については、前第２及び第３の規定を準用する。

（医事紛争の処理）

第５　医療救護班が、転送した患者の診療について、この患者を診療した後方医療施設と患者との間に、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡する。

２　甲は、前項の連絡をうけたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第６　後方医療施設において、災害時の医療救護にかかる医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ別紙様式により甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和５６年７月２３日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　町田健彦

東京都荒川区荒川５丁目５番４号
乙　社団法人　荒川区医師会
会長　　近藤市雄

※　費用弁償の金額は、東京都と社団法人東京都医師会とで取り交わされる「医療救護にかかる費用弁償等に関する覚書」の金額を準用する。

災害時における歯科医師会の協力に関する協定書

荒川区を「甲」とし、荒川区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行なう医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行なう医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、甲が設置する救護所に派遣するものとする。

（医療活動の場所）

第３条　乙所属の医療救護班は、甲が設置する救護所に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

なお、業務実施に際しては荒川区医師会と協力して行うこととする。

⑴　傷病者の対する応急措置

⑵　救護所における簡易な患者に対する治療

（指揮命令）

第５条　医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療費）

第６条　救護所における医療費は無料とする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴　医療救護班の編成・派遣に要する費用

⑵　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

⑶　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（細目）

第８条　この協定の実施に関する細目は別途定める。

（協議）

第９条　この協定の実施に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとす

る。

甲と乙とは、本協議書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年６月１５日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区荒川４丁目２番２１号
乙　荒川区歯科医師会
代表者　会長　三　橋　定　男

災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目

「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護班の業務の内容）

第１条　協定書第４条に定める医療救護班の業務の内容については、甲が実施する医療救護活動実施場所までの出動及び医薬品等の運搬を含むものとする。

（医療救護班の派遣要請等）

第２条　協定書第２条に定める医療救護班の派遣要請及び協定書第２条に定める医療救護班の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、保健衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理する者が行なうものとする。

（費用弁償の請求手続等）

第３条　協定書第７条に定める費用弁償及びその請求は、次のとおりとする。

⑴　医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

⑵　経費の請求・報告については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して医薬品等提供請求書（別記第１号様式）に、医療救護活動報告書（別記第２号様式）を添えて請求するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第４条　甲は、前条により請求・報告された費用弁償請求書等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

（訓練）

第５条　乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、協議を行なったうえ、協力するものとする。

（連絡）

第６条　乙における各会員への連絡は乙が行なうものとする。

災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書

荒川区を「甲」とし、荒川区柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において災害時における応急業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、荒川区内に地震、台風、その他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合に、甲が行なう災害応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（協力の内容）
第２条　乙が行なう協力の内容は、次の範囲とする。
⑴　負傷者の対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
⑵　負傷者の対する応急手当に必要な衛生材料等の提供
⑶　負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供
（協力の要請）
第３条　甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。
（協力）
第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。
（指揮命令）
第５条　乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行う。
（費用負担）
第６条　甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。
（損害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは傷病にかかったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和３６年７月条例第８号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。
（細目）
第８条　この協定の実施に関する細目は別途定める。
（協議）
第９条　この協定の実施に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協議書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年３月１日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区西尾久６丁目２番１２号
乙　東京都荒川区柔道接骨師会
会長　相　田　正　明

災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目

荒川区を「甲」とし、荒川区柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において、平成７年３月１日締結した「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、次のとおりとする。

（協力の内容）

第１条　協定書第２条に定める労務の提供については、甲が行なう応急対策業務実施場所までの出動及び衛生材料等の運搬を含むものとする。

（協力の要請）

第２条　協定書第３条に定める甲の要請は、応急対策業務要請書（様式１）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、保健衛生部長が区長名をもって行なうものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理する者が行なうものとする。

（費用負担及び請求）

第３条　協定書第６条に定める費用の負担及びその請求は、次のとおりとする。

⑴　衛生材料等の価格は、災害発生時直前のものとする。

⑵　費用の請求・報告については、応急対策業務終了後、速やかに乙が一括して衛生材料等提供請求書（様式２）に、応急対策活動報告書（様式３）を添えて請求するものとする。

（連絡継送）

第４条　乙における各会員への連絡継送は、乙が行なうものとする。

甲と乙とは、本細目２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年３月１日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区西尾久６丁目２番１２号
乙　東京都荒川区柔道接骨師会
会長　相　田　正　明

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画及び荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）
第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る所要経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、請求内訳を確認の上、適当と認めたときは、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）
第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（委任）
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議の上決定する。

（有効期限）
第１０条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかが解約を申出ない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

年　月　日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と社団法人荒川区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、区内に災害が発生したときに東京都荒川区地域防災計画に基づく医療救護活動を円滑に行うために、区内や区内薬剤師会の協力を得て、応急医薬品及び衛生材料の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生し、応急医薬品の調達を必要と認めたときは、乙に対し応急医薬品の優先供給を要請するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する応急医薬品を甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、乙の納入した応急医薬品の代金及びその所要経費を負担するものとする。この場合の応急医薬品の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（細目）

第５条　この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）

第６条　この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第７条　この協定の有効期間は、平成７年６月１５日から平成８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに甲乙なんら申し出がないときはこの協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年６月１５日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区荒川２丁目５番２号
乙　　社団法人荒川区薬剤師会
代表者　会長　　濱　野　　勝　助

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目

平成７年６月１５日付をもって締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第５条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続）

第１条　協定書第２条に定める甲の要請は、応急医薬品供給要請書（別記様式１）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。

２　要請は会長に対して行う。会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名したものに対し行うものとする。

（納品及び検査）

第２条　乙は、甲の要請により応急医薬品を納入したときは、納品書２通を作成し、甲に提出する。

２　甲は、納入された応急医薬品と納入書を確認し、納入書１通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

第３条　協定書第４条の規定により費用の請求は会長が一括とりまとめて区長に行うものとする。

（報告）

第４条　甲は、乙の組合員に対して毎年医薬品の数量について調査することができるものとする。

災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、一般社団法人福祉移送ネットワークアイラス（以下「乙」という。）及び株式会社ライフリンクス（以下「丙」という。）は、災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に定める災害において、荒川区地域防災計画に基づき傷病者の搬送等に対する乙及び丙の協力に関し必要な事項を定め、もって災害時における医療救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（業務内容）

第２条　前条の目的を達成するため、乙及び丙は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の実施について甲に協力する。

（１）搬送事業者との連絡窓口業務

（２）傷病者の搬送に関する業務

（３）医療救護活動の実施のために必要な人員及び携行する資器材等の輸送に関する業務

（４）前各号に掲げるもののほか、甲乙丙協議の上、前条の目的達成のために必要と認めた業務

（協力の要請）

第３条　甲は、荒川区地域防災計画に基づき本業務を実施する必要が生じた場合は、乙及び丙に対し、本業務の実施について協力を要請するものとする。

（本業務の実施）

第４条　乙及び丙は、前条の規定により甲から本業務実施の要請があったときは、可能な限り、甲が指定する場所へ車両等を提供し、本業務を行うものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。

３　前項に定めるもののほか、乙及び丙は、本業務の実施状況について甲の求めがあったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が本業務の実施に要した次に掲げる費用については、甲の負担とし、甲からの支払が行われるまでの間は、乙が一時立替払するものとする。

（１）　乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費

（２）　乙が協力事業の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金

（３）　その他、甲が負担すべきと認めた費用

２　乙は、本業務の実施に要した費用の額が決定したときは、速やかに甲に請求する。

３　甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、検査を行い、当該費用を乙に支払う。

（安全の確保）

第６条　乙は、車両の運行に当たり当該車両を利用する傷病者又は被災者等の安全の確保を行う。

２　乙は、運行上の安全を確保するため、経路の選定及び運行継続の可否を判断することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（事故等）

第７条　乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第８条　甲は、その責に帰すべき事由により、本業務に提供された車両及び従事した者に損害を与えたときは、乙に対しその損害に相当する額の範囲内で賠償するものとする。

２　乙は、本業務の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する額の範囲内で賠償を行うものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき、本業務に従事した者が、本業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）の定めるところに準じて、甲がその損害を補償する。

（連絡体制等）

第１０条 甲、乙及び丙は、本業務の実施に係る管理責任者及びその連絡先を相互に定めるものとする。

（提供可能車両等の報告）

第１１条　乙は、毎年度、災害時に提供可能な車両等の台数等について、甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第１２条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲、乙または丙のいずれからもこの協定終了の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第１３条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１２月１９日

甲　東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒川区

代表者　荒川区長 西川　太一郎

乙　東京都荒川区西日暮里５丁目２３番３号
冠第２ビル２F
一般社団法人
福祉移送ネットワークアイラス

代表理事　木本 誠二

丙　東京都荒川区西日暮里５丁目２３番３号
冠第２ビル２F
株式会社ライフリンクス

代表取締役　山田　敏秀

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、東京都個人タクシー協同組合荒川支部（以下「乙」という。）及び荒川区内を管轄する警視庁警察署（以下「丙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に定める災害において、荒川区地域防災計画に基づき甲及び丙が実施する緊急輸送業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、災害時の緊急輸送のために車両及び運転手等（以下「車両等」という。）を必要とするときは、乙に対して車両等による輸送の協力（以下「協力業務」という。）を要請することができる。

２　前項の要請は、あらかじめ車両数、日時、場所等を指定し行うものとする。

（要請手続）

第３条　協力業務の要請は、荒川区災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし、災害の状況により荒川区災害対策副本部長、荒川区災害対策本部員又はこれに相当する者から要請を行うことができるものとする。

２　前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス、インターネット等により行うものとし、事後、甲は次の事項が記載された文書を乙に提出するものとする。

（１）　要請を行った者の職氏名と担当者名

（２）　要請の理由

（３）　要請する車両の台数

（４）　要請する運転手の人数

（５）　履行の期日及び場所

（６）　その他必要な事項

（協力業務）

第４条　乙が実施する協力業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　負傷者、職員等の人員、資機材等を搬送する車両の提供

（２）　車両を運転する運転手の提供

（３）　前２号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める業務

（緊急通行車両の確認）

第５条　丙は、災害時に交通規制を実施する場合、本協定に基づき提供された乙の車両が、緊急輸送業務に従事できるよう、所定の手続により、緊急通行車両の確認を行うものとする。

（費用負担）
第６条　この協定により乙が実施する協力業務に要した次に掲げる費用は、甲が負担する。
（１）　乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
（２）　乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
（３）　その他、甲が負担すべきと認めた費用
（費用の請求等）
第７条　乙は、協力業務が終了した後、速やかに甲に報告し、協力業務に要した費用を請求する。
２　甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認の上支払うこととする。
（損害賠償）
第８条　甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。
２　乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者は又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。
（災害補償）
第９条　甲の要請に基づき、緊急輸送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は応急措置の業務等により負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）の規定により処理するものとする。
（提供可能車両等の報告）
第１０条　乙は、毎年度、災害時に提供可能な車両等の台数等について、甲に報告するものとする。
（期限）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。
（協議）
第１２条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。
（代表警察署）
第１３条　この協定の締結に当たり、警視庁荒川警察署を丙の代表とする。

上記協定締結の証として、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名の上、それぞれ１通を保有する。

平成２５年４月１５日

甲　東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都荒川区西日暮里５丁目２番１９号
東京都個人タクシー協同組合荒川支部
代表者　支部長　　矢澤　滋敏

丙　代表警察署
東京都荒川区荒川３丁目１番２号
警視庁荒川警察署
代表者　荒川警察署長　　成瀬　太基

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等（以下「供給等」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるとし、乙は、実施細目で定める供給品等を甲に対して供給するものとする。

（要請手続き）

第３条　協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができる。

２　協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、　事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名と担当者名
⑵　要請の理由
⑶　要請の内容
⑷　履行の期日及び場所
⑸　その他必要な事項

（供給等業務）

第４条　協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、要請者の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネットにより甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

⑴　供給等の内容
⑵　従事者の氏名
⑶　履行の期日及び場所
⑷　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　供給等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、速やかに乙の指示する支払先にこれを支払うものとする。

（金額の決定）

第９条　甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第１０条　甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第１１条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（支援体制の整備）

第１２条　乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、各会員のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第１３条　乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

（通知）

第１４条　甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（連絡責任者）

第１５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局専務理事とする。

（実施細目）

第１６条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第１７条　この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（実施日）

第１８条　この協定は、協定締結の日から実施する。

（有効期間）

第１９条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都港区虎ノ門五丁目１３番１号
社団法人　全日本冠婚葬祭互助協会
会　　長　　山　下　　宗　吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

（目的）

第１条　この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第２条、第３条第２項、第４条、第５条、第７条及び第１６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（供給品目等）

第２条　協定第２条に規定する乙が甲に対して協力する品目等は、次のとおりとする。

⑴　内張り棺（８分厚桐張り、衣裳、棺用納棺セット等を含む）

⑵　ドライアイス

⑶　骨壺等その他必要な物

⑷　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

（要請手続）

第３条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（組合員の名簿）

第４条　乙は、協定第４条に規定する供給等に協力するため、事前に指定する乙の組合員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。

（供給等協力報告書）

第５条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第６条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都港区虎ノ門五丁目１３番１号
社団法人　全日本冠婚葬祭互助協会
会　　長　　山　下　　宗　吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等（以下「供給等」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるとし、乙は、実施細目で定める供給品等を甲に対して供給するものとする。

（要請手続き）

第３条　協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができる。

２　協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、　事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名と担当者名

⑵　要請の理由

⑶　要請の内容

⑷　履行の期日及び場所

⑸　その他必要な事項

（供給等業務）

第４条　協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、要請者の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

⑴　供給等の内容

⑵　従事者の氏名

⑶　履行の期日及び場所

⑷　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　供給等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（金額の決定）

第９条　甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第１０条　甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第１１条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（支援体制の整備）

第１２条　乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、各会員のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第１３条　乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

（通知）

第１４条　甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（連絡責任者）

第１５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局長とする。

（実施細目）
第１６条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。
（協議）
第１７条　この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。
（実施日）
第１８条　この協定は、協定締結の日から実施する。
（有効期間）
第１９条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都文京区本駒込三丁目３０番３号
全東京葬祭業連合会
会　　長　　佐 久 間　　登

東京都葬祭業協同組合
理事長　　神　谷　　忠　明

山手葬祭業協同組合
理事長　　佐 久 間　　登

東武葬祭業協同組合
理事長　　泉　　幸　延

東都聖典協同組合
理事長　　井　上　　晴　雄

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

（目的）
第１条　この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第２条、第３条第２項、第４条、第５条、第７条及び第１６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（供給品目等）
第２条　協定第２条に規定する乙が甲に対して協力する品目等は、次のとおりとする。
⑴　内張り棺（８分厚桐張り、衣裳、棺用納棺セット等を含む）
⑵　ドライアイス
⑶　骨壺等その他必要な物
⑷　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
（要請手続）
第３条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。
（組合員の名簿）
第４条　乙は、協定第４条に規定する供給等に協力するため、事前に指定する乙の組合員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。
（供給等協力報告書）
第５条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。
（経費の請求方法）
第６条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都文京区本駒込三丁目３０番３号
全東京葬祭業連合会
会　　長　　佐 久 間　　登

東京都葬祭業協同組合
理事長　　神　谷　　忠　明

山手葬祭業協同組合
理事長　　佐 久 間　　登

東武葬祭業協同組合
理事長　　泉　　幸　延

東都聖典協同組合
理事長　　井　上　　晴　雄

災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書

（趣旨）

第１条　荒川区 （以下「甲」という。）と一般社団法人災害用弾性ストッキング協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所生活の設営等に必要な弾性ストッキング等（以下「物資」という。）の供給に関する事項について協定を締結する。

（供給に関する事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の供給に関する事項は、原則として、甲の区域内において地震、風水害その他災害が発生し、乙からの物資の供給が必要と認められる場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

２　甲の災害時相互応援協定締結自治体等から物資の供給について甲に要請があったときは、甲は、乙を物資の供給元として災害時相互応援協定締結自治体等に斡旋することができるものとする。

（協力の要請及び受諾等）

第３条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、救援物資供給要請書（様式第１号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、乙の協会員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

（１）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの

（２）甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

３　乙は、前項の条件を満たす協会員を選定し、当該協会員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

（１）協会員の名称、所在地

（２）連絡窓口、連絡方法

（３）数量、提供可能時期

（４）その他必要な事項

４　乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の協会員（以下「協会員」という。）と物資の供給に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第４条　前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（１）災害用弾性ストッキング

（２）その他災害対応に資する乙の協会員の取扱商品

（物資の引渡し）

第５条　協会員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

２　協会員は、可能な限り物資の使用方法等を指導できる者を派遣し、避難所の運営等が円滑に進むよう努めることとする。

３　協会員は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第６条　甲の要請により協会員が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲及び協会員が協議して決定するものとする。

２　業務に要した経費等については、相当額を甲が負担する。

３　協会員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

４　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払いを行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

２　乙は、災害時において甲の要請に即応するため、協会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報の共有等）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、協会員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

３　乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての協会員の理解を深めるよう努力するものとする。

（実施細目）

第９条　本協定に基づく災害時における弾性ストッキング製品の供給に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（他の協定との関係）

第１０条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の日の１か月前までに、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間継続するものとし、以後この例による。

２　この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約希望日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。なお、乙の協会員はこの協定の写しを所持する。

令和２年１２月１０日

甲　荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西 川　太 一 郎

乙　東京都渋谷区神宮前６丁目２７番８号
京セラ原宿ビル４階（福助(株)東京本社内）
一般社団法人災害用弾性ストッキング協会
代表者　代表理事　山 下　竜 一

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における霊柩自動車等輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送（以下「遺体搬送」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して霊柩自動車等による輸送の協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

（要請手続き）

第３条　協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができるものとする。

２　協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名と担当者名

⑵　要請の理由

⑶　要請する車両台数

⑷　履行の期日及び場所

⑸　その他必要な事項

（輸送業務）

第４条　協力要請が行われた場合、輸送に従事する乙の会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

２　乙の会員は、甲の協力要請に基づき、甲指定の履行場所へ参集するものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

⑴　従事した車両及び従事者

⑵　従事日数及び走行距離

⑶　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）
第７条　乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。
２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。
（経費の支払い）
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。
（金額の決定）
第９条　甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
（損害補償）
第１０条　甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。
（損害賠償）
第１１条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（支援体制の整備）
第１２条　乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（災害時の情報提供）
第１３条　乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。
（職員の同乗等）
第１４条　災害対策本部長は、必要に応じ、乙の遺体搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。
２　乙は、業務を実施しようとするときは、必要に応じ、災害対策本部長に職員の同乗を要請することができるものとする。
（通知）
第１５条　甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。
（連絡責任者）
第１６条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあって

は東京都支部長とする。

（実施細目）

第１７条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第１８条　この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（実施日）

第１９条　この協定は、協定締結の日から実施する。

（有効期間）

第２０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都新宿区四谷三丁目２番地
トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会　　長　　一　柳　　錐

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

（目的）

第１条　この実施細目は、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第３条第２項、第４条、第５条、第７条及び第１７条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請手続）

第２条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。

（会員の名簿）

第３条　乙は、協定第４条の業務に協力するため、事前に指定する乙の会員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。

（輸送協力報告書）

第４条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第５条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（実施日）

第６条　この実施細目は、協定締結の日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都新宿区四谷三丁目２番地
トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会　　長　　一　柳　　錀

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社大起エンゼルヘルプ（以下「乙」という。）とは、災害時における東京都帰宅困難者対策条例（平成２４年東京都条例第１７号）における帰宅困難者の一時滞在施設の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）により、荒川区内に多数の帰宅困難者が発生した際、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として、甲の要請により、乙の管理する施設の一部を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　甲が乙に対し帰宅困難者への支援に関して協力を要請する事項は、次のとおりとする。

（１）一時滞在施設として、乙の管理施設（所在地：東京都荒川区荒川八丁目８番３号）の１階内に存するデイサービスセンター、多目的交流スペース及び地域交流スペースを提供すること。

（２）前号の乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。

（４）知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。

（５）誘導及び経路等を案内すること。

（６）前５号に関して必要な人員を提供すること。

（７）その他乙が甲に協力できる事項

（要請）

第３条　甲は、乙に対し前条に定める協力事項の実施を要請するときは、文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、後日、速やかに文書により通知するものとする。ただし、乙は、状況に応じて、甲の要請によらずとも帰宅困難者の受入れ等について判断するものとする。

（開設期間及び受入れ人数）

第４条　一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から概ね３日間とする。ただし、開設期間は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

２　一時滞在施設の受入れ人数は、施設の規模を勘案して、９６人を上限とする。

（費用の負担）

第５条　乙が実施した第２条各号に掲げる協力業務（以下「協力業務」という。）に要し

た費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に定める災害発生の直前における基準額を参考として、甲乙協議の上で決めるものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、協力業務が終了した後、速やかに甲に報告し、その費用について、甲に対し当該費用の積算根拠を示す文書を添付の上、一括して文書により請求するものとする。

（費用の支払）

第７条　甲は、前条の規定に基づき乙から当該費用の請求があったときは、その内容を確認の上、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第８条　甲は、甲の責に帰する理由により、乙から提供された施設に損害を与えたときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、受け入れた帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第９条　第２条各号に掲げる協力業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務等により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）の規定により処理するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第１０条　乙は、協力業務中に知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成２６年1月２０日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都荒川区町屋五丁目１０番９号
株式会社　大起エンゼルヘルプ
代表者　代表取締役社長　小林　由憲

災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と町屋文化センターの指定管理者である公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立町屋文化センターを活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立町屋文化センター

所在地 東京都荒川区荒川七丁目２０番１号

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　指定施設の具体的な用途は、前項の通知の際に指定する。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前２項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、第２条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。
３　乙は第４条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。
４　乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

（実施体制）
第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下、「体制等」という。）を明らかにしなければならない。
２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）
第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

（備蓄及び訓練等）
第８条　乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。
２　乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
３　乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）
第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。
２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与え

た場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）

第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで（指定期間と同一の期間）とする。又、本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和５年４月１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西　川　　太　一　郎

乙　東京都荒川区荒川七丁目２０番１号
荒川区立町屋文化センター内
公益財団法人　荒川区芸術文化振興財団
代表者　理事長　阿 久 戸　　光　晴

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と学校法人東京朝鮮学園（以下「乙」という。）は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第２条　この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名　称	位　置
東京朝鮮第一幼初中級学校	東京都荒川区東日暮里三丁目８番５号

（協力業務）

第３条　甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（１）　乙の管理施設に存する多目的室及び講堂を提供すること。

（２）　乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）　甲と協力して食料の提供等をすること。

（４）　知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。

（５）　その他乙が甲に協力できること。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、乙の管理施設に避難を希望する地域住民がいるときは、これを受け入れ、協力業務を行うものとする。

（要請）

第４条　甲は、第３条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第５条　一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね３日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

２　一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、２７５人を上限とする。

（費用の負担）
第６条　乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。
２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。
（損害賠償）
第７条　甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
２　乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後速やかに甲に報告するものとする。
（災害補償）
第８条　甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。
（守秘義務）
第９条　乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１１条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２６年6月１１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都北区十条台二丁目６番３２号
学校法人　東京朝鮮学園
代表者　理事長　　金　順彦

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と立正佼成会（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設等）

第２条　この協定における一時滞在施設等は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名　称	位　置
立正佼成会荒川教会	東京都荒川区荒川二丁目１番３号

（協力業務）

第３条　甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（１）　乙の管理施設に存する法座席（乙が指定する範囲を除く。）、玄関ホール及び休憩コーナーを提供すること。

（２）　乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）　甲と協力して食料の提供等をすること。

（４）　知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

２　前項の規定のほか、甲は、乙に対し、救援物資等の配給場所の提供及び配給作業に関する協力を要請するものとする。

３　前２項に掲げるもののほか、甲は、乙に対し、乙の対応可能な範囲の協力を要請できるものとする。

（要請）

第４条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第５条　一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね３日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

２　一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、１６０人を上限とする。

（費用の負担）

第６条　乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第７条　甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に、明らかに乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第８条　甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１０月３０日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　　東京都杉並区和田二丁目１１番１号
立正佼成会
代表者　代表役員　　川端　健之

大規模地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会東京事務局（以下「甲」という。）と荒川区（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害発生時における帰宅困難者の緊急避難のため、甲が荒川文化会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、大規模地震等の災害発生時に生じた帰宅困難者のために乙が指定し、提供する一時的な滞在施設のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、施設提供の終了後は、帰宅困難者は施設から移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙から甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、帰宅困難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲及び収容人数をあらかじめ以下のとおり定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

荒川文化会館（東京都荒川区町屋七丁目１０番４号）

池田講堂３００名、創価の間１００名、　合計４００名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を使用しているときに大規模地震等の災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に大規模地震等の災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は帰宅困難者の収容人数等を協議及び調整するものとする。

（施設提供の終了）

大規模地震等の災害発生後３日間を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は帰宅困難者に対し、施設から移動するよう指示する。

（施設の原状回復）

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作、模様替え等を行わない。乙が、甲の施設又は備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、若しくは甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後速やかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

（双方の協議）

甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認等を行う。

本確認書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年１０月３０日

所在地　東京都新宿区信濃町２２－３
（甲）　名　称　創価学会　東京事務局
代表者　事務局長　藤村　潔

所在地　東京都荒川区荒川２－２－３
（乙）　名　称　荒川区
代表者　区長　西川　太一郎

大規模地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会東京事務局（以下「甲」という。）と荒川区（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害発生時における帰宅困難者の緊急避難のため、甲が荒川平和会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、大規模地震等の災害発生時に生じた帰宅困難者のために乙が指定し、提供する一時的な滞在施設のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、施設提供の終了後は、帰宅困難者は施設から移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙から甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、帰宅困難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲及び収容人数をあらかじめ以下のとおり定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

荒川平和会館（東京都荒川区東尾久五丁目１０番１２号）

常勝の間２００名、栄光の間６０名、　合計２６０名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を使用しているときに大規模地震等の災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に大規模地震等の災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は帰宅困難者の収容人数等を協議及び調整するものとする。

（施設提供の終了）

大規模地震等の災害発生後３日間を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は帰宅困難者に対し、施設から移動するよう指示する。

（施設の原状回復）

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作、模様替え等を行わない。乙が、甲の施設又は備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、若しくは甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後速やかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

（双方の協議）

甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認等を行う。

本確認書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年１０月３０日

（甲）
所在地　東京都新宿区信濃町２２－３
名　称　創価学会　東京事務局
代表者　事務局長　藤村　潔

（乙）
所在地　東京都荒川区荒川２－２－３
名　称　荒川区
代表者　区長　西川太一郎

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社千代田セレモニー（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第２条　この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名　称	位　置
メモリアルセレス千代田２１	東京都荒川区西日暮里六丁目５５番１号

（協力業務）

第３条　甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（１）　乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

１階	エントランス、アトリウム、ご相談サロン
２階	ロビー・記帳所
３階	式場「白山」
４階	式場「乗鞍」、会席室「富士」
５階	会席室「那須」、式場「鳥海」
６階	大広間「千島１・２」、法事室「千島３」

（２）　乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）　甲の協力のもと食料の提供等をすること。

（４）　知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

（５）　管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。

（６）　前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。

（７）　その他乙が甲に協力できること。

（要請）

第４条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第５条　一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね３日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

２　一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、１，２４０人を上限とする。

（費用の負担）

第６条　乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第７条　甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第８条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都荒川区西日暮里二丁目３９番４号
株式会社　千代田セレモニー
代表者　代表取締役社長　　細谷　早苗

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とトキアス管理組合（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、荒川区内に帰宅困難者が発生した際に、帰宅困難者に対する支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設として乙が提供する乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「災害等」とは、主に大規模地震を中心とした風水害その他の災害をいう。

（２）「帰宅困難者」とは、大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（３）「一時滞在施設」とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（４）「施設管理者」とは、一時滞在施設を管理する個人または団体もしくは事業者等をいう。

（協力内容）

第３条　甲は、災害等により帰宅困難者が発生したときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の全部または一部の協力（以下「協力活動」という。）を要請することができる。

（１）一時滞在施設として、乙の管理施設（所在地：東京都荒川区南千住八丁目１番１号）の共用部分の一部を提供すること。

（２）前号の乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）乙が備蓄する飲料水・食料・毛布等を可能な範囲で提供すること。

（４）知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

（５）乙の管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。

（６）前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。

（７）その他乙が帰宅困難者の受け入れ等に関して甲に協力できること。

（開設の要請と受け入れ）

第４条　甲は、災害等により帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第１項第１号に掲げる乙の管理する施設を一時滞在施設として開設することを要請することができる。

２　甲は、前項の要請をするときは、乙に対し文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

３　乙は、第１項の要請があった場合には、乙の管理する施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受け入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

４　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

５　第１項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。この場合、乙は可能な限り速やかに、甲に対して帰宅困難者の受け入れ開始をした旨を口頭または文書により報告するものとし、原則として甲はこれを認めるものとする。

（施設の運営）

第５条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合

（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断した場合

（４）その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（実施期間及び受入人数）

第７条　一時滞在施設の開設及び協力活動の実施期間は、災害発生の日から概ね３日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

２　一時滞在施設の受け入れ可能人数は、当該施設の規模を勘案して、概ね１００名を上限

とする。
３　一時滞在施設の受け入れ対象者については、あらかじめ乙から甲に書面で通知するものとする。

（費用の負担）
第８条　乙が実施した協力活動に要した費用は、甲が負担する。
２　前項の規定する費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

（支援）
第９条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（損害賠償）
第１０条　甲は、乙の責に帰さない事由により、第３条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。
２　乙が第３条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（災害補償）
第１１条　甲は、乙が実施した協力活動に従事した者が、当該活動において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）」に基づき補償するものとする。ただし、当該活動に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）
第１２条　乙は、協力活動の実施中に知り得た個人情報について、甲から要請があった場合を除き、甲以外のものに知らせてはならない。協力活動終了後も、また同様とする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の２か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更もしくは見直しの申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１４条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年5月１１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都荒川区南千住八丁目１番１号
トキアス管理組合
代表者　理事長　　平澤　裕二

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と町屋光明寺・東京御廟（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第２条　この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名　称	位　置
町屋光明寺・東京御廟本館	東京都荒川区荒川七丁目５番８号

（協力業務）

第３条　甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（１）　乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

階　数	名　称
１階	久恩殿
５階	本堂

（２）　乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）　甲の協力のもと食料の提供等をすること。

（４）　知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

（５）　管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。

（６）　前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。

（７）　その他乙が甲に協力できること。

（要請）

第４条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第５条　一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね３日間とす

る。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。
２　一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、５０人を上限とする。
（費用の負担）
第６条　乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。
２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。
（損害賠償）
第７条　甲は、乙の責に帰さない事由により、第３条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。
２　乙が第３条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。
（災害補償）
第８条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。
（守秘義務）
第９条　乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和２年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１１条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和元年８月２７日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　　荒川区荒川七丁目５番８号
町屋光明寺・東京御廟
代表者　住職　　大洞　龍徳

災害時における施設利用及び人的協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と学校法人北豊島学園（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の管理する施設を甲が利用すること及び甲が実施する応急対策業務に対して乙が人的な協力を行うことに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内で災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙の管理する施設を地震時の避難所や風水害時の避難場所（以下「避難所等」という。）又は帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること及び甲が実施する応急対策業務に対して乙が人的な協力を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、乙の管理する施設のうち、次の各号に掲げる場所とする。

（１）東棟３階　第一体育館

（２）東棟３階　小体育館

（３）東棟１階　多目的ルーム

（４）その他甲と乙の協議により定める場所

（協力事項）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する事項（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

（１）地震時における避難所や風水害時における緊急的かつ一時的に地域住民等の避難者の受け入れを行う避難場所として、前条に定める場所を提供するとともに、甲が実施する避難所等の管理運営に対して人的な協力を行うこと

（２）帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）の一時滞在施設として、前条に定める場所を提供するとともに、次に掲げる業務を行うこと

ア　乙の管理する施設内のトイレ等を提供すること

イ　甲の協力のもと食料の提供等をすること

ウ　知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること

エ　施設内の誘導及び経路等の案内に関すること

オ　前各号の実施に関して必要な人員を提供すること

カ　その他乙が甲に協力できること

（要請）

第４条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、前条第２号に規定する協力業務について、状況に応じてその実施を判断するものとする。
３　乙は、第１項の規定に基づき甲から要請があった場合、教育研究活動等に支障のない内容及び期間において、学校法人北豊島学園に所属する教職員及び学生による人的な協力を行うものとする。
（避難所等の管理運営）
第５条　第３条第１号に規定する避難所等の管理運営は、甲の責任において実施するものとする。
（避難場所等の開設期間）
第６条　第３条第１号に規定する避難所等の開設期間は、次のとおりとする。
（１）　避難所　第４条の規定による甲の通知の時から７日以内まで
（２）　避難場所　第４条の規定による甲の通知の時から水害の危険等がなくなり全ての避難者が退去するまで
２　前項第１号の規定にかかわらず、被災の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲と乙の協議により延長の期間を定めるものとする。
（一時滞在施設の実施期間及び受入人数）
第７条　第３条第２号に規定する協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね３日間とする。ただし、実施期間を延長する必要がある場合は、甲と乙の協議により延長の期間を定めるものとする。
２　一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、６４０人を上限とする。
（教育研究活動への配慮）
第８条　甲は、避難所等としての施設の利用について早期解消に努める等、乙の教育研究活動に支障が生じないよう配慮するものとする。
（避難所等の終了）
第９条　甲は、避難所等としての施設の使用を終了する際は、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に施設を引き渡すものとする。
（費用負担）
第１０条　甲は、乙の管理する施設の利用に要した費用を負担するものとし、その費用は甲と乙の協議により定めるものとする。
（損害賠償）
第１１条　甲は、乙の責に帰さない事由により、第３条に規定する協力業務の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、速やかに乙に報告するとともに、その損害を賠償するものとする。
２　乙は、第３条に規定する協力業務の実施に伴い、乙の責に帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、速やかに甲に報告するとともに、その損害を甲又は第三者に賠償するものとする。

（災害補償）
第１２条　甲は、第３条に規定する協力業務を実施した教職員及び学生が、当該業務中に負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置等の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。
（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和３年９月２４日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　東京都荒川区東尾久六丁目３４番２４号
学校法人北豊島学園
代表者　理事長　　丸山　裕幸

災害時等における応急活動に関する細目協定

本協定は、荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会とが締結した「災害時等における応急活動に関する協定書」（令和５年３月２３日締結）第３条第５号に基づき、甲と北部緑地株式会社（以下「乙」という。）とが、災害時における、帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第２条　この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名　称	位　置
北部緑地株式会社本社ビル	東京都荒川区荒川五丁目４番３号

（協力業務）

第３条　甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（１）　乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

階　数	名　称
２階	フリースペース、レセプションルーム

（２）　乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）　甲の協力のもと食料の提供等をすること。

（４）　知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

（５）　管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。

（６）　前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。

（７）　その他乙が甲に協力できること。

（要請）

第４条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第５条　一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね３日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

２　一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、５５人を上限とする。

（費用の負担）

第６条　乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第７条　甲は、乙の責に帰さない事由により、第３条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。

２　乙が第３条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（災害補償）

第８条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和６年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和５年１１月２０日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　　荒川区荒川五丁目４番３号
北部緑地株式会社
代表者　代表取締役　　京極　正国

災害時等における応急活動に関する細目協定

本協定は、荒川区（以下「甲」という。）と荒川区造園防災協力会とが締結した「災害時等における応急活動に関する協定書」（令和５年３月２３日締結）第３条第５号に基づき、甲と上園緑地建設株式会社（以下「乙」という。）とが、災害時における、帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第２条　この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名　称	位　置
上園緑地建設株式会社東京支店	東京都荒川区西尾久六丁目６番１２号

（協力業務）

第３条　甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（１）　乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

階　数	名　称
１階	ビルトインガレージ

（２）　乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）　甲の協力のもと食料の提供等をすること。

（４）　知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

（５）　管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。

（６）　前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。

（７）　その他乙が甲に協力できること。

（協力要請）

第４条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第５条　一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね３日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

２　一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、原則、２１人を上限とする。

（費用の負担）

第６条　乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第７条　甲は、乙の責に帰さない事由により、第３条各号の協力活動の実施に伴い、乙の管理施設に損害が発生したときは、その損害を賠償するものとする。

２　乙が第３条各号の協力活動の実施中に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（災害補償）

第８条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和６年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和５年１１月２０日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　荒川区西尾久六丁目６番１２号
上園緑地建設株式会社
代表者　代表取締役　　上園　憲樹

災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区立荒川授産場の指定管理者事業者である公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立荒川授産場を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立荒川授産場

所在地 荒川区東尾久四丁目３２番７号

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　指定施設の具体的な用途は、前項の指定等の際に通知する。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前２項に定める安全確保、施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、指定施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

３　乙は第４条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。

４　乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

（実施体制）

第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）

第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

（備蓄及び訓練等）

第８条　甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

２　乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

３　乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）

第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、協定締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の３カ月前までに、甲又は乙からその相手方に対し、異議の申出がない時には、期間満了の翌日から起算して更に１年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２６年１０月３１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川 太一郎

乙　東京都荒川区東尾久四丁目３２番７号
公益社団法人　荒川区シルバー人材センター
会　長　　長谷部　尅彦

災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区民会館の指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区民会館を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　荒川区民会館

所在地　荒川区荒川一丁目１番１号

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策各部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所、物資の集積場所（地域内輸送拠点）等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

３　指定施設の具体的な用途は、第１項の指定等の際に通知する。

４　乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前２項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、第２条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

３　乙は、前条及び前項に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。

４　乙が担当する避難所等における具体的な業務内容は、甲が指定する。

（実施体制）

第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）

第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

（備蓄及び訓練等）

第８条　乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、常に安全性を確保するとともに、消火、救出救助訓練等、その他必要な対応を講じなければならない。

２　乙は、甲が災害時等に備え、必要な資機材、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じる場合、指定施設内における場所の提供等について、協力しなければならない。

３　乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

４　乙は、指定管理業務に支障のない範囲において、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（補償等）

第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与え

た場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）

第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、協定締結日から令和１０年３月３１日まで（指定期間終了まで）とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年　４月　１日

甲

所在地　東京都荒川区荒川二丁目２番３号

名　称　荒川区

代表者　荒川区長　西川 太一郎

乙

所在地　東京都千代田区小川町一丁目２番地

名　称　株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表者　代表取締役　橋本　鉄司

災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と日暮里サニーホールの指定管理者事業者である株式会社コングレ（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、日暮里サニーホールを活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　日暮里サニーホール

所在地　荒川区東日暮里五丁目５０番５号

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設、土砂災害時の自主避難場所及び緊急避難場所並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

３　指定施設の具体的な用途は、第１項の指定等の際に通知する。

４　乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前２項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、第２条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

３　乙は前条及び前項に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。

４　乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

（実施体制）

第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）

第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

（備蓄及び訓練等）

第８条　乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、常に安全性を確保するとともに、消火、救出救助訓練等、その他必要な対応を講じなければならない。

２　乙は、甲が災害時等に備え、必要な資機材、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じる場合、指定施設内における場所の提供等について、協力しなければならない。

３　乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

４　乙は、指定管理業務に支障のない範囲において、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与え

た場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）

第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、協定締結日から令和１０年３月３１日まで（指定期間終了まで）とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年　４月　１日

甲
所在地　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
名　称　荒川区
代表者　荒川区長　西川 太一郎

乙
所在地　東京都中央区日本橋三丁目１０番５号
　　オンワードパークビルディング
名　称　株式会社コングレ
代表者　代表取締役社長　武内　紀子

災害発生時における施設利用及び避難所等の設置運営等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区ムーブ町屋の指定管理者事業者である株式会社コングレ（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区ムーブ町屋を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　荒川区ムーブ町屋

所在地　荒川区荒川七丁目５０番９号

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　避難所等の運営は甲の責任において行うものとする。

３　指定施設の具体的な用途は、第１項の指定等の際に通知する。

４　乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、前条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前２項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、第２条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の

緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

３　乙は前条及び前項に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。

４　乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

（実施体制）

第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）

第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用される場合は、その定めに従うものとする。

（備蓄及び訓練等）

第８条　乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、常に安全性を確保するとともに、消火、救出救助訓練等、その他必要な対応を講じなければならない。

２　乙は、甲が災害時等に備え、必要な資機材、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じる場合、指定施設内における場所の提供等について、協力しなければならない。

３　乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

４　乙は、指定管理業務に支障のない範囲において、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者

が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）

第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、協定締結日から令和１０年３月３１日まで（指定期間終了まで）とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年　４月　１日

甲

所在地　東京都荒川区荒川二丁目２番３号

名　称　荒川区

代表者　荒川区長　西川 太一郎

乙

所在地　東京都中央区日本橋三丁目１０番５号

オンワードパークビルディング

名　称　株式会社コングレ

代表者　代表取締役社長　武内　紀子

災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の指定管理者であるニッコクトラスト･東京パワーテクノロジープロジェクト（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立清里高原ロッジ･清里高原少年自然の家を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家

所在地 山梨県北杜市高根町清里３５４５－５

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　指定施設の具体的な用途は、前項の指定等に際に通知する。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、北杜市内の地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前２項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、第２条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。
３　乙は第４条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。
４　乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

（実施体制）
第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下、「体制等」という。）を明らかにしなければならない。
２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）
第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

（備蓄及び訓練等）
第８条　乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。
２　乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
３　乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）
第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。
２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた

場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）

第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで（指定期間と同一の期間）とする。又、本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　　西　川　太一郎

乙　東京都千代田区大手町１丁目６番１号大手町ビル
ニッコクトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト
代表者名　株式会社ニッコクトラスト
代表取締役社長　須　藤　髙　志

災害時における施設利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都立竹台高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、荒川区内に地震、風水害その他災害が発生または発生するおそれがあり、避難所または避難場所（以下「避難場所等」という。）を開設する必要がある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難場所等として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所等として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難場所等として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の開設）

第３条　甲は、避難場所等を開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、乙の管理する施設を避難場所等として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難場所等として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難場所等の管理運営）

第６条　避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第７条　避難場所等の開設期間は、甲と乙の協議により決定するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の利用の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設の避難場所等としての利用を終了する際は、乙に利用終了

届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第１０条　甲は、避難場所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有するものとする。

令和２年３月１９日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西 川　太 一 郎

乙　東京都荒川区東日暮里五丁目１４番１号
東京都立竹台高等学校
代表者　校長　八 百 板　真 弓

災害時における施設利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都立荒川工業高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、荒川区内に地震、風水害その他災害が発生または発生するおそれがあり、避難所または避難場所（以下「避難場所等」という。）を開設する必要がある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難場所等として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所等として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難場所等として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の開設）

第３条　甲は、避難場所等を開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。なお、乙の管理する施設の解錠を行う際の方法については、別途覚書を締結するものとする。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、乙の管理する施設を避難場所等として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難場所等として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難場所等の管理運営）

第６条　避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第７条　避難場所等の開設期間は、甲と乙の協議により決定するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の利用の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設の避難場所等としての利用を終了する際は、乙に利用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
（費用負担）
第１０条　甲は、避難場所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。
（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１２条　この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有するものとする。

令和２年　　月　　日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西 川　太 一 郎

乙　東京都荒川区南千住六丁目４２番１号
東京都立荒川工業高等学校
代表者　校長　　前 畑　光 男

荒川区立【　施　設　名　】における災害時等の対応及び災害応急復旧対策活動での施設利用への協力に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と【　施　設　名　】の［指定管理者　【　法人　名　】］（以下「乙」という。）は、大地震、大規模な風水害その他の大規模な自然災害又は大規模な火災、事故等が発生し、並びに発生が相当程度に予見される場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画及びこれに付随する計画、方針等（以下「防災計画等」という。）に基づき、必要な業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、甲若しくは甲が【　施　設　名　】の立入り、使用等を認めた者又は乙自らが、災害時等にあって、かつ荒川区内で住民の避難所、避難場所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）が必要な場合において、【　施　設　名　】を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　【　施　設　名　】

所在地　東京都荒川区

（避難所等の指定又は協力要請）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定管理施設」という。）を避難所等として使用する必要があるときは、防災計画等に基づく施設の指定及び乙に対する協力要請を行う。

２　甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

３　前２項の施設の指定及び協力要請は、甲が原則として指定管理施設の長に対して行うものとする。ただし、災害時等の状況により、甲が指定するもの（以下「要請者」という。）が、甲に代わり協力要請することができるものとする。

施設の指定及び協力要請は、口頭、文書、電話及びファクシミリ等要請に有効な手段をもって、おこなうものとする。

４　指定管理施設の具体的な用途は、前項の指定等の際に通知する。

５　乙は、自ら被災するなどやむを得ない事情により、協力要請に対応することができない場合は、速やかにその状況を甲に連絡しなければならない。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定管理施設の緊急点検又は応急修繕を実施する等、適切に施設を維持し、及び管理する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、前条の甲又は要請者の協力要請の有無に関わらず、速やかに前項の緊急点検等を行うものとする。

４　乙は、第１項及び第２項の安全確保、緊急点検等以外であっても、災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合、乙は自らの責任により対応するとともに、甲にその状況を連絡する。

５　乙は、自ら被災するなどやむを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定管理施設の緊急点検等に対応することができない場合は、速やかにその状況を甲に連絡しなければならない。

（甲の施設使用への協力）

第５条　乙は、甲が行う避難所等の運営に協力する。

２　甲が乙に協力を要請する業務は、避難所及び避難場所にあっては、避難者の介護及び生活に必要な援助等主として生活支援に関する業務を基本とし、具体的な業務内容は甲が指定する。

３　乙は、前項の協力要請があったときは、指定管理業務に支障のない範囲内で協力する。なお、甲から協力要請を受けた業務がその性質上、指定管理業務と密接不可分であるときは、当該業務を甲及び乙で一体的に行うものとする。

（協力体制）

第６条　甲及び乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における協力内容の具体について協議し、その内容を明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統、責任体制等を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲及び乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）

第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用への協力により発生した費用等については、合理性の認められる範囲内において甲が負担することを原則とし、指定管理料との相殺を含め、甲及び乙の協議により決定するものとする。

（備蓄及び訓練等）

第８条　乙は、指定管理業務の範囲内において、自らの負担及び責任により、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備その他の対策の推進を図らなければならない。

２　乙は、防災計画に基づき、甲と協議の上、飲料水、食料等の備蓄その他の対策に努めるものとする。

３　乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めなければならない。

４　乙は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

５　乙は、甲が指定管理施設において実施する防災訓練に協力するとともに、参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行うことができる。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

（その他）

第１０条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　本協定書の有効期間は、指定管理者の指定期間と同一の期間とする。ただし、現指定管理者が継続して指定管理者となる場合は、本協定を次の指定管理期間まで更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　月　日

甲（地方公共団体）
所在地　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
名　称　荒川区
代表者　荒川区長

乙（指定管理者）
所在地
名　称
代表者

（高齢者施設用）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と【　　施　設　名　　】の運営事業者である【　法　人　名　】（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に設置する【　　施　設　名　　】を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容想定人数）

第２条　本協定の対象施設及び収容想定人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数　　人

（福祉避難所の対象者）

第３条　福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の介護を必要とする高齢者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難なものとし、原則として介護度が要介護４又は要介護５の者を対象とする。

（家族等の支援者）

第４条　福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第５条　甲は、災害時等において、第２条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、対象施設の長に対して通知する。

（避難所の運営への協力）

第６条　乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、通所介護等の休止可能

なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

２　乙が担当する業務は、避難者の介護及び生活に必要な援助等避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

（施設の緊急点検、応急修繕等）

第７条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。

４　乙は、第２項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一次的判断を行い、甲にその状況等を報告する。

５　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

（実施体制）

第８条　甲と乙は、あらかじめ第６条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために、双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

（避難者名簿の作成）

第９条　甲は、第３条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものとする。

（状況把握）

第１０条　乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

（費用負担）

第１１条　災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力する

ことにより発生した費用等については、第６条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

（備蓄及び訓練等）

第１２条　甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

２　乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

３　乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第１３条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時における協力）

第１４条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１５条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結日から　　年　月　日までとする。ただし、この期間満了の３ケ月前までに、甲又は乙からその相手方に対し、異議の申出がないときには、期間満了の翌日から起算して更に１年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　月　日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

荒川区長

乙

（障がい者施設／指定管理 用）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と 【 施 設 名 】の運営事業者である 【 法 人 名 】 （以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時等に設置する 【 施 設 名 】 を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容可能人数）

第２条 本協定の対象施設及び収容可能人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数

（福祉避難所の対象者）

第３条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の要援護者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難な者とし、原則として障がい者（身体障害者手帳１級・２級、知的障がい者、精神障がい者）のうち、区の緊急時要援護者名簿登録申請者を対象とする。

（家族等の支援者）

第４条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行う目的で、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第５条 甲は、災害時等において、第２条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、対象施設の長に対して通知する。

（避難所の運営への協力）

第６条　乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、休止可能なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

２　乙が担当する業務は、避難者の介護や生活に必要な援助など避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

（施設の緊急点検、応急修繕等）

第７条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。

４　乙は第２項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況等を報告する。

５　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に連絡するものとする。

（実施体制）

第８条　甲と乙は、あらかじめ第６条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統や責任体制等を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

（避難者名簿の作成）

第９条　甲は、第３条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものする。

（状況把握）

第１０条　乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

（費用負担）

第１１条　災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力することにより発生した費用等については、第６条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

（備蓄及び訓練等）

第１２条　甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

２　乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

３　乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第１３条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時における協力）

第１４条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１５条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１６条　この協定の有効期間は協定締結日から　　年　月　日とする。ただし期間満了の３か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定の解除、又は変更等の意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに１年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　月　日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

荒川区長

乙

（障がい者施設／指定管理以外 用）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と 【 施 設 名 】において事業を実施している事業者である 【 法 人 名 】 （以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時等に設置する 【 施 設 名 】 を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容可能人数）

第２条 本協定の対象施設及び収容可能人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数

（福祉避難所の対象者）

第３条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の要援護者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難な者とし、原則として障がい者（身体障害者手帳１級・２級、知的障がい者、精神障がい者）のうち、区の緊急時要援護者名簿登録申請者を対象とする。

（家族等の支援者）

第４条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行う目的で、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第５条 甲は、災害時等において、第２条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、事業運営責任者に対して通知する。

（避難所の運営への協力）

第６条　乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、休止可能なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

２　乙が担当する業務は、避難者の介護や生活に必要な援助など避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

（施設の緊急点検、応急修繕等）

第７条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。

４　乙は第２項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況等を報告する。

５　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に連絡するものとする。

（実施体制）

第８条　甲と乙は、あらかじめ第６条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統や責任体制等を明らかにしなければならない。

２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

３　前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

（避難者名簿の作成）

第９条　甲は、第３条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものする。

（状況把握）

第１０条　乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

（費用負担）

第１１条　災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力することにより発生した費用等については、第６条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

（備蓄及び訓練等）

第１２条　甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

２　乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

３　乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）

第１３条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時における協力）

第１４条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）

第１５条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１６条　この協定の有効期間は協定締結日から　　年　月　日とする。ただし期間満了の３か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定の解除、又は変更等の意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに１年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　月　日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号

荒川区

荒川区長

乙

災害時における施設等の利用に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と日暮里ホテルマネジメント合同会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、荒川区内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、地震時の避難所や風水害時の避難場所等として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第２条　本協定により開設する施設（地震時は「避難所」、風水害時は「避難場所」として開設するものとする。以下「避難所等」という。）を利用する対象者は、空室については、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、災害時に在宅での避難が困難であり、かつ一般の避難者を受け入れるために区が開設する避難所や避難場所において一定の配慮を必要とする次に掲げる者とする。

（１）常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者

（２）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に居住する障害者

（３）前各号に掲げる者のほか、その他、甲が必要と認める者

２　前項第２号に掲げる者は、土砂災害の発生の危険性が高まる風水害時において利用できるものとする。

３　前各項の規定にかかわらず、その他乙の指定する場所を利用する対象者は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（支援者の受入れ）

第３条　避難所等においては、前条に規定する者のほか、その者に避難所等での生活において必要な支援を行う、家族等の支援者を受け入れるものとする。

（使用範囲）

第４条　甲が、避難所等として利用できる範囲は、以下の施設における空室及びその他乙の指定する場所とする。

名称	所在地
ホテルラングウッド	東京都荒川区東日暮里五丁目５０番５号

（避難所等の開設及び管理運営）

第５条　甲は、災害時に避難所等を開設する必要が生じた場合、乙に対して避難所等の開設及び管理運営を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、原則として避難所等使用要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、甲からの要請を受けた場合は、乙の人員体制、空室状況等を確認の上、避難所等

の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。
４　乙は、前項の甲からの要請に対し、可と回答した場合は、避難所等の管理運営について、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）第２条及び第３条に規定する者（以下「避難者」という。）の宿泊上の支援及び相談
（２）その他甲の要請により、乙が応じられる事項
５　甲は、必要に応じて、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。
６　乙の避難所等の管理運営に当たり、甲は、以下に掲げる各号について承諾するものとする。
（１）避難者に乙の宿泊約款及び利用規則を遵守させる義務を負うこと。
（２）避難所等を開設した場合においても、二次災害等その他事由により乙の従業員が出勤できない等、乙が、当直者の配置および必要人員数の確保等ができない可能性があること。
（３）避難所等を開設した場合においても、乙の事業の性質、空室状況その他の事由により、乙が、甲の要請内容に沿わない可能性があること（避難所等として確保する面積規模、人員体制、従事する者の技術水準等を含むがこれらに限られない。）。
（４）特別な配慮が必要な者（介護、支援または看護が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦および傷病者等を含むがこれらに限られない。）に対して、対応できない可能性があること。
（避難の状況に応じた対応の要請）
第６条　乙は、避難所等の管理運営のために、甲の協力を必要とするときは、甲に対し、避難の状況に応じた対応を要請することができるものとする。
２　甲は、乙からの要請を受けた場合は、速やかに避難所等への人員の派遣や避難所等以外の施設への誘導等の必要な措置を講ずるものとする。
（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。
（開設期間）
第８条　避難所等の開設期間は、原則として、第５条の規定による甲の要請の時から、災害の危険等がなくなり、全ての避難者が避難所等から退去するまでとする。
（避難所等の終了）
第９条　甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第２号様式）を提出するとともに、避難所等を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。
２　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう、避難所等の早期閉鎖に努めるとともに、避難所等の閉鎖に当たっては、甲の責任において、避難者を避難所等から退去させ、自宅や避難所等以外の施設へ誘導するものとする。
（費用負担）
第１０条　甲は、第５条第４項の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。なお、甲が負担する費用の範囲は、空室については一泊につき室料７，０００円（税込）とし、その他乙の指定する場所については甲乙協議の上、定めるものとする。
（請求及び支払）
第１１条　乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから１か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

（情報の適正管理）

第１２条　甲は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

２　乙は、本協定の履行により知り得た避難者の個人情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

３　甲及び乙は、第９条第１項の規定により避難所等の利用を終了する際は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報や避難者の個人情報について、速やかに返還又は適切に廃棄しなければならない。

（避難時の事故等に係る責任等）

第１３条　避難所等の利用中に、その設備等に損害が生じた場合、乙は、乙に故意又は重過失がない限り、当該損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合又は損害を及ぼした者を特定することができない場合には、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　避難所等の利用中に、避難者に疾病、事故及びその他損害が生じた場合は、乙に故意又は重過失がない限り、乙は責任を負わないものとし、甲は避難者にこれを承諾させるものとする。

３　本協定の履行に関し、避難者を含む第三者との紛争が生じた場合、甲乙協議の上、互いに協力して当該紛争を処理解決するものとする。

（損害補償）

第１４条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第１５条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和４年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１６条　本協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年１０月８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西 川　 太 一 郎

乙　東京都港区西新橋一丁目２番９号
日暮里ホテルマネジメント合同会社
代表者　代表社員 日暮里一般社団法人
職務執行者　山 本　　俊 祐

災害時における施設等の利用に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社ティーケーピー（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、荒川区内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、地震時の避難所や風水害時の避難場所等として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第２条　本協定により開設する施設（地震時は「避難所」、風水害時は「避難場所」として開設するものとする。以下「避難所等」という。）を利用する対象者は、空室については、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、災害時に在宅での避難が困難であり、かつ一般の避難者を受け入れるために区が開設する避難所や避難場所において一定の配慮を必要とする次に掲げる者とする。

（１）常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者

（２）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に居住する障害者

（３）前各号に掲げる者のほか、その他、甲が必要と認める者

２　前項第２号に掲げる者は、土砂災害の発生の危険性が高まる風水害時において利用できるものとする。

３　前各項の規定にかかわらず、その他乙の指定する場所を利用する対象者は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（支援者の受入れ）

第３条　避難所等においては、前条に規定する者のほか、その者に避難所等での生活において必要な支援を行う、家族等の支援者を受け入れるものとする。

（使用範囲）

第４条　甲が、避難所等として利用できる範囲は、以下の施設における空室及びその他乙の指定する場所とする。

名称	所在地
アパホテル〈TKP 日暮里駅前〉	東京都荒川区東日暮里五丁目５２番９号

（避難所等の開設及び管理運営）

第５条　甲は、災害時に避難所等を開設する必要が生じた場合、乙に対して避難所等の開設及び管理運営を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、原則として避難所等使用要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、甲からの要請を受けた場合は、乙の人員体制、空室状況等を確認の上、避難所等の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。

４　乙は、前項の甲からの要請に対し、可と回答した場合は、避難所等の管理運営について、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）第２条及び第３条に規定する者（以下「避難者」という。）の宿泊上の支援及び相談
（２）その他甲の要請により、乙が応じられる事項
５　甲は、必要に応じて、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。
６　乙の避難所等の管理運営に当たり、甲は、以下に掲げる各号について承諾するものとする。
（１）避難者に乙の宿泊約款及び利用規則を遵守させる義務を負うこと。
（２）避難所等を開設した場合においても、二次災害等その他事由により乙の従業員が出勤できない等、乙が、当直者の配置および必要人員数の確保等ができない可能性があること。
（３）避難所等を開設した場合においても、乙の事業の性質、空室状況その他の事由により、乙が、甲の要請内容に沿わない可能性があること（避難所等として確保する面積規模、人員体制、従事する者の技術水準等を含むがこれらに限られない。）。
（４）特別な配慮が必要な者（介護、支援または看護が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦および傷病者等を含むがこれらに限られない。）に対して、対応できない可能性があること。
（避難の状況に応じた対応の要請）
第６条　乙は、避難所等の管理運営のために、甲の協力を必要とするときは、甲に対し、避難の状況に応じた対応を要請することができるものとする。
２　甲は、乙からの要請を受けた場合は、速やかに避難所等への人員の派遣や避難所等以外の施設への誘導等の必要な措置を講ずるものとする。
（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。
（開設期間）
第８条　避難所等の開設期間は、原則として、第５条の規定による甲の要請の時から、災害の危険等がなくなり、全ての避難者が避難所等から退去するまでとする。
（避難所等の終了）
第９条　甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第２号様式）を提出するとともに、避難所等を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。
２　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう、避難所等の早期閉鎖に努めるとともに、避難所等の閉鎖に当たっては、甲の責任において、避難者を避難所等から退去させ、自宅や避難所等以外の施設へ誘導するものとする。
（費用負担）
第１０条　甲は、第５条第４項の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。なお、甲が負担する費用の範囲は、空室については一泊につき室料７，０００円（税込）とし、その他乙の指定する場所については甲乙協議の上、定めるものとする。
（請求及び支払）
第１１条　乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから１か月以内に、乙指定の金融機関

口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

（情報の適正管理）

第１２条　甲は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

２　乙は、本協定の履行により知り得た避難者の個人情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

３　甲及び乙は、第９条第１項の規定により避難所等の利用を終了する際は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報や避難者の個人情報について、速やかに返還又は適切に廃棄しなければならない。

（避難時の事故等に係る責任等）

第１３条　避難所等の利用中に、その設備等に損害が生じた場合、乙は、乙に故意又は重過失がない限り、当該損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合又は損害を及ぼした者を特定することができない場合には、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　避難所等の利用中に、避難者に疾病、事故及びその他損害が生じた場合は、乙に故意又は重過失がない限り、乙は責任を負わないものとし、甲は避難者にこれを承諾させるものとする。

３　本協定の履行に関し、避難者を含む第三者との紛争が生じた場合、甲乙協議の上、互いに協力して当該紛争を処理解決するものとする。

（損害補償）

第１４条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第１５条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和４年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１６条　本協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年１０月８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西 川　 太 一 郎

乙　東京都新宿区八幡町８番地
株式会社ティーケーピー
代表者　代表取締役　河 野　　貴 輝

災害時における施設等の利用に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、荒川区内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、地震時の避難所や風水害時の避難場所等として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第２条　本協定により開設する施設（地震時は「避難所」、風水害時は「避難場所」として開設するものとする。以下「避難所等」という。）を利用する対象者は、空室については、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、災害時に在宅での避難が困難であり、かつ一般の避難者を受け入れるために区が開設する避難所や避難場所において一定の配慮を必要とする次に掲げる者とする。

（１）常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者

（２）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に居住する障害者

（３）前各号に掲げる者のほか、その他、甲が必要と認める者

２　前項第２号に掲げる者は、土砂災害の発生の危険性が高まる風水害時において利用できるものとする。

３　前各項の規定にかかわらず、その他乙の指定する場所を利用する対象者は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（支援者の受入れ）

第３条　避難所等においては、前条に規定する者のほか、その者に避難所等での生活において必要な支援を行う、家族等の支援者を受け入れるものとする。

（使用範囲）

第４条　甲が、避難所等として利用できる範囲は、以下の施設における空室及びその他乙の指定する場所とする。

名称	所在地
ホテルマイステイズ日暮里	東京都荒川区東日暮里五丁目４３番７号

（避難所等の開設及び管理運営）

第５条　甲は、災害時に避難所等を開設する必要が生じた場合、乙に対して避難所等の開設及び管理運営を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、原則として避難所等使用要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、甲からの要請を受けた場合は、乙の人員体制、空室状況等を確認の上、避難所等

の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。
４　乙は、前項の甲からの要請に対し、可と回答した場合は、避難所等の管理運営について、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）第２条及び第３条に規定する者（以下「避難者」という。）の宿泊上の支援及び相談
（２）その他甲の要請により、乙が応じられる事項
５　甲は、必要に応じて、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。
６　乙の避難所等の管理運営に当たり、甲は、以下に掲げる各号について承諾するものとする。
（１）避難者に乙の宿泊約款及び利用規則を遵守させる義務を負うこと。
（２）避難所等を開設した場合においても、二次災害等その他事由により乙の従業員が出勤できない等、乙が、当直者の配置および必要人員数の確保等ができない可能性があること。
（３）避難所等を開設した場合においても、乙の事業の性質、空室状況その他の事由により、乙が、甲の要請内容に沿わない可能性があること（避難所等として確保する面積規模、人員体制、従事する者の技術水準等を含むがこれらに限られない。）。
（４）特別な配慮が必要な者（介護、支援または看護が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦および傷病者等を含むがこれらに限られない。）に対して、対応できない可能性があること。
（避難の状況に応じた対応の要請）
第６条　乙は、避難所等の管理運営のために、甲の協力を必要とするときは、甲に対し、避難の状況に応じた対応を要請することができるものとする。
２　甲は、乙からの要請を受けた場合は、速やかに避難所等への人員の派遣や避難所等以外の施設への誘導等の必要な措置を講ずるものとする。
（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。
（開設期間）
第８条　避難所等の開設期間は、原則として、第５条の規定による甲の要請の時から、災害の危険等がなくなり、全ての避難者が避難所等から退去するまでとする。
（避難所等の終了）
第９条　甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第２号様式）を提出するとともに、避難所等を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。
２　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう、避難所等の早期閉鎖に努めるとともに、避難所等の閉鎖に当たっては、甲の責任において、避難者を避難所等から退去させ、自宅や避難所等以外の施設へ誘導するものとする。
（費用負担）
第１０条　甲は、第５条第４項の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。なお、甲が負担する費用の範囲は、空室については一泊につき室料７，０００円（税込）とし、その他乙の指定する場所については甲乙協議の上、定めるものとする。
（請求及び支払）
第１１条　乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから１か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

（情報の適正管理）

第１２条　甲は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

２　乙は、本協定の履行により知り得た避難者の個人情報を紛失、漏洩、又は第三者に提供してはならず、また、本協定の目的以外に利用してはならない。なお、本協定が終了した後も同様とする。

３　甲及び乙は、第９条第１項の規定により避難所等の利用を終了する際は、本協定の履行により知り得た避難所等の警備に関する情報や避難者の個人情報について、速やかに返還又は適切に廃棄しなければならない。

（避難時の事故等に係る責任等）

第１３条　避難所等の利用中に、その設備等に損害が生じた場合、乙は、乙に故意又は重過失がない限り、当該損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合又は損害を及ぼした者を特定することができない場合には、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　避難所等の利用中に、避難者に疾病、事故及びその他損害が生じた場合は、乙に故意又は重過失がない限り、乙は責任を負わないものとし、甲は避難者にこれを承諾させるものとする。

３　本協定の履行に関し、避難者を含む第三者との紛争が生じた場合、甲乙協議の上、互いに協力して当該紛争を処理解決するものとする。

（損害補償）

第１４条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第１５条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１６条　本協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年５月３１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒　川　区　長　　西 川　太 一 郎

乙　東京都港区六本木六丁目２番３１号
株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント
代表者　代表取締役社長　　代 田　　量 一

災害時における語学ボランティア協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川警察署（以下「乙」という。）と南千住警察署（以下「丙」という。）と尾久警察署（以下「丁」という。）と学校法人新井学園赤門会日本語学校（以下「戊」という。）は、災害時における語学ボランティア協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、区内において外国人居住者及び外国人観光客等が避難し、避難生活などに支障が生じているときに、甲乙丙丁からの協力要請に基づき、戊に在籍する日本語が堪能な外国人留学生（以下「語学ボランティア」という。）が行う通訳活動について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定にいう災害とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に定めるものをいう。

（語学ボランティアの協力）

第３条　甲乙丙丁は、区内で外国人居住者及び外国人観光客等の避難生活などに支障が生じている情報を入手し、通訳等支援の必要があると認めるときは、戊に対し、語学ボランティアの協力を求め、戊は、戊に在籍する外国人留学生の協力を得るよう努めるものとする。ただし、戊に在籍する外国人留学生が被災、若しくは活動場所周辺の被害状況により到着が困難と認められる場合は、この限りではない。

（協力要請）

第４条　甲乙丙丁は、戊に対し語学ボランティアの協力要請をする場合は、活動期間、活動場所、活動内容、対応言語、協力人数等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

２　前項の協力要請について、戊の所在地を管轄しない丙丁は、甲を通じて要請するものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づく活動により発生した費用については、無償とする。

（損害補償）

第６条　この協定に基づく活動に関し、語学ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

２　前項のボランティア保険の保険料については、甲が負担するものとする。

（期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲乙丙丁戊のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁戊協議の上、定めるものとする。

本協定書は、５通作成し甲乙丙丁戊それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年３月１３日

（甲）　荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西 川　太 一 郎

（乙）　荒川区荒川三丁目１番２号
警視庁荒川警察署
代表者　荒川警察署長　　武 田　宗 洋

（丙）　荒川区南千住六丁目４５番４３号
警視庁南千住警察署
代表者　南千住警察署長　　木 梨　貴 之

（丁）　荒川区西尾久三丁目８番５号
警視庁尾久警察署
代表者　尾久警察署長　　坂　元　徳　仁

（戊）　荒川区東日暮里六丁目３９番１２号
学校法人新井学園
赤門会日本語学校
代表者　理事長　　新 井　時 賛

災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）、トレーラーハウスデベロップメント株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるトレーラーハウスの優先貸出に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に定める災害において、乙が保有するトレーラーハウスを甲に貸し出すことを通じて、災害支援活動等を円滑に実施することを目的とする。

（業務内容）

第２条　前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項（以下「本事項」という。）の実施について甲に協力する。

（１）動物保護活動に関すること。

（２）ボランティア活動に関すること。

（３）医療救護活動に関すること。

（４）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、前条の目的達成のために必要と認めた事項

（協力の要請）

第３条　甲は、荒川区地域防災計画に基づき、本事項を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、トレーラーハウス等の優先貸出を要請するものとする。

（本事項の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から本事項実施の要請があったときは、可能な限り、甲が指定する場所へトレーラーハウス運搬、設置を行うものとする。

２　乙は、本事項の実施状況について甲の求めがあったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　トレーラーハウスのレンタル料等が発生した場合については、当該災害時直前の価格相当額を参考とし、甲乙協議の上、甲が費用を負担する。

（安全の確保）

第６条　乙は、トレーラーハウスの運行上の安全を確保するため、経路の選定及び運搬の可否を判断することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（事故等）

第７条　乙は、本事項の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第８条　甲は、その責に帰すべき事由により、本事項により貸し出されたトレーラーハウスに損害を与えたときは、乙に対しその損害に相当する額の範囲内で賠償するものとする。

２　乙は、本事項の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する額の範囲内で賠償を行うものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき、本事項に従事した者が、本事項により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）の定めるところに準じて、甲がその損害を補償する。

（連絡体制等）

第１０条 甲、乙は、本事項の実施に係る責任者及びその連絡先を相互に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第１１条 この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲、乙のいずれからもこの協定終了の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第１２条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙は本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 6 年 3 月 28 日

甲　東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒川区

代表者　荒川区長 西川　太一郎

乙　東京都中央区日本橋小伝馬町２－５
メトロシティ小伝馬町９F
トレーラーハウスデベロップメント株式会社
代表取締役社長　大原　邦彦

災害時における動物救護活動に関する協定書

荒川区を甲とし、荒川区獣医師会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、荒川区地域防災計画に基づく動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　乙は、甲から要請を受けた場合は、速やかにこれに協力するものとする。

（動物救護活動の場所）

第３条　乙は、甲が指定する場所等において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第４条　乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

⑴　負傷した動物に対する応急処置

⑵　重傷動物等の後方医療施設への搬送の要否の決定

⑶　動物の死亡の確認

⑷　甲の行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動

⑸　前各号に掲げるもののほか、必要な応急業務

（費用弁償等）

第５条　甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴　動物救護活動において携行した医薬品等の実費弁償

⑵　動物救護活動において獣医師等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（細目）

第６条　この協定の実施に関する細目は、別途定める。

（協議）

第７条　この協定の実施に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間）

第８条　この協定は、協定の締結の日から平成２２年３月３１日までの期間有効とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙から何ら申出がない場合は、更に１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

平成２１年５月２７日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

東京都荒川区東日暮里一丁目３２番１号
乙　荒川区獣医師会
代表者　会　長　　安　部　浩　之

災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区機械設備防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における区有施設の緊急処置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が荒川区地域防災計画に基づく救援・救護活動の一環として、避難所及び二次避難所にあてる区有施設の給排水設備の復旧業務（以下「業務」という。）について、乙から優先的に業務の提供を受けることにより、災害時における救援・救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて乙に対し、業務の要請を行うものとする。

２　前項の規定による要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所を指定した上、文書、ファックス、インターネット、電話等の方法により行うものとする。

（業務の提供）

第３条　乙は、前条第１項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、業務を行うものとする。

２　乙は、前項の規定により業務を行うときは、事前に甲と協議し、その指示に従うものとする。

（費用）

第４条　乙が業務に要した費用は、甲の負担とする。

２　前項の費用は、通常要する実費であって、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

３　甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第５条　甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京都荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（報告）

第７条　乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

２　乙は、毎年４月に、災害時に業務が可能な事業所を甲に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の３箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１１年８月２６日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都荒川区町屋二丁目１０番１４号
荒川区機械設備防災協会
会　　長　　高　木　　義　夫

災害時等における電力復旧等に関する相互支援協定

荒川区（以下「甲」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社上野支社（以下「乙」という。）は、災害時等における電力復旧等に関する甲乙間の相互支援の基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡責任者）

第２条　この協定の内容の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

２　前項の連絡責任者は、甲にあっては防災課長の職にある者とし、乙にあっては上野地域渉外担当の職にある者とする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

(1)　甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供

(2)　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

(3)　乙は甲に対し、甲の所管施設の停電発生状況、復旧見込み、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供

(4)　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（相互支援の内容）

第４条　甲乙間における相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項について自らが行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

(1)　復旧活動の拠点としての場所が必要な場合は、甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用について要請し、提供する。

(2)　乙は、荒川区災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合には、本部

及び本部に置かれた場所に情報連絡要員を派遣し、被災情報を適宜収集できるものとする。

(3)　乙は、電気の取扱いに関する注意事項、電力復旧の進捗状況、電力需給のひっ迫状況等を区民に広く周知する必要がある場合は、甲に要請し、甲が所有する地域防災無線等を使用することができるものとする。

(4)　甲は、既存電力契約がない避難場所等に仮設電力を設置する必要がある場合は、仮設電力設置を乙に要請し、乙は、仮設電力設備までの外線電力の供給を行う。この場合において、仮設電力設備からの内線工事については、甲が行うものとする。

(5)　既存電力契約がある避難場所等の甲の施設において停電が発生した場合において、当該施設への外線電力が確保されていないときは、甲は、乙に対し外線電力の確保を要請し、乙は、当該要請に基づき、外線電力を確保するように努める。ただし、当該施設への外線電力が確保されている場合は、甲は、自らにおいて内線工事を行う。

(6)　停電復旧作業及び啓開作業の支障となる障害物等の除去について、甲及び乙が相互に協力して作業を行うものとする。なお、甲及び乙の役割や具体的な実施事項については、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(7)　平時においても、甲及び乙は、電力設備への被害が想定される個所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(8)　その他甲及び乙が協議により必要と認めた事項

（電力復旧活動に伴う要請の簡略化）

第５条　前条に規定する相互支援を実施するに当たり必要な要請は、その緊急性にかんがみ、口頭によりこれを行うことができる。この場合において、後日、必要に応じて文書による手続を行うものとする。

（費用負担）

第６条　第４条に規定する相互支援（同条第６号に関わるものを除く。）を実施するに当たり法令等に特段の定めがある場合を除き、原則、無償とする。

２　前項の規定により負担すべき額は、適正な方法により算出した額とし、甲乙協議の上その都度定める。

（協定期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に１年間継続するものとする。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、誠意をもって、甲乙協議の上定める。

上記協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1 通を保有する。

令和４年７月２９日

甲　東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都台東区竜泉二丁目 18 番 6 号
東京電力パワーグリッド株式会社上野支社
支社長　平岩　直哉

災害時における停電復旧作業及び啓開作業の相互協力に関する覚書

荒川区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社上野支社（以下「乙」という。）は、令和４年７月２９日付けで締結した「災害時等における電力復旧等に関する相互支援協定」第４条第６号に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第１条　本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

２　相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第２条　本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第 44 条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第４条　乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（１）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（３）作業内容

（４）作業希望日時

（５）要請者連絡先

（６）その他必要な事項

２　緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

（道路区域における作業の実施）

第５条　甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

２　甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

３　前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

４　乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第６条　乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、災害対策基本法第６４条第１項の規定に基づき、甲の指示に従うものとする。

（その他区域における作業の実施）

第７条　第２条第２項の区域における作業については、第５条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

（費用負担）

第８条　第５条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添１「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・道路啓開作業の費用負担」による。

２　甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（連絡体制）

第９条　甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、別添２「災害時における障害物の除去等に関わる連携体制」に基づき、相互に綿密に連携を図るものとする。

２　前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

（実施責任）

第 10 条　関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

２　作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）
第 11 条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年７月２９日

甲　東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都台東区竜泉二丁目 18 番 6 号
東京電力パワーグリッド株式会社上野支社
支社長　平岩　直哉

災害時における段ボール製品等の調達業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における段ボール製品等の円滑な調達業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において段ボール製品等を調達する必要が生じたときは、書面により、乙に対し、物資供給等について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとし、事後速やかに書面を提出するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（段ボール製品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する段ボール製品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

⑴　段ボール製簡易ベッド

⑵　段ボール製シート

⑶　段ボール製間仕切り

⑷　その他、乙の取扱商品で供給可能なもの

（段ボール製品等の引取り）

第５条　段ボール製品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

２　乙は、段ボール製品等を引き渡す場合、品目、数量等を記載した納品書を引取り場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者に提出する。

３　前項の納品書を受け取った引取り人は、段ボール製品等の品目、数量等を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）

第６条　段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行う。乙は、「緊急通行車両」の事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努める。

２　前項によることが困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行う。

３　甲は、第１項及び前項による運搬に当たり、緊急又は優先車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙の協力により調達された段ボール製品等及び搬送の費用について、

次項の規定により決定した額を負担するものとする。
２　前項の段ボール製品等の対価及び搬送の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。
（連絡責任者）
第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒川区区民生活部防災課長、乙においては興亜紙業株式会社工場長とする。
（細目）
第９条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。
（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、当該期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名の上、各１通を保有するものとする。

令和元年８月２２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都北区赤羽北一丁目１６番１３号
興亜紙業株式会社
代表者　代表取締役　平岡　利章

避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッドの供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙の代表者が考案した間仕切り等の円滑な供給態勢に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において避難所に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

２　甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

３　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

４　第１項から第３項までの規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、速やかに当該文書を乙に提出するものとする。

（協力等）

第３条　乙は、前条第１項から第３項までの規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（間仕切り等の引き渡し）

第４条　間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（間仕切り等の経費等）

第５条　甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

２　間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。

３　乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（協定の効力及び更新）
第７条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、当該期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和元年１０月８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都世田谷区松原五丁目２番４号
特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
代表者　坂　茂

災害時における段ボール製品等の優先供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と王子コンテナー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における段ボール製品等の調達に係る優先供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において段ボール製品等を調達する必要が生じたときは、書面により、乙に対し、物資の優先供給等について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとし、事後速やかに書面を提出するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（段ボール製品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する段ボール製品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）段ボール製簡易ベッド
（２）卓上用パーテーション
（３）段ボール製間仕切り
（４）紙製簡易トイレ
（５）トイレットペーパー
（６）ティシュペーパー
（７）紙おむつ
（８）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（段ボール製品等の引取り）

第５条　段ボール製品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

２　乙は、段ボール製品等を引き渡す場合、品目、数量等を記載した納品書を引取り場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者に提出する。

３　前項の納品書を受け取った引取り人は、段ボール製品等の品目、数量等を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）

第６条　段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行う。乙は、「緊急通行車両」の事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努める。

２　甲は、第１項による運搬に当たり、緊急又は優先車両として通行できるよう可

能な限り配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙の協力により供給された段ボール製品等及び搬送の費用について、次項の規定により決定した額を負担するものとする。

２　前項の段ボール製品等の対価及び搬送の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（細目）

第８条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３６年７月１０日荒川区条例第８号）によるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、当該期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名の上、各１通を保有するものとする。

令和３年１１月３０日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西川　太一郎

乙　　神奈川県大和市上草柳４６０
王子コンテナー株式会社東京工場
工 場 長　　秋山　秀二

災害時における米穀供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と、東京都米穀小売商業組合荒川支部（以下「乙」という。）との間において、地域防災対策における民間協力の一環として食糧の応急給与を必要とする災害が発生した場合に、区民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う応急給食活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　乙は、都知事認可米穀登録店としての食糧供給に関する社会的使命に基づき、災害時における区民の食糧の確保を図るため甲の要請に対し、協力するものとする。

２　乙は、所属各組合員（以下「組合員」という。）の店舗に約１２０㎏（２俵）の精米をランニングストックし、災害時に甲の要請に基づき優先的に供給するものとする。

（要請）

第３条　甲は、災害が発生し、精米を調達する必要が生じた場合は、乙に対し供給を要請する。

２　乙に対する甲の要請手続きについては、荒川区地域防災計画に定める担当部が行うものとし、要請にあたっては、甲は必要数量及び納入場所等その他必要事項は、その都度乙に指示するものとする。

（供給）

第４条　乙は、前条の規定に基づく要請に対して、必要数量の精米を指定納入場所に納入するものとする。

２　前項の納入業務に従事する組合員は、甲の指示に従うものとする。

（価格及び請求）

第５条　応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の標準価格又は指導価格とする。

２　乙は、第２条第２項の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定に基づく代金を請求するものとする。

３　乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（支払）

第６条　甲は、乙から前条第２項及び第３項の規定により請求があったときは、別途契約手続きを経て、速やかに支払を行うものとする。

（従事者の災害補償）

第７条　甲の要請に基づき応急用精米を輸送中に乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にか

かり又は死亡した場合は、「災害に際し応急措置に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３６年７月１０日荒川区条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（協力店の表示）

第８条　甲は、この協定に基づき組合員の店舗に、災害時協力店である旨の看板を掲示するものとする。

（細目）

第９条　この協定を実施するための必要な細目は、別に定める。

（協議）

第１０条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成１４年１１月６日から平成１５年１１月５日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲乙からの申し出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１４年１１月　６日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
代表者　荒川区長　藤澤　志光

乙　東京都荒川区西日暮里二丁目１５番２号
東京都米穀小売商業組合荒川支部
代表者　支部長　　金子　守弘

災害時における米穀供給に関する協定細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における米穀供給に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づく活動の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続き）

第２条　協定第３条に基づく要請は、原則として要請書（別記様式）に記入して行うものとし、緊急止むを得ない場合は、口頭により行うものとする。

２　要請先は原則として支部長とし、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

（納入及び検査）

第３条　乙は、甲の要請により応急用精米を納入したときは、納品書２通を作成し、甲に提出する。

２　甲は、納入された応急用精米と納品書を確認し、納品書の１通に確認者の氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（代金の請求）

第４条　協定第５条の規定による代金及び所要経費の請求は、支部長が組合員のそれぞれの請求を一括とりまとめて甲に提出するものとする。

（その他）

第５条　協定第８条に定める看板の形状寸法等については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が作成するものとする。

平成１４年１１月　６日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
代表者　荒川区長　藤澤　志光

乙　　東京都荒川区西日暮里二丁目１５番２号
東京都米穀小売商業組合荒川支部
代表者　支部長　　金子　守弘

災害時における応急物資供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区商店街連合会（以下「乙」という。）は、災害時における応急物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が荒川区地域防災計画に基づく救援・救護活動の一環として、乙から応急物資の供給を受けることにより、災害時における救援・救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要に応じて乙に対し、物資供給の要請（以下「供給の要請」という。）を行うものとする。

２　甲は、前項の規定による、乙に対する供給の要請を行うことが困難な場合は、直接乙の加入組合に対し、供給を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第３条　供給の要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所等を指定したうえ、文書、ファックス、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

（物資の供給）

第４条　乙は、供給の要請を受けたときは、要請事項を速やかに措置するとともに、措置した内容を甲に連絡するものとする。

（物資の引取り）

第５条　応急物資の供給は、第３条第１項の甲が指定した場所において、甲が、その品目及び数量を確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第６条　供給した応急物資の価格は、当該応急物資を必要とする災害が発生し、又は発生する恐れがあると甲が判断した時点における通常の販売価格とする。甲は、当該価格により算出した額を負担するものとする。

２　費用の支払手続きは、荒川区会計事務規則に準じて処理するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、応急物資の供給に要する業務（以下「業務」という。）に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第８条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与え

たときは、その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の３箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第１０条　この協定の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都荒川区荒川二丁目１番５号
荒川区商店街連合会
会　　長　　鳥　海　　隆

災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社　イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（応急物資の供給に係る要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

３　前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第１号様式）を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（別記第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

⑴　応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額

⑵　運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

（請求及び支払）

第７条　乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（別記第３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に

当該費用を支払うものとする。

（店舗の営業に係る要請）

第８条　甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

２　前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和３６年荒川区条例第８号）の規定により処理するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第１１条　本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定する。

この協定書は、２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１５年１０月２７日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　藤澤　志光

乙　東京都港区芝公園四丁目１番４号
株式会社　イトーヨーカ堂
代表者　代表取締役　　井坂　榮

災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社ライフコーポレーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（応急物資の供給に係る要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

３　前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第１号様式）を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（別記第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

⑴　応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額

⑵　運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

（請求及び支払）

第７条　乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（別記第３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（店舗の営業に係る要請）

第８条　甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

２　前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和３６年荒川区条例第８号）の規定により処理するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第１１条　本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定する。

この協定書は、２通作成し、甲乙それぞれ記名のうえ、各１通を保有する。

平成２４年８月３日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都台東区台東一丁目２番１６号
株式会社ライフコーポレーション
代表者　代表取締役社長　岩﨑　高治

災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社ココスナカムラ（以下「乙」という。）は、災害時における食料品及び日用品等の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（応急物資の供給に係る要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

３　前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第１号様式）を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書(別記第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

⑴　応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額

⑵　運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

（請求及び支払）
第７条　乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（別記第３号様式）により、請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（店舗の営業に係る要請）
第８条　甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。
２　前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

（損害補償）
第９条　甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和３６年荒川区条例第８号）の規定により処理するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第１１条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年１１月６日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都足立区梅田七丁目３４番１２号
株式会社ココスナカムラ
代表取締役　中村　和彦

災害時における応急資機材及び物資の優先供給等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と　ロイヤルホームセンター株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急資機材及び物資の優先供給並びに店舗営業の継続又は早期営業の再開に係る乙の協力（以下「協力業務」という。）を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（応急資機材及び物資の供給に係る要請）

第２条　甲は、災害時において緊急に応急資機材及び物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急資機材及び物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、応急資機材及び物資供給要請書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

３　前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急資機材及び物資供給要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急資機材及び物資の優先供給に協力するものとする。

（応急資機材及び物資の受領）

第４条　応急資機材及び物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急資機材及び物資供給報告書により、甲に報告するものとする。

（店舗の営業に係る要請）

第６条　甲は、被災住民の生活の安定を確保するため、乙に対して店舗営業の継続又は早期営業の再開を要請することができる。

２　前項の要請に対して、乙は店舗営業の継続又は早期営業の再開するよう努めるものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が第３条の規定により、応急資機材及び物資の供給に要した費用について負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

⑴　応急資機材及び物資に係る実費相当額（当該災害時直前の販売価格相当額を参考とする。）

⑵　運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

（請求及び支払）

第８条　乙は、甲の要請に基づく応急資機材及び物資の供給に要した費用を応急資機材及び物資供給費用請求書により、請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（災害補償）

第９条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、甲は、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第１０条　乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（帰宅困難者対策に関する責務）

第１１条　乙は、東京都帰宅困難者対策条例第４条に規定する帰宅困難者対策に関する事業者の責務に努めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定

める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年5月２４日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西川　太一郎

乙　大阪府大阪市西区阿波座１丁目５番１６号
ロイヤルホームセンター株式会社
代表者　代表取締役社長　　中山　正明

災害時における資機材等の優先供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ （以下「乙」という。）は、災害時における資機材等の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に求める資機材等の供給に関して、必要な事項を定めるものとする。

（資機材等の供給要請）

第２条　甲は、災害時において、資機材等の確保が必要となるときは、乙に対し、資機材等の優先供給を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

（要請の手続）

第３条　前条の規定による要請は、必要とする資機材等の種類、数量、借用期間、運搬先等を明示した災害時における資機材等の貸与に関する要請書（別紙様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により要請することができることとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（資機材等の引渡し）

第４条　乙は、甲の要請を受けたときは甲の指定する場所に資機材等を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき資機材等を貸与したときは、資機材等貸与報告書（別紙様式第２号）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙から資機材等の供給を受けたときは、当該供給に要した費用を予算の範囲を考慮して負担する。その費用は、災害発生時の直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

２　乙は資機材等の供給が終了した後、速やかに前項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年３月６日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

東京都中央区日本橋三丁目１２番２号
乙　株式会社アクティオ
代表者　代表取締役　小沼　直人

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、東京都荒川区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和４６年東京都条例第１２１号）に基づき荒川区立日暮里南公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣意を鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第３条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるよう給水施設の維持管理を行うものとする。

２　前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第４条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

２　乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関連区）

第６条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第７条　乙と東京都水道局は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第８条　この協定は、昭和５８年８月４日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和５８年８月４日

東京都知事　　鈴　木　　俊　一

東京都荒川区長　　町　田　　健　彦

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と東京都荒川区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和５８年８月４日締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」（以下「協定」という。）第７条の規定に基づく協定の実施細目を次のとおり定める。

（給水施設の使用方法）

第１条　乙は、協定第４条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「荒川区立日暮里南公園震災対策応急給水施設に関する取扱要綱」第６項の規定に従い使用しなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第２条　協定第４条ただし書きによる甲の承認手続等は、次の各号による。

⑴　別紙様式１に必要事項を記載し、災害訓練実施日の７日前までに東京都水道局東部第二支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。

⑵　災害訓練が終了したときは、ただちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第３条　給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式２により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第４条　乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬出した資器材を点検しようとするときは、様式３により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第５条　乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を費消し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第６条　乙が、故意または過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第７条　この実施細目の解釈に疑義が生じたときまたはこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用期日）

第８条　この実施細目は昭和５８年８月４日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和５８年８月４日

甲　　東京都水道局長　　田　中　　文　次

乙　　東京都荒川区長　　町　田　　健　彦

災害時の給水活動等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と有限会社 K’プランニング（以下「乙」という。)は、災害時の給水活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害時において、給水所から避難所等への給水活動又は消火活動を、円滑に実施することを目的とする。
（協力要請）
第 2 条　甲は、大地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、連結送水管放水試験車（以下「車両」という。）を使用する必要が生じたときは、乙に対して車両の供給を要請する。
（車両の提供）
第 3 条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両を供給し、甲の指示に従い給水活動又は消火活動に協力するものとする。
（費用負担）
第 4 条　この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。
（費用の請求）
第 5 条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
2　甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。
（損害賠償）
第 6 条　甲は、甲の責に帰する理由により、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
2　乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。
（協定の解除）
第 7 条　甲又は乙は、この協定を解除する場合には、解除する 1 月前までに申し出ることとする。
（協議）
第 8 条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲、乙署名のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成１７年3月２３日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
甲　荒川区
荒川区長　西川太一郎

東京都荒川区荒川五丁目44番4号
乙　有限会社　K'プランニング
代表取締役　小林石宗

災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書

災害時における燃料（ガソリン、軽油、灯油、潤滑油及び重油等をいう。以下同じ。）の優先供給及び工具類（簡易ジャッキー、ハンマー及びバール等をいう。以下同じ。）の提供に関し、東京都荒川区（以下、「甲」という。）と東京都石油商業組合荒川支部（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な燃料・工具類を区内石油販売事業者の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、緊急輸送用車両及び災害応急対策用の燃料又は工具類が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料の優先供給及び工具類の提供を要請するものとする。

（協力）

第３条　乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、前条の規定により甲の要請があったときは、当該施設の点検を行い、異常のないことが確認された場合及びその他特別の理由がない限り、燃料の優先供給及び工具類の提供に協力するものとする。

（価格）

第４条　前条の規定により供給した燃料の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

（請求）

第５条　乙は、燃料供給後、前条規定の価格により燃料代金を甲に請求するものとする。

（支払）

第６条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（経費の負担）

第７条　工具類を破損・紛失等した場合は、原則として甲の負担とする。破損、消耗等細部については、相互の話合いにより決定するものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事したもの等にかかる損害補償に関する条例」（昭和３６年荒川区条例第８号）によるものとする。

（協力店の表示）

第９条　甲は、乙の給油所に災害時協力店である旨の表示を行うものとする。

（資器材供与）
第 10 条　災害時における給油用資器材（燃料タンク等）は、甲があらかじめ準備し、必要に応じ乙に供与する。
（細目）
第 11 条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。
（協議）
第 12 条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、すみやかに甲乙協議のうえ決定解決を図る。
（期間）
第 13 条　この協定の有効期間は、平成８年１０月１１日から平成９年１０月１０日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲乙なんらの意思表示がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

以上協定締結の証として、本協定書２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成８年１０月１１日

甲　東京都荒川区
代表者　東京都荒川区長
藤　枝　　和　博

乙　東京都石油商業組合荒川支部
代表者　荒川支部長理事
葛　岡　　克　之

災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目

東京都荒川区を「甲」とし、東京都石油商業組合荒川支部を「乙」とし、甲乙間において平成８年１０月１１日に締結した「災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１１条の規定に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の方法）

第１条　協定書第２条の規定に基づく乙に対する協力要請は、別紙協力要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により行い、後日文書をもって処理するものとする。

（給油、工具類の提供）

第２条　協定書第３条の規定に基づく燃料の優先供給は、甲の車両又は甲の委託を受けた車両（緊急輸送用車両等）が、直接乙の給油所に行き、別紙ガソリン等請求票及び供給票（様式２・３）により給油を受けるものとする。

２　乙は、前項のガソリン等請求票及び供給表を確認の上給油し、ガソリン等請求票及び供給表に給油量を記入し、１通（様式２）を保管し、１通（様式３）を甲に戻すものとする。

３　工具類の提供は、甲が指定している防災区民組織が乙の給油所に行き、乙の可能な範囲で貸出を受けるものとする。

（代金の請求）

第３条　協定書第５条の規定により、乙の組合員がそれぞれ代金を請求する場合は、乙が組合員の請求を取りまとめ、甲に請求するものとする。

２　前項の請求書には、給油の際に保管したガソリン等請求票（様式２）を添付するものとする。

３　乙が、代金の請求に使用する用紙は、荒川区会計事務規則に基づく所定の用紙を使用するものとする。

（表示板）

第４条　協定書第９条に規定する表示は、甲が作成する別図の表示板により行うものとする。

平成８年１０月１１日

甲　東京都荒川区
代表者　東京都荒川区長
藤　枝　　和　博

乙　東京都石油商業組合荒川支部
代表者　荒川支部長理事
葛　岡　　克　之

災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定

災害時における燃料の確保に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と東京都プロパンガス協会城北第一支部・東京都燃料小売商業組合荒川支部（以下「乙」という。）との間において下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内に燃料を必要とする災害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合に、区内燃料小売業者の積極的な協力を得ることにより、東京都荒川区地域防災計画に基づき、応急対策活動を行い、区民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、災害時における甲の応急燃料の供給要請に対し、優先して供給を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、災害が発生し、応急燃料を調達する必要が生じた場合に、乙に対して応急燃料の供給を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、東京都荒川区地域防災計画に定める担当部、または甲の指定する者が行うものとする。

３　甲は、乙に供給要請をする場合は、品名・数量・納入日時・納入場所・その他必要事項を指示するものとする。

（納入手続）

第４条　甲の要請により、甲の指定場所に到着した乙の会員（組合員）は、区職員の指示により応急燃料を納入し、区職員の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第５条　甲の要請に基づき納入した応急燃料は、災害発生直前における販売価格とする。

２　乙は、甲の要請に基づき応急燃料を納入したときは、甲にその代金及び輸送経費を請求するものとする。

（代金の支払）

第６条　甲は、乙から応急燃料の代金及び輸送経費の請求があった時には、その内容を確認のうえ、すみやかに支払いを行うものとする。

（協力店の表示）

第７条　甲は、乙の会員（組合員）の承諾を得て、各店舗に「荒川区災害時応急燃料類協力店」の看板を掲示することができる。

（従事者の災害補償）

第８条　甲の要請に基づき応急活動に従事した乙の会員（組合員）が負傷し、もしくは病気にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３６年７月荒川区条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（細目）
第９条　この協定の実施するために必要な細目は、別に定める。
（協議）
第 10 条　この協定およびこの協定に基づく細目に定めのない事項、並びに、解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。
（付則）
第 11 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

本協定締結の証として、本協定書３通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年５月２３日

甲　東京都荒川区
（代表者）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区長　藤　枝　和　博

乙　東京都プロパンガス協会城北第一支部
（代表者）東京都北区西ヶ丘一丁目３６番３号
城北第一支部長　小　倉　徳　之

乙　東京都燃料小売商業組合荒川支部
（代表者）東京都荒川区南千住一丁目４１番１０号
荒川支部長　佐　藤　勝　久

災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目

平成７年５月２３日付をもって締結した「災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定」（以下「協定」という。）第９条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続）

第１条　協定第３条に定める要請は、応急燃料等供給要請書（別記第１号様式）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

２　乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の会員（組合員）に口頭で要請することができる。

３　前項に基づき直接乙の会員（組合員）に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

（納入及び検査）

第２条　乙が、甲の要請に基づき応急燃料を納入したときには、要請書による際には要請書の確認欄に、また口頭の要請による際には納品書に区職員が確認して記名押印を受けるものとする。

２　甲は、納入された応急燃料と要請書もしくは納品書を確認して記名押印し、確認した文書を乙に戻すものとする。

（請求手続）

第３条　協定第５条に定める請求は、支部長が各会員（組合員）の請求を一括してとりまとめ、甲の要請書、納品書を添えて甲に提出するものとする。

（協力店の表示）

第４条　協定書第７条に定める看板の形状寸法等については、甲乙協議のうえ決定し、甲が作成するものとする。

災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）及び荒川区自転車商協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急活動の円滑な実施に資するため、自転車の提供及び応急修理について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、荒川区の区域内（以下「区内」という。）において災害が発生し、甲が荒川区地域防災計画に基づく災害応急活動を実施する場合において、乙から自転車の提供及び応急修理を受けることにより、災害時における連絡、応援活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、区内において災害が発生した場合、必要に応じ乙に対して、災害応急活動に使用する自転車の提供及び応急修理（以下「提供等」という。）の要請を行うものとする。

２　前項の規定により要請を行う提供等の内容の詳細については、実施細目で定めるものとする。

３　甲は、第１項の規定による乙に対する提供等の要請が困難な場合は、直接乙に属する自転車店（以下「加盟店」という。）に対して提供等の要請を行うことができるものとする。

４　提供等の要請は、具体的な災害の状況に応じて、日時、場所等を指定した上、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

５　前項の規定による要請後、甲は、実施細目で定める要請書を、乙に提出しなければならない。

（提供等の実施）

第３条　乙は、提供等の要請を受けたときは、加盟店の店員を甲の指定する場所へ派遣するものとする。

２　前項に規定する指定場所は、区役所、甲の派遣する職員の中継所又は加盟店とする。

３　乙は、提供等の実施をしたときは、次に掲げる事項を口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等により、甲に報告するものとする。

⑴　提供等の実施の内容

⑵　従事者の氏名

⑶　履行の期日

⑷　その他必要な事項

４　前項の規定による報告後、乙は、実施細目で定める報告書を、甲に提出しなければならない。

（費　用）

第４条　提供等の実施に要する費用については、無料とする。

（災害補償）

第５条　甲は、提供等の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、提供等の業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

２　乙は、提供等の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該損害の発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協　議）

第８条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として協定書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各々１通を保有する。

平成１４年　９月１１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
代表者　荒川区長　藤澤　志光

乙　東京都荒川区町屋三丁目１番１４号
荒川区自転車商協同組合連合会
代　表　者　　新　井　茂

災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づく活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供等の内容）

第２条　協定第２条第２項に規定する提供等の内容は、次のとおりとする。

⑴　災害応急活動に使用する自転車の提供

⑵　自転車の応急修理

（書　式）

第３条　協定第２条第５項の要請書は、別記第１号様式のとおりとする。

２　協定第３条第４項の報告書は、別記第２号様式のとおりとする。

この実施細目の締結の証として実施細目書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各々１通を保有する。

平成１４年　９月１１日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
代表者　荒川区長　藤澤　志光

乙　　東京都荒川区町屋三丁目１番１４号
荒川区自転車商協同組合連合会
代　表　者　　新　井　茂

震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、地震発生時に荒川区の地域に災害が発生した場合において、荒川区（以下「甲」という。）が被災者への給食業務について、東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙の協力内容は次の範囲のものとする。

一　麺類等給食に関する原材料提供

二　麺類等給食に関する設備機器提供

三　麺類等給食に関する労務提供

（要請の手続）

第２条　甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（協力）

第４条　乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第５条　乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定するものが行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙から提供された原材料等に要した費用を乙の通常の価格により算出された費用の報告に基づき別途契約手続きを経てこれを負担する。

（合同訓練）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３６年７月１０日条例第８号）によるものとする。

（協力店の表示）

第９条　甲は乙の店舗に、震災時協力店である旨の表示を行い地域住民に周知するものとする。

（地域の協力）

第 10 条　甲は乙の協力に係る給食業務について、町会及び防災区民組織等（以下「町会等」という。）に説明を行い、甲及び乙ならびに町会等との円滑な協力体制の確立を図るもの

とする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、昭和５４年１１月１４日から昭和５５年3月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲、乙なんらの申出がないとき、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協定細目）

第12条　この協定を実施するための必要な事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

（疑義の決定等）

第13条　この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は、２通作成し甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和５４年１１月１４日

甲　東京都荒川区
代表者　　区長　　町田　健彦

乙　東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部
支部長　　市川　益司郎

震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目

昭和５４年１１月１４日付をもって締結した「震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 12 条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続内容）

第１条　協定書第３条に定める要請に必要な事項は要請書（様式１）に記載するものとする。

（費用負担）

第２条　協定書第６条に定める費用負担は、次のとおりとする。

１　原材料については、提供時直前の時価とする。

２　設備機器の提供使用については、別途、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の報告）

第３条　協定書第６条及び前条に定める費用の報告については、業務終了後すみやかに乙が一括して次により甲に報告するものとする。

１　業務実施に係る費用は、費用報告書（様式２）に、各班毎に給食業務活動報告（様式３）を添えて提出するものとする。

（費用の支払い）

第４条　甲は前条により提出された費用報告書の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、別途、契約手続きを経て第２条により定めた額をすみやかに乙に支払うものとする。

（合同訓練に要する費用負担）

第５条　協定書第７条に定める合同訓練に要する原材料は、甲が現物で支給するものとする。

（協力店の表示）

第６条　協定書第９条に定める表示は、表示板をもってすることとし、その形状付法等については、甲、乙協議の上決定し、甲が作成するものとする。

災害時における給食業務の協力に関する協定書

災害時における給食業務に関し、東京都荒川区（以下、「甲」という。）と学校給食調理業務委託業者（以下、「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第１条　この協定は、区内に給食提供を必要とする災害が発生した場合、学校給食調理業務委託業者の積極的な協力を得ることにより、災害時における区民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、災害時における甲の給食業務要請に対し、優先して業務を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

２　乙の協力内容は、学校給食調理業務委託校を拠点として行う給食業務とする。

（要請手続）

第３条　甲は、災害が発生し、給食提供の必要が生じた場合に、乙に対し給食業務を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、荒川区地域防災計画に定める担当部、又は甲の指定するものが行うものとする。

３　甲は、乙に給食業務を要請する場合、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにし要請するものとする。

（連絡調整）

第４条　乙に協力に係る連絡調整については、甲の指定する者が行う。

（費用負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が給食業務に要した経費は甲の負担とする。

２　甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　甲の要請に基づき給食業務に従事した乙の職員が負傷し、若しくは疾病に係り、又は死亡した場合は、「荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（細目）

第７条　この協定の実施に関し必要な細目は、別に定める。

（協議）

第８条　この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項、並びに解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から　　年　月　日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲、乙なんらの申出がなく、次年度においても学校給食調理業務委託を締結したときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

年　月　日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　　荒川区長

乙　　学校給食調理業務委託業者

災害時における給食業務の協力に関する協定細目

　　年　月　日付をもって締結した「災害時における給食業務の協力に関する協定書（以下、「協定書」という。）第７条に基づく細目は、次のとおりとする。

記

（要請手続）

第１条　協定書第３条に基づく要請は、給食業務要請書（様式１）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書を持って処理する。

（費用負担）

第２条　協定第５条に定める費用負担は、次のとおりとする。

一　給食業務活動に係る経費は、活動時直前の時価及び学校給食調理業務委託契約に準ずるものとする。

二　設備機器の提供使用については、別途、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の報告）

第３条　協定書第５条及び前条に定める費用の報告については、乙は業務終了後速やかに一括して次により甲に報告するものとする。

一　給食業務活動に係る経費は、給食業務費用報告書（様式２）に、給食業務活動報告書（様式３）　を添えて提出するものとする。

（費用の支払）

第４条　甲は前条により提出された給食業務費用報告書の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、別途、契約手続を経て第２条により定めた額を速やかに乙に支払うものとする。

災害時協力井戸に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とおかもとポンプ株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大地震等の災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、甲及び近隣住民組織が、乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用することにより、被災者の生活用水等の確保を図ることを目的とする。

（井戸の用途）

第２条　平常時は、専ら乙が使用する井戸とする。

２　災害発生時には、乙は、甲の要請により、甲及び近隣住民組織に災害時協力井戸として使用させるものとする。

（表示板の掲示）

第３条　甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等外部から見やすい場所に、乙所有の井戸が災害時協力井戸である旨の表示板を掲示する。

（維持管理）

第４条　災害時協力井戸の維持管理は、乙が行う。

（協定の解除）

第５条　甲又は乙は、この協定を解除する場合は、解除する１か月前までに申し出ることとする。

（その他の災害時協力）

第６条　災害発生時には、甲は、乙の承諾を得て、災害時協力井戸の使用のほか乙所有の水槽等を活用することができる。

（協議による決定）

第７条　この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各１通を保有する。

平成２８年5月１３日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都荒川区南千住七丁目１５番２７号
おかもとポンプ株式会社
代表取締役　岡本　直司

災害時協力井戸に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とアトラスブランズタワー三河島団地管理組合（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大地震等の災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、甲及び近隣住民組織が、乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用することにより、被災者の生活用水等の確保を図ることを目的とする。

（井戸の用途）

第２条　平常時は、専ら乙が使用する井戸とする。

２　災害発生時には、乙は、甲の要請により、甲又は近隣住民組織に災害時協力井戸として使用させるものとする。

（表示板の掲示）

第３条　甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等外部から見やすい場所に、乙所有の井戸が災害時協力井戸である旨の表示板を掲示する。

（維持管理）

第４条　災害時協力井戸の維持管理は、乙が行う。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和６年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議による決定）

第６条　この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各１通を保有する。

令和６年２月１日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙　　東京都荒川区東日暮里六丁目１番１号
アトラスブランズタワー三河島団地管理組合
代表者　管理者　小谷　健司

大地震時飲料水使用協定

（目的）

第１条　この協定は、大地震により上水道が断絶したとき、荒川区地域防災計画に基づき、給水計画の一環として東京都荒川区（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）が、協力して区民に飲料水を供給することを目的とする。

（飲料水提供の要請）

第２条　甲は災害が発生し、荒川区のみでは十分な応急給水を実施することができない場合において、この協定受水槽の水（以下「飲料水」という。）の提供を要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、災害の状況により、甲が乙に要請するいとまがないときは、東京都荒川区災害対策本部（地震災害に対するものに限る。）が設置された時点をもって要請したものとみなす。

３　協定受水槽の所在地・名称・数・容量は次のとおりとする。

一　所　　在　　地　　荒川区　　丁目　　番　　号

二　名　　称

三　給水用受水槽　　基　　立方メートル

四　給水用高架水槽　　基　　立方メートル

（飲料水の提供）

第３条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し取水口の所在場所において、飲料水を提供するものとする。

２　災害の状況により、前項の規定による飲料水の受領を甲ができない場合においては、当該事業所の近隣町会が甲に代わって受領できるものとする。

３　第１項の特別な理由とは、次の場合をいう。

一　災害によって協定受水槽が破損し、水が枯渇した場合

二　災害によって協定受水槽が破損し、有害物質が流入した可能性のある場合

三　乙の事業所またはその近隣の火災消火のために使用した場合

四　上記の外、協定時において、甲、乙の合意した事項に該当した場合

４　本協定による飲料水の供給は、近隣の町会の区域内の全住民を対象とする。

（費用負担）

第４条　甲は、この協定書に基づいて提供を受けた使用水量の料金を負担するものとする。

（請求）

第５条　乙は、飲料水提供後、甲の認定を受けて使用水量の料金を甲に請求することができる。

（協定受水槽等の変更）

第６条　乙は、協定受水槽等を廃止または容量もしくは取水口位置の変更をしたときは、す

みやかに書面により甲に通知するものとする。

（協定の変更ならびに廃止）

第７条　この協定を変更し、または廃止しようとする場合は、６ヵ月以前に文書によりその旨を通知するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

年　月　日

甲　東京都荒川区荒川２丁目２番３号
荒川区長

乙　区内主要事業所
区内公衆浴場

災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）
第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区）

東京都千代田区九段北一丁目６番４号
乙　一般社団法人　東京環境保全協会
代表者　　会長　　田　口　勝　久

災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第３条　この協定において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）
第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区）

東京都新宿区高田馬場一丁目２８番１０号
乙　東京廃棄物事業協同組合
代表者　　理事長　　豊　城　勇　一

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区）

東京都千代田区九段北一丁目６番４号
乙　一般社団法人　東京環境保全協会
代表者　　会長　　田　口　勝　久

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

（協定の有効期間等）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区）

東京都新宿区高田馬場一丁目２８番１０号
乙　東京廃棄物事業協同組合
代表者　　理事長　　豊　城　勇　一

災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物

（２）仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、粉砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京２３区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集及び運搬

（３）災害廃棄物の処理及び処分

（４）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理

（５）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでは

ない。
２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）
第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京都産業資源循環協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区及び東京二十三区清掃一部事務組合）

東京都千代田区内神田一丁目９番１３号
乙　一般社団法人　東京都産業資源循環協会
代表者　　会長　　高　橋　俊　美

災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物

（２）仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、粉砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京２３区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集及び運搬

（３）災害廃棄物の処理及び処分

（４）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理

（５）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでは

ない。
２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）
第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京都中小建設業協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区及び東京二十三区清掃一部事務組合）

東京都新宿区新宿二丁目１０番７号
乙　一般社団法人　東京都中小建設業協会
代表者　　会長　　山　口　巖

災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社　京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社　京葉興業とする。

（協定の有効期間等）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区及び東京二十三区清掃一部事務組合）

東京都江戸川区篠崎町一丁目２番６号
乙　株式会社　京葉興業
代表者　　代表取締役会長　　鈴　木　宏　和

災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社　太陽油化（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社　太陽油化とする。

（協定の有効期間等）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

（他　２２区及び東京二十三区清掃一部事務組合）

東京都板橋区三園二丁目１２番２号
乙　株式会社　太陽油化
代表者　　代表取締役会長　　石　田　太　平

災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京２３区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物

（２）二次仮置場　各区が設置する一次仮置き場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、粉砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設

（３）仮設処理施設　災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び粉砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。

（４）広域処理　東京２３区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京２３区外の廃棄物処理施設で処理すること。

（初動本部の設置）

第３条　各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

２　初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。

３　初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後１週間を目途に本部長の招集により設置する。

（１）東京２３区内の１か所以上で震度６弱以上が観測された場合

（２）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合

４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職

員を選定する。
５　初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
６　初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）
第４条　初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。
（１）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
（２）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）
第５条　災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
２　対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。
３　対策本部は、本部長の招集により設置する。
４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
５　対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
６　対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（対策本部の役割）
第６条　対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。
（１）災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
（２）関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
（３）車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
（４）二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
（５）民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
（６）共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
（７）前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

（費用の負担）
第７条　初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

（従事職員の身分の取扱い）
第８条　初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

（平常時の措置）
第９条　各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

（実施細目の作成）
第１０条　この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。
２　各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

（その他）
第１１条　この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　　荒川区長　　西　川　太　一　郎

他　２２区及び東京二十三区清掃一部事務組合

大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

荒川区と東京都住宅供給公社は、荒川区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、荒川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（公社賃貸住宅への緊急避難）

第１　大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を、居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、荒川区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、荒川区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

（協議）

第２　本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、荒川区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成２８年3月１８日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西　川　太　一　郎

東京都渋谷区神宮前五丁目５３番６７号コスモス青山
東京都住宅供給公社理事長　　中　田　清　己

大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

荒川区と東京都は、荒川区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、荒川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（都営住宅への緊急避難）

第１　大規模な水害時に、都営住宅の共用部分を、都営住宅居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、荒川区と東京都の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、荒川区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

（協議）

第２　本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、荒川区と東京都で協議して定めるものとする。

平成２７年１２月９日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西　川　太　一　郎

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都都市整備局長　安　井　　順　一

大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、乙が所有する施設の大規模な水害時における一時避難施設としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内に大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する施設の一部を、近隣住民等の一時避難施設として利用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、リバーハープタワー南千住（荒川区南千住四丁目９番地）とする。

（利用範囲）

第３条　乙が提供する一時避難施設としての対象施設の利用範囲は、対象施設敷地内に存する人工地盤部分のうち第５条の規定による要請において甲が指定した部分とする。

（利用期間）

第４条　一時避難施設としての対象施設の利用期間は、原則として、次条の規定による甲の要請の時から乙の対象施設周辺の水害が収束する時までの間とする。この場合において、当該利用期間が終了したときは、甲の責任において、対象施設に避難してきた近隣住民等を退去させるものとする。

（協力要請）

第５条　対象施設の利用に係る要請は、一時避難施設提供要請書（別添様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により要請することができることとし、後日、速やかに要請書を送付するものとする。

（居住者への周知）

第６条　甲は、乙と十分協議の上、連携して対象施設の居住者に対し、必要に応じてこの協定の内容について事前に周知を行うものとする。

（費用負担）

第７条　甲の一時避難施設としての対象施設の利用に関しては、原則として無償とする。

（避難時の事故等に係る責任）

第８条　乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、対象施設に避難してきた近隣住民等に関する事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（損害賠償）

第９条　この協定に基づき乙が提供した対象施設の設備等に損害が生じた場合の対応については、特別な事情がある場合を除き、甲が行うものとする。この場合において、原状回

復に要する費用が発生したときにおける負担額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に１年間有効に存続するものとし、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年3月１８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　雄一

土砂災害時における近隣住民の緊急避難施設の提供に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と学校法人開成学園（以下「乙」という。）とは、土砂災害時における緊急避難施設の利用に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内にある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内において土砂災害が発生または発生するおそれがある場合に、近隣住民が緊急一時的に避難する施設（以下「緊急避難施設」という。）として、甲の要請により乙の管理施設を使用すること等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する事項は、次のとおりとする。

（１）緊急避難施設として、乙の管理施設（所在地：東京都荒川区西日暮里四丁目２番４号）の一部を提供すること。

（２）乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。

（３）知り得た災害に関する情報等を提供すること。

（４）乙の管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。

（５）その他乙が甲に協力できること。

（協力要請）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

（実施期間）

第４条　第２条各号に掲げる協力活動（以下「協力活動」という。）の実施期間は、原則として、前条の規定による甲の要請の時から、降雨がおさまり、乙の管理施設に避難してきた近隣住民（以下「避難者」という。）が自宅や避難所等へ移動するまでの間とする。この場合において、当該実施期間が終了したときは、甲の責任において、避難者を乙の管理施設から退去させ、自宅や避難所等へ誘導するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が実施した協力活動に要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、協力活動の実施中に、乙の責に帰する事由によるものを除き、乙の管理施設に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

２　甲は、協力活動の実施中に、乙の責に帰する事由によるものを除き、避難者に損害が生

じたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が実施した協力活動に従事した者が、当該活動において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）」に基づき補償するものとする。ただし、当該活動に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に１年間有効に存続するものとし、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年２月１３日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太 一 郎

乙　東京都荒川区西日暮里四丁目２番４号
学校法人開成学園
代表者　理事長　　丹　呉　泰　健

大規模水害時における庁有車の緊急避難駐車場所の提供に関する覚書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社スーパーバリュー（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、荒川区内で大雨等に伴う浸水（以下「大規模水害」という。）が発生し、又はその発生が見込まれる場合において、甲が保有する車両（以下「庁有車」という。）の水没による被害の防止と、大規模水害解消後の復旧作業を円滑に行うことを目的に、乙が管理する施設を庁有車が緊急的に避難するための駐車場所（以下「緊急避難駐車場所」という。）として提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難駐車場所）

第２条　緊急避難駐車場所は、乙が管理する以下の施設の駐車箇所とする。

施設名称	スーパーバリュー 荒川一丁目店
所 在 地	荒川区荒川１－６－１
駐車箇所	屋上駐車場（１５台分）

施設名称	スーパーバリュー　西尾久店
所 在 地	荒川区西尾久５－２４－６
駐車箇所	屋上駐車場（１０台分）

（提供期間）

第３条　緊急避難駐車場所の提供期間は、大規模水害の発生が見込まれる日から解消した日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は必要と認める場合においては、乙と協議の上、前項の提供期間を延長することができるものとする。

（対象車両）

第４条　緊急避難駐車場所に駐車する庁有車は２５台以内とする。

（要請）

第５条　甲は、緊急避難駐車場所の提供を要請するときは、文書又は口頭その他可能な手段により行うものとする。

２　前項による要請が困難である場合に甲が必要と認めたときは、甲は乙に要請を行ったとみなすことができる。この場合において、甲は乙に事後の承諾を求めるものとする。

（費用負担）

第６条　緊急避難駐車場所の提供について、甲における費用負担は発生しないものとする。

（損害賠償）

第７条　甲は、緊急避難駐車場所の提供を受けた場合において、甲の責めに帰すべき事由により乙の施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（有効期間）

第８条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了の日の１月前までに、甲乙いずれからもこの覚書の解除又は変更の意思表示がない場合は、同一の内容で期間を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第９条　この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年１２月２０日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西 川　太 一 郎

（乙）埼玉県上尾市愛宕三丁目１番４０号
株式会社スーパーバリュー
代表者　代表取締役　　岸 本　圭 司

災害時における応急協力に関する覚書

荒川区（以下、「甲」という。）と、荒川郵便局（以下、「乙」という。）は、甲乙の間において、災害時における協力事項に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（目的）

第１条　この覚書は、荒川区地域防災計画に基づき、災害時に甲及び乙が行う活動に対する相互の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号において定める被害をいう。

（協力事項）

第３条　甲及び乙は、荒川区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力するものとする。

⑴　甲及び乙が収集した被災区民の避難先等の情報を提供すること。

⑵　乙の施設を避難所、物資集積場所等として利用すること。

⑶　乙の車両を緊急連絡車両等として使用すること。

⑷　避難所等において臨時郵便差出箱を設置すること。

⑸　乙が郵政事業災害特別事務取扱いをするための、甲が所有又は管理する施設及び用地を一時使用すること。

⑹　その他、甲及び乙が相互に要請を必要とする事項

（協力の実施）

第４条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲内において、協力するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲及び乙は、第３条に規定する協力に要する経費について、協力した者が要した経費については、法令その他定のあるものを除き、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（協力体制の整備）

第６条　甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、相互の防災対策の整備状況等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は別に定める。

（有効期間）

第８条　この覚書の有効期間は、平成１０年２月１２日から平成１０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲、乙若しくは双方がこの覚書を取り

消す意思表示をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

上記覚書の証として覚書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１０年２月１２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
代表者　荒川区長　藤　枝　和　博

乙　東京都荒川区荒川三丁目２番１号
荒川郵便局
代表者　荒川郵便局長　星　野　壯　佐

避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

荒川区を甲とし、東京都理容生活衛生同業組合荒川支部を乙とし、甲乙間において、次の条項により締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区の区域内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める災害により、荒川区が開設した避難所（以下「避難所」という。）における住民の避難生活（以下「避難生活」という。）が長期化した場合において、必要に応じて理容サービス業務（以下「業務」という。）を実施することにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減の一助とすることを目的とする。

（定義）

第２条　避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね２週間を経過し、引き続き避難状態が継続されると認められることをいう。

（対象者）

第３条　業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民で、避難生活が前条に定める状態に該当する場合に限るものとする。ただし、避難所に避難している住民で、既に就労している者を除くものとする。

（要請）

第４条　甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し、業務提供の要請を行うことができるものとする。この場合において、要請する業務の内容については、実施細目において定めるものとする。

２　前項の規定による要請は、状況により日時及び場所を指定した上で、口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

３　前項の規定による要請後、甲は、実施細目に定める要請書を乙に対し、提出しなければならない。

（業務の提供）

第５条　前条の要請がされた場合において、乙は、実施細目に定める乙の組合員等を、甲の指定する場所へ派遣するものとする。

２　前項に規定する甲の指定場所は、避難所及び乙の組合員の経営する理容店とする。

３　乙は、業務の提供をしたときは、次の各号に掲げる事項を口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等により甲に報告するものとする。

⑴　業務の内容

⑵　従事者の氏名

⑶　履行の期日及び場所

⑷　その他必要な事項

４　前項の規定による報告後、乙は、実施細目に定める報告書を甲に対し、提出しなければ

ならない。

（費用）

第６条　乙が業務に要した化粧品、医療品等の消耗品については、甲の負担とする。

２　前項の費用は、通常要する実費であって、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

３　甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかに当該費用を支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、業務に従事した者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）の例により、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第８条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除、又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに１年を延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第１０条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙署名の上、各々１通を保有する。

平成１３年２月２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目二番三号
荒川区
代表者　荒川区長　藤　枝　和　博

乙　東京都荒川区西日暮里三丁目二十二番八号
東京都理容生活衛生同業組合荒川支部
代表者　支部長　飛　田　英　雄

避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、避難住民に対する理容サービスの提供に関する協定（以下「協定」という。）第４条及び第５条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続き等を定めるものとする。

（要請）

第２条　協定第４条第１項に規定する理容サービス業務（以下「業務」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、業務の提供場所の衛生状況により、要請する業務を減ずるものとする。

⑴　カット

⑵　洗髪

⑶　顔剃り

２　協定第４条第３項に規定する甲が乙に提出する要請書は、様式１のとおりとする。

（業務の提供）

第３条　協定第５条第１項に規定する乙の組合員等とは、理容師法（昭和２２年法律第２３４号）に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店従業員及び甲乙にボランティア登録した者をいう。

２　協定第５条第４項に規定する乙が甲に提出する報告書は、様式２のとおりとする。

本実施細目の締結の証として本実施細目２通を作成し、甲乙署名の上、各々１通を保有する。

平成１３年２月２日

甲　　東京都荒川区二丁目二番三号
荒川区
代表者　荒川区長　　藤　枝　和　博

乙　　東京都荒川区西日暮里三丁目二十二番八号
東京都理容生活衛生同業組合荒川支部
代表者　支部長　　飛　田　英　雄

資料第３　その他一覧等

平成７年以降に発生した災害

災　害　名 （災害発生月日）	マグニチュード （M）	被　害　の　概　要
兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災） （平成７年１月 17 日）	７．３	死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、住家全壊 104,906 棟、同半壊 144,274 棟、同一部破損 390,506 棟などの被害が生じた。
鳥取県西部地震 （平成 12 年 10 月６ 日）	７．３	負傷者 182 人、住家全壊 435 棟、同半壊 3,101 棟、同一部破損 18,544 棟などの被害が生じた。
芸予地震 （平成 13 年３月 24 日）	６．７	死者 2 人、負傷者 288 人、住家全壊 70 棟、同半壊 774 棟、同一部破損 49,223 棟などの被害が生じた。
十勝沖地震 （平成 15 年９月 26 日）	８．０	行方不明 2 人、負傷者 849 人、住家全壊 116 棟、同半壊 368 棟、同一部破損 1,580 棟などの被害が生じた。
平成１６年７月新潟・福島豪雨 （平成 16 年７月 12 日他）		死者 16 人、負傷者 4 人、住家全壊 70 棟、同半壊 5,354 棟、同一部破損 94 棟、同床上浸水 2,149 棟、同床下浸水 6,208 棟などの被害が生じた。
平成１６年７月福井豪雨 （平成 16 年７月 17 日他）		死者 4 人、行方不明者 1 人、負傷者 19 名、住家全壊 66 棟、同半壊 135 棟、同一部破損 229 棟、同床上浸水 4,052 棟、同床下浸水 9,674 棟などの被害が生じた。
新潟県中越地震 （平成 16 年 10 月 23 日）	６．８	死者 68 人、負傷者 4,805 人、住家全壊 3,175 棟、同半壊 13,810 棟、同一部破損 105,682 棟などの被害が生じた。

災　害　名 （災害発生月日）	マグニチュード （M）	被　害　の　概　要
福岡県西方沖を 震源とする地震 （平成 17 年 3 月 20 日）	７．０	死者 1 人、負傷者 1,204 人、住家全壊 144 棟、同半壊 353 棟、同一部破損 9,338 棟などの被害が生じた。
千葉県北西部を 震源とする地震 （平成 17 年 7 月 23 日）	６．０	負傷者 38 人、住家一部破損 12 棟などの被害が生じた。東京都足立区で 5 強、荒川区では震度 4 を記録した。
宮城県沖を 震源とする地震 （平成 17 年 8 月 16 日）	７．２	負傷者 100 人、住家全壊 1 棟、同一部破損 984 棟などの被害が生じた。
平成１８年豪雪 （平成 18 年冬）		死者 152 人、負傷者 2,145 人、住家全壊 18 棟、同半壊 28 棟、同一部破損 4,667 棟、同床上浸水 12 棟、同床下浸水 101 棟などの被害が生じた。
平成１８年７月豪雨 （平成 18 年７月 15 日他）		死者 28 人、行方不明者 2 人、負傷者 72 人、住家全壊 291 棟、同半壊 1,257 棟、同一部破損 307 棟、同床上浸水 2,153 棟、同床下浸水 7,844 棟などの被害が生じた。
石川県能登半島地震 （平成 19 年 3 月 25 日）	６．９	死者 1 人、負傷者 356 人、住家全壊 686 棟、同半壊 1,740 棟、同一部破損 26,958 棟などの被害が生じた。
新潟県中越沖地震 （平成 19 年 7 月 16 日）	６．８	死者 15 人、負傷者 2,346 人、住家全壊 1,331 棟、同半壊 5,709 棟、同一部損壊 37,301 などの被害が生じた。

災　害　名 （災害発生月日）	マグニチュード （M）	被　害　の　概　要
岩手・宮城内陸地震 （平成 20 年 6 月 14 日）	７．２	死者 17 人、行方不明者 6 人、負傷者 426 人、住家全壊 30 棟、同半壊 146 棟、同一部破損 2,521 棟などの被害が生じた。
平成２０年８月末豪雨 （平成 20 年８月 26 日他）		死者 2 人、負傷者 7 人、住家全壊 6 棟、同半壊 7 棟、同住家一部破損 41 棟、同床上浸水 3,106 棟、同床下浸水 19,354 棟などの被害が生じた。
平成２１年７月中国・九州北部豪雨 （平成 21 年７月 19 日他）		死者 35 人、負傷者 59 人、住家全壊 52 棟、同半壊 99 棟、同一部破損 231 棟、同床上浸水 2,137 棟、同床下浸水 9,727 棟などの被害が生じた。
東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災） （平成 23 年 3 月 11 日他）	９．０	死者 19,775 人、行方不明者 2,550 人、負傷者 6,242 人、住家全壊 122,050 棟、同半壊 283,988 棟、同一部破損 750,064 棟などの被害が生じた。
平成２３年７月新潟・福島豪雨 （平成 23 年７月 27 日他）		死者 4 人、行方不明者 2 人、負傷者 13 人、住家全壊 73 棟、同半壊 998 棟、同一部損壊 36 棟、同床上浸水 1,221 棟、同床下浸水 7,804 棟などの被害が生じた。
平成２４年７月九州北部豪雨 （平成 24 年７月 11 日他）		死者 30 人、行方不明者 2 人、負傷者 27 人、住家全壊 363 棟、同半壊 1,500 棟、同一部破損 313 棟、同床上浸水 3,298 棟、同床下浸水 9,308 棟などの被害が生じた。
平成２６年８月豪雨 （平成 26 年７月 30 日他）		死者 90 人、負傷者 167 人、住家全壊 228 棟、同半壊 508 棟、同一部破損 4,081 棟、同床上浸水 4,851 棟、同床下浸水 11,666 棟などの被害が生じた。

災　害　名 （災害発生月日）	マグニチュード (M)	被　害　の　概　要
平成２７年９月関東・東北豪雨 （平成 27 年９月９日）		死者 8 人、負傷者 80 人、住家全壊 80 棟、同半壊 7,022 棟、同一部破損 343 棟、同床上浸水 1,925 棟、同床下浸水 10,353 棟などの被害が生じた。
熊本地震 （平成 28 年４月 14 日他）	６．５	死者 273 人、負傷者 2,809 人、住家全壊 8,667 棟、同半壊 34,719 棟、同一部破損 163,500 棟などの被害が生じた。
平成２９年７月九州北部豪雨 （平成 30 年 1 月 16 日他）		死者 42 人、行方不明者 2 人、負傷者 34 人、住家全壊 325 棟、同半壊 1,109 棟、同一部破損 88 棟、同床上浸水 222 棟、同床下浸水 2,009 棟などの被害が生じた。
大阪府北部地震 （平成 30 年６月 18 日）	６．１	死者 6 人、負傷者 462 人、住家全壊 21 棟、住家半壊 483 棟、住家一部破損 61,266 棟などの被害が生じた。
平成３０年７月豪雨 （平成 30 年６月 28 日他）		死者 237 人、行方不明者 8 人、負傷者 433 人、住家全壊 6,767 棟、同半壊 11,243 棟、同一部破損 3,991 棟、同床上浸水 7,173 棟、同床下浸水 21,296 棟などの被害が生じた。
北海道胆振東部地震 （平成 30 年 9 月 6 日）	６．７	死者 43 人、負傷者 782 人、住家全壊 469 棟、住家半壊 1,660 棟、住家一部破損 13,849 棟などの被害を出した。
令和元年房総半島台風 （令和元年９月）		死者 3 人、負傷者 150 人、住家全壊 391 棟、同半壊 4,204 棟、同一部破損 72,279 棟、同床上浸水 121 棟、同床下浸水 109 棟などの被害が生じた。

災　害　名 （災害発生月日）	マグニチュード (M)	被　害　の　概　要
令和元年東日本台風 （令和元年 10 月）		死者 91 人、行方不明者 3 人、負傷者 376 人、住家全壊 3,273 棟、同半壊 28,306 棟、同一部破損 35,437 棟、同床上浸水 7,666 棟、同床下浸水 21,890 棟などの被害が生じた。
令和２年７月豪雨 （令和２年７月３日他）		死者 84 人、行方不明者 2 人、負傷者 77 人、住家全壊 1,621 棟、同半壊 4,504 棟、同一部破損 3,503 棟、同床上浸水 1,681 棟、同床下浸水 5,290 棟などの被害が生じた。
福島県沖地震 （令和３年２月 13 日）	７．３	死者 1 人、負傷者 187 人、住家全壊 69 棟、住家半壊 729 棟、住家一部破損 19,758 棟などの被害が生じた。
福島県沖地震 （令和４年 3 月 16 日）	７．４	死者 4 人、負傷者 247 人、住家全壊 217 棟、住家半壊 4,556 棟、住家一部破損 52,162 棟などの被害が生じた。
石川県能登地方地震 （令和５年５月５日）	６．５	死者 1 人、負傷者 49 人、住家全壊 30 棟、住家半壊 169 棟、住家一部破損 535 棟などの被害が生じた。
令和６年能登半島地震 （令和６年 1 月 1 日他）	７．６	死者 241 人、負傷者 1,296 人、住家全壊 7,704 棟、住家半壊 9,467 棟、住家一部破損 43,418 棟などの被害が生じた。

防災区民組織結成状況

年度	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
町会数	113	113	113	113	114	114	114	115
新規結成	4	2	6	3	2	2	0	1
累計	99	101	107	110	112	114	114	115
結成率（%）	87.6	89.4	94.7	97.3	98.2	100	100	100

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
町会数	116	116	113	113	113	113	113	114
新規結成	0	0	△3	0	0	1	0	0
累計	115	115	112	112	112	113	113	113
結成率（%）	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	100	100	99.1

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
町会数	114	115	116	116	117	117	117	117
新規結成	1	0	1	1	1	0	0	0
累計	114	114	115	116	117	117	117	117
結成率（%）	100	99.1	99.1	100	100	100	100	100

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25～R6
町会数	118	119	119	119	120	120	120
新規結成	1	0	0	1	0	1	0
累計	118	118	118	119	119	120	120
結成率（%）	100	99.2	99.2	100	99.2	100	100

区民消火隊一覧

No	消　火　隊　名
1	南千住瑞光町会消火隊
2	南千住中央町会消火隊
3	南千住協和会消火隊
4	荒川宮地町会消火隊
5	西日暮里北部町会消火隊
6	東日暮里六丁目町会消火隊
7	東日暮里六丁目本町会消火隊
8	東日暮里五丁目町会消火隊
9	西尾久六丁目区民消火隊
10	町屋六丁目団地区民消火隊

避難援助体制一覧

No	防災区民組織名	体制	No	防災区民組織名	体制
1	リバーパーク汐入町会	2 体制	29	町屋八丁目中央会	1 体制
2	南千住三丁目親公会	1 体制	30	荒川区大門町会	1 体制
3	南千住中央町会	1 体制	31	原町会	1 体制
4	南千住二丁目町会	1 体制	32	東尾久本町町会	1 体制
5	南千住一丁目西町会	1 体制	33	東尾久赤土町会	1 体制
6	南千住六丁目本町会	1 体制	34	東尾久六丁目仲町会	1 体制
7	南千住新光町会	1 体制	35	ハイツ町屋自治会	1 体制
8	南千住協和会	1 体制	36	尾竹橋町会	1 体制
9	東日暮里二之坪町会	1 体制	37	尾竹団地自治町会	1 体制
10	荒川一丁目西文化会	1 体制	38	西尾久八丁目東町会	1 体制
11	荒川一丁目間道睦会	1 体制	39	東尾久八丁目町会	1 体制
12	荒川三丁目東町会	1 体制	40	西尾久五丁目町会	1 体制
13	昭和睦会	1 体制	41	西尾久三丁目宮元町会	1 体制
14	荒川二丁目共栄会	1 体制	42	西尾久六丁目町会	1 体制
15	峡田睦会	1 体制	43	東尾久四丁目上町会	1 体制
16	新堀町会	2 体制	44	西尾久東町会	2 体制
17	荒川宮地町会	1 体制	45	東尾久四丁目西町会	1 体制
18	荒川平和会	1 体制	46	西尾久四丁目町会	1 体制
19	荒川親交会	1 体制	47	田端スカイハイツ自治会	1 体制
20	荒川四丁目西仲睦会	1 体制	48	東尾久五丁目熊野前町会	1 体制
21	荒川六丁目新地町会	1 体制	49	西日暮里三丁目町会	1 体制
22	町屋二丁目仲町会	1 体制	50	東日暮里三丁目南町会	1 体制
23	町屋江川町会	1 体制	51	東日暮里六丁目本町会	1 体制
24	町屋睦町会	1 体制	52	日暮里中央町会	1 体制
25	町屋一・二丁目仲町会	1 体制	53	西日暮里五丁目町会	1 体制
26	町屋東町会	1 体制	54	ひぐらし文化会	1 体制
27	町屋八丁目東文化会	1 体制	55	東日暮里六丁目町会	1 体制
28	町屋一丁目南町会	2 体制			

区民レスキュー隊一覧

地　域	町　会　名	組　織　名	隊数
南千住東　部	南千住二丁目町会	南千住二丁目町会レスキュー隊	1
南千住西　部	南千住一丁目東町会	南千住一丁目東町会区民レスキュー隊	1
	南千住・東日暮里一丁目南町会	南千住一丁目南レスキュー隊	1
	南千住新光町会	南千住新光町会レスキュー隊	3
	南千住六丁目本町会	六本レスキュー隊	3
荒　川東　部	荒川一丁目本町会	荒一本レスキュー隊	1
	荒川一丁目西文化会	荒川一丁目西文化会レスキュー隊	1
	峡田睦会	峡田睦会レスキュー隊	1
	昭和睦会	昭和睦区民レスキュー隊	2
荒　川西　部	荒川中央町会	荒川中央町会レスキュー隊	1
	新堀町会	新堀レスキュー隊	1
	荒川東共栄町会	荒川二丁目東共栄町会レスキュー隊	1
	大西町会	大西町会区民レスキュー隊	2
	荒川四丁目西仲睦会	荒川四丁目西仲睦会区民レスキュー隊	2
	荒川親交会	荒川親交会区民レスキュー隊	2
	荒川七丁目北町会	荒川七北町会区民レスキュー隊	1
町　屋	町屋一丁目東町会	町屋町会連合南レスキュー隊	1
	町屋一・二丁目仲町会	町屋町会連合若睦第 1 レスキュー隊	1
	町屋一丁目南町会	町屋町会連合若睦第 3 レスキュー隊	1
	町屋東栄町会	町屋町会連合若睦第 11 レスキュー隊	1
	町屋二丁目仲町会	町屋町会連合若睦第 13 レスキュー隊	1
	町屋実揚町会	町屋町会連合中レスキュー隊	1
	町屋睦町会	町屋町会連合若睦第 10 レスキュー隊	1
	町屋三丁目仲町会	町屋町会連合若睦第 8 レスキュー隊	1
	町屋江川町会	町屋町会連合若睦第 9 レスキュー隊	1
	町屋六丁目南町会	町屋町会連合北レスキュー隊	1
	町屋東町会	町屋町会連合若睦第 6 レスキュー隊	1
	町屋八丁目東文化会	町屋町会連合若睦第 5 レスキュー隊	1
	町屋八丁目中央会	レスキューエイトマン	3
	荒川五丁目北町会	荒川五丁目北町会レスキュー隊	2
	荒川六丁目南町会	荒川六南レスキュー隊	1

地　域	町　会　名	組　織　名	隊数
	荒川六丁目新地町会	町屋町会連合西レスキュー隊	1
	荒川六丁目西町会	荒川六丁目西町会レスキュー隊	3
尾　久	大門町会	大門町会レスキュー隊	1
東　部	原町会	原町会レスキュー隊	2
	ハイツ町屋自治会	ハイツ町屋区民レスキュー隊	1
尾　久	東尾久四丁目中央町会	東尾久四丁目中央町会区民レスキュー隊	2
西　部	東尾久五丁目熊野前町会	レスキュー熊野前	1
	東尾久四丁目上町会	東尾久四丁目上町会区民レスキュー隊	4
	西尾久一丁目南町会	西尾久一南レスキュー隊	1
	西尾久四丁目町会	西尾久四丁目町会区民レスキュー隊	4
	西尾久五丁目町会	西尾久五丁目町会区民レスキュー隊	2
	西尾久七丁目南町会	西尾久七南レスキュー隊	3
	西尾久八丁目町会	西尾久八丁目レスキュー隊	2
	西尾久六丁目町会	西六レスキュー隊	2
	田端スカイハイツ自治会	田端スカイハイツレスキュー隊	3
日暮里	真土町会	真土町会区民レスキュー隊	1
	西日暮里北部町会	西日暮里北部町会区民レスキュー隊	1
	東日暮里１・２丁目町会	東日暮里１・２丁目町会レスキュー隊	2
	東日暮里四丁目町会	東日暮里四丁目町会区民レスキュー隊	1
	東日暮里三丁目南町会	東日暮里三丁目南町会レスキュー隊	1
	東日暮里三丁目本町会	東日三本レスキュー隊	2
	東日暮里六丁目本町会	東日暮里六丁目本町会防災部レスキュー隊	3
	東日暮里五丁目町会	東日暮里五丁目レスキュー隊	1
	東日暮里六丁目町会	東六レスキュー隊	2
	西日暮里二丁目町会	西二レスキュー隊	2
	西日暮里五丁目町会	西日暮里五丁目町会区民レスキュー隊	2
	西日暮里三丁目町会	諏訪台レスキュー隊	3

Ｄ級ポンプ配備一覧

No.	防災区民組織名	台数
1	南千住二丁目町会	4台
2	隅田川平和会	1台
3	南千住三丁目親公会	1台
4	南千住中央町会	2台
5	リバーパーク汐入町会	3台
6	南千住一丁目東町会	2台
7	南千住一丁目西町会	1台
8	南千住一丁目北親会	1台
9	南千住・東日暮里一丁目南町会	2台
10	南千住協和会	1台
11	南千住六丁目本町会	2台
12	南千住瑞光町会	1台
13	東日暮里一丁目アパート自治会	1台
14	東日暮里１丁目正庭町会	1台
15	二之坪町会	2台
16	荒川一丁目本町会	1台
17	荒川一丁目西文化会	2台
18	荒川一丁目間道睦会	1台
19	東日暮里三丁目三河島町会	2台
20	荒川三丁目東町会	1台
21	荒川七丁目同親会	1台
22	仲道会	1台
23	峡田睦会	1台
24	荒川二丁目共栄会	2台
25	昭和睦会	1台
26	菅苗会	1台
27	荒川中央町会	1台
28	新堀町会	2台
29	荒川東共栄町会	2台
30	荒川三丁目中央会	1台
31	大西町会	3台

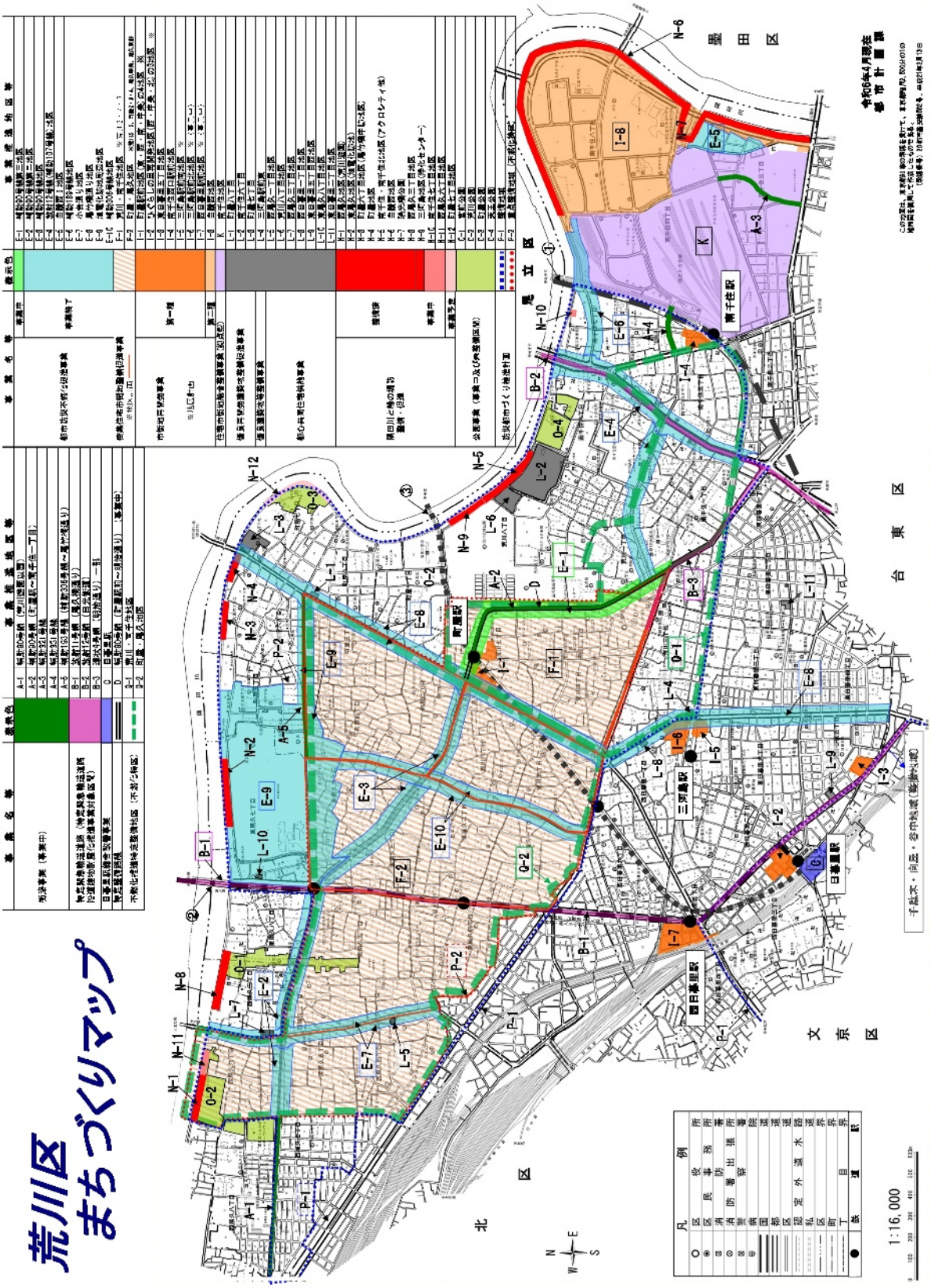
No.	防災区民組織名	台数
32	荒川文化会	2台
33	荒川四丁目東仲町会	1台
34	荒川四丁目西仲睦会	1台
35	荒川宮地町会	3台
36	荒川平和会	1台
37	荒川五丁目銀成町会	1台
38	荒川親交会	2台
39	子の神町会	1台
40	町屋一・二丁目仲町会	1台
41	町屋一丁目南町会	4台
42	町屋睦町会	1台
43	町屋実揚町会	1台
44	町屋三丁目仲町会	2台
45	町屋江川町会	1台
46	町屋六丁目南町会	1台
47	町屋東町会	1台
48	町屋八丁目東文化会	1台
49	町屋八丁目中央会	1台
50	荒川五丁目北町会	1台
51	荒川六丁目南町会	4台
52	荒川六丁目新地町会	1台
53	東尾久六丁目仲町会	1台
54	荒川区大門町会	2台
55	東尾久本町町会	1台
56	東尾久二丁目東町会	1台
57	東尾久赤土町会	2台
58	東尾久一丁目町会	1台
59	東尾久六丁目旭町会	1台
60	尾久橋町会	1台
61	原町会	2台
62	町屋６丁目団地町会	1台
63	尾竹橋町会	1台
64	ハイツ町屋自治会	1台

No.	防災区民組織名	台数
65	東尾久四丁目西町会	1台
66	東尾久四丁目中央町会	1台
67	東尾久五丁目熊野前町会	1台
68	東尾久四丁目上町会	2台
69	東尾久五丁目仲町会	2台
70	西尾久東町会	2台
71	西尾久西町会	2台
72	西尾久一丁目南町会	1台
73	西尾久二丁目北町会	1台
74	西尾久四丁目町会	2台
75	西尾久五丁目町会	1台
76	西尾久中町会	1台
77	西尾久八丁目東町会	1台
78	西尾久七丁目南町会	1台
79	西尾久七丁目本町会	1台
80	西尾久八丁目町会	3台
81	西尾久六丁目町会	1台
82	西尾久三丁目宮元町会	3台
83	西尾久四丁目自治会	2台
84	西尾久八丁目自治会	1台
85	コスモステージ荒川遊園自治会	1台
86	グリーンパーク上中里自治会	1台
87	真土町会	1台
88	西日暮里北部町会	2台
89	東日暮里１・２丁目町会	3台
90	東日暮里四丁目町会	1台
91	東日暮里三丁目南町会	3台
92	東日暮里三丁目本町会	2台
93	東日暮里六丁目本町会	2台
94	東日暮里五丁目町会	2台
95	日暮里中央町会	2台
96	日暮里共成町会	1台
97	西日暮里二丁目町会	4台

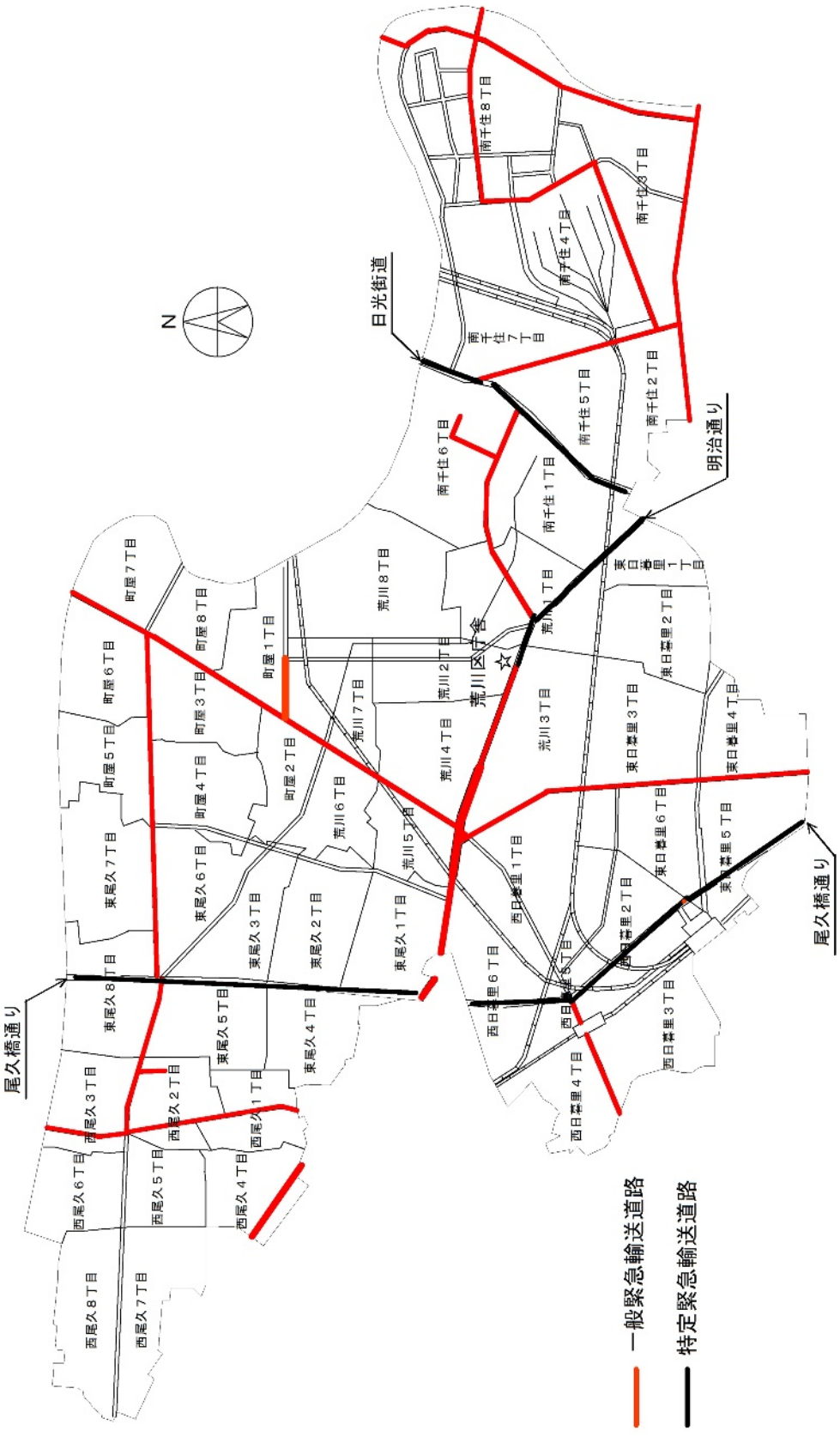
No.	防災区民組織名	台数
98	西日暮里五丁目町会	1台
99	西日暮里三丁目町会	3台
100	ひぐらし文化会	1台

東京防災隣組認定団体一覧

区分	認定団体数（全体）	荒川区内団体名	取組内容
平成２３年（第一回認定）	３６団体	西尾久四丁目町会区民レスキュー隊	木造住宅密集地域における区民レスキュー隊
平成２４年（第二回認定）	６４団体	原レスキュー隊	「わが街は我等が守る！」をモットーとする災害発生時の救出・救助活動
		荒川中央町会レスキュー隊	木造住宅密集地域を住民たちの手で守る区民レスキュー隊
		六本レスキュー隊	祭りを運営する若いメンバーを中心とした区民レスキュー隊
平成２５年（第三回認定）	４３団体	該当なし	
平成２６年（第四回認定）	３９団体	第二峡田小学校避難所運営委員会	木造住宅密集地域における大震災時の安否確認や避難所運営の迅速・円滑な取組
		諏訪台中学校避難所運営委員会	大震災時における安否確認や避難所運営の迅速・円滑な取組
平成２７年（第五回認定）	３０団体	トキアス管理組合	町会と連携して周辺避難者及び帰宅困難者への「避難施設」開設
		南千住協和会	昔ながらの木造家屋が多く道路も狭い地域での迅速な初期消火
平成２８年（第六回認定）	３４団体	尾久宮前小学校避難所運営委員会	木造住宅密集地域における実践的な発災対応型避難所開設・運営訓練
合　計	２４６団体	９団体	


荒川区
まちづくりマップ
北区
文京区
台東区
墨田区
足立区
凡例
1:16,000

荒川区緊急輸送道路路線図



防災広場一覧

No	名　称	住　所	開設年月日	整備面積（㎡）	マンホールトイレ	防火水槽	ソーラー照明	防災井戸	かまどベンチ	防災資機材倉庫
1	荒川六丁目防災広場	荒川 6-55・59	S57.9.1	477.80	2	2		1	2	2
2	荒川二丁目防災広場	荒川 2-47	S57.9.1	493.19	4	1		1		4
3	東尾久四丁目防災広場	東尾久 4-22	S57.9.1	324.93	2	2	1	1		3
4	荒川七丁目防災広場	荒川 7-3	S58.9.1	349.44	5	1		1		1
5	東尾久二丁目防災広場	東尾久 2-44	S58.9.1	459.79	5	1		1		3
6	西尾久一丁目防災広場	西尾久 1-25	S59.9.1	429.02	5	1		1		4
7	町屋一丁目防災広場	町屋 1-12	S59.9.1	338.04	5	1		1		1
8	荒川一丁目防災広場	荒川 1-23	S60.9.1	361.44	5	1		1		1
9	東尾久八丁目防災広場	東尾久 8-37	S63.11.17	571.20		2		1		4
10	東日暮里三丁目防災広場	東日暮里 3-7	H2.3.19	467.63	5	2		1		1
11	町屋八丁目防災広場	町屋 8-3	H3.12.26	366.82	5	1		1		4
12	西日暮里一丁目防災広場	西日暮里 1-45	H4.3.31	330.94	5	1		1		1
13	南千住五丁目防災広場	南千住 5-39	H10.3.31	646.81	5	1		1		1
14	西尾久二丁目防災広場	西尾久 2-28	H10.3.31	647.12	5	2		1	2	2
15	東尾久六丁目防災広場	東尾久 6-15	H15.3.31	622.17	6	1			2	6
16	南千住六丁目防災広場	南千住 6-52	H16.3.31	496.07	5	1		1	2	2
17	南千住一丁目防災広場	南千住 1-43	H17.4.13	335.31	5	1		1	2	3
18	東尾久五丁目防災広場	東尾久 5-41	H23.4.1	331.01	5	1	1	1	2	1
19	西尾久三丁目防災広場	西尾久 3-25	H26.4.1	355.54	4	1	1	1	2	1

※防火水槽 内訳：100t,40t,10t,５t

※防災資機材倉庫 内訳：防災区民組織、区民消火隊、消防団、区

防災スポット一覧

No	名　称	住所	開設年月日	整備面積（㎡）	マンホールトイレ	防火水槽	ソーラー照明	防災井戸	かまどベンチ	収納ベンチ※
1	町屋三丁目防災スポット	町屋 3-30-13	H29.4.1	50.34			1		1	1
2	東尾久五丁目防災スポット	東尾久 5-33-12	H29.4.1	321.41	5	1	1	1	2	1
3	西尾久六丁目防災スポット	西尾久 6-17-12	H29.4.1	68.31		1	1		1	1
4	西尾久一丁目防災スポット	西尾久 1-18-1	H29.9.1	231.4	5	1	1	1	1	1
5	花の木防災スポット	荒川 5-40-12	H30.4.1	132.45	4	1	1	1	1	1
6	町屋四丁目江川防災スポット	町屋 4-21-2	H30.4.1	82.6	3		1	1	1	1
7	東尾久一丁目防災スポット	東尾久 1-7-11	H30.4.1	78.4	2		1	1		1
8	熊野前商店街防災スポット	東尾久 5-6-10	H30.4.1	33.54			1			1
9	六仲防災スポット	東尾久 6-7-17	H30.4.1	89.72			1		1	1
10	豊島通り防災スポット	町屋 3-15-6	H30.8.1	78.54			1		1	1
11	荒川二丁目防災スポット	荒川 2-7-7	R3.2.15	165.29	4		1	1	1	1
12	町屋二丁目防災スポット	町屋 2-13-11	R3.2.15	101.33	3		1	1		1
13	小台通り防災スポット	西尾久 1-18-6	R3.4.13	72.08						1
14	西尾久六丁目東防災スポット	西尾久 6-8-1	R3.4.13	57.77						1
15	町屋三丁目睦防災スポット	町屋 3-14-13	R4.3.3	103.22	3			1	1	1
16	東尾久一丁目西防災スポット	東尾久 1-24-14	R4.3.3	227.6	4			1		1
17	旧小台通り防災スポット	西尾久 2-31-4	R5.4.1	354.76	4	1		1		1
18	西尾久六丁目西防災スポット	西尾久 6-32-17	R5.2.20	228.45	5			1		1
19	東尾久小沼防災スポット	東尾久 1-21-22	R5.2.24	222.77	5			1		1
20	東尾久五丁目第二防災スポット	東尾久 5-16-5	R5.11.6	208.58	5			1		1
21	荒川六丁目防災スポット	荒川 6-65	R6.4.2	47.45						1
22	町屋四丁目防災スポット	町屋 4-23-22	R6.4.2	47.32						1

※：レスキューキット（スコップ、ノコギリ、ロープ、ハンマー、バール）を収納

防火水槽一覧

種別	南千住	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里	計
20t				1	1			2
35t				1				1
40t	31	30	57	67	45	17	26	273
45t				1				1
50t		1		1		1		3
60t	3		8	7	3			21
70t				1				1
80t		1	4	3	2			10
100t	12	10	12	7	12	7	6	66
180t			1					1
200t		1						1
250t				1				1
計	46	43	82	90	63	25	32	381

（令和６年１月末現在）

小型防火水槽一覧

No.	設置場所名称	所　在　地	規模
1	東日暮里１・２丁目町会会館	東日暮里 1－38－8	5ｔ
2	三瑞児童遊園	南千住 7－8－9	5ｔ
3	仲通り児童遊園	南千住 5－5－8	5ｔ
4	東日暮里二丁目児童遊園	東日暮里 2－17－11	5ｔ
5	東日暮里四丁目児童遊園	東日暮里 4－15－9	5ｔ
6	東日暮里六丁目児童遊園	東日暮里 6－5－5	5ｔ
7	峡田児童遊園	荒　川 1－55－2	5ｔ
8	荒木田公園	町　屋 7－4－5	5ｔ
9	一本松児童遊園	町　屋 1－10－2	5ｔ
10	町屋第四児童遊園	町　屋 3－10－13	5ｔ
11	町屋五丁目北公園	町　屋 5－17－3	5ｔ
12	熊野前公園	東尾久 8－1－1	5ｔ
13	東尾久三丁目北児童遊園	東尾久 3－18－4	5ｔ
14	本町通り児童遊園	東尾久 2－37－13	5ｔ
15	尾久第五児童遊園	東尾久 8－21－6	5ｔ
16	尾久八幡公園	西尾久 3－6－4	5ｔ
17	西尾久四丁目公園	西尾久 4－6－3	5ｔ
18	荒川六丁目防災広場	荒　川 6－59	5ｔ
19	東尾久四丁目児童遊園	東尾久 4－12－1	5ｔ
20	東尾久四丁目防災広場	東尾久 4－22	5ｔ
21	平和町会事務所	荒　川 4－48－3	5ｔ
22	荒川四丁目区道内	荒　川 4－10	5ｔ
23	荒川五丁目都有地内	荒　川 5－38－2	3ｔ
24	前沼児童遊園	荒　川 3－28－12	5ｔ
25	三河島第二児童遊園	荒　川 2－31－7	5ｔ
26	新地児童遊園	荒　川 6－39－1	5ｔ
27	花の木児童遊園	荒　川 6－14－3	5ｔ
28	南千住第一児童遊園	南千住 2－21－8	5ｔ
29	荒川六丁目児童遊園	荒　川 6－49－8	5ｔ
30	瑞光公園	南千住 1－26－10	5ｔ
31	町屋第二児童遊園	町　屋 4－3－10	5ｔ
32	三河島公園	荒　川 8－25－2	5ｔ
33	南千住第四児童遊園	南千住 1－56－11	5ｔ

No.	設置場所名称	所　在　地	規模
34	西尾久七丁目児童遊園	西 尾 久 7－16－19	5ｔ
35	西尾久四丁目児童遊園	西 尾 久 4－17－9	5ｔ
36	町屋八丁目児童遊園	町　　屋 8－2－5	5ｔ
37	町屋八丁目南児童遊園	町　　屋 8－21－12	5ｔ
38	八幡児童遊園	西 尾 久 2－5－9	5ｔ
39	西尾久一丁目防災広場	西 尾 久 1－25	10ｔ
41	町屋三丁目児童遊園	町　　屋 3－27－6	5ｔ
41	町屋二丁目公園	町　　屋 2－15	5ｔ
42	荒川一丁目西文化会館	荒　　川 1－7	5ｔ
43	町屋五丁目南公園	町　　屋 5－11－20	5ｔ
44	西尾久四丁目北公園（左）	西 尾 久 4－12－6	5ｔ
45	西尾久四丁目北公園（南）	西 尾 久 4－12－6	5ｔ
46	江川掘児童遊園	町　　屋 6－4－12	5ｔ
47	東尾久上児童遊園	東 尾 久 4－24－10	5ｔ
48	東日暮里六丁目西児童遊園	西日暮里 6－38－3	5ｔ
49	町屋七丁目児童遊園	町　　屋 7－19－8	5ｔ
50	日暮里第二児童遊園	西日暮里 4－7－11	5ｔ
51	小台橋駐車場	西 尾 久 3－16－10	5ｔ
52	荒川五丁目児童遊園	荒　　川 5－24－7	5ｔ
53	尾久第一児童遊園	東 尾 久 4－45－3	5ｔ
54	西日暮里六丁目公園	西日暮里 6－11－2	5ｔ
55	町屋第三児童遊園	町　　屋 4－30－6	5ｔ
56	荒川東公園	荒　　川 1－4－10	5ｔ
57	荒川八丁目公園	荒　　川 8－16	5ｔ
58	若葉児童遊園	南 千 住 5－12－3	5ｔ
59	南千住六丁目児童遊園	南 千 住 6－49－9	5ｔ
60	西日暮里一丁目広場	西日暮里 1－6	5ｔ
61	東尾久八丁目防災広場	東 尾 久 8－37	5ｔ
62	新堀町会事務所	荒　　川 2－44－5	5ｔ
63	荒川一丁目児童遊園	荒　　川 1－5－9	5ｔ
64	荒川三丁目公園	荒　　川 3－33－8	5ｔ
65	東日暮里三丁目防災広場	東日暮里 3－7	5ｔ
66	尾竹橋公園スカイハイツ内	町　　屋 7－19－5	5ｔ
67	荒川八丁目南公園	荒　　川 8－2－2	5ｔ

No.	設置場所名称	所　在　地	規模
68	東尾久五丁目児童遊園	東 尾 久 5－9－4	5ｔ
69	南千住五丁目防災広場	南 千 住 5－39	5ｔ
70	西尾久二丁目防災広場	西 尾 久 2－28	5ｔ
71	西尾久六丁目グリーンスポット	西 尾 久 6－11－5	5ｔ
72	東尾久六丁目防災広場	東 尾 久 6－15	5ｔ
73	二日小学童クラブ	東日暮里 6－19	5ｔ
74	南千住六丁目防災広場	南 千 住 6－52	5ｔ
75	町屋六丁目児童遊園	町　　屋 6－28－12	5ｔ
76	南千住一丁目防災広場	南 千 住 1－43	5ｔ
77	東尾久五丁目防災広場	東 尾 久 5－41	5ｔ
78	町屋八丁目防災広場	町　　屋 8－3	5ｔ
79	石浜ふれあい館	南 千 住 3－28－2	5ｔ
80	荒川五丁目西グリーンスポット	荒　　川 5－29	5ｔ
81	荒川五丁目北グリーンスポット	荒　　川 5－51	5ｔ
82	荒川五丁目グリーンスポット	荒　　川 5－45	5ｔ
83	西尾久一丁目児童遊園	西 尾 久 1－26	5ｔ
84	花の木防災スポット	荒　　川 5－40－12	5ｔ

危険物施設現況表

危険物施設			荒川消防署	尾久消防署	計
製造所			0	1	1
貯蔵所	屋内貯蔵所		26	14	40
	屋外タンク貯蔵所		0	5	5
	屋内タンク貯蔵所		3	7	10
	地下タンク貯蔵所		19	5	24
	移動タンク貯蔵所		22	23	45
	屋外貯蔵所		1	0	1
	小計		71	55	126
取扱所	給油取扱所	営業用	4	6	10
		自家用	7	0	7
	販売取扱所	第一種	5	8	13
		第二種	1	1	2
	一般取扱所		7	7	14
	小　　計		24	22	46
合　　計			95	77	172

水防倉庫一覧

１　区の水防倉庫

名　称	所在地	面　積
南千住水防倉庫	南千住４－８	32.6㎡

２　東京都第六建設事務所の水防倉庫

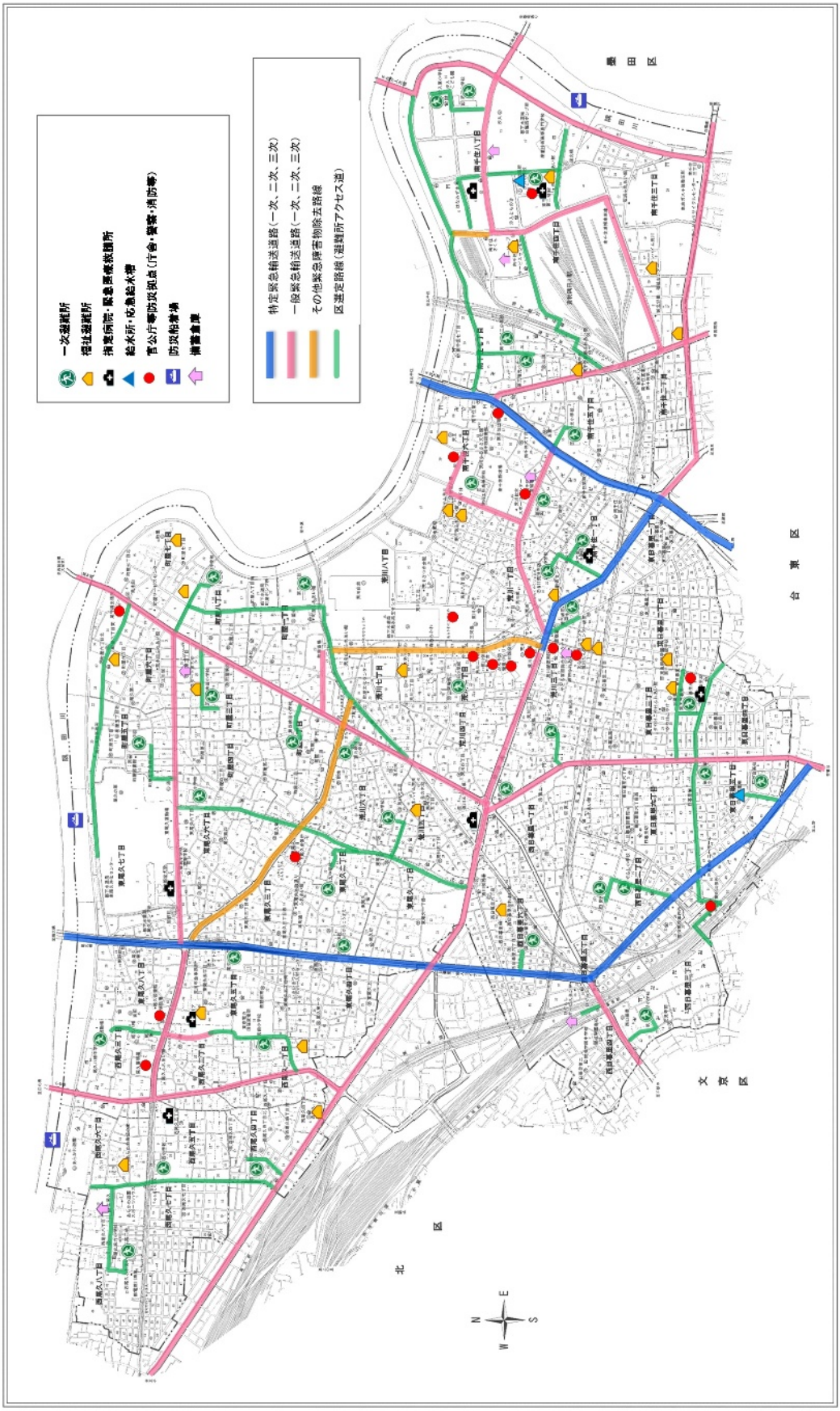
名　称	所在地	面　積
荒川水防倉庫	荒川５-３１-２	30.0㎡
南千住水防倉庫	南千住８-７	41.0㎡
東尾久水防倉庫	東尾久８-２５	52.4㎡

主な保管資機材

・土のう　　・バール
・ブルーシート　　・一輪車
・スコップ　　・バルーンライト　　等
・ツルハシ

※保管資機材の詳細については、別途、水防活動計画にて定める。

緊急道路障害物除去路線網



消防団資機(器)材格納庫所在一覧

分団・団名	荒川消防団	尾久消防団
第1分団	南千住 8－18－2 南千住 3－28－1	町　屋 2－20－13 町　屋 1－23－4
第2分団	南千住 5－39－17 南千住 2－4－3	町　屋 8－5－20 町　屋 3－27－6
第3分団	南千住 1－53－18 南千住 6－36－13 南千住 6－45－41	町　屋 5－7－12 町　屋 5－17－3
第4分団	荒　川 3－3－4 東日暮里 2－1	東尾久 3-15-1 東尾久 6－15 東尾久 2－44
第5分団	荒　川 3－49－1 荒　川 5－41－4	東尾久 4－45－3 西尾久 2－25－13
第6分団	荒　川 2－39－5 荒　川 8－32－40	西尾久 8－10－13 西尾久 4－6 西尾久 4－7
第7分団	東日暮里 3－11－19 東日暮里 4－36－20	
第8分団	西日暮里 1－45－2 西日暮里 6－7－11 西日暮里 3－4－8	

（令和6年1月現在）

荒川区災害時受援・応援ガイドライン（概要版）

第１章　総則

1　本ガイドラインの目的・位置付け

区が大規模な災害に見舞われた際に、他自治体等から適切な支援を受け入れ、人命の救助と一刻も早い復旧を図ることができるよう、あらかじめ支援を要する業務や受入体制等を定めるとともに、他地域が被災した場合の区の応援のルールを定める。本ガイドラインに基づき「災害発生時職員行動マニュアル」に具体的な職員の行動を盛り込むとともに、災対本部訓練の実施等により課題を抽出・解決し、適宜「災害発生時職員行動マニュアル」に反映させていく。

2　ガイドラインの発動

①区内で震度５強以上の地震が発生した場合は自動的に発動

②その他大規模災害が発生し、区災害対策本部長が必要と認めた場合に発動

3　発動期間

発災後１～３か月程度を想定

支援の種類と想定される支援時期

支援の種類		時期						
		第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面	
		発災から3時間程度	発災後3時間から24時間程度	発災後24時間から72時間程度	発災後4日から7日程度	発災後8日から2週間程度	発災後3週間目から1か月程度	発災後1か月以降
人的支援	地方自治体			←	—	—	—	→
	消防・警察機関	←	—	—	—	—	→	
	自衛隊	←	—	—	—	—	→	
	医療機関	←	—	—	—	—	—	→
	協定事業者			←	—	—	—	→
	ボランティア				←	—	—	→
	その他の団体				←	—	—	→
物的支援	物資の調達に係る受援			←	—	—	—	→
	物資の物流に係る受援			←	—	—	—	→

第２章　区の受援体制

受援の総合調整を行う部署として、区災害対策本部の運用班内に「受援調整担当」を設置。災対各部の庶務担当課に「受援業務担当窓口」を設置し、人的・物的支援の受入関連部署との調整を行う。

【人的支援の受入関連部署と主な役割】

①災対職員課

災対各部職員の参集状況の把握、不足人員の集約、応援必要人員の算出等

②災対国保年金課・荒川区社会福祉協議会

ボランティアの募集・受入・調整等

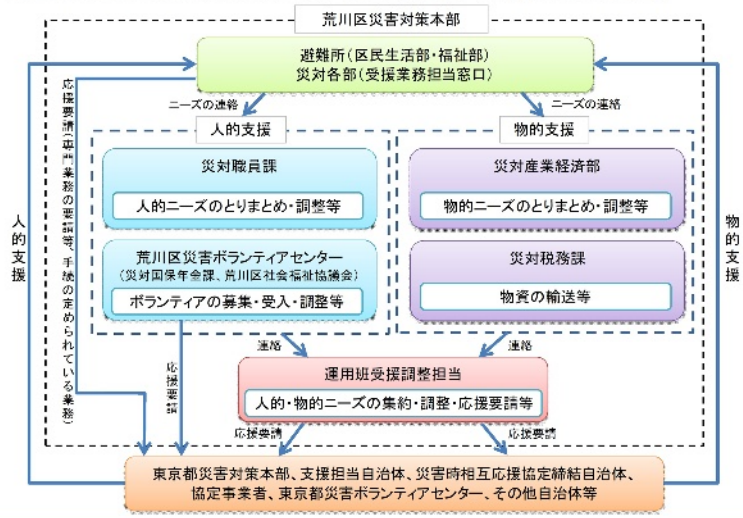
【物的支援の受入関連部署と主な役割】

①災対産業経済部

物資の受入拠点となる地域内輸送拠点の開設、物資受入・管理、避難所への物資配分計画の作成、物資輸送、協定事業者との調整等

②災対区民生活部・災対福祉部

各避難所における支援物資の受入及び管理、必要物資の算出、物資輸送（※災対税務課）



第３章　救出救助機関からの受援

区の能力では応急対策の万全を期しがたい場合、救助救出機関に対し、定められた手続により要請を行う。

自衛隊の派遣要請

・区災対本部長は、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するよう求める（都知事に要請できない場合、直接自衛隊に要請）。

・自衛隊の作業計画の策定、活動拠点の確保、派遣部隊の受入を実施。

・災害派遣の目的を達成又は必要ないと判断した場合、速やかに文書で都知事へ通知。

消防・警察機関への出動要請

・区災対本部長は、災害が発生するおそれがあるときは、消防・警察機関に出動を要請する。

医療機関からの応援受入

・医療チームが不足する場合、他道府県等が派遣する他県ＤＭＡＴ及び医療救護班等、ＪＭＡＴ、日本赤十字社救護班等が派遣する医療チームが都内に参集して医療救護活動を行う。区災対健康部が応援の受入を一括して行い、荒川区災害医療コーディネーターの助言・指導のもと配置先等を決定する。

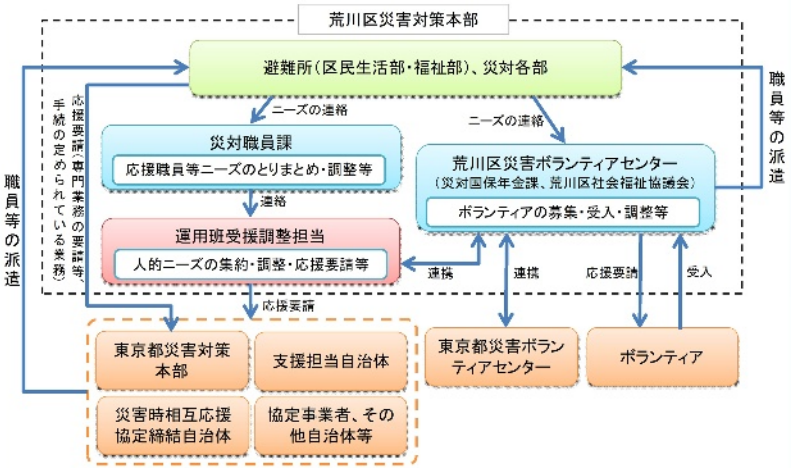
第４章　人的支援の受入

１　人的支援の受入の基本的な考え方

区が被災した場合、区を一対一で支援する自治体（支援担当自治体）が割り当てられ、支援担当自治体や都との間で調整を行い、人的支援を受け入れる。これと並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定事業者等からも人的支援の受入を行う。

２　人的支援の要請・受入の流れ

①各避難所・災対各部において、応援が必要な人員を把握する。
②一般の応援職員については、災対職員課が各避難所・災対各部の応援必要人員数をとりまとめ、運用班受援調整担当に連絡し、運用班受援調整担当が都、支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等へ応援要請を行う。
③専門業務に関する応援職員等の派遣要請であらかじめ手続が定められている業務（被災建築物応急危険度判定等）については、災対各部が直接、都へ応援要請を行う。
④ボランティアについては、荒川区災害ボランティアセンターが必要人員数をとりまとめ、都災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの募集・受入・派遣調整等を行う。



３　受援対象業務

受援の対象となる業務（「受援対象業務」）は様々であり、各業務が求められる時期も時間の経過に伴い変化していくことを考慮する。「受援対象業務」は、災害時に特有の業務（「災害対応業務」）と平常時に実施している業務の延長線上で行う業務（「優先的通常業務」）に分かれる。

「災害対応業務」については、過去の災害の経験から受援が必要なことが明らかな業務、経験や専門的スキルの必要な業務で区の体制だけでは実施が困難な業務等をあらかじめ想定しておき、それらの業務については積極的に応援を受け入れることを原則とする。「優先的通常業務」については、職員の参集状況や人員の不足状況等を踏まえて、適宜、応援要請を行う。

第５章　物的支援の受入

１　物的支援の受入の基本的な考え方

区が被災した場合、区を一対一で支援する自治体（支援担当自治体）が割り当てられ、人的支援と同様に支援担当自治体や都との間で調整を行い、物的支援を受け入れる。これと並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定事業者等からも物的支援の受入を行う。

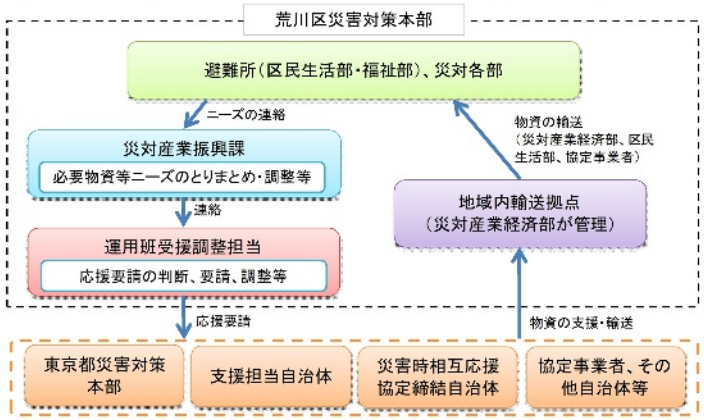
２　物的支援の受入時期の目安

物資の出所	発災当日	発災2日目	発災3日目	発災4日目～	発災8日目～
区備蓄物資	▨	▨			
都備蓄物資		▨	▨		
都支援物資（国からの物資含む）				▨	■
支援担当自治体支援物資				■	■
相互応援協定締結自治体支援物資			▨	▨	■
協定事業者支援物資		■	■	■	■

▨ 物資のニーズが十分に得られない状態で、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給
■ 物資のニーズが得られる状態で、ニーズに応じて物資を供給

３　物的支援の要請・受入の流れ

①各避難所・災対各部において、必要な物資を把握し、災対産業振興課に連絡する。
②災対産業振興課は必要な物資を集約し、運用班受援調整担当に連絡する。運用班は、都や支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等に応援要請を行う。
③応援自治体等は区の地域内輸送拠点まで物資を輸送し、そこから区が避難所等へ輸送する。



４　物資の集積場所（地域内輸送拠点）

他自治体等からの支援物資を集積する場所（地域内輸送拠点）として６か所を指定。屋内施設である荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、サンパール荒川は、主に屋外保管に適さない支援物資を集積。屋外施設である南千住野球場、あらかわ遊園運動場、東尾久運動場は、効率的な搬送を行うため、支援物資を一時的に集積し、即、各避難所へ搬送する拠点とする。

第６章　他自治体への応援体制

他の自治体が被災し、応援の必要がある場合、応援の総合調整を行う組織として区に応援班（防災課・職員課で構成）を設置し、都とも連携して応援を行う。

第７章　費用負担

原則、応援を受けた被災自治体が負担する。協定に基づく応援の費用負担は、各協定で定められたとおりとする。自主的な応援の場合は、それぞれの応援団体に負担を依頼する。

警察署管轄区域

方面	警 察 署	住　所	電話番号	管 轄 区 域
6	尾久警察署	西尾久 3-8-5	3810-0110	東尾久 1～8 丁目 西尾久 1～8 丁目 町屋 5～7 丁目
	南千住警察署	南千住 6-45-43	3805-0110	南千住 1～8 丁目 東日暮里 1 丁目（1～8 番、14 番、17 番）
	荒川警察署	荒　　川 3-1-2	3801-0110	荒川 1～8 丁目 東日暮里 1 丁目（1～8 番、14 番、17 番を除く）、2～6 丁目 西日暮里 1～6 丁目 町屋 1～4 丁目、8 丁目

消防署管轄区域

［消防署］

方面	消 防 署	住　所	電話番号	管 轄 区 域
6	荒川消防署	荒　川 2 -1-13	3806-0119	荒川１丁目から荒川８丁目まで 東日暮里１丁目から東日暮里６丁目まで 南千住１丁目から南千住８丁目まで 西日暮里１丁目から西日暮里６丁目まで
	尾久消防署	東 尾 久 8-44-4	3800-0119	荒川区のうち、東京消防庁荒川消防署の管轄区域以外の区域

［消防署出張所］

消 防 署	出 張 所	住　所	電話番号
荒川消防署	音無川出張所	西日暮里 2-19-9	3891-0119
	汐入出張所	南 千 住 8-2-4	3807-0119
	南千住出張所	南 千 住 6-59-17	3805-0119
	日暮里出張所	東日暮里 3-9-26	3801-0119
尾久消防署	尾竹橋出張所	町　　屋 6-32-5	3809-0119
	下尾久出張所	東 尾 久 3-5-4	3895-0119

荒川区防災行政無線屋外子局設置場所一覧

子局番号	設置先	所在地	子局番号	設置先	所在地
0	荒川区役所	荒川 2-2-3	35	花の木幼稚園	荒川 5-41-4
1	尾久宮前小学校	西尾久 1-4-17	36	第九峡田小学校	荒川 6-8-1
2	八幡児童遊園	西尾久 2-5-9	37	新地児童遊園	荒川 6-39-1
3	小台橋あさがお	西尾久 3-12-12	38	荒川さつき保育園	荒川 8-25-4
4	西尾久四丁目アパート	西尾久 4-6-4	39	荒川自然公園管理事務所	荒川 8-25-3
5	第七中学校	西尾久 4-30-28	40	瑞光公園	南千住 1-26-10
6	西尾久五丁目児童遊園	西尾久 5-5-11	41	第二南千住保育園	南千住 2-21-6
7	小台橋保育園	西尾久 6-9-7	42	けんちの苑すみだ川	南千住 3-9-3
8	西尾久七丁目児童遊園	西尾久 7-16-9	43	石浜ふれあい館	南千住 3-28-2
9	荒川遊園運動場	西尾久 8-1-2	44	第二瑞光小学校	南千住 5-8-1
10	尾久第六小学校	西尾久 8-26-9	45	地蔵掘児童遊園	南千住 6-11-1
11	東尾久一丁目児童遊園	東尾久 1-24-21	46	荒川工科高等学校	南千住 6-42-1
12	尾久幼稚園	東尾久 1-36-3	47	天王公園	南千住 6-67-21
13	東尾久二丁目児童遊園	東尾久 2-9-3	48	三瑞児童遊園	南千住 7-8-9
15	東尾久三丁目西児童遊園	東尾久 3-24-7	49	南千住七丁目保育園	南千住 7-20-13
16	東尾久上児童遊園	東尾久 4-24-10	50	第三中学校	南千住 8-10-1
17	尾久第一児童遊園	東尾久 4-45-3	51	はなみずき保育園	南千住 8-5-5
18	尾久小学校	東尾久 5-6-7	52	南千住清掃車車庫	南千住 4-1-8
19	尾久小公園	東尾久 6-42-6	53	東日暮里一丁目アパート	東日暮里 1-17-13
20	尾久第五児童遊園	東尾久 8-21-6	54	東日暮里１・２丁目町会会館	東日暮里 1-38-8
21	藍染公園	町屋 1-34-9	55	東日暮里二丁目児童遊園	東日暮里 2-17-11
22	第四峡田小学校	町屋 2-11-6	56	夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19
23	第五峡田小学校	町屋 3-17-24	57	日暮里第一児童遊園	東日暮里 3-37-6
24	町屋第二児童遊園	町屋 4-3-10	58	第三日暮里小学校	東日暮里 3-10-17
25	大門小学校	町屋 4-27-8	59	竹台高等学校	東日暮里 5-14-1
26	都営町屋五丁目第二アパート６号棟	町屋 5-17-6	60	第二日暮里小学校	東日暮里 5-2-1
27	都営町屋六丁目第２アパート	町屋 6-22-1	61	日暮里図書館	東日暮里 6-38-4
28	さくらハイツ町屋	町屋 7-2-15	62	真土児童遊園	西日暮里 1-11-7
29	第七峡田小学校	町屋 8-19-12	63	小鳩児童遊園	西日暮里 1-17-5
30	第一中学校	荒川 1-30-1	64	荒川消防署音無川出張所	西日暮里 2-19-9
31	あらかわエコセンター	荒川 1-53-20	65	諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8
32	三河島第二児童遊園	荒川 2-31-7	66	ひぐらし小学校	西日暮里 2-32-5
33	前沼児童遊園	荒川 3-28-12	67	花見寺前児童遊園	西日暮里 3-18-7
34	生涯学習センター	荒川 3-49-1	68	日暮里第二児童遊園	西日暮里 4-7-11

子局番号	設置先	所在地	子局番号	設置先	所在地
69	旧道灌山中学校	西日暮里 5-37-5	86	西日暮里一丁目広場	西日暮里 1-6
70	西日暮里保育園	西日暮里 6-25-3	87	南千住中部在宅高齢者通所SC	南千住 4-9-6
71	第六日暮里小学校	西日暮里 6-35-16	88	荒川消防署日暮里出張所	東日暮里 3-9-26
72	尾久生活実習所	西尾久 6-17-3	89	南千住六丁目児童遊園	南千住 6-49-9
73	西尾久一丁目児童遊園	西尾久 1-26-7	90	ぽけっとランド南千住	南千住 5-29-10
74	荒川区ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ	東尾久 4-32-7	91	産業技術高等専門学校	南千住 8-17-1
75	熊野前公園	東尾久 8-1-1	92	尾久ふれあい館	西尾久 2-25-13
76	尾久第四児童遊園	東尾久 6-21-2	93	支援センターアゼリア	東尾久 5-45-11
77	江川掘児童遊園	町屋 6-4-12	94	第九中学校	東尾久 2-23-5
78	町屋八丁目児童遊園	町屋 8-2-5	95	南千住東口自転車等駐輪場	南千住 4-1-2
79	荒川山吹ふれあい館	荒川 7-6-10	97	プライムアーバン西日暮里	西日暮里 1-49-10
81	子育て支援課分室	荒川 5-12-10	98	諏訪台ひろば館	西日暮里 3-3-12
82	城北信用金庫	荒川 3-79-6	99	第六瑞光小学校	南千住 1-4-11
83	荒川五丁目児童遊園	荒川 5-24-7	100	みずほ銀行三ノ輪支店	南千住 1-32-9
84	西日暮里公園	西日暮里 3-5-5	102	西尾久ふれあい館	西尾久 8-33-31
85	荒川総合スポーツセンター	南千住 6-45-5	103	瑞光橋公園	南千住 8-18-1

荒川区防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

	設置場所
基地局	区役所・本庁舎

No.	呼出番号	局名称	所在地
1	4001	第一中学校	荒川 1-30-1
2	4002	南千住第二中学校	南千住 7-25-1
3	4003	第三中学校	南千住 8-50-1
4	4004	第四中学校	荒川 6-57-1
5	4005	第五中学校	町屋 1-37-16
6	4006	特別養護老人ホームあそかのぞみの郷	西尾久 1-1-12
7	4007	第七中学校	西尾久 4-30-28
8	4008	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター	南千住 4-9-6
9	4009	第九中学校	東尾久 2-23-5
10	4010	健康部生活衛生課	荒川 2-11-1
11	4011	諏訪台中学校	西日暮里 2-36
12	4012	ムーブ町屋	荒川 7-50-9
13	4013	原中学校	町屋 5-12-6
14	4014	尾久八幡中学校	西尾久 3-13-1
15	4015	公園管理事務所	東日暮里 3-7-17
16	4016	瑞光小学校	南千住 1-51-1
17	4017	第二瑞光小学校	南千住 5-8-1
18	4018	第三瑞光小学校	南千住 7-9-1
19	4020	汐入小学校	南千住 8-2-3
20	4021	第六瑞光小学校	南千住 1-4-11
21	4022	シルバー人材センター	東尾久 4-32-7
22	4023	第二峡田小学校	荒川 2-30-1
23	4024	第三峡田小学校	荒川 1-43-1
24	4025	第四峡田小学校	町屋 2-11-6
25	4026	第五峡田小学校	町屋 3-17-24
26	4027	第七峡田小学校	町屋 8-19-12
27	4028	峡田小学校	荒川 3-77-1
28	4029	第九峡田小学校	荒川 6-8-1
29	4030	尾久小学校	東尾久 5-6-7
30	4031	尾久西小学校	西尾久 5-27-12

No.	呼出番号	局名称	所在地
31	4032	尾久第六小学校	西尾久 8-26-9
32	4033	赤土小学校	東尾久 2-43-9
33	4034	大門小学校	町屋 4-27-8
34	4035	尾久宮前小学校	西尾久 1-4-17
35	4036	第一日暮里小学校	西日暮里 3-7-15
36	4037	第二日暮里小学校	東日暮里 5-2-1
37	4038	第三日暮里小学校	東日暮里 3-10-17
38	4039	第六日暮里小学校	西日暮里 6-35-16
39	4040	ひぐらし小学校	西日暮里 2-32-5
40	4041	南千住さくら保育園	南千住 4-9-3
41	4042	環境清掃部環境課	荒川 1-53-20
42	4043	区立南千住第三幼稚園	南千住 1-13-17
43	4044	汐入とちのき保育園	南千住 8-3-3
44	4045	区立町屋幼稚園	町屋 8-19-12
45	4046	区立花の木幼稚園	荒川 5-41-4
46	4047	区立尾久幼稚園	東尾久 1-36-3
47	4048	区立日暮里幼稚園	東日暮里 6-49-21
48	4049	区立東日暮里幼稚園	東日暮里 3-10-17
49	4050	北豊島幼稚園	東尾久 6-34-24
50	4051	真成幼稚園	東日暮里 2-14-2
51	4052	あらかわ遊園スポーツハウス	西尾久 8-3-1
52	4053	特養グリーンハイム荒川	南千住 6-36-5
53	4054	道潅山幼稚園	西日暮里 4-7-15
54	4055	ハイツ尾竹	町屋 6-28-10
55	4056	南千住清掃車車庫	南千住 4-1
56	4057	ワタナベ学園	町屋 2-15-5
57	4058	汐入ふれあい館	南千住 8-2-2
58	4059	三河島保育園	荒川 3-54-1
59	4060	東尾久保育園	東尾久 2-28-3
60	4061	アクト21	東尾久 5-9-3
61	4062	宮前 花と緑の保育園	東尾久 8-45-24
62	4063	第二南千住保育園	南千住 2-21-6
63	4064	荒川保育園	荒川 5-50-15
64	4065	第二東日暮里保育園	東日暮里 1-17-21
65	4066	熊野前保育園	東尾久 8-23-9
66	4067	原保育園	町屋 5-11-16

No.	呼出番号	局名称	所在地
67	4068	荒川さつき保育園	荒　　川 8-25-4
68	4069	西尾久みどり保育園	西 尾 久 4-6-19
69	4070	ひぐらし保育園	西日暮里 5-35-9
70	4071	子育て支援課分室	荒　　川 5-12-10
71	4072	ドンボスコ保育園	荒　　川 3-11-1
72	4073	上智厚生館保育園	町　　屋 4-9-10
73	4074	尾久隣保館保育園	町　　屋 6-28-11
74	4075	荒川さつき会館	荒　　川 8-16-13
75	4076	子供の家愛育保育園	西 尾 久 7-26-4
76	4077	至誠会第二保育園	東 尾 久 5-34-6
77	4078	尾久ふれあい館	西 尾 久 2-25-13
78	4079	ワタナベ学園パペットルーム	町　　屋 2-17-2
79	4080	熊野前ひろば館	東 尾 久 5-9-3
80	4081	サンパール荒川	荒　　川 1-1-1
81	4083	東日暮里ふれあい館	東日暮里 1-17-13
82	4084	荒川老人福祉センター	荒　　川 1-34-6
83	4085	荒川生活実習所	荒　　川 1-53-9
84	4086	防災都市づくり部土木管理課	荒　　川 2-11-1
85	4087	宮の前ひろば館	東 尾 久 5-45-11
86	4088	町屋二丁目ひろば館	町　　屋 2-8-13
87	4089	夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19
88	4090	三河島ひろば館	荒　　川 3-36-4
89	4091	荒川六丁目ひろば館	荒　　川 6-33-4
90	4092	石浜ふれあい館	南 千 住 3-28-2
91	4094	汐入こども園	南 千 住 8-9-3
92	4095	諏訪台ひろば館	西日暮里 3-3-12
93	4096	荒川山吹ふれあい館	荒　　川 7-6-8
94	4097	東尾久小沼ひろば館	東 尾 久 1-21-23
95	4098	黒川幼稚舎	荒　　川 7-7-10
96	4099	夕やけこやけ保育園	東日暮里 3-11-19
97	4100	西尾久みどりひろば館	西 尾 久 4-6-4
98	4101	区立南千住第二幼稚園	南 千 住 8-2-2
99	4102	荒川福祉作業所	荒　　川 1-53-9
100	4103	野近眼科医院	南 千 住 5-20-8
101	4104	西日暮里保育園	西日暮里 6-25-3
102	4105	関川病院	西日暮里 1-4-1

No.	呼出番号	局名称	所在地
103	4106	花の木ひろば館	荒　　川 5-50-15
104	4107	寺田病院	町　　屋 3-23-14
105	4108	がん予防・健康づくりセンター	荒　　川 2-12-5
106	4109	アクロスあらかわ	荒　　川 2-57-8
107	4110	令和あらかわ病院	西 尾 久 2-1-10
108	4111	汐入東小学校	南 千 住 8-9-3
109	4112	はなみずき保育園	南 千 住 8-5-5
110	4113	仁風保育園	荒　　川 2-41-1
111	4114	町屋区民事務所	荒　　川 7-50-9 4階
112	4115	キッズステーションのびのび保育室	西日暮里 4-13-7
113	4116	尾久区民事務所	西 尾 久 3-7-15
114	4117	日暮里区民事務所	東日暮里 6-17-6 1階
115	4118	南千住区民事務所	南千住 7-1-1 2階
116	4119	生涯学習センター	荒　　川 3-49-1
117	4120	区立尾久第二幼稚園	西 尾 久 8-26-9
118	4121	ゆいの森あらかわ	荒　　川 2-50-1
119	4122	尾久図書館	東 尾 久 8-45-4
120	4123	南千住図書館	南 千 住 6-63-1
121	4124	町屋図書館	町　　屋 5-11-18
122	4125	日暮里図書館	東日暮里 6-38-4
123	4126	荒川清掃事務所	町　　屋 5-19-1
124	4127	あらかわ遊園	西 尾 久 6-35-11
125	4128	かがや保育園	荒　　川 1-17-3
126	4129	カナリヤ保育園	町　　屋 8-2-11
127	4130	上尾久保育園	西 尾 久 8-10-12
128	4131	荒川総合スポーツセンター	南 千 住 6-45-5
129	4132	町屋文化センター	荒　　川 7-20-1
130	4133	日暮里サニーホール	東日暮里 5-50-5
131	4134	荒川ひまわり作業所	荒　　川 1-17-3-103
132	4135	特養サンハイム荒川	南 千 住 3-14-7
133	4136	さくらハイツ南千住	南 千 住 2-32-3
134	4137	東日暮里サービスセンター	東日暮里 3-8-16
135	4138	町屋在宅高齢者通所サービスセンター	町　　屋 7-2-15
136	4139	ワークハウス荒川	西 尾 久 7-50-6
137	4140	さくらハイツ西尾久	西 尾 久 7-19-11
138	4141	西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター	西 尾 久 6-17-3

No.	呼出番号	局名称	所在地
139	4142	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	西日暮里 5-36-1
140	4143	特養花の木ハイム荒川	荒　　川 5-47-2
141	4144	さくらハイツ小台	西 尾 久 3-21-12
142	4145	なかよし保育園	東日暮里 1-6-9
143	4146	ぽけっとらんど南千住瑞光保育園	南 千 住 7-30-1
144	4148	尾久生活実習所分場	西 尾 久 4-6-4
145	4149	老人保健施設まちや	町　　屋 4-9-5
146	4150	グループホームかりーの	荒　　川 6-41-4 5階
147	4151	ポポラー東日暮里園	東日暮里 6-1-1 2階
148	4153	グループホームもみの木	町　　屋 8-12-11
149	4154	町屋三丁目障がい者就労支援施設	町　　屋 3-28-2
150	4155	愛の家グループホーム西尾久・荒川	西 尾 久 5-27-9
151	4156	尾久寮	東 尾 久 3-14-2
152	4157	荒川ひまわり第２	東 尾 久 3-20-10
153	4158	日本ダルクホーム	荒　　川 3-33-2
154	4159	花さと保育園	東日暮里 5-42-10-203
155	4160	グループホームなごみ熊野前	東 尾 久 5-14-10
156	4161	かどころの家	東日暮里 6-12-1 1 階
157	4162	上智厚生館保育園分園	町　　屋 4-14-7
158	4163	ショートステイ町屋グループホーム町屋あやめ	町　　屋 1-38-20
159	4164	小台橋あさがお	西 尾 久 6-9-7
160	4165	デイサービスユーアイ	東 尾 久 2-2-9
161	4166	健遊館七福湯	東日暮里 2-7-7
162	4167	ブランシエール日暮里	東日暮里 3-9-21 1階
163	4168	スノードロップ	東日暮里 3-40-12 1階
164	4169	ジョイリハ東日暮里	東日暮里 2-32-10
165	4170	デイサービスセンターなごやか日暮里	東日暮里 5-30-8 1階
166	4171	グループホームももの木	町　　屋 3-28-4
167	4172	日暮里駅前保育園	西日暮里 2-22-1 3階
168	4173	グループホームゆい	東 尾 久 1-20-16-101
169	4174	ショートステイおたけの郷・特別養護老人ホームおたけの郷	町　　屋 7-18-11
170	4175	グループホームなごみ三河島	荒　　川 5-25-3
171	4176	ういず東日暮里保育園	東日暮里 4-11-6
172	4177	三河島ケアセンターそよ風	荒　　川 5-3-3
173	4179	グローバルキッズ東日暮里園	東日暮里 5-16-3
174	4180	デイサービスセンターエンゼルヘルプ゜荒川・グループホームなごみ荒川	荒　　川 8-8-3

No.	呼出番号	局名称	所在地
175	4181	カフェフレンド	南千住 7-26-2
176	4182	キッズガーデン保育園	東日暮里 3-9-21 1階
177	4183	フレンズ保育室	東日暮里 3-11-26 1階
178	4184	東日暮里ハイツ	東日暮里 3-23-3
179	4185	南千住病院	南千住 5-10-1
180	4186	おひさま保育園	南千住 4-3-2
181	4187	ぽけっとランド南千住	南千住 5-29-10
182	4188	磯病院	南千住 1-56-10
183	4189	荒川外科肛門科医院	荒川 4-2-7
184	4190	燦々ほーむ　あらかわ	荒川 4-9-11
185	4191	たのしい家荒川	荒川 5-34-9
186	4192	デイサービスセンターなごやか荒川	荒川 8-4-1
187	4193	上智クリニック	町屋 4-9-10
188	4194	日暮里上宮病院	東日暮里 2-29-8
189	4195	荒川病院	町屋 8-20-3
190	4196	義肢装具サポートセンター附属診療所	南千住 4-3-3　M3、4F
191	4197	デイサービスヨウコー町屋	町屋 5-5-2
192	4199	清水医院	荒川 1-4-14
193	4201	町屋かどころ	町屋 1-15-8
194	4202	いきいきらいふデイサービスセンター南千住	南千住 3-35-11
195	4203	みるく保育園	東尾久 6-9-4
196	4204	あっぷる園	西尾久 1-31-14 1階
197	4205	グループホームかりーの	荒川 6-41-4 4階
198	4206	スクラムあらかわ	町屋 6-28-13
199	4207	おぐのあかり	西尾久 5-15-15
200	4208	グループホームかりーの	荒川 6-41-4 3階
201	4209	グループホーム東京東日暮里の家	東日暮里 2-49-14
202	4210	精神障害者地域生活支援センター	東尾久 5-45-11
203	4211	ホームとらむⅡ	町屋 5-5-12
204	4212	南千住保育園	南千住 6-35-3
205	4213	にじの樹保育園	南千住 8-5-2
206	4214	尾久備蓄倉庫	西尾久 8-10-5
207	4215	愛の家グループホーム荒川南千住	南千住 1-23-11
208	4216	癒しの里南千住	南千住 6-67-8
209	4217	けんちの苑すみだ川	南千住 3-9-3
210	4219	汐入公園防災備蓄倉庫	南千住 8-13-2

No.	呼出番号	局名称	所在地
211	4220	日暮里備蓄倉庫	西日暮里 5-38-2
212	4221	無線室	区役所 4階
213	4222	巡視室	区役所 地下1階
214	4223	分庁舎	分庁舎 2階
215	4224	南千住七丁目保育園	南千住 7-20-13
216	4225	東京ケーブルネットワーク	荒川 5-9-9 3階

荒川区防災対策用ＭＣＡ無線設置場所一覧

	呼出番号	設置場所
基地局	100	防災課

No.	呼出番号	設置場所	No.	呼出番号	設置場所
1	101	防災課	38	116	南千住区民事務所
2	102	防災課	39	117	町屋区民事務所
3	103	防災課	40	118	尾久区民事務所
4	104	防災課	41	119	日暮里区民事務所
5	105	防災課	42	120	区民施設課
6	106	防災課	43	121	税務課
7	107	防災課	44	122	文化交流推進課
8	108	防災課	45	716	文化交流推進課
9	109	防災課	46	717	文化交流推進課
10	110	防災課	47	123	生涯学習課
11	111	総務企画課	48	147	スポーツ振興課
12	112	秘書課	49	173	ゆいの森課
13	113	経理課	50	172	地域図書館課（南千住図書館）
14	801	経理課	51	124	産業振興課
15	802	経理課	52	718	産業振興課
16	803	経理課	53	719	産業振興課
17	804	経理課	54	720	産業振興課
18	805	経理課	55	721	産業振興課
19	806	経理課	56	722	産業振興課
20	114	職員課	57	723	産業振興課
21	700	営繕課	58	125	環境課
22	701	営繕課	59	140	清掃リサイクル推進課
23	702	営繕課	60	126	福祉推進課
24	703	営繕課	61	127	高齢者福祉課
25	704	営繕課	62	128	障害者福祉課
26	705	営繕課	63	129	国保年金課
27	706	営繕課	64	130	生活衛生課
28	707	営繕課	65	131	子育て支援課
29	708	営繕課	66	132	児童青少年課
30	709	営繕課	67	133	保育課
31	710	営繕課	68	134	荒川遊園課
32	711	営繕課	69	135	子育て支援課分室
33	712	営繕課	70	148	子ども家庭総合センター
34	713	営繕課	71	136	都市計画課
35	714	営繕課	72	137	住まい街づくり課
36	715	営繕課	73	724	住まい街づくり課
37	115	区民課	74	725	住まい街づくり課

No.	呼出番号	設置場所	No.	呼出番号	設置場所
75	919	住まい街づくり課	118	225	諏訪台ひろば館
76	160	土木管理課	119	221	西日暮里ふれあい館
77	726	土木管理課	120	226	汐入防災備蓄倉庫
78	727	土木管理課	121	227	荒川防災備蓄倉庫
79	728	土木管理課	122	228	町屋備蓄倉庫
80	729	土木管理課	123	229	尾久備蓄倉庫
81	730	土木管理課	124	230	日暮里備蓄倉庫
82	138	基盤整備課	125	231	サンパール荒川
83	800	建築指導課	126	232	ムーブ町屋
84	807	建築指導課	127	233	日暮里サニーホール
85	808	建築指導課	128	234	町屋文化センター
86	809	建築指導課	129	235	生涯学習センター
87	810	建築指導課	130	731	生涯学習センター
88	170	教育総務課	131	236	荒川ふるさと文化館
89	139	教育施設課	132	237	荒川総合スポーツセンター
90	141	教育施設課	133	238	あらかわ遊園スポーツハウス
91	142	教育施設課	134	239	汐入図書サービスステーション
92	143	教育施設課	135	240	尾久図書館
93	144	教育施設課	136	241	町屋図書館
94	145	教育センター	137	242	日暮里図書館
95	146	分庁舎	138	243	冠新道図書サービスステーション
96	201	荒川さつき会館	139	244	あらかわリサイクルセンター
97	202	男女平等推進センター	140	245	南千住清掃車車庫
98	204	宮の前ひろば館	141	246	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川
99	207	石浜ふれあい館	142	247	特別養護老人ホームサンハイム荒川
100	212	南千住ふれあい館	143	248	特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川
101	211	南千住駅前ふれあい館	144	249	特別養護老人ホームあそかのぞみの郷
102	213	汐入ふれあい館	145	250	特別養護老人ホームさくら館
103	214	峡田ふれあい館	146	251	特別養護老人ホーム癒しの里南千住
104	205	三河島ひろば館	147	252	特別養護老人ホームおたけの郷
105	206	荒川六丁目ひろば館	148	253	養護老人ホーム千寿苑
106	215	荒川山吹ふれあい館	149	254	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター
107	217	町屋ふれあい館	150	255	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター
108	208	町屋二丁目ひろば館	151	256	町屋在宅高齢者通所サービスセンター
109	216	荒木田ふれあい館	152	258	あらかわ希望の家（尾久生活実習所）
110	209	東尾久小沼ひろば館	153	259	東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター
111	210	東尾久本町通りふれあい館	154	261	社会福祉協議会
112	218	尾久ふれあい館	155	262	荒川授産場
113	222	西尾久みどりひろば館	156	263	荒川たんぽぽセンター（心身障害者福祉センター）
114	219	西尾久ふれあい館	157	264	アクロスあらかわ（障害者福祉会館）
115	220	東日暮里ふれあい館	158	265	荒川福祉作業所
116	223	夕やけこやけふれあい館	159	266	あらかわ希望の家分場（尾久生活実習所分場）
117	224	ひぐらしふれあい館	160	267	支援センターアゼリア

No.	呼出番号	設置場所	No.	呼出番号	設置場所
161	268	グループホームひぐらし	204	741	第四峡田小学校
162	269	スタートまちや	205	611	第五峡田小学校
163	270	スクラムあらかわ	206	742	第五峡田小学校
164	271	生活クラブスニーカー	207	612	第七峡田小学校
165	272	花の木ひろば館	208	743	第七峡田小学校
166	273	熊野前ひろば館	209	613	第九峡田小学校
167	275	第二南千住保育園	210	744	第九峡田小学校
168	276	三河島保育園	211	614	尾久小学校
169	277	荒川保育園	212	745	尾久小学校
170	278	荒川さつき保育園	213	615	尾久西小学校
171	279	原保育園	214	746	尾久西小学校
172	280	東尾久保育園	215	616	尾久第六小学校
173	281	熊野前保育園（子育て交流サロン）	216	747	尾久第六小学校
174	282	西尾久みどり保育園	217	617	赤土小学校
175	284	第二東日暮里保育園（一時保育）	218	748	赤土小学校
176	285	ひぐらし保育園	219	618	大門小学校
177	286	西日暮里保育園（一時保育）	220	749	大門小学校
178	287	公園管理事務所	221	619	尾久宮前小学校
179	288	ふらっと日暮里	222	750	尾久宮前小学校
180	681	南千住第二幼稚園	223	620	第一日暮里小学校
181	682	南千住第三幼稚園	224	751	第一日暮里小学校
182	683	花の木幼稚園	225	621	第二日暮里小学校
183	684	尾久幼稚園	226	752	第二日暮里小学校
184	685	日暮里幼稚園	227	622	第三日暮里小学校
185	601	瑞光小学校	228	753	第三日暮里小学校
186	732	瑞光小学校	229	623	第六日暮里小学校
187	602	第二瑞光小学校	230	754	第六日暮里小学校
188	733	第二瑞光小学校	231	624	ひぐらし小学校
189	603	第三瑞光小学校	232	755	ひぐらし小学校
190	734	第三瑞光小学校	233	651	第一中学校
191	604	汐入小学校	234	756	第一中学校
192	735	汐入小学校	235	652	第三中学校
193	606	汐入東小学校	236	757	第三中学校
194	736	汐入東小学校	237	653	第四中学校
195	605	第六瑞光小学校	238	758	第四中学校
196	737	第六瑞光小学校	239	654	第五中学校
197	607	峡田小学校	240	759	第五中学校
198	738	峡田小学校	241	655	第七中学校
199	608	第二峡田小学校	242	760	第七中学校
200	739	第二峡田小学校	243	656	第九中学校
201	609	第三峡田小学校	244	761	第九中学校
202	740	第三峡田小学校	245	659	尾久八幡中学校
203	610	第四峡田小学校	246	762	尾久八幡中学校

No.	呼出番号	設置場所	No.	呼出番号	設置場所
247	660	南千住第二中学校	290	508	令和あらかわ病院
248	763	南千住第二中学校	291	766	令和あらかわ病院
249	658	原中学校	292	511	都立大学荒川キャンパス
250	764	原中学校	293	512	都立大学荒川キャンパス
251	657	諏訪台中学校	294	769	都立大学荒川キャンパス
252	765	諏訪台中学校	295	770	都立大学荒川キャンパス
253	409	荒川消防署	296	513	産業技術高等専門学校荒川キャンパス
254	410	尾久消防署	297	514	荒川工科高等学校
255	411	南千住警察署	298	771	荒川工科高等学校
256	412	荒川警察署	299	828	竹台高等学校
257	413	尾久警察署	300	516	荒川自然公園管理事務所
258	401	水道局荒川営業所（東部第２支所）	301	517	都立汐入公園
259	402	下水道局三河島水再生センター	302	518	都立尾久の原公園
260	403	NTT東日本荒川支店	303	519	南千住病院
261	404	東京電力パワーグリッド(株)上野支社	304	773	南千住病院
262	405	東京ガスネットワーク(株)東京ガス千住ビルＡ館	305	257	運用班
263	406	東京都第六建設事務所	306	260	運用班
264	407	東京都トラック協会荒川支部	307	283	運用班
265	408	日本通運隅田川コンテナ営業所	308	900	運用班
266	431	交通局荒川電車営業所	309	901	運用班
267	432	日暮里・舎人営業所	310	902	運用班
268	433	日暮里駅	311	905	北部緑地（株）
269	434	JR貨物隅田川駅	312	906	上園緑地建設（株）
270	435	京成町屋	313	907	東京朝鮮第一幼初中級学校
271	436	西日暮里（メトロ）	314	908	運用班
272	437	つくばTX南千住	315	909	町屋光明寺（東京御廟・本館）
273	451	郵便事業荒川支店	316	910	創価学会荒川文化会館
274	452	Kプランニング	317	911	創価学会荒川平和会館
275	453	荒川区建設業協会	318	912	学校法人北豊島学園（北豊島中学校・高等学校）
276	454	リサイクル事業共同組合	319	913	荒川都税事務所
277	455	荒川区獣医師会	320	914	（株）大起エンゼルヘルプ
278	501	荒川区医師会	321	915	トキアス
279	502	荒川区歯科医師会	322	916	千代田セレモニー　メモリアルセレス千代田２１
280	503	荒川区薬剤師会	323	917	運用班
281	504	東京都柔道整復師会荒川支部	324	918	運用班
282	505	岡田病院	325	203	運用班
283	507	木村病院	326	274	運用班
284	510	東京リバーサイド病院	327	811	運用班
285	767	東京リバーサイド病院	328	812	運用班
286	509	佐藤病院	329	813	運用班
287	768	佐藤病院	330	814	運用班
288	903	日本医科大学付属病院	331	815	運用班
289	904	都立駒込病院	332	816	運用班

No.	呼出番号	設置場所	No.	呼出番号	設置場所
333	817	運用班	343	827	運用班
334	818	運用班	344	830	運用班
335	819	運用班	345	831	運用班
336	820	運用班	346	832	運用班
337	821	運用班	347	833	運用班
338	822	運用班	348	834	運用班
339	823	運用班	349	835	運用班
340	824	運用班	350	836	運用班
341	825	運用班	351	837	運用班
342	826	運用班	352	838	運用班

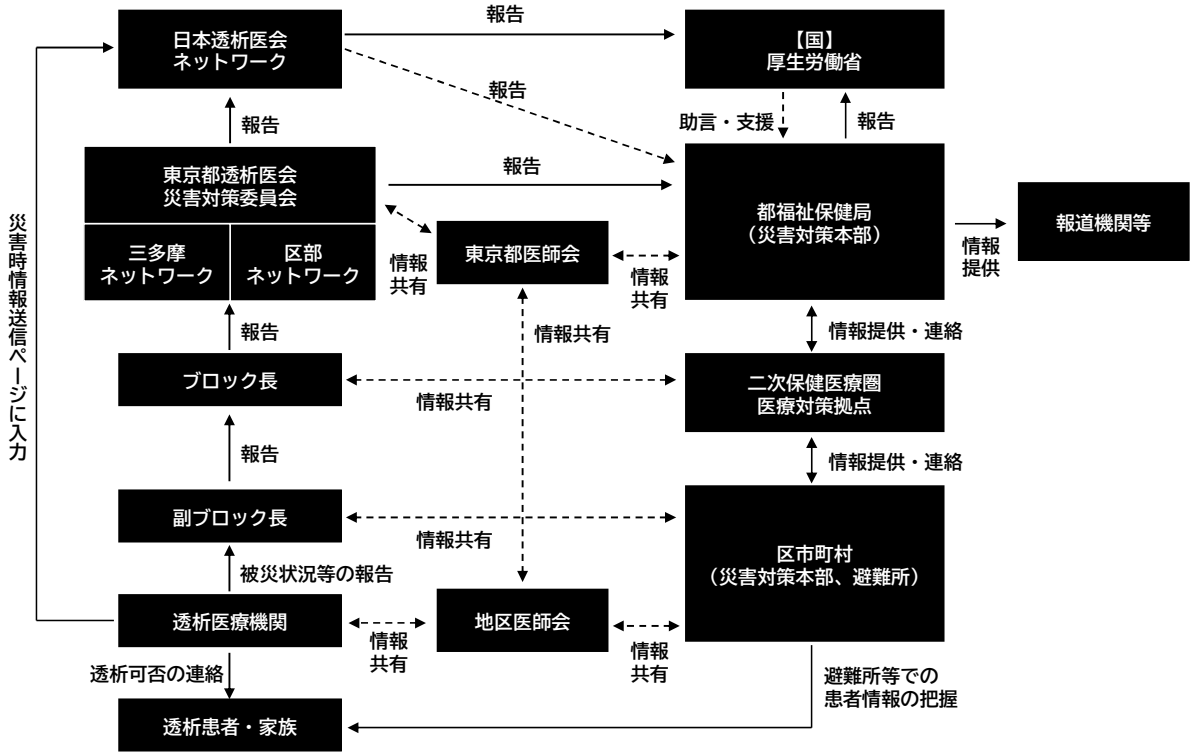
高所カメラ設置場所一覧表

設　置　場　所	住　所	台数	区分
町屋五丁目住宅	町　　屋 5－9－2	1台	区
リーデンスタワー	東日暮里 5－16－1	1台	民間
マークスタワー	荒　　川 7－46－1	3台	民間
センターまちや	荒　　川 7－50－9	1台	民間
アクレスティ南千住	南千住 7－1－1	1台	民間
コスモステージ荒川遊園	西尾久 8－30－1	1台	民間

23 区東北部災害拠点病院

施 設 名	所 在 地	電話番号	病床数
東京女子医科大学附属足立医療センター	足立区江北 4-33-1	03-3857-0111	450
西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	03-5647-1700	196
苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	03-3850-5721	221
博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1	03-3899-1311	306
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2	03-3603-2111	371
東京都立東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1	03-5682-5111	314
平成立石病院	葛飾区立石 5-1-9	03-3692-2121	203

透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図



『災害時における透析医療活動マニュアル』より引用

一時滞在施設一覧

	名称	所在地	区分
1	町屋文化センター	荒川 7-20-1	区立
2	日暮里サニーホール	東日暮里 5-50-5	区立
3	ムーブ町屋	荒川 7-50-9	区立
4	日暮里地域活性化施設	東日暮里 6-17-6	区立
5	株式会社大起エンゼルヘルプ	荒川 8-8-3	民間
6	東京朝鮮第一幼初中級学校	東日暮里 3-8-5	民間
7	立正佼成会荒川教会	荒川 2-1-3	民間
8	創価学会荒川文化会館	町屋 7-10-4	民間
9	創価学会荒川平和会館	東尾久 5-10-12	民間
10	メモリアルセレス千代田２１	西日暮里 6-55-1	民間
11	トキアス	南千住 8-1-1	民間
12	町屋光明寺・東京御廟本館	荒川 7-5-8	民間
13	東京都立大学 荒川キャンパス	東尾久 7-2-10	都立
14	荒川工科高等学校	南千住 6-42-1	都立
15	荒川都税事務所	西日暮里 2-25-1	都立
16	学校法人北豊島学園	東尾久 6-34-24	民間
17	北部緑地株式会社	荒川 5-4-3	民間
18	上園緑地建設株式会社	西尾久 6-6-12	民間

※区立施設については、一時滞在施設閉鎖後、必要に応じて、避難者・ボランティア・受援・備蓄物資・後方支援等で利用する。

災害時サポートステーション

名　　称	住　　所	名　　称	住　　所
㈲上中里石油 西尾久給油所	西 尾 久 7-53-5	中外石油㈱ 白鬚橋給油所	南 千 住 3-12-9
不二化学㈱ 西尾久給油所	西 尾 久 6-15-2	㈱栃木屋商店 町屋給油所	町　　屋 3-27-11
㈱関口商会 小台給油所	西 尾 久 3-19-1	㈱共栄オーメック 尾竹橋給油所	町　　屋 6-32-24
㈱小高商事 電化通り給油所	町　　屋 4-36-8	東和興産㈱ プレステージ三ノ輪給油所	南 千 住 5-11-1
㈲太田礦油店 西日暮里給油所	西日暮里 1-35-5		

一時集合場所一覧（警察署管内別）

［荒川警察署管内］

名　称	所　在　地
荒川公園	荒　　川 2－2－3
第二峡田小学校	荒　　川 2－30－1
生涯学習・教育センター	荒　　川 3－49－1
峡田小学校	荒　　川 3－77－1
京成線沿線道路上	荒　　川 5－13～16
	荒　　川 7－13･15･40･41･42
第九峡田小学校	荒　　川 6－8－1
第四中学校	荒　　川 6－57－1
第七峡田小学校	町　　屋 8－19－12
藍染公園	町　　屋 1－34－9
第三日暮里小学校(日暮里公園含む)	東日暮里 3－10－17
日暮里南公園	東日暮里 5－19－1
第二日暮里小学校	東日暮里 5－2－1
諏訪台中学校第二グラウンド	東日暮里 6－47－7
ひぐらし小学校	西日暮里 2－35－5
開成学園第二運動場	西日暮里 4－2
真土公園	西日暮里 1－26－9
諏訪台中学校	西日暮里 2－36－8
第六日暮里小学校	西日暮里 6－35－16
東日暮里一丁目公園	東日暮里 1－17－22
第三峡田小学校	荒　　川 1－43－1
荒川二丁目公園	荒　　川 2－58－2
第一中学校	荒　　川 1－30－1
荒川八丁目公園	荒　　川 8－16－5
第四峡田小学校	町　　屋 2－11－6
第五中学校	町　　屋 1－37－16
大門小学校	町　　屋 4－27－8
第五峡田小学校	町　　屋 3－17－24
第一日暮里小学校	西日暮里 3－7－15
西日暮里公園	西日暮里 3－5－5

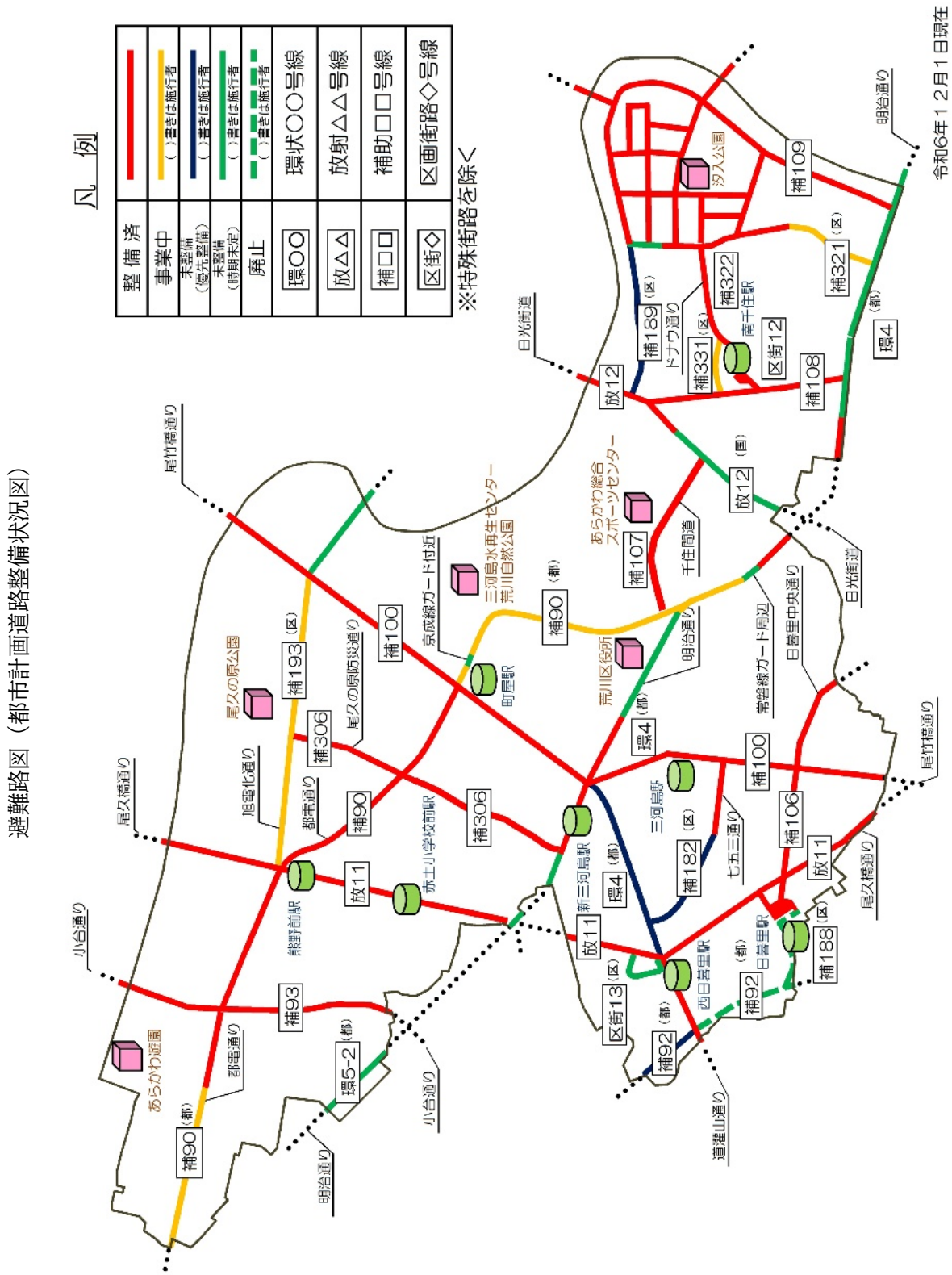
［南千住警察署管内］

名　　称	所　在　地
第六瑞光小学校	南 千 住 1－4－11
瑞光小学校	南 千 住 1－51－1

名　　称	所　在　地
南千住野球場	南 千 住 6－45－5
天王公園	南 千 住 6－67－21
第二瑞光小学校	南 千 住 5－8－1
ＪＲ隅田川駅構内	南 千 住 4－1
南千住第二中学校	南 千 住 7－25－1
第三瑞光小学校	南 千 住 7－9－1
第二南千住保育園	南 千 住 2－21－6
第三中学校	南 千 住 8－10－1
汐入小学校	南 千 住 8－2－3
都市計画道路第 321 号線用地	南 千 住 3－22

［尾久警察署管内］

名　　称	所　在　地
町屋七丁目公園	町　　屋 7－16－6
あらかわ遊園	西 尾 久 8－1－1
	西 尾 久 6－35－11
尾久西小学校	西 尾 久 5－27－12
第七中学校	西 尾 久 4－30－28
尾久宮前小学校	西 尾 久 1－4－17
八幡神社	西 尾 久 3－7－3
尾久小学校	東 尾 久 5－6－7
赤土小学校	東 尾 久 2－43－9
第九中学校	東 尾 久 2－23－5
原中学校	町　　屋 5－12－6
尾久第六小学校	西 尾 久 8－26－9
尾久八幡中学校 （区民運動場含む）	西 尾 久 3－14－1
宮前公園	東 尾 久 8－45


避難路図（都市計画道路整備状況図）
凡　例
整備済
事業中
（　）書きは施行者
未整備（優先整備）
（　）書きは施行者
未整備（時期未定）
（　）書きは施行者
廃止
環○○
環状○○号線
放△△
放射△△号線
補□□
補助□□号線
区街◇
区画街路◇号線
※特殊街路を除く
令和6年12月1日現在
小台通り
尾久橋通り
尾竹橋通り
日光街道
明治通り
都電通り
旭電化通り
尾久の原公園
尾久の原防災通り
京成線ガード付近
三河島水再生センター
荒川自然公園
あらかわ遊園
あらかわ総合スポーツセンター
荒川区役所
町屋駅
熊野前駅
赤土小学校前駅
新三河島駅
三河島駅
西日暮里駅
日暮里駅
千住間道
常磐線ガード周辺
日暮里中央通り
七五三通り
道灌山通り
汐入公園
南千住駅
ドナウ通り
補90（都）
補93
環5-2（都）
補193（区）
補306
補100
補90
放11
補306
放12
補189（区）
補331（区）
補322
区街12
補108
補109
補321（区）
環4（都）
環4（都）
補107
放12（国）
放11（区）
区街13（区）
補182（区）
補100
補106
補188（区）
補92（都）
補92（都）

広域避難場所・地区内残留地区一覧

［広域避難場所］

避難場所名	所在地	区域面積（㎡）	避難有効面積(㎡)	区	区別地区割当	避難計画人口（人）	１人当たり避難有効面積(㎡/人)
谷中墓地	台東区 上野桜木、谷中	143,653	60,587	荒川区	西日暮里２～５丁目、東日暮里５～６丁目の各一部	34,438	1.76
				台東区	上野桜木２丁目、１丁目の一部、谷中１～７丁目宇		
上野公園一帯	台東区 池之端、上野公園、上野桜木	703,457	405,190	荒川区	東日暮里４丁目、１～３、５～６丁目の各一部	212,412	1.91
				台東区	下谷１～３丁目、元浅草１～４丁目、根岸１～５丁目、三ノ輪１～２丁目、三筋１～２丁目、寿１～２丁目、小島１～２丁目、松が谷１～４丁目、上野７丁目、上野公園、上野桜木１丁目の一部、西浅草１～３丁目、千束１～３丁目、４丁目の一部、浅草２～５丁目の各一部、浅草橋１～５丁目、蔵前１～４丁目、台東１～４丁目、池之端１～４丁目、鳥越１～２丁目、東上野１～６丁目、日本堤２丁目の一部、入谷１～２丁目、北上野１～２丁目、柳橋１～２丁目、竜泉１～３丁目		
荒川自然公園一帯	荒川区 荒川	63,124	47,354	－	荒川２～４、７～８丁目、１丁目の一部、５丁目の一部、西日暮里１丁目の一部、町屋１、７～８丁目の各一部、東日暮里１～３丁目の各一部	41,871	1.13
都立尾久の原公園一帯	荒川区 東尾久、町屋	148,219	97,856	荒川区	荒川６丁目、５丁目の一部、西日暮里６丁目、１丁目の一部、町屋２～６丁目、１、７～８丁目の各一部、東尾久１～８丁目、西	90,066	1.09

避難場所名	所在地	区域面積（㎡）	避難有効面積(㎡)	区	区別地区割当	避難計画人口（人）	１人当たり避難有効面積(㎡/人)
					尾久１～６丁目		
				北区	田端新町１～３丁目		
都立汐入公園一帯	荒川区南千住	436,066	254,252	－	南千住２、５、７丁目、３丁目の一部	19,031	13.36
堀船地区一帯	北区堀船	57,921	34,220	荒川区	西尾久７～８丁目	28,212	1.21
				北区	上中里２～３丁目、栄町、昭和町１～３丁目、堀船１～４丁目		
荒川工業高校一帯	荒川区南千住	31,629	20,051	－	荒川１丁目の一部、南千住１、６丁目、東日暮里１丁目の一部	13,802	1.45

［地区内残留地区］

地区名	所在地	面積(ha)
南千住地区	南千住４、８丁目、３丁目の一部	112

指定避難所（一次避難所）一覧

No.	名　　称	所　在　地	町　会　区　域
1	瑞光小学校	南 千 住 1-51-1	南千住一丁目東町会、南千住一丁目北親会、菅苗会
2	第二瑞光小学校	南 千 住 5-8-1	南千住二丁目町会、南千住協和会
3	第三瑞光小学校	南 千 住 7-9-1	南千住中央町会
4	汐入小学校	南 千 住 8-2-3	隅田川平和会、南千住三丁目親公会、南千住４丁目自治会
5	汐入東小学校	南 千 住 8-9-3	リバーパーク汐入町会
6	第六瑞光小学校	南 千 住 1-4-11	南千住・東日暮里一丁目南町会、東日暮里一丁目アパート自治会
7	峡田小学校	荒　　川 3-77-1	大西町会、荒川四丁目西仲睦会、荒川宮地町会、子の神町会
8	第二峡田小学校	荒　　川 2-30-1	荒川二丁目東会、荒川七丁目同親会、仲道会、峡田睦会、荒川二丁目共栄会、昭和睦会、グリーンコーポ町屋町会、荒川中央町会、新堀町会、荒川東共栄町会、荒川文化会、荒川四丁目東仲町会、荒川四丁目明朗町会、荒川平和会
9	第三峡田小学校	荒　　川 1-43-1	東日暮里一丁目正庭町会、二之坪町会、荒川一丁目本町会
10	第四峡田小学校	町　　屋 2-11-6	町屋一・二丁目仲町会、町屋東栄町会、町屋二丁目仲町会、町屋実揚町会
11	第五峡田小学校	町　　屋 3-17-24	町屋睦町会、町屋三丁目仲町会、町屋江川町会、町屋六丁目南町会
12	第七峡田小学校	町　　屋 8-19-12	町屋東町会、町屋八丁目東文化会、町屋八丁目中央会、尾竹橋町会、ハイツ町屋自治会、尾竹橋公園スカイハイツ自治会
13	第九峡田小学校	荒　　川 6-8-1	荒川親交会、荒川七丁目北町会、荒川六丁目新地町会
14	尾久小学校	東 尾 久 5-6-7	尾久橋町会、東尾久三丁目東町会、東尾久五丁目熊野前町会、東尾久五丁目仲町会、東尾久八丁目町会
15	尾久西小学校	西 尾 久 5-27-12	西尾久五丁目町会、西尾久八丁目東町会、西尾久七丁目本町会
16	尾久第六小学校	西 尾 久 8-26-9	西尾久七丁目南町会、西尾久八丁目町会、西尾久八丁目自治会、コスモステージ荒川遊園自治会、コスモデュオスクエア自治会、グリーンパーク上中里自治会

No.	名　　称	所　在　地	町　会　区　域
17	赤土小学校	東 尾 久 2-43-9	東尾久赤土町会、東尾久一丁目町会、東尾久四丁目中央町会、東尾久四丁目上町会
18	大門小学校	町　　屋 4-27-8	東尾久六丁目仲町会、荒川区大門町会、東尾久六丁目旭町会
19	尾久宮前小学校	西 尾 久 1-4-17	東尾久四丁目西町会、西尾久東町会、西尾久西町会、西尾久一丁目南町会
20	第一日暮里小学校	西日暮里 3-7-15	西日暮里三丁目町会、ひぐらし文化会
21	第二日暮里小学校	東日暮里 5-2-1	東日暮里六丁目本町会、東日暮里五丁目町会
22	第三日暮里小学校	東日暮里 3-10-17	東日暮里三丁目三河島町会、東日暮里１・２丁目町会、東日暮里三丁目南町会、東日暮里三丁目本町会
23	第六日暮里小学校	西日暮里 6-35-16	西日暮里北部町会
24	ひぐらし小学校	西日暮里 2-32-5	日暮里中央町会、東日暮里六丁目町会、日暮里共成町会
25	第一中学校	荒　　川 1-30-1	南千住一丁目西町会、荒川一丁目西文化会、荒川一丁目間道睦会
26	第三中学校	南 千 住 8-10-1	リバーパーク汐入町会
27	第四中学校	荒　　川 6-57-1	荒川五丁目銀成町会、荒川五丁目北町会、荒川六丁目南町会、荒川六丁目西町会
28	第五中学校	町　　屋 1-37-16	町屋一丁目東町会、町屋一丁目南町会
29	第七中学校	西 尾 久 4-30-28	西尾久四丁目町会、ニュー田端スカイハイツ自治町会、西尾久中町会、西尾久四丁目自治会、田端スカイハイツ自治会
30	第九中学校	東 尾 久 2-23-5	東尾久本町町会、東尾久二丁目東町会
31	尾久八幡中学校	西 尾 久 3-14-1	西尾久二丁目北町会、西尾久六丁目町会、西尾久三丁目宮元町会
32	南千住第二中学校	南 千 住 7-25-1	南千住瑞光町会
33	原中学校	町　　屋 5-12-6	原町会、町屋６丁目団地町会、ツインシティ町会、町屋５丁目住宅自治会
34	諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8	真土町会、西日暮里二丁目町会、西日暮里五丁目町会
35	生涯学習･教育センター	荒　　川 3-49-1	荒川三丁目東町会、荒川三丁目中央会
36	荒川工科高等学校	南 千 住 6-42-1	南千住新光町会、南千住六丁目本町会、アクロシティ自治会
37	竹台高等学校	東日暮里 5-14-1	東日暮里四丁目町会

※　汐入小学校は、増築校舎含む

指定避難所（二次避難所）一覧

No.	名　　称	所　在　地	No.	名　　称	所　在　地
1	花の木ひろば館	荒　　川 5-50-5	14	西日暮里ふれあい館	西日暮里 6-24-4
2	三河島ひろば館	荒　　川 3-36-4	15	荒川山吹ふれあい館	荒　　川 7-6-8
3	荒川六丁目ひろば館	荒　　川 6-33-4	16	南千住駅前ふれあい館	南 千 住 7-1-1 ｱｸﾚｽﾃｨ南千住２階
4	町屋二丁目ひろば館	町　　屋 2-8-13	17	峡田ふれあい館	荒　　川 3-3-10
5	熊野前ひろば館	東 尾 久 5-9-3	18	南千住ふれあい館	南 千 住 6-36-13
	男女平等推進センター	東 尾 久 5-9-3	19	町屋ふれあい館	町　　屋 1-35-8
6	宮の前ひろば館	東 尾 久 5-45-11	20	尾久ふれあい館	西 尾 久 2-25-13
7	東尾久小沼ひろば館	東 尾 久 1-21-23	21	石浜ふれあい館	南 千 住 3-28-2
8	西尾久みどりひろば館	西 尾 久 4-6-4	22	夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19
9	諏訪台ひろば館	西日暮里 3-3-12	23	ゆいの森あらかわ	荒　　川 2-50-1
10	荒木田ふれあい館	町　　屋 6-13-2	24	荒川さつき会館	荒　　川8-16-13
11	西尾久ふれあい館	西 尾 久 8-33-31	25	東尾久本町通りふれあい館	東 尾 久2-37-14
12	汐入ふれあい館	南 千 住 8-2-2	26	ひぐらしふれあい館	東日暮里6-28-15
13	東日暮里ふれあい館	東日暮里 1-17-13			

※ No12、No18 の施設は福祉避難所にも指定されているため、福祉避難所の開設状況を踏まえ、二次避難所の開設を検討する。

指定避難所（福祉避難所）一覧

［要介護４から５に認定されている在宅高齢者］

No.	名　　称	所　在　地	No.	名　　称	所　在　地
1	特別養護老人ホーム グリーンハイム荒川	南 千 住 6-36-5	8	特別養護老人ホーム あそかのぞみの郷	西 尾 久 1-1-12
2	特別養護老人ホーム サンハイム荒川	南 千 住 3-14-7	9	特別養護老人ホーム さくら館	町　　屋 7-10-6
3	特別養護老人ホーム 花の木ハイム荒川	荒　　川 5-47-2	10	特別養護老人ホーム 癒しの里南千住	南 千 住 6-67-8
4	南千住中部在宅高齢者 通所サービスセンター	南 千 住 4-9-6	11	特別養護老人ホーム おたけの郷	町　　屋 7-18-11
5	荒川東部在宅高齢者 通所サービスセンター	荒　　川 1-34-6	12	荒川老人福祉センター	荒　　川 1-34-6
6	尾久生活実習所	西 尾 久 6-17-3	13	養護老人ホーム 千寿苑	南 千 住 3-5-13
7	東日暮里在宅高齢者 通所サービスセンター	東日暮里 3-8-16			

※ No.1「特別養護老人ホーム グリーンハイム荒川」は、令和７年８月から令和９年９月まで大規模改修のため使用不可

［障がい者］

No.	名　　称	所　在　地	No.	名　　称	所　在　地
1	汐入ふれあい館	南 千 住 8-2-2	8	尾久生活実習所	西 尾 久 6-17-3
2	南千住ふれあい館	南 千 住 6-36-13	9	尾久生活実習所･分場	西 尾 久 4-6-4
3	障害者福祉会館 （アクロス荒川）	荒　　川 2-57-8	10	精神障がい地域生活支援センター（アゼリア）	東 尾 久 5-45-11
4	荒川生活実習所 福祉作業所	荒　　川 1-53-9	11	生活クラブスニーカー	西日暮里 6-25－3
5	心身障害者福祉センター （たんぽぽセンター）	荒　　川 1-53-20	12	作業所ボンエルフ （東日暮里三丁目ひろば館）	東日暮里 3-8-16 3階
6	スタートまちや	町　　屋 3-28-2	13	グループホームひぐらし	東日暮里 2-45-12
7	スクラムあらかわ	町　　屋 6-28-13			

その他公共施設一覧表

No.	名　　称	所　在　地
1	荒川総合スポーツセンター	南 千 住 6-45-5
2	サンパール荒川	荒　　川 1-1-1
3	あらかわ遊園スポーツハウス	西 尾 久 8-3-1
4	ムーブ町屋	荒　　川 7-50-9
5	荒川ふるさと文化館	南 千 住 6-63-1
6	荒川エコセンター	荒　　川 1-53-20
7	東京都立大学	東 尾 久 7-2-10
8	産業技術高等専門学校	南 千 住 8-17-1
9	諏訪台中学校第二体育館	東日暮里 6-47
10	学校法人北豊島学園	東 尾 久 6-34-24

※避難者の保護、ボランティアの受付及び宿泊場所、リエゾンの待機場所、後方支援等で利用する。

荒川区避難所運営基準

1　基準策定の趣旨

本運営基準は、災害対策基本法第６０条第２項の規定に基づき区が設置する避難所の運営について、基本的な事項を定めるものであり、区、区民及び防災関係機関は、本運営基準に従い、避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保する。

なお、本運営基準の内容については、東日本大震災の被災地における事例を踏まえるとともに、岩手県釜石市で避難所運営に従事した本区派遣職員の経験や、荒川区職員ビジネスカレッジ本科生による研究成果を反映させている。

2　避難所の設置目的

⑴　避難所の種類

区が設置する避難所の種類は、目的別に「一次避難所」「二次避難所」「福祉避難所」の３種類とし、それぞれの設置目的・開設時期・対象者・使用施設については、下表のとおりとする。

	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
設置目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置する	一次避難所に避難した高齢者や障がい者等のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な者を優先的に避難させるために設置する	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障害の程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるために設置する
開設時期	発災後直ちに	発災後速やかに	発災後直ちに

	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
対象者	①　居住者 ②　在勤・在学者※ ③　外出中に帰宅が困難になった者 ④　上記のほか区内に滞在する者 ※　在勤・在学者は、所属する事業所・学校に避難することを基本とする。	次に該当する者を優先的に避難させる。 ①　要介護１から３に認定されている区内の在宅高齢者 ②　障がい者（身体障害者手帳３級～７級） ③　妊産婦、乳児 ④　上記①及び③の保護者又は支援者（家族等） ※　支援者は、原則として、対象者１人に対し１人とする。	①　要介護４から５に認定されている区内の在宅高齢者 ②　障がい者（身体障害者手帳１級・２級、知的障がい者、精神障がい者） ③　上記①及び②の支援者（家族等） ※　支援者は、原則として、対象者１人に対し１人とする。
使用施設	小中学校、生涯学習センター及び都立学校（別表第１及び第２のとおり）	ひろば館、ふれあい館 ゆいの森（対象者③のみ）	高齢者施設（入所・通所）及び障がい者施設（入所・通所）

⑵　運営基準の適用

①　一次避難所

本運営基準を適用する。

②　二次避難所

本運営基準を踏まえ、別途運営基準を定める。

③　福祉避難所

本運営基準を踏まえ、別途運営基準を定める。

３　避難所運営の基本方針

⑴　区による避難者の救援救護

区は、避難所の設置者として、避難者が安全かつ健康的に避難生活を送れるよう、運営の公平性を確保し、避難所の秩序を維持するとともに、避難者を救援救護する責務を負う。

⑵　町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動

避難者は、避難所で共同生活を送る（避難所を運営する）にあたり、本運営基準及び各避難所で定めたルールに従い、町会・自治会を中心に、互いに助け合いながら自主的・主体的に行動する。

⑶　弱い立場となる可能性の高い避難者の視点に立った運営

避難所では、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、プライバシーや

防犯・安全等の面から、弱い立場となる可能性が高い女性、妊産婦、子ども、高齢者、障がい者、アレルギー疾病患者、慢性疾患患者及び外国人等が不安なく避難生活を送れるよう、これらの避難者の視点に立った避難所運営に努める。

⑷　通勤・通学者や帰宅困難者等への公平な対応

避難所では、区外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者等も受入対象となることから、これらの避難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中は、地域住民と同様に、救援物資や滞在スペース等を公平に提供する。

⑸　環境変化への的確な対応

発災直後は、避難者全員の収容を優先し、その後は、避難者のプライバシーや健康管理を優先するほか、季節の移り変わりや避難者の増減等、発災からの時間経過に応じた生活環境の変化に対して的確に対応する。

４　基本的な運営体制

⑴　区・避難者・学校教職員の基本的な役割

①　区

ア　避難所設置者として、各避難所に職員を配置し、災害対策本部との連絡調整、避難者相互の公平性の確保（居住スペースの割り振り、配給物資の管理、避難者による解決が困難な問題の処理等）、避難所の秩序維持、避難者情報の管理及び避難者への情報提供等を行う。

イ　居住スペースの割り振りにあたっては、学校における教育活動の再開に必要な場所を確保するため、施設管理者（学校長等）と十分な調整を行う。

ウ　避難所開設から一定の時間が経過した時点において、避難者の減少や学校における教育活動の再開等の状況を踏まえ、複数の避難所を統合する。この場合、避難所間の移動（引越し）が避難者に対し過度の負担とならないよう十分配慮する。

②　避難者

ア　地域防災の中心的な担い手である町会・自治会が主体となって、避難所生活でのルールづくり、１日の生活スケジュール（起床・消灯・食事・清掃等の時刻）の設定、炊事・配膳・後片付け、避難所として使用するスペース（体育館や普通教室、トイレ等）の清掃、これら避難者が担う仕事の当番編成及び来訪者の応対等を行う。

イ　炊事・配膳・後片付け・清掃等の当番については、特定の避難者・性別に偏らないよう編成する。

ウ　避難所生活のルールについては、季節の移り変わりや入退所者の状況、避難所の統合等、避難所開設からの状況変化に応じて適宜見直すものとする。

③　学校教職員

ア　学校長は、施設管理者として、避難所で使用する施設の維持管理を行う。

イ　教育委員会に対する災害対策本部長（区長）の指示（災害対策基本法第２３条

第６項）に基づき、区立学校の教職員は、学校長の指揮の下、児童・生徒の安全確保に支障のない範囲において、緊急対応として避難所運営に協力する。

ウ　学校教職員が避難所運営に協力する場合における、学校長の権限や責務、学校教職員の具体的な職務分担及び避難所運営業務に協力する期間等については別途定める。

⑵　避難所運営役員の選出

①　避難者が避難所を自主的・主体的に運営できるよう、避難者の中から避難所運営役員（以下「運営役員」という。）を複数選出する。

②　運営役員の選出にあたっては、当該避難所を使用する各町会・自治会からの推薦に基づくものとし、避難者の意見を避難所運営に的確に反映できるよう、男女の割合に配慮するとともに、できる限り多世代から選出する。

③　選出された運営役員の中から運営責任者を選任する。運営責任者は、避難者の要望の取りまとめ､避難者への連絡事項の伝達及び区･学校との連絡調整等の役割を担う。

④　入退所者の状況や避難所の統廃合等、避難所開設からの状況変化に応じて、役員の変更や追加選出を行う。

⑶　ミーティングの開催

①　避難者に対する区からの連絡事項や、区に対する避難者からの要望等について、情報を共有するとともに、避難所運営上で生じた課題の解決を図るため、運営役員・区職員・学校教職員を主要な構成員とするミーティングを定期的に開催する。

②　ミーティングの進行は、原則として、区職員が担当し、このミーティングで確認・合意された内容については、その都度、避難者全員に対し速やかに周知する。

⑷　避難者情報の管理

①　平時の事前準備

ア　区は、あらかじめ避難所ごとに避難対象者名簿を作成する。

イ　避難対象者名簿は、当該避難所に避難することが指定されている区域に居住する全ての区民を対象とし、町会・自治会の区域別にリスト化する。

ウ　避難対象者名簿は、当該避難所を担当する区民事務所に保管する。

②　避難所開設後

ア　区は、区民事務所に保管している避難対象者名簿を各避難所に配布し、避難者台帳の作成や地域における安否確認等に活用する。

イ　避難所における避難者情報の管理は区職員が行うものとし、入退所者の状況を常に把握する。

ウ　避難者に関する外部からの問い合わせについては、原則として、避難者本人に情報提供の可否について避難者本人に確認の上、対応する。

エ　区は、区民以外の避難者を把握し、当該避難者が居住する自治体と情報交換を行う。

⑸　応援の受入

①　他の自治体からの応援職員

ア　避難所に配置されている区職員が、本来の職場に復帰し業務を再開することは、区民生活の復旧復興に資することから、区は、他の自治体からの応援職員を積極的に受け入れ、区職員に代わって、避難所運営の業務に配置する。（本運営基準に定める「区職員」には、「他の自治体からの応援職員」を含む。）

イ　避難者は、上記アを踏まえ、避難所に配置された区職員及び他の自治体からの応援職員に対し分け隔てなく接するよう努める。

②　ボランティア

ア　避難所の運営は、避難者が自主的・主体的に行うことを基本とするが、避難者は自宅の片付けや各種手続等、生活を再建するための時間が必要となることから、避難所の運営に対する避難者の負担を軽減するため、必要に応じて、ボランティアを受け入れる。

イ　区職員は、運営役員と協議の上、避難所でボランティアが担う業務を定め、災害対策本部に派遣を要請する。

ウ　ボランティアの受け入れにあたっては、運営役員の中から担当者を選任し、受け入れたボランティアとの間で連絡調整を行う。

⑹　秩序の維持

①　避難所は、避難者だけでなく見舞者や支援者等、多数の人が出入りする施設であることから、区は、避難所の秩序維持に万全の体制を整える。

②　区は、防犯対策及び不審者対策の観点から、所轄の警察署に対し避難所の定期巡回を要請する。

③　避難者は、現金や貴重品を常に携帯するなど、自ら可能な範囲で防犯対策を講じるとともに、不審な者を見かけた場合は区職員や警察に通報する。

④　区職員や運営役員は、弱い立場となる可能性の高い避難者（女性、子ども、高齢者及び障がい者等）へ積極的に声を掛け、当該避難者の状況に応じて、区やボランティア等の専門相談員を紹介する。

⑺　防火安全対策

避難所における防火安全対策については、東京消防庁が定める基準を踏まえ、次のとおりとする。

①　防火担当責任者の選任

避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を、運営役員の中から選任する。

②　避難所敷地内の全面禁煙

避難所が教育施設であることを踏まえるとともに、防火管理上の必要性から、避難所の敷地内は全面禁煙とする。

③　火気管理の徹底

居住スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制し、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つ。

④　消火器、避難器具等の設置位置、操作要領等を把握するとともに、地震等により消防用設備が使用できない状態となっていないかを確認し、破損等している消防用設備は「使用不能」の表示を行う。

⑤　避難経路の確保

階段、通路等の避難経路は、火災の予防又は避難の支障となる物件等を置かないよう管理する。

⑥　放火の防止

避難所の屋内外やごみ集積場所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し警戒にあたる。

⑦　避難者に対する周知徹底

区は、上記①から⑥までの事項について、避難者に周知徹底を図る。

⑻　ミニ備蓄倉庫の設置

①　区は、各避難所にミニ備蓄倉庫を設置し、発災後、区から救援物資が配給されるまでの間、避難所で必要となる食料や毛布、生活用品等を備蓄している。

②　区民は、発災時、避難所においてミニ備蓄倉庫から必要な物資を取り出すことができるよう、平時から、防災訓練等を通じて、指定されている避難所のミニ備蓄倉庫の位置や品目等を確認しておく。

③　発災時、避難所となる小中学校に児童生徒（学童クラブの児童を含む）がいた場合、学校長等の判断より、ミニ備蓄倉庫にある毛布や食料等を児童生徒に配布することができる。

④　ミニ備蓄倉庫の設置場所及び標準的な備蓄物資は、別表第３及び第４のとおりである。

⑼　避難所運営委員会の設置

①　平時において、区・区民・学校等を主な構成員とする「避難所運営委員会」を各避難所に設置する。

②　避難所運営委員会は、この運営基準並びに当該避難所が所在する地域や使用する施設の構造を踏まえた「避難所運営マニュアル」を策定するなど、避難所の運営体制を整備する。

③　区は、避難所運営マニュアルについて、実際の災害で発生した事例や防災訓練の成果等を踏まえ、標準的な記載内容を避難所運営委員会に示すものとする。

５　避難所運営の留意事項

⑴　トイレの清潔保持

① 避難者が、不自由な避難所生活において、水分や食事を十分に摂り、健康を維持するためには、避難所のトイレを清潔に保持しておくことが極めて重要であることから、運営役員はトイレ清掃が円滑に行われるように清掃当番を編成する。また、当番の編成にあたっては避難者間に不公平が生じないように留意する。

② 避難所施設のトイレを使用する場合は、男性用トイレの一部を女性用に変更するほか、高齢者・障がい者等の要援護者が落ち着いて使用できるよう配慮する。

③ 仮設トイレを設置する場合には、可能な限り男女別に設置場所を離すとともに、建物の死角や暗い場所を避けるなど、環境への配慮や防犯対策に留意する。

⑵ ライフラインの確保

① 電源

ア 避難所が停電している場合、区が備蓄している自家発電機（発動式、ガスボンベ式）により、電源を確保する。

イ 自家発電機については、燃料や電力容量に限りがあることから、用途については、主として、夜間の照明（バルーン投光機の電源等）とする。

② 飲料水・生活用水

ア 断水時、区は、各避難所を断水時の応急給水拠点に指定している。飲料水については、給水車及び車載型水槽（平ボディー車等に積載）により給水を行う。

イ 道路が閉塞し、避難所まで車両が進入できない場合は、避難者は協力して、避難所に備蓄してあるリヤカー等を用い、車両が接近できる最寄の地点まで飲料水を受け取りに行く。

ウ 学校に開設した避難所における生活用水については、プールや井戸のほか、周辺の防災広場に設置されている防災井戸を活用する。

エ 洗濯を行う場所（洗濯機）については、校庭の水飲み場やプール等の排水が可能な場所に設置する。

③ 通信

ア 各避難所には、ＮＴＴ東日本－東京の特設公衆電話（無料）を設置している。

イ 区民は、指定されている避難所における電話器の保管場所やモジュラージャックの設置場所について、平時から防災訓練等を通じて確認しておく。

ウ 各町会・自治会に配備した区のＭＣＡ無線機は、町会・自治会役員等が避難時に避難所まで携行し、避難所と区との通信を確保する。

⑶ プライバシーの確保

① 発災直後は、原則として、避難者の全員収容を優先させるものとする。ただし、発災直後においても、女性用の更衣室や授乳室、おむつ交換室等については、テント等を設置して確保する。

② 発災後、一定の期間が経過した段階において、区は、段ボールやカーテン等による間仕切りを行い、避難者のプライバシーを可能な限り確保する。さらに、避難者の減

少等により施設に余裕が生じた場合は、一定の時間、家族等が他の避難者とは別に過ごせるような個室を確保する。

⑷　物資の適正管理

①　配給物資の管理は、区職員が行い、避難者に対し公平に配給するとともに在庫の管理を行う。特に、配給された弁当や生ものの食材等については、賞味（消費）期限の把握や衛生的な保管等、管理を徹底する。

②　避難者全員分を確保できない物資については、避難者から配給希望者を募るほか、代替品を用意するなど、可能な限り公平かつ適切な配給に努める。

③　物資の受入や在庫管理にあたっては、アレルギー疾病患者に対応した食料や、乳幼児や高齢者・障がい者・慢性疾患患者（糖尿病、腎臓病、高血圧症等）が特に必要とする物資が、他の配給物資に紛れ込まないよう留意する。また、女性用品については、女性職員が取り扱うこととし、配布する際、中身がわからないよう工夫する。

④　各避難所で配給物資に過不足が生じた場合は、必要に応じて、災害対策本部で調整の上、各避難所相互で配給物資を融通する。

⑸　避難者の健康管理

①　区職員は、インフルエンザ等の感染症に罹患している避難者や、体調を崩している避難者を把握し、他の避難者に影響を及ぼさないよう居住スペースを割り振るとともに、災害対策本部に報告する。また、急患発生時の対応（連絡先等）については、災害対策本部へ確認の上、避難所内への掲示により避難者に周知する。

②　避難者（特に高齢者）は、健康を維持するため、避難所運営への積極的な参加等を通じて、可能な限り身体を動かすことを心掛けるとともに、食事やトイレを制限することのないよう留意する。

③　炊き出しによって食事を用意する場合は、炭水化物に偏ることなく、ビタミンや鉄分等の栄養バランスを考慮するとともに、区が栄養士や調理師等を巡回派遣するほか、ボランティアの支援を受けるなどして、避難者が「食べる楽しみ」を持てるよう、可能な限り多様なメニューを提供する。

④　避難所内で行う調理については、衛生上問題がない場所で行い、学校に開設した避難所においては、調理実習室を使用できるよう施設管理者と調整する。

⑤　区は必要に応じて、災害時における給食業務の協力に関する協定書に基づき、学校給食調理業務受託業者に対して、給食室を活用した給食業務の提供を要請する。

⑥　入浴について、区は、自衛隊災害派遣部隊による支援を受けるほか、避難者に対し公衆浴場の営業状況について情報提供を行う。

⑦　健康（精神面を含む）に不安を感じる避難者は、区が派遣した保健活動班の保健師や栄養士等の専門職員に相談する。

⑹　避難者への情報提供

①　テレビ・ラジオの設置

ア　電源が確保できた場合、避難者へ情報提供を行うため、各避難所で視聴のルールを定めた上で、テレビ・ラジオを設置する。

イ　設置するテレビ・ラジオは、原則として、施設管理者と調整の上、当該施設の備品を使用する。

②　臨時区報の配布

区から避難者に対する情報の提供方法については、避難者の誰もが情報を入手しやすいよう、紙媒体による臨時区報を基本とする。

③　情報掲示板（インフォメーション・ボード）の設置

ア　避難所における情報共有手段として、文書等を貼付できる情報掲示板（インフォメーション・ボード）を設置する。

イ　掲示できる情報内容等の掲示ルールについては、各避難所で定めることとし、被災者の安否情報を掲示する場合は、個人情報の保護に留意する。

④　インターネット環境の整備

ア　避難者が避難所生活に慣れるとともに、電力・通信が復旧等により、避難所の運営が安定した場合、区は、避難者がインターネットを使用できるよう環境を整備する。

イ　インターネット環境の整備にあたっては、避難者間で不公平が生じないよう、各避難所でパソコン等の機器の使用方法についてのルールを定める。

⑺　ペットの同行避難

①　基本方針

飼い主にとってはペットは家族であり、被災した飼い主の精神的な不安を取り除く効果も大きいことから、飼い主は、ペットを避難所へ同行避難をさせることができるものとすることにより、飼い主の逃げ遅れや、避難に対するためらいを未然に防ぐ。なお、猛獣や爬虫類、昆虫等は同行避難の対象外とする。また、避難所における動物飼育場所は、校庭等、他の避難者の生活空間と分離された場所を指定する。

②　動物管理部会の設置

ア　避難所運営委員会内に、動物の飼い主を中心とした動物管理部会を設置し、動物の適正な飼育等について検討する。

イ　避難所運営委員会は、地域の状況や避難所の構造等に合わせた同行避難の実施方法や具体的な飼育場所等、飼育ルールをあらかじめ定め、地域住民に周知するとともに、協力と理解を求める。

ウ　動物管理部会は、獣医師会及び動物愛護団体等の協力を得て、被災動物の治療及び健康管理に努める。

③　区の役割

ア　区は、ペットを同行避難させることができない飼い主のために、動物救護センターを荒川自然公園内に設置する。

イ　区は、同行避難させた動物が鳴き声等により避難所生活に影響を及ぼす場合には、飼い主に説明した上で、避難所から当該動物を動物教護センターに移送する。

④　飼い主の役割

ア　動物を収容するケージや３日分の水及び餌を自ら備蓄し、同行避難の際にはこれを持参する。

イ　避難所において、同行避難させた動物の種類等を区職員に報告するものとし、給餌や排泄物処理等の世話は自己の責任で行う。

ウ　動物が苦手な避難者がいることに留意し、不安感・不信感を与えないよう配慮する。

エ　無駄吠え等、他の避難者の迷惑にならないよう、日頃から正しい躾に心がける。

⑻　帰宅困難者等への対応

①　帰宅困難者等のための一時受入施設については、荒川区内で被災した帰宅困難者等だけでなく、他の地域で被災した帰宅困難者等に対しても、区内を徒歩通過する際に提供する可能性があることから、発災してから数日の間、設置する。

②　区は、帰宅困難者等について、鉄道駅付近に所在し地域住民が使用する避難所に指定されていない区施設（町屋文化センター、日暮里サニーホール、ムーブ町屋等）への受け入れを基本とする。

③　小中学校等の地域の避難者が使用する避難所に帰宅困難者等を受け入れる場合は、混乱を防止するため、それぞれが使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を定めておく。

６　弱い立場となる可能性の高い避難者への配慮

⑴　女性

①　区は、女性避難者からの要望や相談に適切に対応できるよう、各避難所に女性職員（他の自治体からの応援職員を含む）を配置する。

②　避難所では、女性専用スペース（就寝、着替え、乳児への授乳、洗濯物干し場等）を設置し、女性のプライバシーを確保する。

③　女性専用スペースの設置にあたっては、可能な限り普通教室の一室を確保するなど、周囲から独立した間仕切りとする。

④　女性専用の就寝スペースの利用については、単身者や母子、女性のみの家族からの希望を優先させる。

⑵　妊産婦

①　区は、本人や家族に対し、妊産婦であることの申告を促すとともに、他の避難者に対し配慮を求めるほか、マタニティマークの配布や保健師等による巡回相談等を実施する。また、妊産婦の状態に応じて、二次避難所へ移送する。

②　避難者は、妊産婦が安定した状態で避難生活を送れるよう、居住スペースの割り振りや、炊事・清掃等の負担軽減等に配慮する。

⑶　子ども

①　　区は、避難所における育児の支援やメンタル面のサポートを行うため、保育園及び幼稚園が再開されるまでの間、必要に応じて、区立の保育園及び幼稚園の保育士・教職員及び子ども家庭総合センター心理職等を避難所へ派遣する。

②　粉ミルク用の飲料水、ガーゼ等の衛生用品、オムツ、哺乳瓶を消毒するための器具等の乳児専用の物資については、他の物資とは区別して管理する。

③　夜泣きをする子どもに対応するための専用の育児スペースの確保に努める。

④　小中学生や高校生の健全な避難生活を確保するため、遊びや運動ができる場所をはじめ、学習室や談話スペースを可能な限り設けるとともに、必要に応じて、生活上の悩み等を相談できるカウンセラー等を派遣する。

⑷　高齢者

①　高齢の避難者は、避難所で一日中動かない状態が継続することによって心身の機能が低下する「生活不活発病」を防止するため、身の回りのことは可能な限り自分で行うとともに、避難所での炊事や清掃へ積極に参加するなどして、身体を動かすことに努める。

②　区は、ボランティア等の支援を受けるなどして、高齢の避難者が身体を動かす機会（外出を含む）を積極的に設ける。

③　運営役員及び区職員は、単身の高齢避難者が避難所内で孤立化しないよう定期的に声を掛け、要望や相談を受け付ける。

④　区は、高齢者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な高齢者については、二次避難所又は福祉避難所の収容状況を確認の上、避難生活の困難度に応じて、二次避難所又は福祉避難所へ移送する。

⑸　障がい者

①　障がい者が一次避難所へ避難した場合、他の避難者は、当該障がい者が不安なく避難所生活を送れるよう、就寝スペースの割り振りや物資の配給等について、区に協力する。

②　区は、文字や言葉で意思を伝えることが難しい障がい者に対し、コミュニケーション支援ボード（別図第１のとおり）を提供するなど、避難所生活を支援する。

③　区は、障がいのある避難者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な避難者については、二次避難所又は福祉避難所の収容状況を確認の上、避難生活の困難度に応じて、二次避難所又は福祉避難所へ移送する。

⑹　アレルギー疾病患者・慢性疾患患者

①　区は、アレルギー疾病に対応した食料を備蓄しており、備蓄倉庫から避難所へ配布する際は、避難者に分かりやすいよう、その旨を保管箱に表示する。

②　アレルギー疾病のある避難者は、自らがアレルギー疾病患者である旨を区職員及び運営役員等に申告するとともに、区職員及び運営役員は、アレルギー疾病患者の状況

の把握に努め、「配給された食事を強く勧めないこと」などを、他の避難者に周知徹底する。

③　慢性疾患のある避難者（糖尿病、腎臓病、高血圧症等）に対しては、食事療法について状況を把握し、適切な食事を提供するとともに、診療可能な医療機関の情報を提供する。

⑺　外国人

区は、日本語による会話が困難な外国人の避難者に対し、コミュニケーション支援ボード（別図第１）を提供するほか、通訳ボランティアの支援を受けるなど、避難所内での意思疎通に留意する。

７　在宅避難者への支援

⑴　自宅が無事だった区民への呼び掛け

①　区は、自宅が倒壊・焼失せずに無事であったが、ライフラインの停止や室内の家具類が転倒落下するなどしてやむを得ず避難所に避難した区民に対し、可能な限り自宅での避難生活を呼び掛ける。

②　帰宅の呼び掛けにあたっては、応急危険度判定「調査済み」の緑色ステッカーが建物に貼付されていることを確認するよう、区民に周知徹底する。

⑵　在宅避難者支援窓口の開設

区は、在宅避難者に対して、食料や救援物資の配給、情報の提供等の支援を行うため、避難所に在宅避難者専用の支援窓口を開設する。

備蓄物資一覧表

品　名	備蓄数量	備考	品　名	備蓄数量	備考
アルファ化米	142,250食	保存年限5年	保温シート	52,512枚	
レトルトパン	2,200食	保存年限7年	発電機	250台	
コッペパン	1,800食	保存年限5年	投光器	139基	
クラッカー	3,040食	保存年限5年	バルーン型投光器	51基	
ビスコ	131,220食	保存年限5年	大型炊飯バーナー	24台	
粉乳	1,104缶	保存年限18月	小型炊飯バーナー	46台	
粉乳（アレルギー対応）	88缶	保存年限18月	マンホールトイレ	310基	他保管24基有り
保存飲料水	1.5ℓ 5,296本 500mℓ 158,640本	保存年限5年	組立式トイレ	147基	
おかゆ	10,050食	缶及びパック	携帯トイレ	668,848個	
毛布	49,388枚		水槽	67台	1～5t置型・車載
タオル	92,627枚		給水ポリタンク	4,980個	5ℓ・20ℓ
哺乳びん	5,720本		発電機燃料（カセットボンベ式）	49組	250ｇ×3本
ウエットティッシュ	16,750個		日常医薬品セット	52組	100人用/組
リヤカー	70台		乾電池	6,710個	単一

※１　上記の備蓄数量は、備蓄倉庫（都南千住倉庫を除く）・ミニ備蓄倉庫の備蓄数量及び防災センターの保管資機材を合計したものである。

※２　都南千住倉庫には上記と別に、アルファ化米16,000食、毛布120,000などが備蓄されている。

※３　食糧については、都区の役割分担により、２日目以降は東京都が対応する。

応急給水栓設置施設一覧

No	施　設　名	住　所	設置年度
1	瑞光小学校	南千住 1-51-1	平成 30 年度
2	第二瑞光小学校	南千住 5-8-1	平成 31 年度
3	第三瑞光小学校	南千住 7-9-1	平成 31 年度
4	汐入小学校	南千住 8-2-3	平成 30 年度
5	汐入東小学校	南千住 8-9-3	平成 30 年度
6	第六瑞光小学校	南千住 1-4-11	平成 30 年度
7	峡田小学校	荒川 3-77-1	平成 30 年度
8	第二峡田小学校	荒川 2-30-1	平成 31 年度
9	第五峡田小学校	町屋 3-17-24	平成 30 年度
10	第七峡田小学校	町屋 8-19-12	平成 30 年度
11	第九峡田小学校	荒川 6-8-1	平成 30 年度
12	尾久小学校	東尾久 5-6-7	平成 30 年度
13	尾久第六小学校	西尾久 8-26-9	平成 30 年度
14	赤土小学校	東尾久 2-43-9	平成 30 年度
15	尾久宮前小学校	西尾久 1-4-17	平成 30 年度
16	第一日暮里小学校	西日暮里 3-7-15	平成 30 年度
17	第三日暮里小学校	東日暮里 3-10-17	平成 30 年度
18	ひぐらし小学校	西日暮里 2-32-5	平成 30 年度
19	第一中学校	荒川 1-30-1	平成 30 年度
20	第三中学校	南千住 8-10-1	平成 30 年度
21	第七中学校	西尾久 4-30-28	平成 30 年度
22	第九中学校	東尾久 2-23-5	平成 30 年度
23	尾久八幡中学校	西尾久 3-14-1	平成 30 年度
24	原中学校	町屋 5-12-6	平成 30 年度
25	諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8	平成 30 年度
26	生涯学習・教育センター	荒川 3-49-1	平成 31 年度
27	荒川工科高等学校	南千住 6-42-1	令和２年度
28	竹台高等学校	東日暮里 5-14-1	令和２年度

備蓄倉庫一覧

名　称	所在地	設置年月
荒川防災備蓄倉庫	荒　　川 3-3-3	平成 23 年 2 月
町屋備蓄倉庫	町　　屋 3-27-10	昭和 53 年 3 月
尾久備蓄倉庫	西 尾 久 8-10-5	昭和 57 年 3 月
日暮里備蓄倉庫	西日暮里 5-38-2	昭和 60 年 3 月
汐入公園防災備蓄倉庫	南 千 住 8-13-2	平成 19 年４月
南千住四丁目防災備蓄倉庫	南 千 住 4-9-7-201	令和 5 年 4 月
東京都南千住倉庫	南 千 住 6-45-41	平成 8 年 10 月

ミニ備蓄倉庫等一覧

［区立小中学校］

No.	名　　称	所　在　地	階数
1	瑞光小学校	南千住１-51-１	２階
2	第二瑞光小学校	南千住５－８－１	ピロティ・１階
3	第三瑞光小学校	南千住７－９－１	２階
4	汐入小学校	南千住８－２－３	１階
5	汐入東小学校	南千住８－９－３	６・７階
6	第六瑞光小学校	南千住１－４-11	３階
7	峡田小学校	荒川３-77-１	２・５階
8	第二峡田小学校	荒川２-30-１	２階
9	第三峡田小学校	荒川１-43-１	４階
10	第四峡田小学校	町屋２-11-６	２階
11	第五峡田小学校	町屋３-17-24	校庭・１階
12	第七峡田小学校	町屋８-19-12	２階
13	第九峡田小学校	荒川６－８－１	４階
14	尾久小学校	東尾久５－６－７	１階
15	尾久西小学校	西尾久５-27-12	１階
16	尾久第六小学校	西尾久８-26-９	１階
17	赤土小学校	東尾久２-43-９	３階
18	大門小学校	町屋４-27-８	３階
19	尾久宮前小学校	西尾久１－４-17	１階
20	第一日暮里小学校	西日暮里３－７-15	１階
21	第二日暮里小学校	東日暮里５－２－１	１・２・３階
22	第三日暮里小学校	東日暮里３-10-17	４階

No.	名　　称	所　在　地	階数
23	第六日暮里小学校	西日暮里６-35-16	２階
24	ひぐらし小学校	西日暮里２-32-５	地下１階
25	第一中学校	荒川１-30-１	１階
26	第三中学校	南千住８-10-１	２階
27	第四中学校	荒川６-57-１	３階
28	第五中学校	町屋１-37-16	校庭
29	第七中学校	西尾久４-30-28	１階
30	第九中学校	東尾久２-23-５	２階
31	尾久八幡中学校	西尾久３-14-１	３階
32	南千住第二中学校	南千住７-25-１	４階
33	原中学校	町屋５-12-６	４階
34	諏訪台中学校	西日暮里２-36-８	１階
35	生涯学習・教育センター	荒川３-49-１	１階

［ふれあい館等］

No.	名　　称	所　在　地	階数
１	花の木ひろば館	荒川５-50-５	２階
２	三河島ひろば館	荒川３-36-４	１階
３	荒川六丁目ひろば館	荒川６-33-４	１階
４	町屋二丁目ひろば館	町屋２-３-13	１階
５	男女平等推進センター （アクト２１）	東尾久５-９-３	１階
６	宮の前ひろば館	東尾久５-45-11	１階
７	東尾久小沼ひろば館	東尾久１-21-23	１階
８	西尾久みどりひろば館	西尾久４-６-４	１階
９	諏訪台ひろば館	西日暮里３-３-12	１階

No.	名　　称	所　在　地	階数
10	荒木田ふれあい館	町屋６-13-２	２階
11	西尾久ふれあい館	西尾久８-33-31	１階
12	汐入ふれあい館	南千住８－２－２	３階
13	東日暮里ふれあい館	東日暮里１-17-13	２階
14	西日暮里ふれあい館	西日暮里６-24-４	１階
15	荒川山吹ふれあい館	荒川７－６－８	３階
16	南千住駅前ふれあい館	南千住７－１－１	３階
17	南千住ふれあい館	南千住６-36-13	３階
18	峡田ふれあい館	荒川３－３-10	２階
19	町屋ふれあい館	町屋１-35-８	３階
20	尾久ふれあい館	西尾久２-25-13	２階
21	石浜ふれあい館	南千住３-28-２	４階
22	夕やけこやけふれあい館	東日暮里３-11-19	３階
23	ゆいの森あらかわ	荒川２-50-１	５階
24	荒川さつき会館	荒川８-16-13	１・２階
25	東尾久本町通りふれあい館	東尾久２-37-14	３階
26	ひぐらしふれあい館	東日暮里６-28-15	３階

区有車現況

部名	乗用車	マイクロバス	安全安心パトロールカー	小型乗用車	小型貨物車	軽貨物車	特殊自動車	リフトバス	リフトワゴン	起震車	清掃車	道路パトロールカー	原動機付自転車	計
総務企画部	2	1		5	1	3						1		13
区民生活部			6			1	1			1			3	12
環境清掃部				1	1	17	1				4			24
福祉部	1							1	3					5
健康部					1									1
子ども家庭部	1													1
防災都市づくり部					1	4	1							6
計	4	1	6	6	4	25	3	1	3	1	4	1	3	62

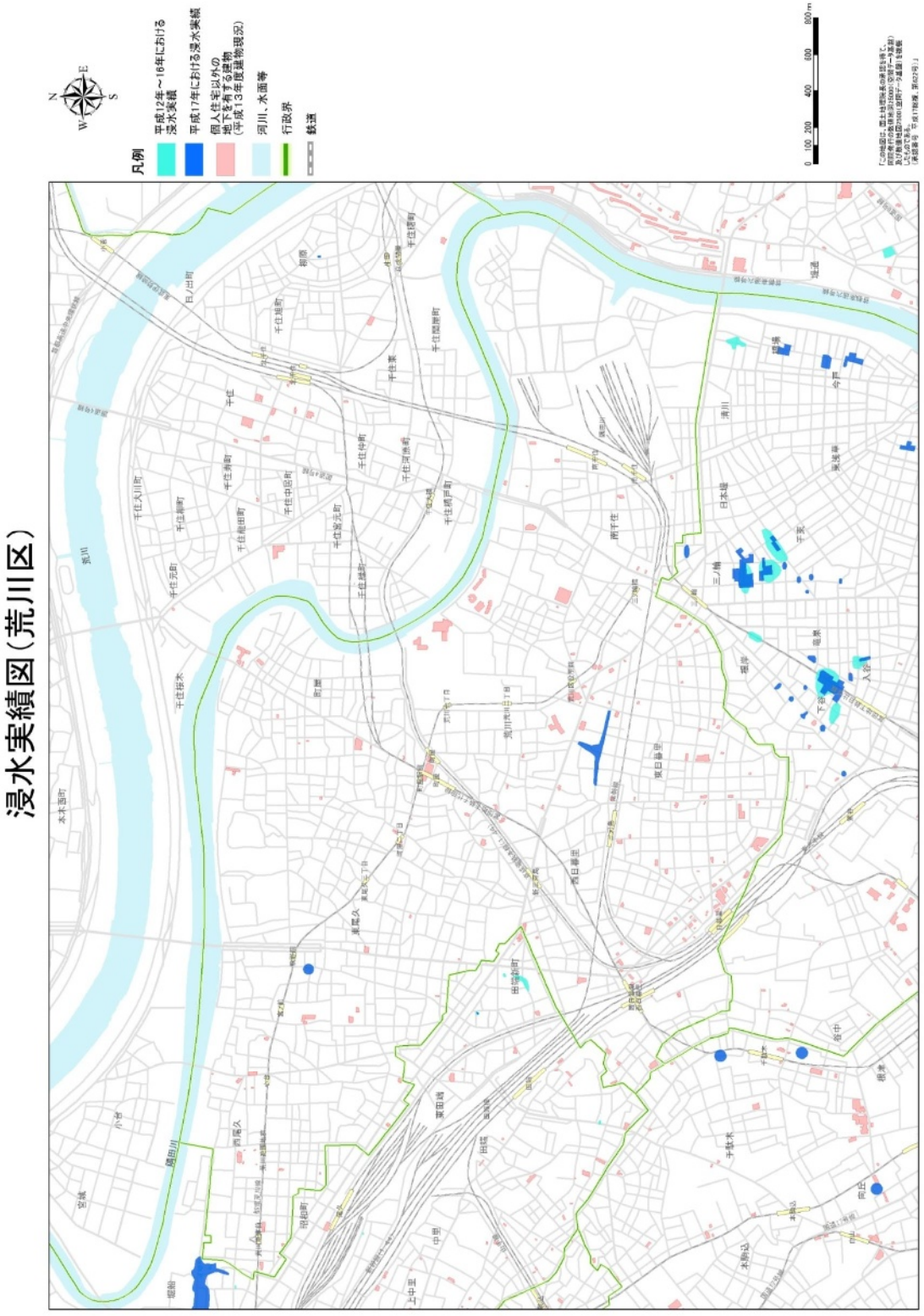
令和６年１月現在

荒川区における浸水被害一覧

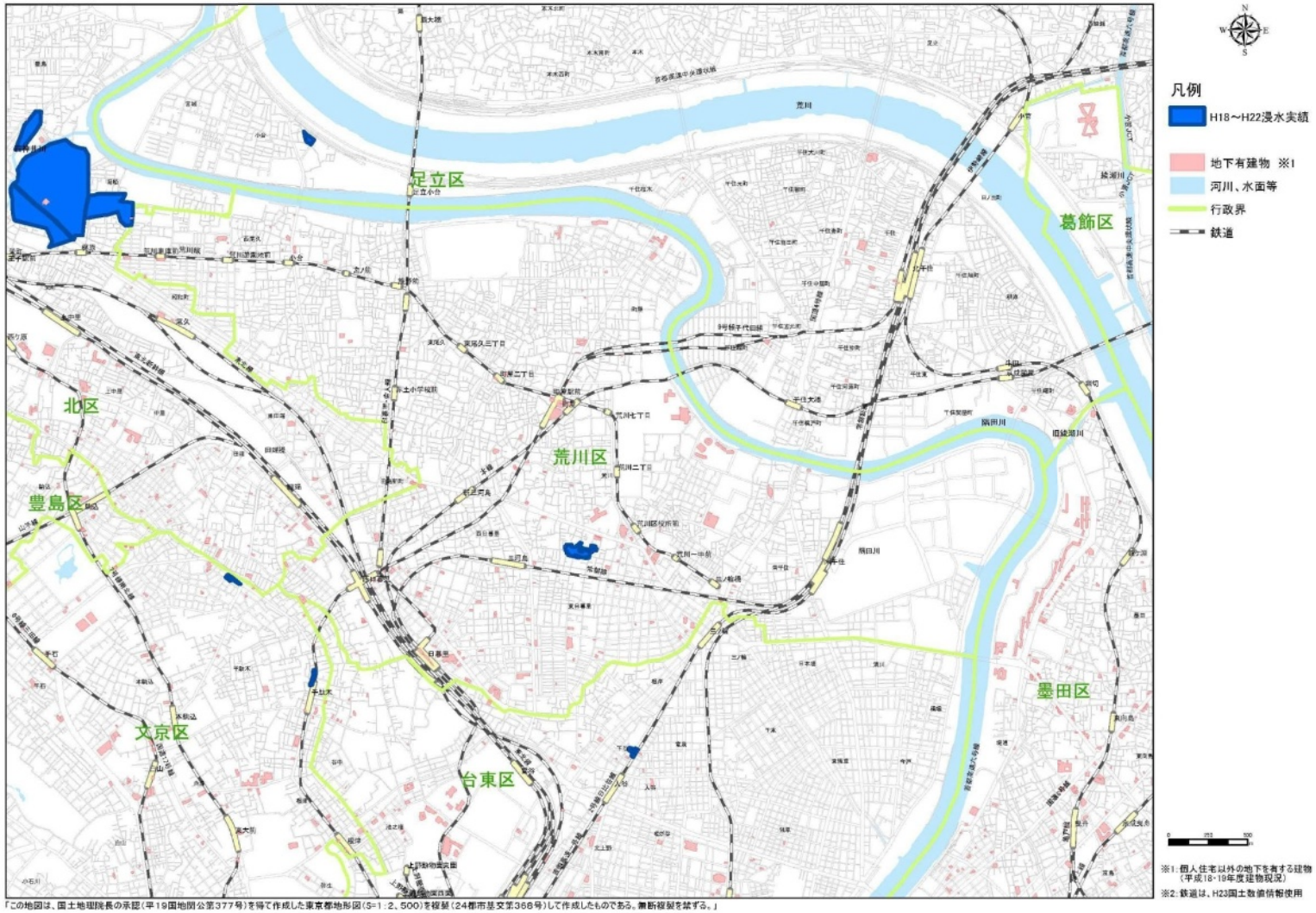
発生日等	浸水面積 (ha)	床下 棟数	床上 棟数	総雨量 (mm)	時間最大 雨量(mm)
平成5年8月27日 （台風11号）	6.02	18	31	280	55
平成6年7月18日 （集中豪雨）	3.24	2	10	68	58
平成8年9月22日 （台風17号）	0.61	3	0	248	30
平成11年8月29日 （集中豪雨）	3.70	101	5	100	52
平成13年10月10日～11日 （集中豪雨）	0.06	3	0	200	51
平成15年10月13日 （集中豪雨）	0.04	2	2	66	61
平成16年10月9日 （台風22号）	0.53	18	49	282	66
平成16年10月20日 （台風23号）	0.30	9	37	212	40
平成17年8月12日 （集中豪雨）	0.02	1	1	83	36
平成17年9月4日 （集中豪雨）	0.63	78	92	109	68
平成19年8月24日 （集中豪雨）	0.05	1	0	53	46
平成21年8月9日～10日 （台風9号）	1.23	96	11	115	58
平成25年7月8日 （集中豪雨）	0.01	0	1	33	31
平成28年8月18日 （集中豪雨）	0.03	5	0	50	37
平成28年8月21日～22日 （台風9号）	0.02	3	0	109	38

※東京都建設局ホームページ「区市町村別の水害データ」及び「災害別雨量表」より、平成以降に発生した区内の浸水被害を抜粋

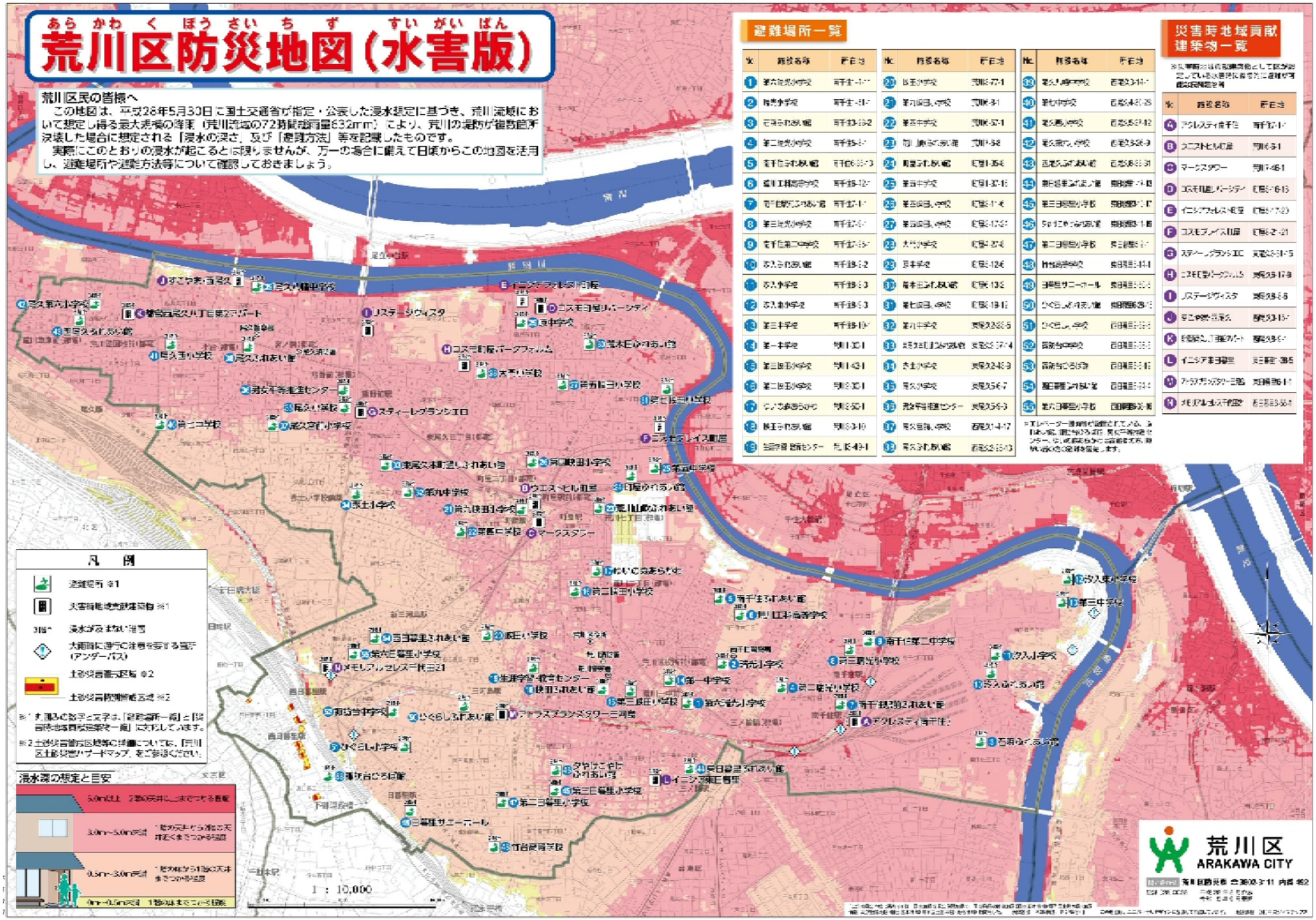
荒川区における浸水実績図



浸水実績図（荒川区）



※東京都建設局ホームページより抜粋（平成23年以降の区における浸水実績なし）


荒川区防災地図（水害版）
荒川区民の皆様へ
この地図は、平成28年5月30日に国土交通省が指定・公表した浸水想定に基づき、荒川流域において想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により、荒川の堤防が複数箇所決壊した場合に想定される「浸水の深さ」及び「避難方法」等を記載したものです。
実際にこのとおりの浸水が起こるとは限りませんが、万一の場合に備えて日頃からこの地図を活用し、避難場所や避難方法等について確認しておきましょう。
避難場所一覧
災害時地域貢献建築物一覧
凡例
浸水深の想定と目安
荒川区
ARAKAWA CITY
1：10,000

荒川区石神井川洪水ハザードマップ

このハザードマップは、水防法第15条第3項に基づき、東京都が作成した「荒川水系石神井川洪水浸水想定区域図」をもとに、石神井川流域において想定し得る最大規模の降雨（1時間最大雨量153mm、24時間総雨量690mm）に伴う洪水が発生した場合に想定される「浸水の深さ」や「避難場所」等を示したものです。万一の場合に備えて、日頃からこの地図を活用し、避難場所や情報の収集方法を確認しておきましょう。

※「荒川区系石神井川洪水浸水想定区域図」は以下の東京都ホームページから確認できます。
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02-03.html

※このハザードマップは、**石神井川のみが氾濫した場合に想定される**浸水深や避難場所等を示しています。大型台風の接近・上陸等に伴う豪雨により、荒川が氾濫する恐れがある場合には**「荒川区防災地図【水害編】」に従った避難行動をとってください**。右の二次元バーコードからも「荒川区防災地図（水害編）」を確認できます。

避難について

豪雨により、石神井川の溝口橋水位観測所（北区）で**氾濫危険情報**が発表された場合、区は**警戒レベル４ 避難指示**を発令します。浸水の恐れがある地域にお住まいの方に、区が発令する避難情報に基づき、以下のとおり避難しましょう。

①**自宅や居住のマンション等に２階以上がある方**は、できるだけ**自宅に留まる、もしくは居住のマンション等の２階以上に避難しましょう。**

②**自宅が１階にある方**は、速やかに区が開設する**避難場所に避難**しましょう。

※**避難する時間的猶予がない場合は、ただちに近くの堅牢で安全な高い建物に避難**してください。

情報の収集方法

荒川区防災アプリ

区が発令する避難情報や防災行政無線の放送内容、区内の被害状況、避難場所の開設情報や混雑状況等をリアルタイムで確認することができます。

ダウンロードはこちらの二次元コードから
※無料でダウンロードできます。
または、アプリストアで検索
荒 区 防災 検索

iOS　Android

荒川区メールマガジン

メールマガジンの事前登録をしておくことで、区が発令する避難情報等を取得できます。

登録方法　荒川区メールマガジン[t-arakawa@sg-p.jp]へ空メールを送信して登録してください。

テレビのデータ放送

テレビリモコンの**dボタン**を押すと表示されるデータ放送により、区の避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。

音声による放送

防災行政無線や安全・安心パトロールカーにより、区が発令する避難情報を、音声により放送します。

荒川区ホームページ、荒川区公式X（旧ツイッター）・フェイスブック、LINE

区が発令する避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。

荒川区ホームページ
荒川区X（旧ツイッター）
荒川区フェイスブック
荒川区LINE公式アカウント

登録方法
LINEのホーム画面で、「@arakawaku」と検索、または上の二次元コードを読み取ってください。

ケーブルテレビ「マイチャンネルあらかわ」（11ch）

ケーブルテレビでは、テレビのデータ放送とともに、テロップ放送により、区からの情報を確認できます。

緊急速報メール、エリアメール

区が発令する避難情報を、携帯電話の画面に自動表示します。

気象情報や河川の水位情報を確認できるホームページ

気象庁
荒川下流河川事務所
東京都水防災総合情報システム

凡例

- 避難場所
- 災害時地域貢献建築物
- 2階へ　浸水が及ばない階層

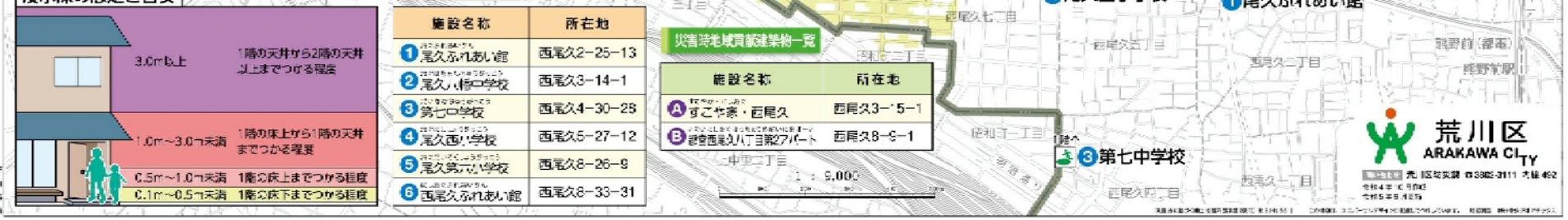
浸水深の想定と目安

避難場所一覧

施設名称	所在地
❶尾久ふれあい館	西尾久2−25−13
❷尾久八幡中学校	西尾久3−14−1
❸第七中学校	西尾久4−30−28
❹尾久西小学校	西尾久5−27−12
❺尾久第六小学校	西尾久8−26−9
❻西尾久ふれあい館	西尾久8−33−31

災害時地域貢献建築物一覧

施設名称	所在地
Ⓐすこや家・西尾久	西尾久3−15−1
Ⓑ都営西尾久八丁目第2アパート	西尾久8−9−1



荒川区
ARAKAWA CITY

荒川区高潮浸水ハザードマップ

このハザードマップは、東京都が作成した「東京都高潮浸水想定区域図※」をもとに、台風の影響に伴う石神井川の氾濫が発生した場合に想定される区内における「浸水の深さ」や「避難場所」等を示したものです。万一の場合に備えて、日頃からこの地図を活用し、避難場所や情報の収集方法を確認しておきましょう。

※「東京都高潮浸水想定区域図」は、以下の東京都ホームページから確認できます。
https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/yakuwari/takashiosuisinsoutei.htm

【前提となる台風の規模】
・中心気圧：910hPa（日本に上陸した既往最大規模の台風である室戸台風級）
・移動速度：73km/h
・台風の経路：東京湾に最大の高潮を発生させるような経路

避難について

この浸水が発生する恐れのある場合には、荒川の氾濫が発生する危険性が高いことから、区は、最も被害規模が大きい「荒」の氾濫を想定した災害対応（避難場所の開設、避難情報の発令等）を行います。

区民の皆様におかれましても、区が発信する情報に基づき、**「荒川区防災地図（水害版）」に従った避難行動をとってください**（右の二次元バーコードからも「荒川区防災地図（水害版）」を確認できます）。

情報の収集方法

荒川区防災アプリ

区が発令する避難情報や防災行政無線の放送内容、区内の被害状況、避難場所の開設情報や混雑状況等をリアルタイムで確認することができます。

ダウンロードはこちらの二次元コードから
※各ストアでダウンロードできます。
または、アプリストアで検索
荒川区　防災　検索
OS　Android

荒川区メールマガジン

メールマガジンの事前登録をしておくことで、区が発令する避難情報等を取得できます。

登録方法　荒川区メールマガジン「t-arakawa@sg-p.jp」へ空メールを送信して登録してください。

荒川区ホームページ、荒川区公式X（旧ツイッター）・フェイスブック、LINE

区が発令する避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。

荒川区ホームページ
荒川区X（旧ツイッター）
荒川区フェイスブック
荒川区LINE公式アカウント

登録方法
LINEのホーム画面で、「@arakawaku」と検索、または上の二次元コードを読み取ってください。

テレビのデータ放送

テレビリモコンの「d」ボタンを押すと表示されるデータ放送により、区の避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。

ケーブルテレビ「マイチャンネルあらかわ」（11ch）

ケーブルテレビでは、テレビのデータ放送とともに、テロップ放送により、区からの情報を確認できます。

緊急速報メール、エリアメール

区が発令する避難情報を、携帯電話の画面に自動表示します。

音声による放送

防災行政無線や安全・安心パトロールカーにより、区が発令する避難情報を、音声により放送します。

気象情報や河川の水位情報を確認できるホームページ

気象庁
荒川下流河川事務所
東京都水防災総合情報システム

凡例

- 避難場所
- 災害時要援護者対策建物
- 3階以上　浸水が及ばない階層
- 大雨時に通行の注意を要する箇所（アンダーパス）
- 土砂災害警戒区域 ※
- 土砂災害特別警戒区域 ※

※土砂災害警戒区域等の詳細については、「荒川区土砂災害ハザードマップ」をご参照ください。

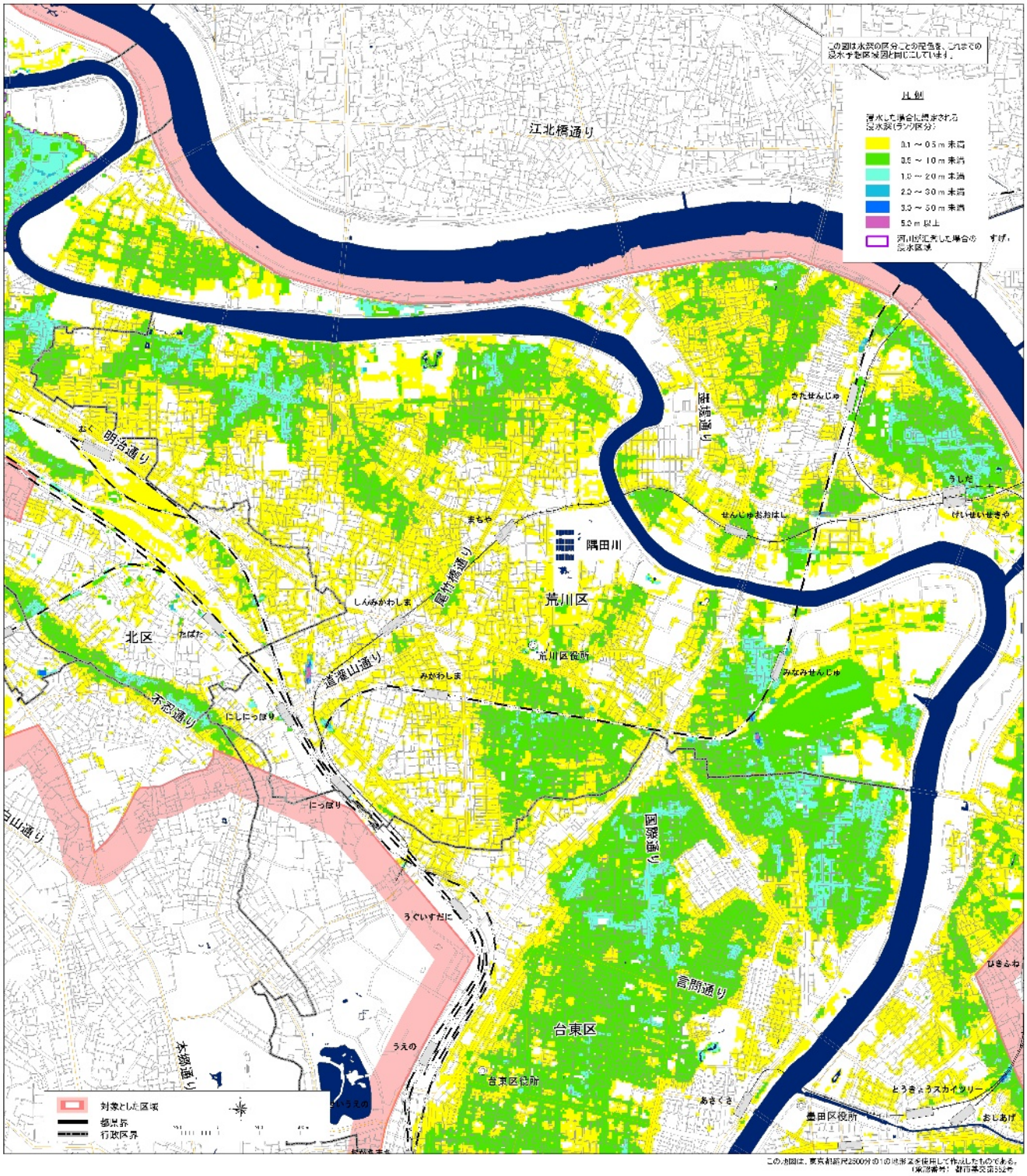
浸水深の想定と目安

3.0m以上	1階の天井から2階の天井以上までつかる程度
1.0m～3.0m未満	1階の床上から1階の天井までつかる程度
0.5m～1.0m未満	1階の床上までつかる程度
0m～0.5m未満	1階の床下までつかる程度

1：18,000

荒川区
ARAKAWA CITY

隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図

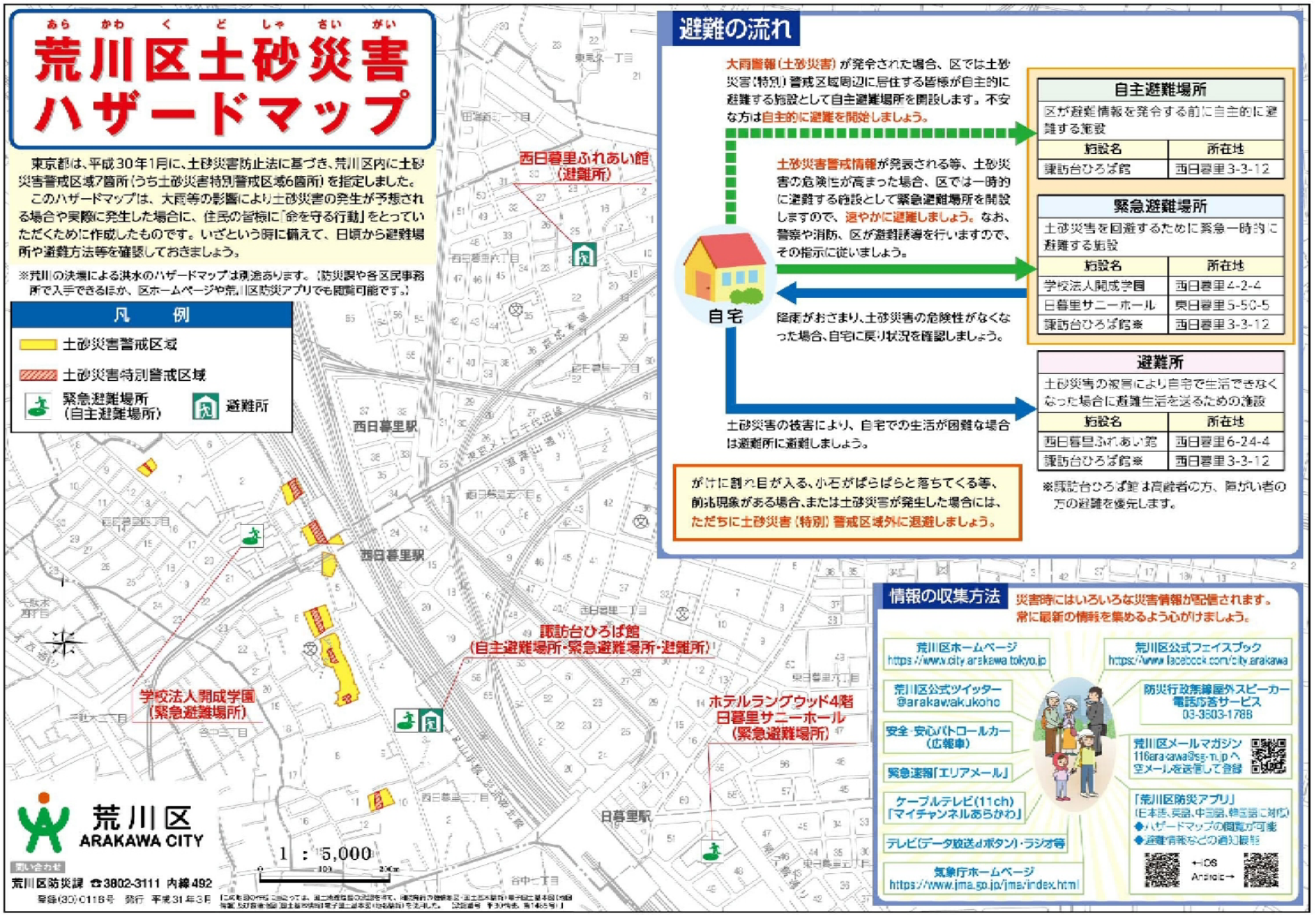


荒川区土砂災害ハザードマップ

東京都は、平成30年1月に、土砂災害防止法に基づき、荒川区内に土砂災害警戒区域7箇所（うち土砂災害特別警戒区域6箇所）を指定しました。

このハザードマップは、大雨等の影響により土砂災害の発生が予想される場合や実際に発生した場合に、住民の皆様に「命を守る行動」をとっていただくために作成したものです。いざという時に備えて、日頃から避難場所や避難方法等を確認しておきましょう。

※荒川の決壊による洪水のハザードマップは別途あります。（防災課や各区民事務所で入手できるほか、区ホームページや荒川区防災アプリでも閲覧可能です。）



避難の流れ

大雨警報（土砂災害）が発令された場合、区では土砂災害（特別）警戒区域周辺に居住する皆様が自主的に避難する施設として自主避難場所を開設します。不安な方は自主的に避難を開始しましょう。

土砂災害警戒情報が発表される等、土砂災害の危険性が高まった場合、区では一時的に避難する施設として緊急避難場所を開設しますので、速やかに避難しましょう。なお、警察や消防、区が避難誘導を行いますので、その指示に従いましょう。

自宅

降雨がおさまり、土砂災害の危険性がなくなった場合、自宅に戻り状況を確認しましょう。

土砂災害の被害により、自宅での生活が困難な場合は避難所に避難しましょう。

がけに割れ目が入る、小石がぱらぱらと落ちてくる等、前兆現象がある場合、または土砂災害が発生した場合には、ただちに土砂災害（特別）警戒区域外に退避しましょう。

自主避難場所

区が避難情報を発令する前に自主的に避難する施設

施設名	所在地
諏訪台ひろば館	西日暮里3-3-12

緊急避難場所

土砂災害を回避するために緊急一時的に避難する施設

施設名	所在地
学校法人開成学園	西日暮里4-2-4
日暮里サニーホール	東日暮里5-50-5
諏訪台ひろば館※	西日暮里3-3-12

避難所

土砂災害の被害により自宅で生活できなくなった場合に避難生活を送るための施設

施設名	所在地
西日暮里ふれあい館	西日暮里6-24-4
諏訪台ひろば館※	西日暮里3-3-12

※諏訪台ひろば館は高齢者の方、障がい者の方の避難を優先します。

情報の収集方法

災害時にはいろいろな災害情報が配信されます。常に最新の情報を集めるよう心がけましょう。

- 荒川区ホームページ https://www.city.arakawa.tokyo.jp
- 荒川区公式フェイスブック https://www.facebook.com/city.arakawa
- 荒川区公式ツイッター @arakawakukoho
- 防災行政無線屋外スピーカー 電話応答サービス 03-3803-1788
- 安全・安心パトロールカー（広報車）
- 荒川区メールマガジン 116arakawa@ss-n.jp へ空メールを送信して登録
- 緊急速報「エリアメール」
- ケーブルテレビ（11ch）「マイチャンネルあらかわ」
- 「荒川区防災アプリ」（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）◆ハザードマップの閲覧が可能◆避難情報などの通知機能 ←iOS Android→
- テレビ（データ放送dボタン）・ラジオ等
- 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html

問い合わせ
荒川区防災課 ☎3802-3111 内線492

印刷(30)C116号　発行　平成31年3月

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、縮尺等の調整を行い、電子国土基本図（地図情報）及び数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）を使用した。（承認番号　平30情使、第1405号）

大規模水害時における指定緊急避難場所一覧

［洪水・高潮・内水氾濫に対する緊急避難場所］

	施設名	所在地	浸水が及ばない階層
1	第六瑞光小学校	南千住 1－4－11	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
2	瑞光小学校	南千住 1－51－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
3	石浜ふれあい館	南千住 3－28－2	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
4	第二瑞光小学校	南千住 5－8－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
5	南千住ふれあい館	南千住 6－36－13	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
6	荒川工科高等学校	南千住 6－42－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
7	南千住駅前ふれあい館	南千住 7－1－1 アクレスティ南千住２階	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
8	第三瑞光小学校	南千住 7－9－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
9	南千住第二中学校	南千住 7－25－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上

	施設名	所在地	浸水が及ばない階層
10	汐入ふれあい館	南 千 住　8－2－2	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
11	汐入小学校	南 千 住　8－2－3	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
12	汐入東小学校	南 千 住　8－9－3	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
13	第三中学校	南 千 住　8－10－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
14	第一中学校	荒　　川　1－30－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
15	第三峡田小学校	荒　　川　1－43－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
16	第二峡田小学校	荒　　川　2－30－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
17	ゆいの森あらかわ	荒　　川　2－50－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
18	峡田ふれあい館	荒　　川　3－3－10	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
19	生涯学習・教育センター	荒　　川　3－49－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上

	施設名	所在地	浸水が及ばない階層
20	峡田小学校	荒　　川 3－77－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
21	第九峡田小学校	荒　　川 6－8－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
22	第四中学校	荒　　川 6－57－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
23	荒川山吹ふれあい館	荒　　川 7－6－8	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
24	町屋ふれあい館	町　　屋 1－35－8	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
25	第五中学校	町　　屋 1－37－16	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
26	第四峡田小学校	町　　屋 2－11－6	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
27	第五峡田小学校	町　　屋 3－17－24	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
28	大門小学校	町　　屋 4－27－8	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
29	原中学校	町　　屋 5－12－6	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上

	施設名	所在地	浸水が及ばない階層
30	荒木田ふれあい館	町　　屋 6－13－2	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
31	第七峡田小学校	町　　屋 8－19－12	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
32	第九中学校	東 尾 久 2－23－5	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
33	東尾久本町通り ふれあい館	東 尾 久 2－37－14	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
34	赤土小学校	東 尾 久 2－43－9	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
35	尾久小学校	東 尾 久 5－6－7	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
36	男女平等推進センター	東 尾 久 5－9－3	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
37	尾久宮前小学校	西 尾 久 1－4－17	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
38	尾久ふれあい館	西 尾 久 2－25－13	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
39	尾久八幡中学校	西 尾 久 3－14－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上

	施設名	所在地	浸水が及ばない階層
40	第七中学校	西 尾 久 4－30－28	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
41	尾久西小学校	西 尾 久 5－27－12	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
42	尾久第六小学校	西 尾 久 8－26－9	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
43	西尾久ふれあい館	西 尾 久 8－33－31	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
44	東日暮里ふれあい館	東日暮里 1－17－13	・洪水時：2階 ・高潮時：2階 ・内水氾濫時：2階
45	第三日暮里小学校	東日暮里 3－10－17	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
46	夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3－11－19	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
47	第二日暮里小学校	東日暮里 5－2－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
48	竹台高等学校	東日暮里 5－14－1	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
49	日暮里サニーホール	東日暮里 5－50－5	・洪水時：4,5階 ・高潮時：4,5階 ・内水氾濫時：4,5階

	施設名	所在地	浸水が及ばない階層
50	ひぐらしふれあい館	東日暮里 6－28－15	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
51	ひぐらし小学校	西日暮里 2－32－5	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
52	諏訪台中学校	西日暮里 2－36－8	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：2階以上
53	諏訪台ひろば館	西日暮里 3－3－12	・洪水時：1階以上 ・高潮時：1階以上 ・内水氾濫時：1階以上
54	西日暮里ふれあい館	西日暮里 6－24－4	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上
55	第六日暮里小学校	西日暮里 6－35－16	・洪水時：3階以上 ・高潮時：3階以上 ・内水氾濫時：1階以上

［土砂災害に対する緊急避難場所］

	施設名	所在地
1	日暮里サニーホール	東日暮里 5－50－5
2	諏訪台ひろば館	西日暮里 3－3－12
3	学校法人開成学園	西日暮里 4－2－4

災害時地域貢献建築物一覧

	施設名	所在地
1	都営西尾久八丁目第２アパート	西 尾 久 8－9－1
2	ウエストヒル町屋	荒　　川 6－6－1
3	メモリアルセレス千代田２１	西日暮里 6－55－1
4	マークスタワー	荒　　川 7－46－1
5	コスモ町屋リバーシティ	町　　屋 5－16－18
6	コスモ町屋パークフォルム	東 尾 久 6－17－9
7	アクレスティ南千住	南 千 住 7－1－1
8	コスモプレイス町屋	町　　屋 8－21－21
9	アトラスブランズタワー三河島	東日暮里 6－1－1
10	イニシアフォレスト町屋	町　　屋 5－17－20
11	すこや家・西尾久	西 尾 久 3－15－1
12	スティーレグランシエロ	東 尾 久 3－31－15
13	リステージヴィスタ	東 尾 久 8－8－6
14	イニシア東日暮里	東日暮里 1－38－5

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

No.	施設分類	施設名	所在地
1	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームサンハイム荒川	南千住 3-14-7
2	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 （グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター併設）	南千住 6-36-5
3	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　癒しの里南千住	南千住 6-67-8
4	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川 （花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター併設）	荒川 5-47-2
5	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　さくら館	町屋 7-10-6
6	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　おたけの郷	町屋 7-18-11
7	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　あそかのぞみの郷	西尾久 1-1-12
8	介護老人保健施設	医療法人財団竹栄会介護老人保健施設けんちの苑すみだ川	南千住 3-9-3
9	介護老人保健施設	介護老人保健施設 まちや	町屋 4-9-5
10	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ひぐらしの里	西日暮里 1-4-1
11	介護医療院	介護医療院磯病院	南千住 1-56-10
12	介護医療院	医療法人社団杏和会　寺田病院介護医療院	町屋 3-23-14
13	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	愛の家グループホーム荒川南千住	南千住 1-23-11
14	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	医療法人財団　竹栄会　けんち石浜ガーデン	南千住 3-22-5

No.	施設分類	施設名	所在地
15	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム　オアシスケア荒川	荒川 1-13-10
16	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	ニチイケアセンターあらかわ	荒川 1-4-14
17	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	なごみ熊野前サテライトグループホームなごみ三河島	荒川 5-25-3
18	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホームたのしい家　荒川	荒川 5-34-9
19	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホームかりーの	荒川 6-41-4
20	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム　フルール町屋	荒川 6-65-1
21	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム　ライズケア	荒川 8-10-12
22	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホームなごみ荒川	荒川 8-8-3
23	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム町屋あやめ	町屋 1-38-20
24	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム尾久の原	町屋 5-10-9
25	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム東尾久あやめ	東尾久 3-11-15
26	認知症対応型共同生活介護（グループホ	グループホームなごみ熊野前	東尾久 5-14-10

No.	施設分類	施設名	所在地
	ーム）		
27	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	愛の家グループホーム西尾久	西尾久 5-27-9
28	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	コンフォートフィオーレ西尾久	西尾久 6-5-3
29	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム東京東日暮里の家	東日暮里 2-49-14
30	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	コンシェール南千住	南千住 4-7-3
31	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	まちや明生苑	町屋 5-15-14
32	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	介護付有料老人ホーム　すこや家･西尾久	西尾久 3-15-1
33	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	ブランシエール日暮里	東日暮里 3-9-21
34	小規模多機能型居宅介護	燦ーほーむ　あらかわ	荒川 4-9-11
35	小規模多機能型居宅介護	町屋かどころ	町屋 1-15-8
36	小規模多機能型居宅介護	町屋かどころサテライト　かどころの家	東日暮里 6-12-1
37	小規模多機能型居宅介護	本家かどころ	東日暮里 6-32-11
38	通所リハビリテーション（デイケア）	古賀整形外科	東尾久 3-30-4
39	通所リハビリテーション（デイケア）	デイケアあっぷる	西尾久 5-7-1

No.	施設分類	施設名	所在地
40	通所介護（デイサービス）	Re. ｌｉｆｅ	南千住 2-15-5
41	通所介護（デイサービス）	いきいきらいふデイサービスセンター南千住	南千住 3-35-11
42	通所介護（デイサービス）	はなまるデイサービス南千住	南千住 6-48-19
43	通所介護（デイサービス）	デイサービスほっと	荒川 4-8-11
44	通所介護（デイサービス）	三河島ケアセンターそよ風	荒川 5-3-3
45	通所介護（デイサービス）	あらかわ介護リハビリセンター	荒川 5-39-6
46	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなごやか荒川	荒川 8-4-1
47	通所介護（デイサービス）	デイサービス　ヨウコー町屋	町屋 5-5-2
48	通所介護（デイサービス）	デイサービスみらい　町屋	町屋 5-5-5
49	通所介護（デイサービス）	株式会社ケアサービス デイサービスセンターたから	町屋 6-4-1
50	通所介護（デイサービス）	シルバー茶論　田端新町	東尾久 1-31-10
51	通所介護（デイサービス）	デイサービスユーアイ	東尾久 2-2-9
52	通所介護（デイサービス）	くらしの友リハプライド　東尾久	東尾久 2-30-4
53	通所介護（デイサービス）	小台介護リハビリセンター	西尾久 1-12-5
54	通所介護（デイサービス）	アサヒトラストリハビリセンター尾久	西尾久 3-19-3
55	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター　なでしこ	西尾久 8-13-9
56	通所介護（デイサービス）	コンパスウォーク尾久	西尾久 8-42-6

No.	施設分類	施設名	所在地
57	通所介護（デイサービス）	ジョイリハ東日暮里	東日暮里 2-32-10
58	通所介護（デイサービス）	健遊館　七福湯	東日暮里 2-7-7
59	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなごやか日暮里	東日暮里 5-30-8
60	通所介護（デイサービス）	デイサービス　千恵の輪	西日暮里 6-15-11
61	通所介護（デイサービス）	ベストリハ西日暮里	西日暮里 6-47-10
62	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	ＮＰＯ法人寿さん家	南千住 5-1-6
63	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	みずいろファイン	荒川 3-74-6
64	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	いきいきらいふ　ＳＰＡ　荒川	荒川 4-3-3
65	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	あらかわ虹の里デイサービス	荒川 4-54-5
66	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	アサヒトラストリハビリセンター荒川	荒川 5-29-1
67	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	エバーウォーク町屋	荒川 6-13-2
68	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	ミモザ町屋	町屋 2-2-6
69	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	町屋デイサービス 151Ａ	町屋 8-18-13

No.	施設分類	施設名	所在地
70	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	ゲンキケアなごみ	東尾久 1-27-4
71	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	樹楽　禅	東尾久 1-9-10
72	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	だんらんの家　東尾久	東尾久 2-47-7
73	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	尾久の家	東尾久 2-8-4
74	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	療養通所それいゆ	東尾久 3-19-6
75	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	デイサービスセンターＳＤ健寿　東尾久店	東尾久 4-14-11
76	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	ひなたデイサービス東尾久	東尾久 4-37-2
77	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	レコードブック熊野前	東尾久 5-19-4
78	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	株式会社シルバー茶論　尾久橋店	東尾久 8-20-4
79	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	デイサービスがんじゅ～	西尾久 1-14-14
80	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	リハビリセンター　あしすと	東日暮里 1-16-1
81	地域密着型通所介護（地域密着型デイサ	デイサービスユーアイみのわ	東日暮里 1-2-3

No.	施設分類	施設名	所在地
	ービス）		
82	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	あかりの里日暮里デイサービス	東日暮里 2-48-1
83	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	アサヒトラストリハビリセンター日暮里	東日暮里 4-17-11
84	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	デイサービス　みらい	西日暮里 1-14-2
85	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	ひなたデイサービス三河島	西日暮里 1-3-12
86	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	日暮里デイサービス 151Ａ	西日暮里 2-37-19
87	地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	リハビリ･デイサービス　虎ＳＵＮ日暮里店	西日暮里 2-8-11
88	高齢者通所サービスセンター	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター	南千住 4-9-6
89	高齢者通所サービスセンター	西尾久東部在宅高齢者通所サ-ビスセンター	西尾久 1-1-12
90	高齢者通所サービスセンター	東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	東日暮里 3-8-16
91	その他の高齢者施設	荒川老人福祉センター（荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター併設）	荒川 1-34-6
92	その他の高齢者施設	荒川区シルバー人材センター･荒川授産場	東尾久 4-32-7
93	障害者施設	障害者福祉会館	荒川 2-57-8
94	障害者施設	精神障害者地域生活支援センター	東尾久 5-45-11

No.	施設分類	施設名	所在地
95	障害者施設	精神障がい者相談支援事業所(コンパス)	東日暮里 3-43-12 K・フラット 101
96	障害者通所施設	カフェフレンド	南千住 7-26-2
97	障害者通所施設	荒川ひまわり	荒川 1-17-3　カーサカガヤ 103
98	障害者通所施設	荒川生活実習所・荒川福祉作業所	荒川 1-53-9
99	障害者通所施設	町屋あさがお	町屋 3-28-2
100	障害者通所施設	荒川ひまわり第２	東尾久 3-20-10 ベルメゾンエス 2 階
101	障害者通所施設	サポ-トワ-クスタンバイ	東尾久 5-12-10 グランコ-ト東尾久 2C
102	障害者通所施設	小台橋あさがお	西尾久 3-12-12
103	障害者通所施設	オフィスサプライ東京西尾久事業所	西尾久 4-27-5　アリエスハセガワ 1 階
104	障害者通所施設	尾久生活実習所分場(あらかわ希望の家分場)	西尾久 4-6-4
105	障害者通所施設	オフィスサプライ東京	西尾久 5-20-18
106	障害者通所施設	尾久生活実習所(あらかわ希望の家)	西尾久 6-17-3
107	障害者通所施設	医療法人社団利田会　イーハトーブ荒川	西尾久 7-19-5　レイラビル 2 階
108	障害者通所施設	ワ-クハウス荒川第２	西尾久 7-51-7
109	障害者通所施設	ワン・ステップ	東日暮里 1-10-4
110	障害者通所施設	作業所ボンエルフ	東日暮里 3-8-16 3 階
111	障害者通所施設	studio 753	東日暮里 6-22-13 1F

No.	施設分類	施設名	所在地
112	障害者通所施設	就労支援事業所スカイあらかわモヴ	西日暮里 1-61-7 東栄コ-ポ 101
113	障害者通所施設	アルファ日暮里駅前	西日暮里 2-21-1
114	障害者通所施設	LITALICO ワ-クス日暮里	西日暮里 2-26-9 ST ビル 5F
115	障害者通所施設	Cocorport 日暮里 Office	西日暮里 2-49-5 光工芸社ビル 1 階
116	障害者通所施設	就労支援事業所スカイあらかわブレ	西日暮里 5-2-20 サンリバ-西日暮里 102
117	障害者通所施設	ディーキャリア 西日暮里オフィス	西日暮里 6-47-8 サンライズ 21 3 階
118	グループホーム	障がい者グループホームわおん荒川	荒川 5-23-1
119	グループホーム	オフィスサプライ弐番館	町屋 2-7-13
120	グループホーム	町屋生活寮	町屋 2-7-3
121	グループホーム	グループホームももの木	町屋 3-28-4
122	グループホーム	グループホームやわら	町屋 4-6-14
123	グループホーム	ホームとらむ	町屋 5-5-12
124	グループホーム	スクラムあらかわ	町屋 6-28-13
125	グループホーム	グループホームもみの木	町屋 8-12-11 401,503,604
126	グループホーム	グループホームゆい	東尾久 1-20-16-202
127	グループホーム	あんさんぶるミモザ尾久	東尾久 3-14-2
128	グループホーム	グループホームそれいゆ壱号館	東尾久 3-19-6
129	グループホーム	グループホームそれいゆ弐号館	東尾久 5-36-12

No.	施設分類	施設名	所在地
130	グループホーム	グループホームゆいⅡ	東尾久 6-36-13-102
131	グループホーム	おぐのあかり	西尾久 5-15-15
132	グループホーム	オフィスサプライ西尾久壱番館	西尾久 6-10-13
133	グループホーム	オグハウス	西尾久 6-14-5
134	グループホーム	ふるさとホーム荒川第２・第５（ワークハウス荒川、荒川愛恵苑、薫風庵併設）	西尾久 7-50-6
135	グループホーム	グループホームピース	東日暮里 1-21-4
136	グループホーム	グループホームひぐらし	東日暮里 2-45-12
137	グループホーム	東日暮里ハイツ	東日暮里 3-23-3
138	グループホーム	スノードロップⅠ・Ⅱ	東日暮里 3-40-12
139	グループホーム	スノードロップⅢ	東日暮里 6-28-2
140	グループホーム	グループホームわとな西日暮里	西日暮里 1-15-4
141	グループホーム	クライスハイム西日暮里（ルーチェ・チアラ、就労継続支援Ｂ型事業所よつばのわ併設）	西日暮里 1-37-12
142	障害児通所施設	放課後等デイサービス　あんプラス三ノ輪	南千住 1-19-1
143	障害児通所施設	TAKUMI 南千住	南千住 6-57-11 CASAS GARDEN 1階
144	障害児通所施設	心身障害者福祉センター(荒川たんぽぽセンター)	荒川 1-53-20
145	障害児通所施設	放課後等デイサービス　あんプラス三河島	荒川 4-2-2 2階
146	障害児通所施設	アトリエ　Ｌｏｐ	荒川 4-8-1-101

No.	施設分類	施設名	所在地
147	障害児通所施設	スキップランド町屋	荒川 5-40-1
148	障害児通所施設	poco a poco 荒川教室	荒川 6-28-10-101
149	障害児通所施設	つばめクラブ児童デイサービス	荒川 6-61-1
150	障害児通所施設	ＺＩＰＰＹＫＩＤＳ　ＡＮＮＥＸ町屋	荒川 7-14-9　2 階
151	障害児通所施設	わいわいプラス荒川教室	町屋 5-5-19
152	障害児通所施設	がじゅまるくらぶ	東尾久 1-31-9-101
153	障害児通所施設	ＺＩＰＰＹＫＩＤＳ ＡＮＮＥＸ荒川	東尾久 3-6-8 2F
154	障害児通所施設	ハッピ-テラス尾久教室	東尾久 4-8-1　鈴木ビル 1 階
155	障害児通所施設	ラルゴ KIDS 荒川	西尾久 6-14-2
156	障害児通所施設	にこにこハ-ト	西 尾 久　7-37-13 飯村ビル 1 階
157	障害児通所施設	放課後等デイサービスハ-ト	西尾久 7-5-11　マンションシリウスオグ 1 階
158	障害児通所施設	るんるんキッズ ハ-ト	西尾久 8-42-2
159	障害児通所施設	かすみくらぶ	東 日 暮 里　6-29-5 サ ン ハ イ ツ 磯 山 101
160	障害児通所施設	スマイルスイッチ ON	東日暮里 6-45-3
161	障害児通所施設	LITALICO ジュニア 西日暮里教室	西 日 暮 里　5-2-19 6F
162	障害児通所施設	コペルプラス 西日暮里教室	西 日 暮 里　5-33-1 西川ビル 2 階
163	障害児通所施設	てらぴぁぽけっと	西日暮里 6-23-4
164	医療機関	社会医療法人社団一成会 木村病院	南千住 1-1-1

No.	施設分類	施設名	所在地
165	医療機関	公益財団法人鉄道弘済会　義肢装具サポ-トセンター付属診療所	南千住 4-3-3
166	医療機関	医療法人社団愛和会 南千住病院	南千住 5-10-1
167	医療機関	荒木記念東京リバーサイド病院	南千住 8-4-4
168	医療機関	たんぽぽ助産院	荒川 1-31-8
169	医療機関	医療法人社団松田会 荒川外科肛門科医院	荒川 4-2-7
170	医療機関	医療法人社団杏精会 岡田病院	荒川 5-3-1
171	医療機関	医療法人財団真光会 竹内病院	荒川 6-7-8
172	医療機関	あらかわレディ-スクリニック	町屋 1-8-8
173	医療機関	社会福祉法人上智社会事業団　上智クリニック	町屋 4-9-10
174	医療機関	医療法人社団美誠会 荒川病院	町屋 8-20-3
175	医療機関	令和あらかわ病院	東尾久 5-45-11
176	医療機関	医療法人社団藤寿会 佐藤病院	西尾久 5-7-1
177	医療機関	社会福祉法人上宮会　日暮里上宮病院	東日暮里 2-29-8
178	医療機関	医療法人社団成守会 はせがわ病院	東日暮里 5-45-7
179	医療機関	医療法人社団関川会 関川病院	西日暮里 1-4-1
180	学童クラブ	二瑞小学童クラブ	南千住 5-8-1
181	学童クラブ	南千住第一・第二学童クラブ	南千住 6-35-3
182	学童クラブ	南千住六丁目学童クラブ	南千住 6-68-7
183	学童クラブ	汐入東小学童クラブ	南千住 8-14-1

No.	施設分類	施設名	所在地
184	学童クラブ	汐入学童クラブ	南千住 8-2-2
185	学童クラブ	汐入小学童クラブ	南千住 8-2-3
186	学童クラブ	三峡小学童クラブ	荒川 1-43-1
187	学童クラブ	二峡小学童クラブ	荒川 2-30-1
188	学童クラブ	峡田学童クラブ	荒川 3-3-10
189	学童クラブ	花の木学童クラブ	荒川 5-50-5
190	学童クラブ	九峡小学童クラブ	荒川 6-8-1
191	学童クラブ	四峡小学童クラブ	町屋 2-11-6
192	学童クラブ	五峡小学童クラブ	町屋 3-17-24
193	学童クラブ	大門小学童クラブ	町屋 4-27-8
194	学童クラブ	七峡小学童クラブ	町屋 8-19-12
195	学童クラブ	赤土小学童クラブ	東尾久 2-43-9
196	学童クラブ	尾久小学童クラブ	東尾久 5-6-10
197	学童クラブ	熊野前学童クラブ	東尾久 5-9-3
198	学童クラブ	尾久学童クラブ	西尾久 2-25-13
199	学童クラブ	尾久西小学童クラブ	西尾久 5-27-12
200	学童クラブ	西尾久学童クラブ	西尾久 8-33-31
201	学童クラブ	東日暮里学童クラブ	東日暮里 1-17-13
202	学童クラブ	三日小学童クラブ	東日暮里 3-10-17
203	学童クラブ	二日小学童クラブ	東日暮里 6-19-12

No.	施設分類	施設名	所在地
204	学童クラブ	ひぐらし学童クラブ	東日暮里 6-28-15
205	学童クラブ	ひぐらし小学童クラブ	西日暮里 2-10-9
206	学童クラブ	六日小学童クラブ	西日暮里 6-35-16
207	区立保育園	第二南千住保育園	南千住 2-21-6
208	区立保育園	三河島保育園	荒川 3-54-1
209	区立保育園	荒川保育園	荒川 5-50-15
210	区立保育園	荒川さつき保育園	荒川 8-25-4
211	区立保育園	原保育園	町屋 5-11-16
212	区立保育園	東尾久保育園	東尾久 2-28-3
213	区立保育園	熊野前保育園	東尾久 8-23-9
214	区立保育園	西尾久みどり保育園	西尾久 4-6-19
215	区立保育園	第二東日暮里保育園	東日暮里 1-17-21
216	区立保育園	ひぐらし保育園	西日暮里 5-35-9
217	区立保育園	西日暮里保育園	西日暮里 6-25-3
218	公設民営保育園	南千住さくら保育園	南千住 4-9-4
219	公設民営保育園	南千住保育園	南千住 6-35-3
220	公設民営保育園	南千住七丁目保育園	南千住 7-20-13
221	公設民営保育園	汐入とちのき保育園	南千住 8-3-3
222	公設民営保育園	はなみずき保育園	南千住 8-5-5
223	公設民営保育園	上尾久保育園	西尾久 8-10-12

No.	施設分類	施設名	所在地
224	私立保育園	南千住駅前保育所おひさま保育園	南千住 4-3-2
225	私立保育園	コンビプラザ南千住保育園	南千住 4-9-1
226	私立保育園	うぃず南千住駅前保育園	南千住 5-23-14
227	私立保育園	太陽の子わかば保育園	南千住 5-44-16
228	私立保育園	ぽけっとランド南千住瑞光保育園	南千住 7-30-1
229	私立保育園	にじの森保育園	南千住 8-13-1
230	私立保育園	にじの樹保育園	南千住 8-5-2
231	私立保育園	キッズあおぞら保育園	荒川 2-1-5　2F
232	私立保育園	仁風保育園	荒川 2-41-1
233	私立保育園	ドン・ボスコ保育園	荒川 3-11-1
234	私立保育園	タムスわんぱく保育園荒川	荒川 5-31-7
235	私立保育園	まなびの森保育園町屋	荒川 7-41-8
236	私立保育園	町屋保育園	町屋 1-35-9
237	私立保育園	うぃず町屋保育園	町屋 2-10-3
238	私立保育園	グローバルキッズ町屋保育園	町屋 2-2-15
239	私立保育園	上智厚生館保育園分園	町屋 4-14-7
240	私立保育園	上智厚生館保育園	町屋 4-9-10
241	私立保育園	尾久隣保館保育園	町屋 6-28-11
242	私立保育園	AIAI NURSERY 新三河島	東尾久 1-1-4　3・4F
243	私立保育園	ピノキオ幼児舎東尾久保育園	東尾久 3-27-7　2F

No.	施設分類	施設名	所在地
244	私立保育園	至誠会第二保育園	東尾久 5-34-6
245	私立保育園	宮前　花と緑の保育園	東尾久 8-45-24
246	私立保育園	大空と大地のなーさりぃ荒川西尾久園	西尾久 1-28-10
247	私立保育園	小台ここわ保育園	西尾久 3-21-12 2F
248	私立保育園	オランジェナーサリー	西尾久 4-27-1　1F
249	私立保育園	オランジェナーサリー分園	西尾久 6-30-16 1F
250	私立保育園	小台橋保育園	西尾久 6-9-7
251	私立保育園	子供の家愛育保育園	西尾久 7-26-4
252	私立保育園	なかよし保育園	東日暮里 1-17-2
253	私立保育園	夕やけこやけ保育園	東日暮里 3-11-19
254	私立保育園	タムスわんぱく保育園東日暮里	東日暮里 3-9-10
255	私立保育園	うぃず東日暮里保育園	東日暮里 4-11-6
256	私立保育園	グローバルキッズ東日暮里園	東日暮里 5-16-31･2F
257	私立保育園	ポポラー東京東日暮里園	東日暮里 6-1-1 2F
258	私立保育園	まなびの森保育園三河島	東日暮里 6-2-14
259	私立保育園	聖華ひなた保育園	東日暮里 6-28-13
260	私立保育園	AIAI NURSERY 西日暮里一丁目	西日暮里 1-1-1 2F
261	私立保育園	グローバルキッズ日暮里駅前保育園	西日暮里 2-22-1 3F
262	私立保育園	日暮里保育園	西日暮里 2-2-7

No.	施設分類	施設名	所在地
263	私立保育園	日暮里きらきら保育園	西日暮里 2-30-4 1～4F
264	私立保育園	まなびの森保育園西日暮里	西日暮里 6-21-2
265	私立保育園	上智聖ローザ保育園	西日暮里 6-7-1
266	認証保育所	ぽけっとランド南千住	南千住 5-29-10
267	認証保育所	かがや保育園	荒川 1-17-3
268	認証保育所	カナリヤ保育園	町屋 8-2-11
269	認証保育所	みるく保育園	東尾久 6-9-4　1F
270	認証保育所	あっぷる園	西尾久 1-31-14
271	認証保育所	キッズガーデン保育園	東日暮里 3-9-21
272	認証保育所	花さと保育園	東日暮里 5-42-10 2F
273	認可外保育施設	南千住インターナショナルプリスクール	南千住 7-28-2　2F
274	認可外保育施設	AUBE 町屋保育園	荒川 6-4-11　1F
275	認可外保育施設	AUBE 町屋 PREPSCHOOL	町屋 2-21-2　1F
276	認可外保育施設	荒川病院あらかわ保育室	町屋 8-20-3
277	認定こども園	黒川幼稚舎	荒川 7-7-10
278	認定こども園	ワタナベ学園	町屋 2-15-5
279	認定こども園	ワタナベ学園（別園）	町屋 2-17-2
280	小規模保育事業	MIRATZ 東尾久保育園	東尾久 4-1-13 1F
281	小規模保育事業	かんかんもり保育園	東日暮里 2-15-7

No.	施設分類	施設名	所在地
282	小規模保育事業	フレンズ保育園	東日暮里 3-11-26 1F
283	小規模保育事業	ハローフレンズ保育園	西日暮里 1-57-13 1F
284	家庭的保育事業	家庭的保育室スノードロップ	南千住 6-50-3
285	家庭的保育事業	おはな保育室	荒川 1-37-4
286	保育ママ	沖由起子 保育ママ	南千住 3 丁目
287	保育ママ	西田清美 保育ママ	荒川 1 丁目
288	保育ママ	内門紀子 保育ママ	荒川 6 丁目
289	保育ママ	木口恵利 保育ママ	荒川 7 丁目
290	保育ママ	中根文子 保育ママ	東尾久 2 丁目
291	保育ママ	大野美由紀 保育ママ	東尾久 6 丁目
292	保育ママ	望月裕美 保育ママ	東日暮里 3 丁目
293	保育ママ	中村明子 保育ママ	東日暮里 3 丁目
294	保育ママ	岩下祥子　保育ママ(はっぱちゃん保育室)	東日暮里 4 丁目
295	保育ママ	木村麻紀子 保育ママ	東日暮里 6 丁目
296	保育ママ	美内京子 保育ママ	東日暮里 6 丁目
297	保育ママ	浅見亜由美 保育ママ	西日暮里 5 丁目
298	保育ママ	橋本恵理子 保育ママ	西日暮里 5 丁目
299	母子生活支援施設	母子生活支援施設ハイツ尾竹	町屋 6-28-10
300	児童養護施設	児童養護施設クリスマス･フォレスト	荒川 8-14-10

No.	施設分類	施設名	所在地
301	区立幼稚園等	南千住第二幼稚園	南千住 8-2-1
302	区立幼稚園等	南千住第三幼稚園	南千住 1-13-17
303	区立幼稚園等	町屋幼稚園	町屋 8-19-12　第七峡田小学校内
304	区立幼稚園等	花の木幼稚園	荒川 5-41-4
305	区立幼稚園等	尾久幼稚園	東尾久 1-36-3
306	区立幼稚園等	尾久第二幼稚園	西尾久 8-26-9　尾久第六小学校内
307	区立幼稚園等	日暮里幼稚園	東日暮里 6-49-21
308	区立幼稚園等	東日暮里幼稚園	東日暮里 3-10-17 第三日暮里小学校内
309	区立幼稚園等	汐入こども園	南千住 8-9-3　汐入東小学校内
310	私立幼稚園	友の季ひまわり幼稚園	町屋 1-10-12
311	私立幼稚園	北豊島幼稚園	東尾久 6-34-24
312	私立幼稚園	真成幼稚園	東日暮里 2-14-2
313	区立小学校	瑞光小学校	南千住 1-51-1
314	区立小学校	第二瑞光小学校	南千住 5-8-1
315	区立小学校	第三瑞光小学校	南千住 7-9-1
316	区立小学校	汐入小学校	南千住 8-2-3
317	区立小学校	汐入東小学校	南千住 8-9-3
318	区立小学校	第六瑞光小学校	南千住 1-4-11
319	区立小学校	峡田小学校	荒川 3-77-1

No.	施設分類	施設名	所在地
320	区立小学校	第二峡田小学校	荒川 2-30-1
321	区立小学校	第三峡田小学校	荒川 1-43-1
322	区立小学校	第四峡田小学校	町屋 2-11-6
323	区立小学校	第五峡田小学校	町屋 3-17-24
324	区立小学校	第七峡田小学校	町屋 8-19-12
325	区立小学校	第九峡田小学校	荒川 6-8-1
326	区立小学校	尾久小学校	東尾久 5-6-7
327	区立小学校	尾久西小学校	西尾久 5-27-12
328	区立小学校	尾久第六小学校	西尾久 8-26-9
329	区立小学校	赤土小学校	東尾久 2-43-9
330	区立小学校	大門小学校	町屋 4-27-8
331	区立小学校	尾久宮前小学校	西尾久 1-4-17
332	区立小学校	第二日暮里小学校	東日暮里 5-2-1
333	区立小学校	第三日暮里小学校	東日暮里 3-10-17
334	区立小学校	第六日暮里小学校	西日暮里 6-35-16
335	区立小学校	ひぐらし小学校	西日暮里 2-32-5
336	区立中学校	第一中学校	荒川 1-30-1
337	区立中学校	第三中学校	南千住 8-10-1
338	区立中学校	第四中学校	荒川 6-57-1
339	区立中学校	第五中学校	町屋 1-37-16

No.	施設分類	施設名	所在地
340	区立中学校	第七中学校	西尾久 4-30-28
341	区立中学校	第九中学校	東尾久 2-23-5
342	区立中学校	尾久八幡中学校	西尾久 3-14-1
343	区立中学校	南千住第二中学校	南千住 7-25-1
344	区立中学校	原中学校	町屋 5-12-6
345	区立中学校	諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8
346	私立中学校	北豊島中学校	東尾久 6-34-24

荒川下流タイムライン（拡大試行版）

流域警戒ステージやTLレベル（目安の時刻）の設定基準

流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ			流域警戒ステージⅡ		流域警戒ステージⅢ				流域警戒ステージⅣ								流域警戒ステージV-1		流域警戒ステージV-2
流域警戒ステージ判断基準(案)	台風警戒区域に台風5日先進路予報の台風5～3日先予報円の一部が含まれたとき又は早期注意情報（警報級の可能性）「中」以上が発令されたとき			台風説明会開催 又は「埼玉県気象情報」（北部・南部・秩父地方）で24時間以内に多いところで250～350mm程度の雨量が予測されたとき		岩淵水門（上）水位が水防団待機水位3.0mを超過し、さらに水位が上昇する見込み				治水橋水位が氾濫注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み								岩淵水門（上）水位が氾濫危険水位7.7mを超過（荒川下流管内でHWL到達）		岩淵水門（上）水位が氾濫開始相当水位9.9mを超過（荒川下流管内で越水開始）
TLレベル	1-1					1-2				2						3		4		5
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-30H	-24H	-	-18H	-	-14H	-	-11H	-	-	-8H	(-6H)	-4H	-3H	-1H	0H	YH	XH
TLレベルと目安の時刻設定基準（想定気象情報） 台風	5日先予報円が判定区域に到達予想等	4日先予報円が判定区域に到達予想等	3日先予報円が判定区域に到達予想等	2日先予報円が判定区域に到達予想等	〈大雨・洪水注意報（埼玉、東京）強風注意報（埼玉）、強風・波浪注意報（東京）〉	岩淵水門(上)の水位3.0m（水防団待機水位）	岩淵水門(上)の水位3.5m	〈大雨・洪水警報（埼玉、東京）〉	熊谷の水位3.5m（氾濫注意水位）	〈暴風警報（埼玉）、暴風・波浪警報（東京）〉	治水橋の水位7.5m（氾濫注意水位）	〈記録的短時間大雨情報（埼玉）〉	岩淵水門(上)の水位4.1m（氾濫注意水位）	熊谷の水位5.0m(避難判断水位	〈記録的短時間大雨情報（東京）大雨特別警報（埼玉、東京）〉	熊谷の水位5.5m（氾濫危険水位）	岩淵水門（上）の水位6.5m（避難判断水位）到達予想	治水橋の水位12.2m（避難判断水位）	【岩淵水門(上)の水位6.5m（避難判断水位）	治水橋の水位12.7m（氾濫危険水位）	【岩淵水門(上)の水位7.7m（氾濫危険水位）	岩淵水門（上）の水位8.57m（計画高水位）到達のおそれ	荒川下流で破堤氾濫の発生
TLレベルと目安の時刻設定基準（想定気象情報） 高潮/中小洪水						水警(岩)〈待機準備〉			洪予(熊)〈注意〉 岩淵水門〈閉鎖準備〉		洪予(治)〈注意〉 岩淵水門〈閉鎖開始〉		水警(岩)〈出動〉 洪予(岩)〈注意〉 岩淵水門〈閉鎖完了〉	洪予(熊)〈警戒〉		洪予(熊)〈危険〉	洪予(治)〈警戒〉		洪予(岩)〈警戒〉	洪予(治)〈危険〉	洪予(岩)〈危険〉		洪予〈氾濫発生〉
東京管区気象台	■台風情報等の発表（以降、随時継続）	■体制の構築・確認 ・協力機関体制確認、連絡体制の確認	■台風情報等の発表 ・重大な影響が予想される台風の記者会見等 ■体制の構築・確認 ・体制準備	■台風説明会の開催	■大雨・洪水注意報等の発表 ■体制の構築・確認 ・体制準備			■大雨・洪水警報（埼玉、東京）の発表	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫注意情報／熊谷）の伝達	■暴風警報（埼玉）、暴風・波浪警報（東京）の発表	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫注意情報／治水橋）の伝達	■記録的短時間大雨情報（埼玉）の発表 ■ホットラインによる連絡 ・熊谷地方気象台から各市へ連絡	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫注意情報／岩淵）の伝達	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫警戒情報／熊谷）の伝達	■大雨特別警報等の発表 ■ホットラインによる連絡 ・気象台から各市区へ連絡	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫危険情報／熊谷）の伝達		■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫警戒情報／治水橋）の伝達	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫警戒情報／岩淵）の伝達	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫危険情報／治水橋）の伝達	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫危険情報／岩淵）の伝達		■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫発生情報）の伝達
荒川下流河川事務所		■体制の構築・確認 ・協力機関体制確認、連絡体制の確認 ■浸水予想範囲の確認	■体制の構築・確認 ・体制準備			■水防警報の発表・伝達 ・水防警報（待機・準備／岩淵）の発表・伝達 ■体制の構築・確認 ・体制準備	■体制の構築・確認 ・体制準備		■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫注意情報／岩淵）の伝達 ■ホットラインによる連絡 ・河川事務所から江東5区へ連絡[実施時期が異なる場合あり] ■岩淵水門の閉操作 ・水門上下流部の高水敷状況確認・伝達		■体制の構築・確認 ・体制準備 ■岩淵水門の閉操作 ・岩淵水門ゲートの閉鎖操作開始の伝達 ・岩淵水門ゲートの閉鎖操作		■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫注意情報／岩淵）の伝達 ■水防警報の発表・伝達 ・水防警報（出動／岩淵）の発表・伝達 ■体制の構築・確認 ・体制構築 ■岩淵水門の閉操作 ・岩淵水門ゲートの閉鎖操作完了の伝達 ■道路交通対策に関する事前協議 ・越水危険箇所やその箇所で破堤した場合の浸水範囲や浸水深、到達時間の情報提供	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫危険情報／熊谷）の伝達 ・緊急速報メールによる洪水予報		■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫警戒情報／治水橋）の伝達	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫警戒情報／岩淵）の伝達 ■ホットラインによる連絡 ・河川事務所から市区へ連絡[実施時期が異なる場合あり]	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫危険情報／治水橋）の伝達 ・緊急速報メールによる伝達	■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫危険情報／岩淵）の伝達 ・緊急速報メールによる伝達 ■ホットラインによる連絡 ・河川事務所から市区へ連絡[実施時期が異なる場合あり] ■体制の構築・確認 ・体制構築 ■排水機場の運転停止、排水機場の運転調整の開始水位に到達した旨の通知 ■危険箇所等からの通報		■洪水予報の伝達 ・洪水予報（氾濫発生情報）の伝達 ・緊急速報メールによる伝達 ■今後の氾濫予測の検討・伝達 ■ホットラインによる連絡 ・河川事務所から市区へ連絡 ■体制の構築・確認 ・体制構築
東京都総合防災部		■体制の構築・確認 ・協力機関体制確認、連絡体制の確認 ■浸水予想範囲の確認	■体制の構築・確認 ・体制準備	■台風説明会の開催			■体制の構築・確認 ・体制準備 ■運行調整の周知 ・運行状況の利用者への周知				■体制の構築・確認 ・体制構築		■体制の構築・確認 ・体制構築						■体制の構築・確認 ・体制構築		■体制の構築・確認 ・体制構築		■自衛隊派遣要請・受け入れ ■他地方公共団体応援要請 ■交通規制情報の把握
東京都建設局河川部		■体制の構築・確認 ・協力機関体制確認、連絡体制の確認 ■浸水予想範囲の確認	■体制の構築・確認 ・体制準備		■体制の構築・確認 ・体制準備			■体制の構築・確認 ・体制構築			■体制の構築・確認 ・体制構築		■体制の構築・確認 ・体制構築							■体制の構築・確認 ・体制構築		■体制の構築・確認 ・体制構築 ■排水機場の運転停止、排水機場の運転調整の開始水位に到達した旨の通知 ■危険箇所等からの通報		■体制の構築・確認 ・体制構築
荒川区		■体制の構築・確認 ・協力機関体制確認、連絡体制の確認 ■浸水予想範囲の確認	■体制の構築・確認 ・体制準備	■体制の構築・確認 ・体制構築	■体制の構築・確認 ・体制準備	■体制の構築・確認 ・体制構築	■体制の構築・確認 ・体制準備	■体制の構築・確認 ・体制構築	■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達		■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達		■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達 ■地下鉄・地下街等への情報提供 ・各施設の閉鎖に関する情報提供 ・避難方法・手段、避難場所の案内 ■道路交通対策に関する事前協議 ・道路規制状況及び鉄道・バス運行状況の情報収集 ・地下鉄と地上鉄道等の運行継続及び停止等に関する連携 ・アンダーパス含む道路に対する注意喚起の検討 ・要配慮者施設へ通行止めに関する事前情報提供 ■道路規制後の対応 ・関係機関と連動した車両移動	■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達		■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達	■体制の構築・確認 ・体制強化	■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達	■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達 ■地下施設における避難の確保・事前準備 ・避難情報の伝達 ・周辺避難場所の広報 ■体制の構築・確認 ・体制強化 ■避難情報の発表・伝達 ・高齢者等避難の発表・伝達	■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達	■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達 ■体制の構築・確認 ・体制強化 ■避難情報の発表・伝達 ・避難指示の発表・伝達		■洪水予報の伝達 ・地下街等、要配慮者利用施設等への伝達 ■避難情報の発表・伝達 ・緊急安全確保の発令・伝達 ■自衛隊派遣要請・受け入れ ■他地方公共団体応援要請 ■災害救助法適用申請 ■交通規制情報の把握

石神井川洪水対応タイムライン

気象情報			大雨注意報	大雨警報	大雨警報＋洪水注意報	洪水警報				
石神井川洪水予報等							氾濫危険情報 ※概ね1時間以内に氾濫発生水位（石神井川の場合、A.P.+5.42m）に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表	氾濫危険水位 （A.P.+4.7m） に到達	氾濫発生水位 （A.P.+5.42m） に到達	氾濫情報解除
避難情報						高齢者等避難（レベル3）	避難指示（レベル4）		緊急安全確保（レベル5）	
対応体制			水防本部			災対本部				
区民生活部	防災課 （水害対策運用班） ※災対本部設置時には、災対総務企画部・災対区政広報部・災対管理部を統合する		気象情報の収集・発信 運営担当職員への事前周知	自主避難場所開設検討・運営担当職員参集・待機指示	気象情報及び河川情報の収集・発信 河川水位の確認 石神井川流域自治体の対応体制等に関する情報収集 自主避難場所開設指示 運営担当職員へ気象情報等情報提供 災対本部の設置検討 必要に応じて消防・警察・自衛隊等との情報共有	気象情報及び河川情報の収集・発信 河川水位の確認 石神井川流域自治体の対応体制等に関する情報収集 高齢者等避難を発令した旨、避難場所運営担当職員へ周知 災対本部設置 高齢者等避難発令	避難指示を発令した旨、避難場所運営担当職員へ周知 避難指示発令		緊急安全確保を発令した旨、避難場所運営担当職員へ周知 緊急安全確保発令	避難場所の撤収作業指示
	避難場所担当職員（水害対策運用班）	尾久第六小学校		※洪水注意報が発表される可能性がある場合、参集・待機	自主避難場所開設・運営 防災課への報告			「緊急避難場所」に種別変更 （開設継続）		避難場所の撤収作業
		尾久西小学校 西尾久ふれあい館						緊急避難場所開設		避難場所の撤収作業
防災都市づくり部			※大雨警報が発表される可能性がある場合、水防体制検討	水防本部設置	道路点検・土のう配付開始、道路パトロール、被害状況把握、障害物除去、六建との連携		災対本部と連携しながら活動継続（道路点検・土のう配付開始、道路パトロール、被害状況把握、障害物除去等） 災対本部設置検討			

雨水流出抑制施設一覧

施設名称	所在地	雨水設備	設置年度
第一中学校	荒川 1-30-1	雨水貯留水槽(56,430L)	平成 6 年度
峡田小学校	荒川 3-77-1	雨水貯留水槽(100,000L)	平成 7 年度
男女平等推進センター	東尾久 5-9-3	雨水貯留水槽(147,000L)	平成 8 年度
アクロスあらかわ	荒川 2-57-8	雨水貯留水槽(12,580L)	平成 9 年度
荒川区役所分庁舎	荒川 2-25-3	雨水貯留水槽(5,000L)	平成 9 年度
花の木ハイム荒川	荒川 5-47-1	雨水貯留水槽(43,100L)	平成 10 年度
諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8	雨水貯留水槽(477,000L)	平成 12 年度
荒木田ふれあい館	町屋 6-13-2	雨水貯留簡易水槽(500L)	平成 16 年度
西尾久ふれあい館	西尾久 8-33-31	雨水貯留簡易水槽(500L)	平成 16 年度
荒川山吹ふれあい館	荒川 7-6-8	雨水貯留簡易水槽(500L)	平成 17 年度
荒川区役所北庁舎	荒川 2-11-1	雨水貯留簡易水槽(320L)	平成 18 年度
西日暮里ふれあい館	西日暮里 6-24-4	雨水貯留簡易水槽(1,500L)	平成 19 年度
第七峡田小学校	町屋 8-19-12	雨水貯留簡易水槽(160L)	平成 19 年度
エコセンター	荒川 1-53-20	雨水貯留水槽(50,000L)	平成 20 年度
南千住保育園	南千住 6-35-3	雨水貯留簡易水槽(700L)	平成 21 年度
峡田ふれあい館	荒川 3-3-10	雨水貯留水槽(12,000L)	平成 22 年度
南千住ふれあい館	南千住 6-36-13	雨水貯留水槽(700L)	平成 23 年度
町屋ふれあい館	町屋 1-35-8	雨水貯留水槽(500L)	平成 23 年度
尾久ふれあい館	西尾久 2-25-13	雨水貯留水槽(10,000L)	平成 23 年度
夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19	雨水貯留水槽(590L)	平成 24 年度
石浜ふれあい館	南千住 3-28-2	雨水貯留水槽(1,000L)	平成 24 年度
尾久八幡中学校	西尾久 3-14-1	雨水貯留水槽(118,000L)	平成 24 年度
ゆいの森あらかわ	荒川 2-50-1	雨水貯留水槽(95,000L)	平成 28 年度
あらかわリサイクルセンター	南千住 3-28-69	雨水貯留水槽(590L)	平成 28 年度
東尾久本町通りふれあい館	東尾久 2-37-14	雨水貯留水槽(400L)	令和 3 年度

施設名称	所在地	雨水設備	設置年度
ひぐらしふれあい館	東日暮里 6-28-15	雨水貯留水槽(3,100L)	令和 3 年度

※雨水流出抑制のため、区道のアスファルト舗装についても、通行状況を勘案しながら昭和 57 年度から透水性舗装を実施している。

土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

No.	区分	施設名	所在地
1	小・中学校	第一日暮里小学校	西日暮里 3-7-15

土砂災害対応タイムライン

防災気象情報			警戒レベル	区の対応体制	避難情報		主な業務	広報	
警報等		土砂キキクル（危険度分布）			種類	発令基準		情報伝達内容	情報伝達手段
		注意	警戒レベル２	情報収集態勢	－	－	・気象庁・ウェザーニューズから気象情報を収集 ・被害状況の情報収集 ・区民からの問合せ対応	・（大雨が予想される場合）注意喚起	・ホームページ ・防災アプリ ・メールマガジン ・SNS ・LINE
大雨注意報					－	－	・今後の大雨と土砂災害のリスクスケール等の情報収集 ・被害状況の情報収集 ・区民からの問合せ対応 ・（大雨警報（土砂災害）の発表が予想される場合）自主避難場所の開設準備	・警報の発表と大雨・土砂災害・浸水への注意・警戒について	
				水防本部（大雨警報（土砂災害）発表時）	－	－	・自主避難場所の開設・運営 【自主避難場所】 ▶諏訪台ひろば館 ・本部と避難場所間の連絡調整 ・被害状況の情報収集 ・区民からの問合せ対応 ・今後の大雨と土砂災害のリスクスケール等の情報収集 ・（避難情報の発令を必要とする場合）災害対策本部の立ち上げ等の準備	・警報発表 ・自主避難場所の開設情報 ・注意喚起	
大雨警報（土砂災害）		警戒	警戒レベル３	災害対策本部（避難情報発令時）	高齢者等避難	以下のいずれかが該当する場合 １　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害メッシュ情報が「警戒」になった場合 ２　大雨注意報が発表され、夜間から翌朝早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が示されている場合	・緊急避難場所の開設・運営 【緊急避難場所】 ▶諏訪台ひろば館 ▶学校法人開成学園 ▶日暮里サニーホール ・本部と避難場所間の連絡調整 ・被害状況の情報収集 ・区民からの問合せ対応 ・今後の大雨と土砂災害のリスクスケール等の情報収集	・「高齢者等避難」の発令 ・緊急避難場所の開設情報 ・注意喚起	・ホームページ ・防災アプリ ・メールマガジン ・SNS ・LINE ・ケーブルテレビ等のデータ放送 ・緊急速報メール、エリアメール ・防災行政無線 ・安心安全パトロールカー ・Lアラート ・災害情報受信機
	記録的短時間大雨情報	非常に危険	警戒レベル４		避難指示	以下のいずれかが該当する場合 １　土砂災害警戒情報が発表された場合 ２　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害メッシュ情報が「非常に危険」又は「極めて危険」になった場合 ３　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合 ４　土砂災害の前兆現象（崖に割れ目が入る、湧き水の発生等）が発見された場合	・適宜、避難場所への避難誘導 ・本部と避難場所間の連絡調整 ・被害状況の情報収集 ・区民からの問合せ対応 ・今後の大雨と土砂災害のリスクスケール等の情報収集 ※（降雨が治まった後、自宅で生活できない区民がいる場合）避難所の開設 【避難所】 ▶西日暮里ふれあい館 ▶諏訪台ひろば館	・「避難指示」の発令 ・緊急避難場所の開設情報 ・注意喚起	
大雨特別警報（土砂災害）	土砂災害警戒情報	極めて危険							

※土砂キキクル（危険度分布）とは、避難に要する時間を確保するために、２時間先までの雨量予測に基づく予想を用いて、１km四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を５段階に判定した結果を表示したもの。
※土砂災害が発生した場合、「警戒レベル５　緊急安全確保」を発令し、他の避難情報と同様に周知する。

令和６年 12 月発行　　登録（06）0065

荒川区地域防災計画（令和６年修正）資料編

編集発行　荒川区防災会議
（荒川区防災会議事務局）
荒川区区民生活部防災課
〒116-8501　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
電 話　03（3802）3111（代）内 492
直 通　03（3803）8711
Ｆ Ａ Ｘ　03（5810）6262